

平成29年第402回定例会

矢 吹 町 議 会 会 議 録

平成29年3月10日 開会

平成29年3月21日 閉会

矢 吹 町 議 会

平成29年第402回矢吹町議会定例会会議録目次

第 1 号 （3月10日）

議事日程	1
本日の会議に付した事件	1
出席議員	1
欠席議員	1
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	1
職務のため出席した者の職氏名	2
開会の宣告	3
開議の宣告	3
会議録署名議員の指名	3
会期の決定	3
諸報告	4
監査報告	5
組合議会報告	5
会期外付託案件調査報告	6
議員派遣報告	8
町政報告並びに施政方針	8
承認第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	20
議案第8号の上程、説明、質疑、討論、採決	21
議案の上程、説明（議案第3号～議案第7号、議案第9号～議案第26号）	22
散会の宣告	28

第 2 号 （3月13日）

議事日程	29
本日の会議に付した事件	29
出席議員	29
欠席議員	29
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	29
職務のため出席した者の職氏名	30
開議の宣告	31
一般質問	31
角 田 秀 明 君	31
鈴 木 一 夫 君	39

薄 葉 好 弘 君	49
会議時間の延長	56
一般質問（続き）	56
富 永 創 造 君	64
散会の宣告	76

第 3 号 （3月14日）

議事日程	77
本日の会議に付した事件	77
出席議員	77
欠席議員	77
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	77
職務のため出席した者の職氏名	78
開議の宣告	79
一般質問	79
吉 田 伸 君	79
藤 井 精 七 君	90
三 村 正 一 君	98
安 井 敬 博 君	110
青 山 英 樹 君	125
総括質疑	139
議案・陳情の付託	139
散会の宣告	140

第 4 号 （3月21日）

議事日程	143
本日の会議に付した事件	143
出席議員	143
欠席議員	143
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	144
職務のため出席した者の職氏名	144
開議の宣告	145
議事日程の報告	145
議案第3号、第4号、第5号、第9号、第10号、陳情第1号の委員長報告、質疑、討論、採決	145

議案第6号、第7号、第11号、第12号、陳情第2号、第3号の委員長報告、質疑、討論、採決	147
議案第14号、第15号、第16号、第17号、第18号、第19号の委員長報告、質疑、討論、採決	151
議案第13号、第20号、第21号、第22号、第23号、第24号、第25号、第26号の委員長報告、質疑、討論、採決	156
日程の追加	162
同意第1号の上程、説明、採決	163
発議第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	164
閉会中の継続調査の申出について	165
議員の派遣について	165
議長発言	166
閉会の宣告	166
署名議員	167

平成 2 9 年 3 月 1 0 日（金曜日）

（第 1 号）

平成29年第402回矢吹町議会定例会

議事日程（第1号）

平成29年3月10日（金曜日）午前10時開会

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 諸報告

日程第4 町政報告並びに施政方針

日程第5 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて（専決第1号 平成28年度矢吹町一般会計補正予算（第6号））

日程第6 議案第8号 矢吹町営住宅等条例の一部を改正する条例

日程第7 議案の上程

議案第3号・第4号・第5号・第6号・第7号・第9号・第10号・第11号・第12号・第13号・第14号・第15号・第16号・第17号・第18号・第19号・第20号・第21号・第22号・第23号・第24号・第25号・第26号
（町長提案理由説明のみ）

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（14名）

1番	富永	創造	君	2番	三村	正一	君
3番	安井	敬博	君	4番	加藤	宏樹	君
5番	薄葉	好弘	君	6番	鈴木	一夫	君
7番	青山	英樹	君	8番	大木	義正	君
9番	栗崎	千代松	君	10番	角田	秀明	君
11番	吉田	伸	君	12番	藤井	精七	君
13番	鈴木	隆司	君	14番	熊田	宏	君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長 野崎吉郎君 副町長 渡邊正樹君

教 育 長 栗 林 正 樹 君	代表監査委員 佐 藤 昇 一 君
企画総務課長 阿 部 正 人 君	まちづくり 推 進 課 長 氏 家 康 孝 君
税 務 課 長 三 瓶 貴 雄 君	会計管理者兼 総合窓口課長 小 針 良 光 君
保健福祉課長 泉 川 稔 君	産業振興課長 兼農業委員会 事 務 局 長 佐 久 間 一 幸 君
都市整備課長 福 田 和 也 君	教育次長 兼 教育振興課長 兼 中 央 公 民 館 長 佐 藤 豊 君
子 育 て 支 援 課 長 山 野 辺 幸 徳 君	

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 梅 原 喜 美	主任主査 兼 次 長 角 田 哲 也
----------------	-----------------------

◎開会の宣告

○議長（熊田 宏君） 皆さん、おはようございます。ご参集ありがとうございました。

ただいまの出席議員数は14名であります。

出席議員数が定足数に達しておりますので、これより第402回矢吹町議会定例会を開会させていただきます。

（午前10時00分）

◎開議の宣告

○議長（熊田 宏君） これより会議を開きます。

それでは、日程に入ります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（熊田 宏君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、

3 番 安 井 敬 博 君

4 番 加 藤 宏 樹 君

を指名させていただきます。

◎会期の決定

○議長（熊田 宏君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

本定例会の会期及び議事日程については、議会運営委員会において審議されておりますので、その結果について報告を求めます。

議会運営委員会委員長、6 番、鈴木一夫君。

〔6 番 鈴木一夫君登壇〕

○6 番（鈴木一夫君） おはようございます。

それでは、第402回矢吹町議会定例会議事日程についてご報告を申し上げます。

第402回矢吹町議会定例会が、本日3月10日に招集になりましたので、それに先立ちまして、3月8日午前10時より議会運営委員会を開き、今定例会の運営について協議いたしました。

協議に入る前に、町長から提出予定の議案について企画総務課長から説明を求め、さらに、議長から提出された日程等について事務局長から説明を求め、協議いたしました結果、会期を本日3月10日から3月21日までの12日間とすることに協議が成立いたしました。

町長提出の議案等は25件であります。そのうち、承認1件及び条例の一部改正による議案1件については、全体審議といたします。

次に、条例の一部を改正する議案5件、関係条例を整備する議案1件、一般議案3件及び3月3日までに受理しました陳情3件については、その所管する常任委員会に付託して審議をすることといたします。

また、6件の補正予算及び8件の当初予算については、第1予算特別委員会及び第2予算特別委員会を設置構成をして、審議をすることにいたします。

なお、各委員会への付託案件は、議案付託表のとおりであります。ご参照ください。

また、会期日程及び議事日程については、皆様のお手元に配付してあるとおりでございますが、第1日目、本日の会議では、監査委員、常任委員会などの諸報告及び町政報告並びに施政方針を行い、続きまして、承認1件、条例の一部改正による議案1件について、全体審議として採決いたし、日程第7で、議案第3号から第7号まで及び議案第9号から第26号まで一括上程し、町長から提案理由の説明を受け、初日は終了といたします。

第2日目の3月11日、第3日目の12日は、土曜日、日曜日のため休会といたします。

第4日目の13日月曜日は、午後1時から、通告のあった議員から順次一般質問を行います。

第5日目の14日火曜日も、午前10時から、前日に引き続き一般質問を行い、総括質疑、議案、陳情の付託をいたします。

第6日目の3月15日水曜日は、午前10時から各常任委員会を開催いたします。午後1時から、第1、第2予算特別委員会をそれぞれ開催いたします。

第7日目の16日木曜日も、水曜日に引き続き、それぞれ午前10時から予算特別委員会を開催いたします。

第8日目の17日金曜日については、報告書の作成のため休会といたします。

第9日目の18日、第10日目の19日、第11日目の20日は、土曜、日曜、祝日のため休会といたします。

第12日目の21日月曜日は、午後1時から、各委員会に付託した議案、陳情の審査結果を各委員長から報告を受け、審議、採決を行い、今定例会は終了となりますが、会期中に追加議案等があれば、その時点において議会運営委員会を開き、その対応について協議することにいたしましたので、議員各位のご協力をよろしくお願いいたします。

以上で、議会運営委員会からの報告といたします。

なお、今定例会は恒例により、最終日、本会議終了後午後6時から「観音湯」におきまして、町執行部との懇親会を開催いたしますので、皆様のご参加をお願いいたしまして報告といたします。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（熊田 宏君） お諮りいたします。ただいま議会運営委員会委員長報告のとおり、今定例会の会期は本日3月10日から3月21日までの12日間といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（熊田 宏君） ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日3月10日から3月21日までの12日間と決定いたしました。

なお、会期中の個々の日程につきましては、議事日程としてお手元に配付してあるとおりであります。

◎諸報告

○議長（熊田 宏君） 日程第3、これより諸般の報告をいたします。

初めに、配付資料等について説明させていただきます。

本定例会の議案書、例月出納検査の結果報告書、白河地方広域市町村圏整備組合議会定例会、福島県町村議会議長会平成28年度第2回定期総会における議案書等の写し、陳情文書表、会期外付託案件報告書並びに議案等説明のため出席を求めた者の報告書は、お手元に配付してあるとおりであります。

次に、意見書の送付について報告いたします。

さきの12月定例会において議決されました発委第1号 地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書につきましては、平成28年12月12日付で各関係機関に送付させていただきました。

◎ 監査報告

○議長（熊田 宏君） これより、例月出納検査結果について、代表監査委員より報告を求めます。

代表監査委員、佐藤昇一君。

〔代表監査委員 佐藤昇一君登壇〕

○代表監査委員（佐藤昇一君） 皆さん、おはようございます。

それでは、お手元に配付しました監査結果の報告をさせていただきます。

今回の報告は、例月出納検査結果であります。

検査を執行した日ですが、一般会計及び特別会計については、平成28年度11月分を12月26日に、12月分を1月25日に、1月分を2月22日にそれぞれ行いました。

水道事業会計につきましては、平成28年10月1日から12月31日までの第3四半期分を1月26日に行いました。検査に当たっては、会計管理者及び都市整備課長から、関係する必要書類の提出を求め、それぞれ関係月の出納状況を聞いた後、検査を行いました。

その検査結果につきましては、各会計とも出納事務に違法、不当は認められず、計数においても違算はなく、適正なものと認めました。

なお、詳細につきましては、報告書をごらんいただきたいと思います。

以上で、例月出納検査結果の報告を終わります。

○議長（熊田 宏君） 以上で、代表監査委員からの報告を終結いたします。

◎ 組合議会報告

○議長（熊田 宏君） 次に、平成28年第4回白河地方広域市町村圏整備組合議会定例会が平成28年12月27日に開催されました。さらに、平成29年第1回定例会が去る2月24日に開催されましたので、その結果について、私から報告させていただきます。

お手元に配付いたしました白河地方広域市町村圏整備組合議会報告書をごらんください。

初めに、平成28年第4回定例会の開催結果ですが、本定例会に提案されました議案は3件であります。

議案第17号 決算の認定についてであります。平成27年度一般会計歳入歳出決算について、地方自治法第233条第3項の規定により、監査委員の意見をつけて議会の認定に付されたものであり、原案のとおり認定されました。

次に、議案17号 平成28年度白河地方広域市町村圏整備組合一般会計補正予算（第1号）及び議案第19号

平成28年度白河地方広域市町村圏整備組合水道用水供給事業会計補正予算（第1号）についてであります、原案のとおり可決されました。

続いて、平成29年2月24日に開催されました平成29年度第1回定例会についてであります、提案された議案は3件であります。

議案第1号 平成28年度白河地方広域市町村圏整備組合一般会計補正予算（第2号）、議案第2号 平成29年度白河地方広域市町村圏整備組合一般会計予算及び議案第3号 平成29年度白河地方広域市町村圏整備組合水道用水供給事業会計予算についてであります、審査の結果、異議なく、原案のとおり可決されました。

私からの報告の詳細につきましては、お手元に配付しました資料をごらんください。

また、組合議会定例会終了後に全員協議会が開催されましたので、その内容について、当町に關係する内容でありましたので、報告させていただきます。

広域消防行政発足時の昭和47年に建設された矢吹消防署、西郷分署、東分署、塙分署及び鮫川分署の5庁舎の消防庁舎整備計画が示されました。平成31年度から5期に分けて、おおむね6年ごとに分散建てかえにより整備をする内容です。

最初に基幹署となる矢吹消防署を整備し、その後は、優先度を判断しながら4庁舎を整備する計画です。

なお、消防庁舎建設は、敷地を各市町村が取得して、建物は広域圏が建設するということとなります。

以上で組合議員からの報告を終わります。

次に、平成29年2月21日に開催されました福島県町村議会議長会平成28年度第2回定期総会について報告します。

総会の議事日程に入る前に、さきの全国町村議会議長会第68回定期総会において、町村議会及び議員に係る自治功労者並びに議会広報全国コンクール表彰の各受賞者への表彰伝達が行われ、県下町村議会議長の全員出席のもと、第2回定期総会が開催されました。

提出議案の主な内容につきましては、平成28年度第1回定期総会以降、議長会役員の異動報告、平成28年度一般会計補正予算、平成27年度会務報告及び一般会計歳入歳出決算の認定、そして、平成29年度会費分賦収入方法並びに事業計画及び一般会計予算が提出されました。それぞれ承認または原案のとおり可決されました。

なお、詳細につきましては、お手元に配付しました資料をごらんください。

以上で、私からの報告を終了いたします。

◎ 会期外付託案件調査報告

○議長（熊田 宏君） これより、会期外に行われました委員会の調査結果について、委員長から報告を求めます。

産業民生常任委員会委員長、11番、吉田伸君。

〔11番 吉田 伸君登壇〕

○11番（吉田 伸君） 皆さん、おはようございます。

傍聴席の町民の皆さん、本当にありがとうございます、感謝いたします。

それでは、産業民生常任委員会の閉会中の所管事務調査の結果報告についてお知らせいたします。

第400回矢吹町議会定例会において当委員会に付託されました案件につきまして、調査が終了したので、その結果について、矢吹町議会会議規則第77条の規定により報告いたします。

産業民生常任委員会所轄事務調査結果報告書。

1 番から 5 番までは割愛させていただきます。

6 番、調査経過。二本松市の道の駅の「ふくしま東和」及び猪苗代町の道の駅「猪苗代」を視察研修してまいりました。

道の駅「ふくしま東和」は、阿武隈山系の西斜面に位置する旧東和町の中心部を横断する国道394号沿いに設置された道の駅であります。駐車場は、普通車40台、大型車2台のスペースで、建物の西側と東側に設置されており、初めて行く場合にはわかりにくいと感じました。

施設の概要については、地元の農産物や特産品、陶芸品、木工品などの展示販売を行う店舗があり、さらに、陶芸や木工、フラワーアレンジ体験コーナーも併設されておりました。野菜や加工品の種類は比較的充実しており、値段も安価であったと感じましたが、平日の10時ごろ視察したこともあり、当委員会委員の他には客は2人しかいませんでした。そして、店員は2人いましたが、車の往来する台数や道の駅設置場所にもよりますが、平日日中の集客は非常に困難であると感じました。

次に、道の駅「猪苗代」は、平成28年11月19日にオープンした福島県内で一番新しい道の駅であり、国道115号の沿線で、国道49号、磐越自動車道猪苗代磐梯高原インターチェンジに隣接しており、猪苗代町において、人・物の往来が最も多い場所であるとの説明がありました。

概算の事業費については、国庫補助4億円、県負担金1億円、地方債12億円、町一般財源6億円、県設置の右折レーン、屋外トイレ及び案内看板で県費1億2,800万円、合計で24億2,800万円であるとの説明がありました。

主な施設は、駐車場、屋内外トイレ、情報提供設備、案内看板、農産物直売所、物品販売、レストラン、備蓄倉庫、地中熱利用ヒートポンプ暖房、太陽光発電設備、平成29年度整備予定のヘリポート等となっております。

また、国道や高速道路における火山災害、豪雪、地震時のモータープール機能や緊急時の救難ヘリポート機能を確保した道の駅であるとの説明がありました。

説明終了後、現地視察を行い、備蓄倉庫やヒートポンプ暖房設備、これはいいと思いました。売店、さらには、関係者しか出入りできない裏方のスペースを案内していただきました。

最後に、質疑応答、意見交換を行いました。店舗の運営の形態や年間の売り上げ、運営に係る経費、指定管理料、さらには、ヒット商品の開発方法や有利な補助金の内容などについて、活発な質疑応答、意見交換ができ有意義な研修であり、視察だと思っております。

今回の視察研修については、猪苗代町長さんが臨席して承り、冒頭の町長挨拶のみならず、会議室での説明や施設内の案内、さらに、最後の質疑応答、意見交換まで立ち会っていただき、道の駅に対する町長さんの熱い思いや建設に至るまでの諸問題、また解決方法を、いろんな苦慮したことを聞く機会を設けていただいたことに改めて感謝したいと思います。

そして、私の委員長としての結果であります、私見も入っていますけれども、12月議会で関東近県の道の駅

の産業民生常任委員会の報告をしたと思いますけれども、私、2月24日にちょうど栃木県に行く用事がありまして、その帰り、那須烏山市から大子町のほうに回りまして、改めて、常陸大宮市の道の駅のことが多少気になったものですから、ということは、天気がよかったものですから、それで回ってみたいと思ひまして、わざわざあちらに回ったんですけれども、天気に恵まれまして、常設の、あそこ140台と思ひましたけれども、満杯でありまして、それで、大型バスが5台だと思ひました。

館内は、満杯の人とはいえ、特に天気が、先ほど言ったようによかったですから、お年寄りの高齢者とか、並びに子供たちがたくさん来ておりまして、あの久慈川の河川の水遊びまでやっておりました。それで、ちょうど時間帯は12時から1時ごろだと思ひました。駐車スペースが足りなくて、遠くまで駐車に行っていたような姿があります。

ナンバーについては、水戸ナンバーが6割くらいだと思います。福島県ナンバーも大分ありました。そして、あそこは去年の開設なんですけれども、関東ナンバーが、八王子、野田、府中、全体の、ずっと眺めてありましたけれども、二、三割あったはずで。

ですから、もちろん、先ほど言ったように、烏山から大子に抜けるまで、道路沿いには、ちょうど梅の花が開花する、暖かいところでもありますので、ですから、こういうふうな温暖な天気になってくると、外来に出ていくという考え方で、天気がよくて、最初はそう考えたんですけれども、そのとおりだと思ひまして、環境と整備がきちんとしていけば、またそういう発想でいけば、道の駅も、なるほどという結果が出ているのかなというふうに感じました。

以上をもって、産業民生常任委員会の報告といたします。

以上です。

◎議員派遣報告

○議長（熊田 宏君） 次に、会議規則第122条第1項の規定により、議員派遣について報告いたします。

派遣の結果につきましては、お手元に配付した報告書のとおりであります。

以上で、諸般の報告は終了いたします。

◎町政報告並びに施政方針

○議長（熊田 宏君） 日程第4、これより町政報告並びに施政方針を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） 議場の皆さん、おはようございます。

第402回矢吹町議会定例会の開催に際しまして、熊田議長を初め、議員の皆様にご挨拶申し上げます。

それでは、町政報告をさせていただきます。

お手元に配付いたしました第402回矢吹町議会定例会町政報告より抜粋し、ご報告させていただきますので、ご了承ください。

1 ページをごらんください。

初めに、復興関連事業についてであります。森林再生事業についてであります。東京電力福島第一原子力発電所の事故による放射性物質拡散の影響で停滞している森林整備・林業生産活動を活性化させるため、間伐等の森林施業と道路整備を一体的に行い、低下しつつある森林の公益的機能等、多面的機能を回復させながら、森林内の放射性物質の低減を図り、「ふくしまの森林」を再生するとともに、森林整備の促進を図ることを事業目的としております。

平成27年度については、田内地区40ヘクタールを実施し、平成28年度については、柿之内地区約40ヘクタールを実施しております。今後も、森林資源の現況等の調査結果並びに優先順位等を考慮し、事業を実施してまいります。

次に、米の全量全袋検査についてであります。東京電力福島第一原子力発電所の事故による放射性物質の汚染により、県内農産物の出荷制限や風評被害など深刻な状況を受け、消費者の関心が高い米について安全性を確認するため、平成27年度に引き続き、町内4カ所の検査場で平成28年産米の検査を実施中であります。

検査結果であります。2月14日現在、23万1,792袋を検査し、測定下限値未満が23万1,791袋、25ベクレルから50ベクレルが1袋ありましたが、国が定める一般食品の基準値である100ベクレルを超える米は検出されませんでした。

次に、矢吹駅周辺地区都市再生整備計画事業についてであります。東邦銀行矢吹支店跡地における（仮称）中町ポケットパーク整備事業につきましては、昨年9月に用地の買収が完了したことから、発注に向けた設計業務を進めているところであります。

これまでに、矢吹町商工会などからポケットパーク整備に関する要望をいただき、また、光南高校生にアンケートをとるなど、意見の収集や取りまとめを行ってまいりました。それらの意見をもとに、基本計画（案）を策定し、3月1日に第1区自治会館において第2回目の住民説明会を開催したところ、約10名の方にご参集いただき、計画の内容、今後のスケジュール等について説明申し上げ、計画に対する意見交換を行いました。現在、基本計画をもとに基本設計、実施設計に着手しており、早期の工事発注、供用開始に向け、事業を推進してまいります。

同じく、J A東西しらかわ矢吹支店跡地に計画しております（仮称）矢吹町複合施設整備事業につきましては、現在、土質調査及び測量業務を行っており、並行して、昨年に策定しました（仮称）矢吹町複合施設基本構想に基づいた基本計画の策定に着手し、各種作業を進めております。

また、公共建築設計の専門家等の学識経験者及び各種関係団体等12名による（仮称）矢吹町複合施設整備検討委員会を設置し、2月17日に委嘱状の交付及び第1回の委員会を開催したところであります。委員長に東洋大学名誉教授である長澤氏を選出し、今後の委員会の進め方について協議し、また、当面の検討内容やスケジュールについて確認を行い、今年度中に第2回目の検討委員会を実施する予定となっております。

4ページをごらんください。

次に、町民栄誉表彰式についてであります。昨年12月26日、ホテルニュー日活において、関係者等約70名の参加のもと、陸上競技において輝かしい功績を残された千葉麻美様を表彰いたしました。町民栄誉賞は、広く町民に敬愛され、町民に夢と希望を与え、町の名を高められた方に対し、その功績をたたえ贈るものであります。表彰状及び栄誉賞の贈呈後に、出席者を代表して矢吹中学校陸上部の柏木レナさんが花束を贈り、千

葉麻美様を祝福いたしました。千葉麻美様の今後のさらなるご活躍とご健勝を心からお祈りいたします。

次に、道の駅シンポジウムについてであります。2月17日、ホテルニュー日活において、160名の参加のもと、道の駅整備に向けたキックオフシンポジウムを開催いたしました。

第1部では、道の駅もてぎ株式会社、もてぎプラザの堀江氏、道の駅「くにみ」、国見まちづくり株式会社の中條氏より基調講演をいただき、第2部では、町内の洋菓子店等に協力をいただき、矢吹産米粉を使用した試作品の試食会を行い、第3部では、「特産品開発と地域商社の在り方」をテーマにパネルディスカッションを行いました。

今回のシンポジウムは、みんなで交流し、みんなでつくる道の駅を目指して、コンセプトである「日本三大開拓地・やぶきの魅力を発信し、ひととまちが交流しチャレンジする道の駅」の整備へ向けて、スタートの契機であるシンポジウムとなりました。

次に、中学生海外派遣事業についてであります。矢吹中学校2年生男子17名、女子17名の計34名及び町職員3名と矢吹中学校教諭1名の4名が随行し、昨年12月23日から12月29日までの日程で、オーストラリア・ケアンズ地域で中学生海外派遣事業を実施いたしました。派遣先では、3泊4日のホームステイを中心に、オーストラリアの自然体験等の研修を行い、7日間の日程を終了し、全員無事に帰町いたしました。2月1日の解団式では、班ごとに現地活動の報告と感想があり、団員1人ずつ英語によるコメントが発表されました。有意義な経験を積んできた生徒たちの今後の活躍に期待いたします。

次に、教育委員会表彰式についてであります。平成28年度教育委員会表彰式を2月28日に文化センターで開催いたしました。

一般の部では、特別功労賞として、陸上競技女子400メートルで日本記録を樹立、北京オリンピックに出場し、子供たちに夢と希望を与え、昨年現役を引退された千葉麻美様、功労賞として、長年にわたり教育委員として教育行政の振興・発展にご尽力された平賀優子様、長年にわたり矢吹東公民館長を務められた加藤剛様、福島県川柳賞で準賞を受賞された藤田忠一様、福島県文学賞のエッセー・ノンフィクション部門で奨励賞を受賞された後藤さとみ様、善郷小特設陸上クラブを駆伝、クロスカントリーリレー競技等で全国大会に導かれた角田智之様、善郷器楽クラブを全日本吹奏楽コンクール東北大会を初め、多くの大会で入賞に導かれた吉田智樹様、矢吹中学校美術科教員、美術部顧問として、全国きものデザインコンクールなどにおいて多数の入賞に導かれた八木田宏子様を表彰いたしました。

小・中学生の部では功労賞として、陸上、統計グラフコンクール、絵画、書道等でそれぞれ上位入賞された小・中学生41名と、団体では、第24回全国中学校駅伝競走大会（女子）に出場されました矢吹中学校特設駅伝部、日清食品カップ第19回小学生クロスカントリーリレー研修大会に出場されました善郷小学校特設陸上クラブなど15団体、また、奨励賞として、文化・スポーツで活躍された小・中学生個人35名と4団体を表彰いたしました。

ここまでは、町政報告から7点を抜粋し、報告申し上げます。矢吹町の力強い復興、そして地方創生に向け、議員の皆様のさらなるご協力をお願い申し上げ、私からの町政報告とさせていただきます。

次からの23項目については、項目のみ報告させていただき、内容につきましては、お手元に配付いたしました第402回矢吹町議会定例会町政報告により報告とさせていただきます。

放射線外部被曝検査の結果について。

放射線内部被曝検査の結果について。

東日本大震災の義援金の支給について。

災害公営住宅整備事業について。

町民新年会の開催について。

行政区活動支援事業について。

火災の発生について。

「新・矢吹方式」による交通安全・防犯活動について。

消防団活動関係について。

行政区長意見交換会について。

臨時福祉給付金について。

三鷹市との農産物等の交流事業について。

町道整備事業について。

公共下水道施設の整備について。

農業集落排水施設の整備について。

合併処理浄化槽の整備について。

水道施設の整備について。

水道普及PR事業について。

成人式について。

第4回春蘭杯について。

日本三大開拓地子ども交流事業について。

さわやか詩集表彰式について。

平成28年度矢吹町スポーツ少年団卒団式について。

以上であります。

続きまして、平成29年度施政方針を述べさせていただきます。

本日ここに、第402回矢吹町議会定例会を招集し、平成29年度の予算案を初め、関係諸議案のご審議をお願いするに当たり、私の所信の一端と新年度の主な施策の概要を申し上げ、議員各位並びに町民の皆様のご理解とご協力を賜りたいと思います。

東日本大震災から、あすで6年が経過しようとしております。

ここに改めまして、東日本大震災により被災された皆様を初め、今もなお避難生活を強いられている皆様に心よりお見舞い申し上げます。

さて、平成28年度は、矢吹町復興計画の復興期4年間の3年目、復興を仕上げるスタートの年として、復興の総仕上げに向け取り組むとともに、新たな町の最上位計画、第6次矢吹町まちづくり総合計画の初年度として、「未来を拓く日本三大開拓地 さわやかな田園のまち・やぶき」を将来像に掲げ、今後8年間のまちづくりをスタートしたところであります。

とりわけ、復興においては、「除染なくして復興なし」の考えのもと、町民の皆様の安全・安心を確保するため、住宅等の除染に取り組み、昨年3月末に町内全域における住宅等の除染作業が完了いたしました。

今後は、各仮置き場及び一般保管場の汚染土壌等を適切に管理しながら、国・県との協議・調整を行い、早期に中間貯蔵施設への搬出が完了できるよう努めてまいります。

なお、平成29年度に向けては、道路等側溝堆積物撤去処理事業を予定しており、早期の事業開始に向け万全な体制を構築し、さらなる安全・安心なまちづくりを進めてまいります。

また、中心市街地の復興においては、災害公営住宅を初め、第1区自治会館の完成、さらには大正ロマンの館のカフェレストランとしての利活用など、中心市街地の活性化に向けた基盤づくりが順調に進んだところであります。

このほか、第6次矢吹町まちづくり総合計画の重点プロジェクトとして位置づけている矢吹駅周辺地区都市再生整備計画事業、道の駅推進事業、旧総合運動公園用地利活用事業の3つの事業を確実に推進することで、復興を確かなものとし、その先の発展期につなげてまいりたいと考えております。

一方、新たなまちづくりにおいては、まちづくりの理念として掲げる協働のまちづくりが非常に活発に展開されております。

特に、区長会並びに行政区の皆様との取り組みはすばらしく、地域のことは地域みずから考え行動するという機運が高まり、本年1月には、各行政区の課題解決や発展を目的とし、行政区長意見交換会が開催されました。

このほかにも、昨年は2月の大池公園でのヒガンバナ、ハナモモの植樹を皮切りに、9月には羽鳥幹線水路上部道路敷へのツツジの植樹、12月には大池公園でのスイセンの植樹など、地域協働による取り組みが活発に行われております。

今後も、このような協働の理念に基づく活動が町内全体に浸透することで、住んでよかった、今後も住み続けたいと思える、そんな愛着と誇りの持てるまちづくりが可能になるものと考えております。

町といたしましては、このような自主的な取り組みをサポートするための支援制度の充実とともに、町職員が地域へ積極的に参画し、連携を密にする取り組みを強化してまいりたいと考えております。

このような中、平成29年度矢吹町政策大綱では、「矢吹創生」「子育て支援」「健康・医療」「協働のまちづくり」「ブランド化・情報発信」の5つを重点分野と定め、重点的かつスピード感を持った政策の展開、事業の着実な実施について方針を示したところであります。

「矢吹創生」については、矢吹町復興計画の復興期最終年度として、復興の総仕上げとともに、新たなステージとなる発展期に向け、ポケットパーク整備事業、複合施設整備事業、バスストップ整備事業、道の駅整備事業等のさらなる推進を図り、雇用創出、定住・交流人口等の増加を図る「矢吹創生」を目指すことといたします。

「子育て支援」については、出産や育児に係る家庭の負担軽減と保育料の段階的な軽減を図り、若い世代が結婚・出産・子育てに希望の持てる地域の実現を目指すことといたします。

「健康・医療」については、全ての町民が生き生きと健康な暮らしを続けるため、健康づくり、生活習慣病の予防、早期発見など健康増進事業のまちづくりを進め、医療費の削減を目指すことといたします。

「協働のまちづくり」については、まちづくりの理念である自助・共助・公助の考え方のもと、まちづくり

の共通目標を達成するため、町民、行政区、町民活動団体、事業者、行政等が連携・協力し相乗効果を発揮する、郷土愛と参加の「協働のまちづくり」を目指すことといたします。

「ブランド化・情報発信」については、矢吹町のよさを全国にPRするため、日本三大開拓地「開拓の町・矢吹」のブランド化を推進するとともに、協働する主体同士が情報発信及び情報共有を行うことで、町政への一体感を醸成し、同じ方向に向かうまちづくりを推進することといたします。

現在、地方は新しい時代への転換期を迎えております。このような中、復興はもとより、町民の皆様が将来へ希望の持てるまちづくり「矢吹創生」へ向け、多くの町民の皆様とともに、協働の理念のもと、全員参加で「矢吹創生」を合い言葉に、新たなまちづくりを進めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

それでは、まちづくり総合計画に基づく基本的な考え方及び主な事業についてご説明申し上げます。

第6次矢吹町まちづくり総合計画前期基本計画では、4年間のうち重点的に取り組む事業を重点プロジェクトとして位置づけるとともに、全ての事務事業について実施計画書を策定し、具体的な年次計画や予算の見通しを立て事業に取り組んでおります。

平成29年度は、矢吹町まち・ひと・しごと創生総合戦略及び第6次矢吹町行財政改革大綱を踏まえ、これまで以上に財政運営の健全化を図り、歳出改革、歳入改革に努め、まちづくり総合計画に基づいた行政運営を確実に実施し、計画・予算・評価を機能的に活用した行政経営システムにより、優先順位に基づいた事業展開を図ります。

平成29年度当初予算における7つの分野ごとの主な事務事業は、次のとおりであります。

「『人』、住む人みんなが健康で輝き、幸せを実感できるあたたかいまちをつくります。」の基本目標では、健康の推進については、ヘルスステーション運営事業の拡充を図り、科学的根拠に基づいたつくばウェルネス運動システムにより、個人に応じたヘルシープログラムを作成するなど、メタボリックシンドローム等の生活習慣病の予防を行い、健康増進を図ります。

また、医療費の削減には、町民一人一人の健康意識の向上が重要であり、特定健診の結果、再受診が必要な方には家庭訪問を行い、悪化防止と生活習慣の改善となる指導を実施するなど、未受診者対策に取り組みます。

生涯学習については、図書館やふるさとの森芸術村、文化センターの安全対策及び老朽化対策に取り組み、「文化の薫るまち」を目指し、あゆり祭などの公演事業や企画展等の充実を図り、より多くの町民の皆様が楽しめる芸術性・文化性の高い各種事業の展開を図ります。

また、文化財の保存・活用等としては、鬼穴古墳の試掘調査及び測量調査を実施するほか、町文化財の保存・伝承に向けた調査・検討を行います。

スポーツについては、各種市町村対抗大会の支援や中畑清旗争奪ソフトボール大会を一大イベントとして開催するとともに、平成28年度に立ち上げた総合型地域スポーツクラブの活動を積極的に支援し、スポーツを通じた健康維持・増進及び住民間の交流促進を図ります。

主な事業は記載のとおりであります。

「『支えあい』、豊かな自然環境の中で、みんなが支えあい助け合うまちをつくります。」の基本目標では、遺魂し運動については、第2ステージとして、全町クリーン作戦を初め、全町民参加型の全町運動を展開し、行政区、企業、各種団体等の自主的なクリーン作戦等について連携を図るとともに、矢吹町ごみ減量化推進計

画に基づき、「ごみゼロのまち」として取り組みを強化いたします。

また、動物に優しいまちづくりを目指すため、犬・猫等の保護や飼い主を探す等の取り組みを関係機関と連携して行うとともに、犬・猫の不妊去勢手術を行うため助成金を交付いたします。また、里親制度の枠組みをつくり、実施に向けた検討を進めてまいります。

平成27年度に商品化された「矢吹ヶ原のおいしい水」については、会議等の席など、さまざまな機会を通してPRを行い、情報発信により、町のPRと水道利用者の拡大、使用水量の増加を図ります。

介護保険事業については、第6期介護保険事業計画の計画期間が平成29年度で終了することから、第7期介護保険事業計画の策定に向け、検討委員会を組織するとともに、民間事業者による特別養護老人ホームの建設に向け、計画的な事業の推進を図ります。

また、介護予防に力を入れ、要支援・要介護状態になるおそれのある高齢者を把握し、その高齢者に対して、生涯現役社会を実現するための介護予防の観点から、運動機能の向上、栄養改善、口腔機能の向上、閉じこもり予防・支援、うつ予防・支援、認知症予防・支援等の取り組みを実施いたします。

その他、障害者総合支援法に基づく自立支援給付及び地域生活支援事業、児童福祉法に基づく児童を対象としたサービスにより、障害者の自立に対し総合的な支援を行うとともに、しらかわ地域自立支援協議会などの関係機関と連携を図ります。

また、高齢者の生きがいづくりとして、昔の遊びや門松づくりなどの伝統行事について、高齢者と児童が遊びを通して交流を重ねることにより、世代間交流の促進、伝承活動の展開を図ります。

主な事業は記載のとおりであります。

「『子ども』、未来の矢吹を担う子どもたちを育てるため、子育てに適した環境を提供し、子どもたちが心豊かに学び成長するまちをつくります。」の基本目標では、子育て支援については、子供たちと子育て家庭を社会全体で支援することを目的に、子ども・子育て支援関連の制度を活用し、質の高い保育の提供、保育の量的拡充等を図ります。

平成29年度は、矢吹っ子応援事業として、第2子以降を対象に出産祝金として5万円を支給するとともに、子育てサークル活動への助成金の交付や、不妊治療費及び不育治療費について助成金を交付いたします。

また、新たな事業として、幼稚園保育料の第1子以降無料化及び第1子に対する出産祝い品の贈呈を行うなど、出産や育児に係る家庭の負担軽減と保育料の段階的な軽減を図り、若い世代が結婚・出産・子育てに希望を持てる地域の実現を目指します。

さらに、幼稚園、保育園については、第3次矢吹町幼稚園・保育園の基本方針に基づき、平成30年度からのあさひ保育園民営化に向け、平成29年度は共同保育期間として、移管先法人と連携しながら、受け入れ体制の整備と保育サービスの充実を図ります。

待機児童対策については、幼稚園・保育園に関する実施方針を踏まえ、保育士確保を目的とした保育士就職準備金の支給を実施するとともに、幼児教育及び保育体制、施設整備計画等の検討を進めます。

また、ホームページ等を活用した子ども子育て世代に対する支援策等の積極的な情報発信や、「未来くるやぶき」と連携した取り組みを強化いたします。

保健福祉分野での子育て支援については、社会問題となっている児童虐待の早期発見、早期対応に努めるた

め、スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの配置に加え、両者に指導・助言を実施するスーパーバイザーを新たに配置し、問題行動等の原因究明と早期対応を図り、要保護児童対策地域協議会の体制を強化し、関係機関と連携しながら、家庭相談体制の整備を図ります。

学力向上対策としては、学力向上推進支援会議による幼・小・中連携と、光南高校との中・高連携による取り組みにより、町立小・中学校全体の基礎学力を向上させるほか、中学生全員を対象に、英検、漢検、数検といった各種検定試験の受験料を全額補助します。

また、適切な学習教材の提供、習熟度別の小学生夏期講習会等を充実させるとともに、学校図書館司書の配置により学力向上を図ります。

さらに、特色ある子ども教育推進事業については、小学6年生を対象としたブリティッシュヒルズでの研修や、国際感覚を身につけるための中学生海外派遣事業の充実を図り、英語に親しむ機会の創出、英語学習の充実を推進いたします。

教育施設の整備については、平成28年度に大規模改修が完了した矢吹小学校以外の小学校について長寿命化対策を行うとともに、学校給食のセンター方式化について検討を行います。

主な事業は記載のとおりであります。

「『仕事』、働く全ての人がやりがいを持って働き、経済的に自立できるまちをつくります。」の基本目標では、地方創生においては働く場の確保が重要な課題であるため、引き続き、私みずからがトップセールスを行います。

また、進出意向企業調査を実施し、新たな雇用創出に向けて企業立地奨励金等を活用するなど、企業誘致を強化します。

商業活性化を図るため、商工会への運営費補助金を交付し、加入促進活動を展開することで、組織の運営強化を促進します。さらには、中心市街地における空き店舗の改装及び賃貸や空き地への店舗等進出に関し、それらに係る経費の一部を補助することにより、空き店舗、空き地の解消促進を図ります。

中心市街地の復興・まちづくりについては、平成28年度に改修が完了した大正ロマンの館の利活用を初め、ポケットパークの整備、複合施設の建設など、にぎわい創出の拠点づくりに取り組むとともに、商工会等と連携し、矢吹駅周辺等において各種イベントを開催し、中心市街地のにぎわいづくりを展開します。

一方、本町の農業支援対策としては、担い手である農家が希望を持ち、将来にわたり持続的で安定した経営が可能となる新たな農業経営形態の支援を強化し、風評被害に打ち勝つ強い農業づくりと安心・安全の農産物づくりを推進します。

また、平成30年度から米政策における大幅な見直しが行われる予定であり、農政の転換やT P P問題を踏まえ、農業を足腰の強い産業としていくため、競争力や大規模化、収益性向上を図る分野を政策として推進し、経営の合理化策として集落営農や法人化を推進するとともに、農家の所得向上策として経営所得安定対策や農地中間管理事業の強化を図り、農業の構造改革を推進します。

さらに、農地の保全として、日本型直接支払制度を活用し、農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るための政策を推進し、高齢化、後継者不足、耕作放棄地の増加等の農業を取り巻く課題の解決に向けた取り組みを行います。

ため池整備事業では、機能保全と安定的な農業用水の確保を行うほか、東京電力福島第一原子力発電所の事故後、放射物質の影響が大きいため池について、対策を行うための実施設計を行います。

ふくしま森林再生事業については、森林の除染としての意味合いもあることから、平成29年度は堰の上地内において、間伐などの林業的手法による森林整備と放射性物質の低減を一体的に実施するとともに、中畑地区の年度別計画を策定いたします。

主な事業は記載のとおりであります。

「『くらし』、みんなが安心し、誰もが暮らしやすさを実感できる安全で快適なまちをつくります。」の基本目標では、防災対策については、デジタル防災無線システムの利活用推進と防災ラジオの普及拡大を図り、防災マップ及び福島県総合情報通信ネットワーク機器更新を行うことで、災害発生時に迅速かつ的確に対応できる体制を構築いたします。

また、定住化対策としては、若い世帯を対象に、住宅を取得した場合、条件に応じて15万円から50万円を助成する事業を継続するほか、住宅のあっせんとして、定住化促進住宅等の受け入れ等について、相談体制の充実を図ります。

公園整備については、都市公園、農村公園並びにその他管理している公園について、長寿命化計画並びに公園整備計画に基づいた公園整備、施設の更新を行い、安全で安心するふれあいと憩いの場を提供いたします。

また、協働型のまちづくりとして、助成事業を積極的に活用し、フラワーロード花いっぱい事業を行い、全町民参加型の花木植樹による地域おこしを推進し、矢吹西側地域についても、自然の豊かさと人々の暮らしを調和させた空間を里山として守り、生かしていく自然環境保全の活動に取り組みます。

幹線道路網及び町道の主なインフラ整備については、八幡町・善郷内線（羽鳥幹線水路）道路整備事業、新町西線道路整備事業、一本木32号線道路整備事業、西長峰6号線道路整備事業、神田西線道路整備事業、都市計画道路一本木29号線道路整備事業、舘沢・田内線道路整備事業等に取り組み、幹線道路及び町道の整備促進に努めます。

その他の生活道路整備については、臨時地方道整備事業及び現道を利用した簡易舗装を行い、生活環境の改善に取り組むとともに、橋梁の長寿命化対策として、義務づけされた5年に一度の近接目視点検を実施し、長寿命化修繕計画に基づき、老朽化した橋梁の修繕工事を行います。

主な事業は記載のとおりであります。

「『復興』、矢吹に受け継がれる開拓精神で、震災にも風評被害にもくじけず乗り越える強い矢吹をつくります。」の基本目標では、第6次矢吹町まちづくり総合計画では、復興におくれが生じないよう、確実に推進するため、矢吹駅周辺地区都市再生整備計画事業、道の駅推進事業、旧総合運動公園利活用事業を重点プロジェクトとして定めました。

矢吹駅周辺地区都市再生整備計画事業については、中心市街地の整備促進を図るため、奥州街道沿いの東邦銀行矢吹支店跡地へのポケットパークの整備、JA東西しらかわ矢吹支店跡地への複合施設整備など、歴史・文化資源が調和した景観計画とともに、復興のシンボルとして、にぎわいづくりに取り組みます。

なお、平成29年度は、ポケットパークの整備、複合施設の実施設計業務を予定しております。

また、道の駅推進事業については、国道4号線沿いに道の駅を整備し、農業の魅力、地域の魅力を発信する

地域活性化の拠点として整備を行います。平成29年度は、地方創生推進交付金を活用して、道の駅の仮設実験店舗を設置・運営を行います。

さらに、旧総合運動公園用地利活用事業については、平成28年度に策定予定の旧総合運動公園用地利活用基本構想に基づき、優先度、重要度を考慮しながら、事業化に向けた検討を深め、計画的な事業の推進と当該用地の有効活用を図ります。

（仮称）矢吹泉崎バスストップ整備事業については、東北自動車道矢吹インターチェンジ付近に高速バス停車場及び利用者駐車場を整備し、町民の移動手段の拡大を図り、東北の玄関口として矢吹町の利便性を強く印象づけることにより、来町者の増加、さらには移住、2地域居住の推進を図ります。平成29年度は、バスストップ利用者駐車場の整備を行うとともに、高速バス停留所の整備についても早期完成を目指し、関係機関と連携を強化します。

矢吹町復興計画では、平成26年度から平成29年度の4年間を復興期と位置づけ、本年は、その復興期4年の最終年度、復興の総仕上げの年となります。中でも平成29年度は、矢吹駅周辺地区都市再生整備計画事業であるポケットパークの整備や複合施設整備などの大型事業が本格化するため、矢吹町復興計画の復興期から新たなステージとなる発展期に向け、万全を期し、復興の実現を図ります。

主な事業は記載のとおりであります。

「『計画実現のために』、計画実現のために、町民も行政も共に協力し行動する協働のまちづくりを進め、まちづくり総合計画に沿った行政運営を推進します。」の基本目標では、協働のまちづくりについては、第6次矢吹町まちづくり総合計画の理念を踏まえ、中長期的な総合的ビジョンを策定し、協働のまちづくりのあり方について、町内及び町民への浸透を図ります。

また、コミュニティ活動を推進するため、行政区が自主的・主体的な創意と工夫により、区域内全域を対象に行う道路・側溝の清掃、または交差点・沿道の草刈り等の活動事業に対する支援を行うほか、平成29年度は、町職員が各行政区の担当となり、新たな行政課題の発見や地域活動の支援等を行う行政区サポーター事業について試行し、本格実施に向けた制度構築を行います。

タウンプロモーション事業については、矢吹町の持つ魅力を全国に発信するため、マスコミ、広報、ホームページ、SNS等、あらゆる手段を使って情報を発信することで矢吹町の認知度向上を図り、交流・流入人口の増加、さらには移住・定住促進の足がかりとします。

また、ふるさと思いやり基金については、有効な財源確保の手段であることから、魅力ある返礼品について検討を加え、ふるさと基金として寄附の拡大を図ります。

情報システムについては、情報化社会の進展を踏まえ、町ホームページ等の充実や、マイナンバーを活用した行政サービスの向上及び行政事務の効率化を図るなど、ICTを活用した効果・効率的な行政サービスを提供いたします。

便利で快適な窓口サービスを実現するため、住民ニーズにきめ細やかに対応できる総合窓口の充実を図ります。

また、税の公平性を確保するため、滞納対策を強化し、広域圏と連携を行い、収納確保に資するあらゆる手段を検討することにより収納率の向上を図ります。

地域観光においては、やぶき観光案内所を拠点とし、観光資源の掘り起こしやフェイスブック等を活用した情報発信を行い、日本三大開拓地「開拓の町・矢吹」のブランド化を推進します。

また、福島県主催宝探しゲーム「コードF-7」に参加するほか、初代福島ゆるキャラグランプリに輝いた「やぶきじくん」の活用により、観光PRの強化及び観光交流人口の拡大に向けた取り組みを実施します。

人口減少社会、地方創生など、地方を取り巻く環境は厳しさを増しておりますが、地方分権改革のさらなる推進を図るため、第6次矢吹町まちづくり総合計画に基づき、新たな協働型社会の構築を目指して、効率的かつ効果的な行政運営、財政規律の確立を図り、新しい行政経営に取り組むことといたします。

主な事業は記載のとおりであります。

それでは、次に、予算の概要について申し上げます。

国の平成29年度予算は、平成29年度予算編成の基本方針に基づき、一億総活躍社会の実現を目指し、少子高齢化という構造問題に正面から立ち向かい、成長と分配の好循環の実現に向け、600兆円経済と財政健全化目標達成の双方の実現に取り組むとの方針が示されました。

「経済再生なくして財政健全化なし」を基本とし、誰もが生きがいを持って充実した生活を送ることができる一億総活躍社会の実現に向け、「戦後最大の名目GDP 600兆円」「希望出生率1.8」「介護離職ゼロ」という「新・三本の矢」に沿った施策を推進し、それぞれを相互に密接に関連しながら一体的に取り組むことで、成長と分配の好循環を確立し、日本経済全体の持続的拡大均衡を目指すことと示されております。

このことから、国の平成29年度予算は、東日本大震災、熊本地震を初め、各地の災害からの復興や防災対策の強化を着実に進めるとともに、引き続き、歳出全般にわたり、聖域なき徹底した見直しを推進するほか、地方においても、国の取り組みと基調を合わせ、徹底した見直しを図ることと示されております。

また、平成29年度地方財政計画では、一般財源総額の確保として、地方公共団体金融機構の準備金活用など地方交付税の原資を最大限確保することにより、地方交付税の減と臨時財政対策債の増を可能な限り抑制すること、また、平時モードへの切りかえを進めるため、歳出特別枠を見直し、公共施設等の適正管理や一億総活躍社会の実現に取り組むための歳出を確保することが明記されております。

このような状況から、地方創生の推進、防災・減災対策等に取り組みつつ、社会保障、社会資本整備、人口減少や少子高齢化など経済社会の構造変化等の課題に引き続き対応しながら、安定的な財政運営を行う必要があります。

それでは、本町の平成29年度の予算の概要について、一般会計を中心にご説明申し上げます。

予算の規模は、水道事業会計を除いた一般会計及び特別会計の総額で119億2,110万1,000円、対前年度2億6,984万7,000円、2.3%の増となりました。

一般会計の予算規模は71億5,000万円で、前年度予算比1億4,000万円、2.0%の増となっております。

歳入の根幹である町民税個人分については、企業の業績回復、震災関連需要の落ちつき等により、給与所得、営業所得、農業所得ともに前年度と同程度の収入が見込まれます。法人分については、前年度は平成27年度の税率改正により減額しましたが、前年度と同程度の収入が見込まれます。

町税に次いで主要な歳入科目である地方交付税については、国の地方交付税総額が対前年度比2.2%減の3,705億円減額されることから、前年度に比較し1億5,000万円程度の減額が見込まれます。

国庫支出金については、臨時福祉給付金事業の減、各種社会資本整備事業の事業計画に基づく進捗等により、減額を見込んでおります。

県支出金については、ふくしま森林再生事業の増等により、増額を見込んでおります。

また、歳入金については、財政調整基金の取り崩しを行わず、震災復興基金の有効活用や各種目的基金の繰り入れ措置により、財政健全化、復興から発展を目指した予算編成の内容となっております。

歳入予算の主な内容を項目別に見ていきますと、町税が1.7%増の22億4,563万3,000円、県支出金が15.0%増の7億7,580万6,000円、財産収入が土地売却収入の増額により312.7%増の1億9,062万6,000円、繰入金が108.8%増の2億6,470万円、諸収入が2.3%増の5,953万9,000円、地方交付税については8.5%減の16億8,128万円、使用料及び手数料が幼稚園保育料の第1子・第2子無料化により7.8%減の1億2,116万7,000円、国庫支出金が6.7%減の7億5,909万9,000円、地方債が起債対象事業の進捗、新規発行の抑制により16.9%減の4億8,130万円などとなっております。

歳出予算の主な内容につきましては、施政方針冊子の22ページ以降の表のとおりでありますので、ここでは説明を省略させていただきます。

予算のさらに詳しい内容は、予算案、同説明書等をごらんいただきたいと思います。

また、予算特別委員会におきまして、各担当課長から詳しく説明させていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

続いて、平成29年度の行財政改革の方向性について申し上げます。

本町の行財政改革については、これまで財政再建に取り組むなど、いち早く取り組んできたところであり、事務事業の見直し、組織機構の簡素・効率化、職員定数の適正管理、民間委託の推進、人材の育成、住民との協働体制の確立など、町行財政の健全化・効率化に努めてまいりました。

また、成果志向、住民満足重視、競争原理の導入など、民間の経営原理を取り入れた行財政経営への転換をこれまで強く進めてきたことにより、地方分権一括法による自治事務の増加や県からの権限移譲、町民ニーズの多様化・高度化等による事務事業の増加等に対応することができ、行政組織、職員体制についても、簡素・効率化の方向で進めてくることができました。

これまでの景気低迷の影響等による町税収入の減少への対応、さらに、追い打ちをかけるように東日本震災の復旧・復興への対応など、厳しい対応が求められましたが、行財政改革大綱の理念のもと、一丸となって取り組んだことにより、実質公債費比率等の財政指標の改善、指定管理者制度の導入など、行政サービスの一定の成果とともに、持続可能な財政基盤の確立に道筋をつけることができました。

平成28年度から新たにスタートした第6次矢吹町行財政改革大綱においては、これまでの理念を継承しつつ、量から質の改革にシフトし、行政を経営するという視点に立ち、限られた人や予算などの経営資源を有効に活用して、町民が満足する行政サービスをよりよく、より効率的に提供できる質的な行財政改革をあわせて行う改革への転換を図っております。

「仕事の改革」「仕組みの改革」「人の改革」という3つの視点で行財政改革に取り組み、第6次矢吹町まちづくり総合計画の実現を後押しし、町民サービスの向上とともに、矢吹町スタイルの行政システムの確立を図っていくものといたします。

次に、平成29年度の組織機構の考え方について申し上げます。

平成28年度に実施した組織機構改革では、課の数を従来の12課から10課に再編し、1つ目は、総合計画の実現に向け効果的な組織、2つ目として、各種政策・施策、事務事業が効率的に行える組織、次に、3つ目として、町民にとって便利でわかりやすい組織を目指し、取り組んでまいりました。

平成29年度においては、さらなる住民サービスの向上に努めるため、前年度の課題等を踏まえ、修正を加えながら、組織体制としては大きな変更はなく継続することとし、職員の意識改革、人材育成に力を注いでまいります。

平成29年度は、職員が自身の職務と責任を認識し、生き生きと町民のために働ける仕組みづくりとして、職制の改革に取り組みます。具体的には、これまで町民にとってわかりにくかった職名を変更し、課長、副課長、係長、副係長、主査、副主査、主事の6段階とすることで、名称からも責任の度合いがわかるように改正いたします。

これにより、6級制の給料表と1職1級で一致し、地方公務員法で定める職務給の原則が実現され、人事給与制度の適正化が図られます。

給与制度の適正化をベースに、矢吹町人材育成考課制度（人事評価制度）の考課結果を人事行政に活用し、効率的な行政運営に資する、みずから考え実行する職員を育成してまいります。

終わりになりますが、平成29年度は、第6次矢吹町まちづくり総合計画の前期4年間の2年目として、「未来を拓く日本三大開拓地 さわやかな田園のまち・やぶき」の実現を確実にするため、初年度での課題を早期に解決し、目標達成へ向けた取り組みをさらに加速していく所存であります。

矢吹町議会議員の皆様におかれましても、変わらぬご指導、ご協力をお願い申し上げるとともに、町民の皆様にも、町政に対するご理解、ご協力を切にお願い申し上げます。

平成29年度当初予算案につきまして、何とぞ原案どおりご承認いただきますよう、ここにお願い申し上げます。

以上です。ありがとうございました。

○議長（熊田 宏君） 以上で、町政報告並びに施政方針は終了いたします。

ここで、暫時休議します。

（午前11時16分）

○議長（熊田 宏君） 再開します。

（午前11時25分）

◎承認第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（熊田 宏君） 日程第5、これより承認第1号 専決処分の承認を求めることについて、専決第1号 平成28年度矢吹町一般会計補正予算（第6号）を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） それでは、説明させていただきます。

承認第1号 専決処分の承認を求めることについてであります。専決第1号 平成28年度矢吹町一般会計補正予算（第6号）について、既定の歳入歳出予算にそれぞれ1,696万3,000円を追加し、総額を74億8,834万3,000円とするものであります。

歳入の内容は、地方交付税1,051万円、県支出金645万3,000円をそれぞれ増額するものであります。

歳出の内容は、農林水産業費がふくしま森林再生事業に係る森林整備委託料により896万3,000円の増額、土木費が大雪に伴う除雪委託料により800万円を増額するものであり、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、平成29年1月25日に専決処分を行いましたので、同条第3項の規定に基づき報告し、承認を求めるものであります。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（熊田 宏君） これより質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（熊田 宏君） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（熊田 宏君） 討論なしと認め、これにて討論は終結いたします。

これより承認第1号 専決処分の承認を求めることについて、専決第1号 平成28年度矢吹町一般会計補正予算（第6号）を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（熊田 宏君） ご異議なしと認めます。

よって、承認第1号は原案のとおり承認することに決しました。

◎議案第8号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（熊田 宏君） 日程第6、これより議案第8号 矢吹町営住宅等条例の一部を改正する条例を議題いたします。

提出者の説明を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） それでは、説明いたします。

議案第8号 矢吹町営住宅等条例の一部を改正する条例についてであります。本案は、東日本大震災により住宅が被災し、自力での住宅再建が困難な世帯の居住の安定確保のため建設された災害公営住宅への入居の

促進を図るため、入居の際に必要な手続に関する連帯保証人の要件を緩和する条例改正案であります。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（熊田 宏君） これより質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（熊田 宏君） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（熊田 宏君） 討論なしと認め、これにて討論は終結いたします。

これより議案第8号 矢吹町営住宅等条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（熊田 宏君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

◎議案の上程、説明（議案第3号～議案第7号、議案第9号～議案第26号）

○議長（熊田 宏君） 日程第6、これより議案の上程を行います。

議案第3号、第4号、第5号、第6号、第7号、第9号、第10号、第11号、第12号、第13号、第14号、第15号、第16号、第17号、第18号、第19号、第20号、第21号、第22号、第23号、第24号、第25号、第26号を一括して議題といたします。

事務局長に議案を朗読させます。

なお、朗読は議案名のみとさせていただきますので、ご了承願います。

事務局長、梅原喜美君。

〔事務局長朗読〕

○議長（熊田 宏君） 提案理由の説明を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） それでは、説明させていただきます。

初めに、議案第3号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例についてであります、本案は、地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部が改正され、働きながら育児や介護がしやすい環境整備を進めるため、民間及び人事院勧告等を踏まえた国家公務員に係る規定の改正内容に準じて、地方公務員の育児支援・介護支援に係る規定の改正がされたことから、関係する条例の一部を改正するものであります。

改正の内容といたしましては、育児休業等の対象となる子の範囲に、特別養子縁組の監護期間中の子並びに

養子縁組里親に委託されている子等を加えるもの、介護休暇を3つの期間に分割して取得できるもの及び介護のための所定労働時間の短縮措置として介護時間を設けるものであります。

次に、議案第4号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてであります。本案は、地方公務員法第24条第1項に規定する職務給の原則を徹底し、職務と責任に応じた処遇を実現することにより、職員がその地位と職責を自覚し、町民のために職責を全うし得る人事給与制度を構築するための条例改正案であります。

改正の内容としましては、これまで本町独自の構造となっていた給料表4級、5級について、福島県行政職給料表に準じ改正を行うこと、職制を複雑化していた相当職の表記を削除すること、一つの級に一つの役職の段階を示す等級別基準職務表に標準的な職務を具体的に示すなど、給与制度の適正化を図るものであります。

また、福島県人事委員会よりガソリン価格の変動に伴う職員の通勤手当に係る限度額の改定勧告に基づき、あわせて本条例の改正を行うものであります。

次に、議案第5号 矢吹町税条例等の一部を改正する条例についてであります。本案は、消費税率を現行の8%から10%へ引き上げる時期が平成31年10月1日に延期されたことに伴い、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律等の一部を改正する法律において地方税法の一部が改正されたことから、関係する条例の一部を改正するものであります。

改正の主な内容としましては、消費税率10%へ引き上げの際に予定されていた法人町民税の法人税割の税率引き下げ及び軽自動車税の環境性能割の導入の時期を平成31年10月1日に変更するものであります。

次に、議案第6号 矢吹町手数料条例の一部を改正する条例についてであります。本案は、国外犯罪被害者弔慰金等の支給に関する法律が平成28年11月30日に施行され、弔慰金申請に必要な戸籍については、同法第19条において、戸籍事項の無料証明が規定され、市町村条例で手数料の無料について定めることが必要であることから、関係する条例の一部を改正するものであります。

改正の内容としましては、現在条例で定めることが戸籍等の発行手数料無料の要件となっている法律を包括的に網羅するため、矢吹町手数料条例の減免規定を変更し、あわせて矢吹町戸籍等の無料証明に関する条例を廃止するものであります。

次に、議案第7号 矢吹町介護保険条例の一部を改正する条例についてであります。本案は、消費税率10%への引き上げ時期が変更されたことに伴い、介護保険料について、所得段階が第1段階に区分される65歳以上の第1号被保険者に対する国による軽減措置の期間が延長となったことから、所要の改正を行うものであります。

改正の内容としましては、介護保険料の軽減期間を平成28年度までから1年延長し、平成29年度までとするものであります。

次に、議案第9号 督促手数料の廃止に伴う関係条例の整備に関する条例についてであります。本案は、納付期限までに納付されない町税並びに町税以外の分担金、負担金及び使用料等の各種徴収金において、督促をした際に徴収している督促手数料を廃止するため、関係する条例の所要の改正をするものであります。

現在、本町では、地方自治法や地方税法等の規定に基づき、督促をした際は督促状1通につき100円の督促手数料を徴収することを、矢吹町税条例及び矢吹町税外収入金の督促及び滞納処分に関する条例等、それぞれ

の条例により定めております。しかし、改めて督促手数料を請求する際には、収入額100円に対し、封筒代や郵送代などの経費のほうが大きく、また、納付期限から20日以内に督促状を発送しなければならないことから、督促状発送日以降にコンビニで納付する場合には、督促手数料100円を加算した納付書を新たに作成・送付する必要がある、経費負担の増加ばかりかコンビニ収納の利便性を妨げる要因ともなっております。

このようなことから、コンビニ収納を導入している近隣自治体の多くが督促手数料を廃止しており、本町においても、これまで督促手数料を徴収していた町税並びに介護保険料、後期高齢者医療保険料、下水道受益者負担金、町営住宅使用料及び幼稚園・保育園保育料等の税以外の徴収金において、平成29年4月1日以降に発送する督促状から督促手数料の徴収を廃止するものであります。

次に、議案第10号 第6次矢吹町まちづくり総合計画の一部変更についてであります。第6次矢吹町まちづくり総合計画における基本構想の中で、総合計画を中心としたまちづくりを目指すとしており、この理念は、総合計画に基づいた行政運営を徹底し、政策・施策・事務事業を明らかにすることで、開かれた役場の実現を目指すとともに、事務事業については追加・変更を行い、より計画性が高い基本計画として洗練するものであります。

基本計画には、計画期間中の事務事業を全て掲載し、これらを追加・変更する場合は、議会の議決案件とすることで議会との政策形成の合意を図り、その内容を町民に公表しながら、町民・議会・役場が一体となったまちづくりを推進することが、総合計画を中心としたまちづくりの基本的な考え方であり、このような理由により、平成29年度事業実施計画の策定に当たり、基本計画に変更が生じたことから、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第11号 矢吹町農村公園の指定管理者の指定についてであります。農村集落在住者の健康増進及び憩いの場として設置された三城目農村公園、神田農村公園、田内農村公園の3施設につきまして、平成20年度から指定管理者制度を導入し、管理運営を行ってきたところでありますが、平成29年3月で各施設の指定期間が満了することから、平成29年度からの指定管理者を指定するものであります。

これまでの良好な維持管理の実績と各農村公園の利用者が主に地元住民であること、地元行政区が管理運営を行うことにより公園施設の有効利用が図られることなどから、矢吹町公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例第2条ただし書きの規定に基づき、非公募により、引き続き各地区行政区を指定管理者に指定するものであります。

指定期間につきましては、平成29年4月1日から平成32年3月31日までの3年間とするものであり、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第12号 矢吹町公園の指定管理者の指定についてであります。公共の福祉の増進及び町民の憩いの場として設置された都市公園6施設、その他の公園3施設、計9施設につきまして、平成20年度から指定管理者制度を導入し、管理運営を行ってきたところでありますが、平成29年3月で各施設の指定期間が満了することから、平成29年度からの指定管理者を指定するものであります。

これまで、矢吹町公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例第2条ただし書きの規定に基づき、非公募により指定管理者を指定してまいりましたが、今回、大池公園と小松公園につきましては、委託内容の変更等により、公募による選定を行い、審査の結果、第二区行政区を大池公園の指定管理者に指定するも

のであります。

なお、小松公園につきましては、応募がなかったため、これまでの良好な維持管理実績及び地域性等を考慮し、公益社団法人矢吹町シルバー人材センターを指定管理者に指定するものであります。

また、その他7施設につきましては、これまでの良好な維持管理実績及び地域性等を考慮し、公益社団法人矢吹町シルバー人材センター及び各地区行政区等を矢吹町公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例第2条ただし書きの規定に基づき、非公募により指定管理者に指定するものであります。

なお、新町公園につきましては、第三区行政区からの推薦団体であります矢吹町第三区公園を守る会、三十三観音史跡公園につきましては、これまでも同公園の周辺整備等にご尽力いただいております第二区行政区を指定するものであります。

指定期間につきましては、平成29年4月1日から平成32年3月31日までの3年間とするものであり、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第13号 平成28年度矢吹町一般会計補正予算（第7号）についてであります。本案は、規定の歳入歳出予算からそれぞれ8,338万9,000円を減額し、総額を74億495万4,000円とするとともに、繰越明許費の補正を行うものであります。

歳入の主な内容は、繰入金183万8,000円、諸収入360万9,000円をそれぞれ増額し、使用料及び手数料531万1,000円、国庫支出金1,125万9,000円、県支出金5,811万9,000円、財産収入1,500万円をそれぞれ減額するものであります。

歳出の主な内容は、農林水産業費が塩化カリ肥料等の消耗品費等により1,832万1,000円の増額、公債費が震災関連事業に係る元金償還金の確定等により4,251万5,000円の増額、総務費が人件費の精査等により1,997万8,000円の減額、民生費が小規模保育改修等支援事業補助金等により2,469万7,000円の減額、衛生費が放射線対策事業に係る住宅除染の完了等により5,290万4,000円の減額、土木費が公共下水道特別会計の公債費等の確定に伴う繰出金等により3,559万9,000円を減額するものであります。

次に、繰越明許費補正の内容につきましては、個人番号カード交付事業等の7事業について、年度内完了が困難なことから、総額1億4,823万1,000円を追加し、また、矢吹駅周辺地区都市再生整備計画事業については増額変更するものであります。

次に、議案第14号 平成28年度矢吹町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてであります。本案は、既定の歳入歳出予算にそれぞれ56万4,000円を追加し、総額を23億6,660万4,000円とするものであります。

歳入の内容は、国庫支出金198万3,000円、県支出金153万1,000円をそれぞれ増額し、繰入金295万円を減額するものであります。

歳出の内容は、総務費5,000円、保険給付費167万5,000円、共同事業拠出金46万4,000円をそれぞれ増額し、保健事業費158万円を減額するものであります。

次に、議案第15号 平成28年度矢吹町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）についてであります。本案は、既定の歳入歳出予算からそれぞれ1,354万9,000円を減額し、総額を5億8,274万2,000円とするものであります。

歳入の内容は、諸収入484万円を増額し、繰入金1,398万9,000円、町債440万円をそれぞれ減額するものであります。

歳出の内容は、総務費899万9,000円、事業費170万円、公債費285万円をそれぞれ減額するものであります。

次に、地方債補正の主な内容につきましては、公共下水道整備事業費の減額により公共下水道事業債を440万円減額するものであります。

次に、議案第16号 平成28年度矢吹町介護保険特別会計補正予算（第3号）についてであります。本案は、既定の歳入歳出予算からそれぞれ34万8,000円を減額し、総額を13億6,942万円とするものであります。

歳入の内容は、保険料805万6,000円、県支出金149万3,000円をそれぞれ増額し、国庫支出金153万6,000円、支払基金交付金805万9,000円、繰入金30万2,000円をそれぞれ減額するものであります。

歳出の内容は、総務費34万8,000円を減額するものであります。

次に、議案第17号 平成28年度矢吹町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてであります。本案は、既定の歳入歳出予算にそれぞれ22万8,000円を追加し、総額を1億5,710万円とするものであります。

歳入の内容は、後期高齢者医療保険料52万7,000円、諸収入4万7,000円をそれぞれ増額し、繰入金34万6,000円を減額するものであります。

歳出の内容は、後期高齢者医療広域連合納付金42万1,000円、諸支出金4万7,000円をそれぞれ増額し、総務費24万円を減額するものであります。

次に、議案第18号 平成28年度矢吹町水道事業会計補正予算（第3号）についてであります。本案は、収益的収入については、既定の額に1,857万3,000円を増額し、収入予算総額を4億3,373万4,000円とし、収益的支出については、既定の額から58万4,000円を減額し、支出予算総額を4億5,901万6,000円とするものであります。

収入の内容は、営業収益58万5,000円を減額し、営業外収益1,915万8,000円を増額し、支出の内容は、営業費用58万4,000円を減額するものであります。

また、資本的収入については、既定の額から61万9,000円減額し、収入予算総額を4,034万3,000円とし、資本的支出については、既定の額から800万円を減額し、支出予算総額を2億757万9,000円とするものであります。

収入の内容は、負担金61万9,000円を減額し、支出の内容は、建設改良費800万円を減額するものであります。

次に、議案第19号 平成29年度矢吹町一般会計予算についてであります。本案は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ71億5,000万円とし、あわせて債務負担行為、地方債、一時借入金及び歳出予算の流用について定めるものであり、平成28年度当初予算と比較して2.0%の増額となっております。

内容につきましては、施政方針で申し上げましたとおりでございますので、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

次に、議案第20号 平成29年度矢吹町国民健康保険特別会計予算についてであります。本案は、歳入歳出予算をそれぞれ23億5,305万9,000円とし、一時借入金及び歳出予算の流用について定めるものであり、平成28年度当初予算と比較して2.5%の増額となっております。

歳入の主な内容は、国民健康保険税4億4,050万1,000円、国庫支出金4億8,456万2,000円、療養給付費交付

金3,960万円、前期高齢者交付金4億2,992万円、県支出金9,266万5,000円、共同事業交付金5億8,564万3,000円、繰入金2億7,836万7,000円となっております。

歳出の主な内容は、保険給付費13億4,913万3,000円、後期高齢者支援金等2億4,335万3,000円、介護納付金1億335万8,000円、共同事業拠出金5億6,762万4,000円となっております。

次に、議案第21号 平成29年度矢吹町公共下水道事業特別会計予算についてであります。本案は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ5億7,625万5,000円とし、債務負担行為、地方債及び一時借入金について定めるものであり、平成28年度当初予算と比較して3.4%の減額となっております。

歳入の主な内容は、使用料及び手数料1億1,790万7,000円、繰入金2億4,922万7,000円、町債1億6,540万円となっております。

歳出の主な内容は、総務費1億4,156万2,000円、事業費1億3,699万4,000円、公債費2億9,669万9,000円となっております。

次に、議案第22号 平成29年度矢吹町土地造成事業特別会計予算についてであります。本案は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ56万8,000円とし、一時借入金について定めるものであり、平成28年度当初予算と同額となっております。

歳入の内容は、繰越金56万8,000円となっております。

歳出の内容は、一般管理費56万8,000円となっております。

次に、議案第23号 平成29年度矢吹町農業集落排水事業特別会計予算についてであります。本案は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2億9,012万4,000円とし、債務負担行為、地方債及び一時借入金について定めるものであり、平成28年度当初予算と比較して14.8%の増額となっております。

歳入の主な内容は、使用料及び手数料2,662万7,000円、繰入金1億2,976万2,000円、町債1億170万円となっております。

歳出の主な内容は、維持管理費4,964万6,000円、事業費8,384万6,000円、公債費1億5,633万2,000円となっております。

次に、議案第24号 平成29年度矢吹町介護保険特別会計予算についてであります。本案は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ13億9,346万円とし、一時借入金及び歳出予算の流用について定めるものであり、平成28年度当初予算と比較して4.0%の増額となっております。

歳入の主な内容は、保険料3億554万円、国庫支出金2億9,840万2,000円、支払基金交付金3億6,250万3,000円、県支出金1億9,780万1,000円、繰入金2億2,214万5,000円となっております。

歳出の主な内容は、総務費4,489万円、保険給付費12億5,771万円、地域支援事業費8,065万8,000円となっております。

次に、議案第25号 平成29年度矢吹町後期高齢者医療特別会計予算についてであります。本案は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億5,763万5,000円とし、一時借入金について定めるものであり、平成28年度当初予算と比較して0.9%の増額となっております。

歳入の主な内容は、後期高齢者医療保険料1億808万2,000円、繰入金4,912万5,000円となっております。

歳出の主な内容は、総務費860万6,000円、後期高齢者医療広域連合納付金1億4,862万7,000円、諸支出金40

万1,000円となっております。

次に、議案第26号 平成29年度矢吹町水道事業会計予算についてであります。本案は、収益的収入については総額4億3,149万1,000円とし、主な内容は、水道使用料を主とする営業収益3億7,655万9,000円、他会計負担金を主とする営業外収益5,493万円となっております。

収益的支出については総額4億5,387万円とし、主な内容は、受水費1億6,057万1,000円、減価償却費1億4,510万6,000円、企業債利息2,590万7,000円となっております。

資本的収支については、収入が出資金3,042万6,000円など、総額5,492万9,000円に対し、支出の総額は2億330万6,000円となり、差し引き不足1億4,837万7,000円は過年度分損益勘定留保資金などで補填するものであります。

資本的支出の主な内容は、工事請負費3,950万円、企業債償還金1億5,180万6,000円となっております。

以上で、提案理由とさせていただきます。

よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

◎散会の宣告

○議長（熊田 宏君） 以上で、本日の日程は全部終了しましたので、会議を閉じます。

ご苦労さまでした。

（午前11時58分）

平成 2 9 年 3 月 1 3 日（月曜日）

（第 2 号）

平成29年第402回矢吹町議会定例会

議 事 日 程 (第2号)

平成29年3月13日(月曜日) 午後1時開議

日程第 1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(14名)

1 番	富	永	創	造	君	2 番	三	村	正	一	君
3 番	安	井	敬	博	君	4 番	加	藤	宏	樹	君
5 番	薄	葉	好	弘	君	6 番	鈴	木	一	夫	君
7 番	青	山	英	樹	君	8 番	大	木	義	正	君
9 番	栗	崎	千	代	松 君	10 番	角	田	秀	明	君
11 番	吉	田		伸	君	12 番	藤	井	精	七	君
13 番	鈴	木	隆	司	君	14 番	熊	田		宏	君

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	野 崎 吉 郎 君	副 町 長	渡 邊 正 樹 君
教 育 長	栗 林 正 樹 君	企画総務課長	阿 部 正 人 君
まちづくり 推 進 課 長	氏 家 康 孝 君	税 務 課 長	三 瓶 貴 雄 君
会計管理者兼 総合窓口課長	小 針 良 光 君	保健福祉課長	泉 川 稔 君
産業振興課長 兼農業委員会 事 務 局 長	佐 久 間 一 幸 君	都市整備課長	福 田 和 也 君
教 育 次 長 兼 教育振興課長 兼中央公民館 館 長	佐 藤 豊 君	子 育 て 支 援 課 長	山 野 辺 幸 徳 君

職務のため出席した者の職氏名

議会議務局長 梅 原 喜 美

主任主査兼 角 田 哲 也
次 長

◎開議の宣告

○議長（熊田 宏君） 皆さん、こんにちは。ご参集ありがとうございます。

ただいまの出席議員数は13名であります。

出席議員数が定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。

なお、11番、吉田伸君より、都合によりおくれる旨の連絡がありましたので、ご報告させていただきます。

（午後 1 時 0 0 分）

◎一般質問

○議長（熊田 宏君） それでは、本日の日程に入ります。

日程第1、これより一般質問を行います。

あらかじめ、質問等の時間、回数の制限について確認をさせていただきます。

従来の質問の方法である一括方式を選択した場合は、時間の制限については、質問、答弁それぞれ30分以内とし、回数については、1問につき3回以内であります。

また、一問一答方式を選択した場合は、回数の制限はありませんが、質疑、答弁を含め60分以内であります。制限時間3分前には、予鈴を1回鳴らし、通告しますので、制限時間内での発言の取りまとめをお願いいたします。

また、30分または60分には終了鈴を2回鳴らし、質問または答弁の途中であっても質問及び答弁は打ち切りとさせていただきますので、ご了承ください。

なお、一般質問は議員発言席より行い、全ての質問、答弁が終わってから自席に戻ることとなりますので、よろしくお願いします。

それでは、通告に従いまして、順次質問を許します。

◇ 角 田 秀 明 君

○議長（熊田 宏君） 通告1番、10番、角田秀明君の一般質問を許します。

10番。

〔10番 角田秀明君登壇〕

○10番（角田秀明君） 議場の皆さん、こんにちは。

そして、議会を傍聴しに来ていただきました皆さん、本当にご苦労さまでございます。

一昨日の3月11日は、震災から丸6年を迎えました。被災された県民の方々に心からお見舞い、そして、お亡くなりになられました方々に心からお悔やみを申し上げたいと思います。

残念なのは、いまだ県内から避難されている方々が4万人も全国に避難され、一部の方々は避難先で、子供たちがいじめに遭ったり、また、本人も会社勤めなどで、いじめに遭っているということで、自分で自分の命を絶っているなど、決して許されることではありません。一日も早く震災以前の生活が取り戻されるように願うばかりであります。

それでは、本題に入り、通告いたしました一般質問に入らせていただきます。

まず初めに、ため池放射性物質対策について。

実施設計が3カ所、我が田内地区ではございますが、子八清水池、入の沢池、長命池の線量の調査の結果について、どのくらいの値なのか。そして、基準値はどのくらいで、どのくらいオーバーなのか。

また、改善の方法という、改善するのか、どのような方法で改善するのか。また、近くにある北田池は大丈夫なのかをお伺いしたいと思います。

町長も承知のとおり、矢吹町は東電の原発線量が低いということで、我が矢吹町は東電の補償から外されているにもかかわらず、このような形で、線量の高いため池の対策が行われるというのは非常に残念であります。そういった観点から、町長に質問したいと思います。

次に、（仮称）矢吹泉崎バスストップ整備事業について質問をいたしたいと思います。

実施設計や駐車場整備について、全員協議会の説明では、買収が終わり、ことしは整備事業を待つばかりと説明されましたが、場所や車の台数の駐車場の台数や、どのくらい車が置けるのか。説明では、泉崎バスストップという名称で、道路公団では、バスの経営会社等に陳情しているということでございますけれども、説明では、矢吹泉崎バスストップということで変更がかなうのか。また、供用開始はいつになるのか。全協の説明では平成30年とあるが、計画どおり進むのかもお聞きしたいと思います。

また、乗車券などは、どのくらい、どのようにして買い入れをするのか。また、予約乗車だと思いますが、これは何十年もの町民の願いであった高速道路の停車場であります。今回、町長によって進められていることに、町民の皆さんからも絶賛されております。町長の答弁を伺いたいと思います。

次に、第二苗畑の県工業団地について、隣の泉崎村では、以前につくられた工業団地がうまく活用され、村の運営がよくなっていると聞いております。また、白河市は、町長もおわかりのとおり、市長さんが県職員時代に東京で培ったことが、県というより白河市に向いていると言っても過言ではないほど、企業の誘致が行われている。我が町も、交通の利便性は県内の市町村に負けずとも劣らない割には、企業の誘致がいまいちなっております。

それがなぜかといえば、やはり企業が進出したくても土地がないため、なかなか出てこれないというようなこともあると思います。企業が地方に出たくても、たとえ我が町がよくても、整備された土地があるのとは、企業さんとしても考えてしまうと思います。いざ地方にと思っても、整備された土地を持っているのと、これから整備するのでは、時間と年月がかかってしまいます。将来のためなどという時代は、なかなか難しい時代になってきたようであります。

今はインターネットの時代、私ごとでございますけれども、農器具一つにしても、壊れた部品が、在庫管理を日本中でしておりまして、その部品が注文すれば次の日に来るという、そういった形から、なかなか今は、将来を見据えてなどと言っている時代ではないと思います。

本題に入りますが、今回、県の調査費が予算化される運びになりましたが、正確には、この3月17日、最終日となるでしょうが、矢吹町として独自に隣接整備をしなくてはならないと思いますが、町長の考えを伺いたいと思います。

現在、矢吹町労働者の数は、アサヒペンタックスやミヤノさんが撤退されてからは、当時よりも少なくなっ

ていると思います。こういった観点から、第二苗畑の県工業団地についての調査費がついたというようなことで、町の考えはどうかということで質問したいと思います。

1 回目の質問を終わります。

○議長（熊田 宏君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） 議場の皆さん、こんにちは。

また、傍聴いただいている皆様、大変ありがとうございます。また、大変ご苦労さまでございます。

それでは、10番、角田議員の質問にお答えいたします。

初めに、ため池放射性物質対策についてのおたかしであります。農林水産省と福島県は平成25年度から26年度にかけて、県内2,956カ所のため池の放射線量等のモニタリング調査を実施し、県南地区では114カ所、本町においては、ため池台帳に掲載されている全ての農業用ため池47カ所について調査を実施いたしました。

調査結果につきましては、平成25年度調査では北田池の1カ所、平成26年度調査では入の沢池、子八清水池ほかの2カ所、合計3カ所において基準値8,000ベクレルを超過しました。平成27年度調査は、過去のモニタリング調査で3,000ベクレルを超えた町内20カ所のため池を対象とし、長命池、北田池、入の沢池、子八清水池、計4カ所について調査を実施いたしました。

平成28年度の9月下旬から2月下旬に詳細調査を行い、実施方法は、ため池に2メートル間隔で網目（メッシュ）をつくり、各網目箇所の池底から土砂等を採取し、測定した結果、入の沢池、子八清水池、長命池の3カ所で基準値を超える放射性物質を確認したため、汚染対策を実施することとなり、北田池については、基準値を超える土砂等が確認されなかったため、対象外となります。

平成24年度から実施している米の全量全袋検査結果では、町内で生産された米について、国の食品衛生法に定める一般食品の基準値である100ベクレルを超える米は検出されていないことから、町内のため池は安全と判断できるものと考えております。

次に、基準値をどのくらい超えているかのおたかしであります。詳細調査による5センチメートル刻みで池底の泥を採取する検査を実施したところ、用水に影響のあると考えられる水深から20センチメートルまでの範囲の最大数値は、入の沢池は1万900ベクレル、子八清水池は1万4,100ベクレル、長命池は9,700ベクレルの測定結果であり、北田池については基準値を超えておりませんでした。

改善方法及び改善の時期につきましては、本来であれば、基準値を超える放射性物質が確認された場合、早急に対応し安全を確保すべきでしたが、ため池の放射性物質対策は、汚染土を取り除くなど特殊な工法が必要であり、国及び県が特殊工法を研究・実証してからの方針となったため、時間を要しております。

いずれにしても、本町の対策が必要な3カ所のため池については、国及び県が研究・実証した工法、例えば放射性物質濃度の分布図を活用し、濃度の高い池底の土砂等を吸い上げて処理する方法や、池底の土砂等を動かさず固める方法など、それぞれのため池に適した施工方法により改善を考えております。平成29年度には実施設計を行い、平成30年度までには皆様の不安を解消するため、施工・改善を行い、より安心・安全な環境づくりを図りますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、（仮称）矢吹泉崎バスストップの整備事業についてのおただしですが、本事業は、近年の交通移動手段として低価格化が進む高速バスが注目を浴びる中、高速交通体系に恵まれた本町の強みを生かし、東北自動車道矢吹IC付近にある待避所を利用したバス停留場、いわゆるバスストップを整備し、町民の皆さんの移動手段の向上はもとより、首都圏等からの来町者の増加など、交流人口、定住人口の増加を図ることを目的としております。

平成23年度から5年間を計画期間とする第5次矢吹町まちづくり総合計画後期基本計画では、本事業を主要事業に位置づけ、平成23年度から本格的な調査・検討を予定しておりましたが、東日本大震災の影響等により中断を余儀なくされておりました。しかしながら、町といたしましては、東日本大震災の影響及び人口減少問題等、大きな課題を抱える中、本事業の重要性・必要性を強く感じており、一時中断していた関係機関との協議を平成24年度に再開したところであります。

平成25年度、平成26年度と、バスストップ設置予定場所を管理する東日本高速道路株式会社を初め、国土交通省、福島県、各高速バス会社、関係自治体等との協議を重ね、これら関係機関で構成する東北自動車道（仮称）矢吹泉崎バスストップ利用促進協議会を発足し、第1回協議会を平成27年4月に開催したところであります。

現在は、第6次矢吹町まちづくり総合計画の7つの分野の一つ「復興の分野」において、「震災以前より活力のあるまちをつくります」の政策のもと、本事業をプロジェクト事業と位置づけ、計画的かつ確実な事業の推進に努めております。

本事業の概要につきましては、初めにバスストップの設置場所として、東北自動車道矢吹ICから東京方面へ約1キロメートルに位置する東北自動車道上下線の待避所を予定しており、高速バス利用者の待合室をそれぞれ整備することとなります。

また、バスストップ利用者用の駐車場としましては、上り線バスストップ設置場所の最寄り、東北自動車道と国道4号の間に1カ所、駐車台数79台の整備を予定しており、駐車場用地については、本年2月7日に用地買収、2月20日に所有権移転登記が完了しております。

このほか、駐車場周辺の安全対策等を含め、全体事業費で約2億4,320万円を予定しております。

なお、当該バスストップの運行計画につきましては、本年1月に開催しました第2回協議会において決定されましたが、運行予定路線としては、西郷バスストップと同様としており、郡山・福島から新宿線「あぶくま号」、郡山から新越谷線「あだたら号」、郡山・福島から大阪・京都線「ギャラクシー号」、郡山・宇都宮から名古屋線の4路線を予定しております。

今後のスケジュールにつきましては、議会全員協議会で説明申し上げました東北自動車（仮称）矢吹泉崎バスストップ設置計画書において、平成29年度に駐車場及びバスストップの整備、平成30年度の供用開始を目指しておりますが、本事業の主な財源である国の社会資本整備総合交付金が近年、交付率が非常に低いことから、状況に応じて、複数年度に分けた工事も想定しなければならないと考えております。

なお、名称について、今までは「泉崎バスストップ」という名称であったが、現在、「矢吹泉崎バスストップ」という名称を使われるようであるが、これについてはどうなのかというおただしでございますが、この件名につきましては、矢吹町矢吹泉崎バスストップ利用促進協議会の中でご理解をいただいておりますので、今

後、「矢吹泉崎バスストップ」という名称でこの事業が進むこととなりますので、ご理解をいただきたいと思
います。

今後も早期の供用開始に向け、関係機関・団体等との連携を密にしながら、本事業の目的であります交流人
口、定住人口の増加による「矢吹創生」を目指し、効果的な事業の推進に努めてまいりますので、ご理解とご
協力をお願いいたします。

次に、第二苗畑の県営復興工業団地についてのおたかしであります、2月4日の新聞報道によりますと、
平成29年度福島県当初予算（案）の中で、重点プロジェクト推進のための主要事業として、工業団地整備事業
性調査費用570万円が計上されたとのことであります。

県予算につきましては、現在開催中の県議会では予算審議されている最中でありましますので、これらに関する町
としての答弁は差し控えさせていただきたいと思ます。

第二苗畑における県営復興工業団地につきましては、国・県・町との相互協力により、企業オーダー方式で
工業団地整備を進めようとしております。

これまでも県とともに、さまざまな活動を展開しておりますが、国有地の払い下げや年次計画による工業団
地造成及び、それらに関連する道路や用排水路などの整備計画も必要となるため、県との連携が大変重要であ
ると認識しております。近年、県当局担当にも現地を案内して、第二苗畑における工業団地整備の重要性や土
地造成等の容易性を再度確認し、ともに事業を進めることの合意を得ているところであります。

今後につきましても、県と緊密な連携を図りながら、第二苗畑の県営復興工業団地整備の実現、雇用機会の
拡大と地域経済の発展に鋭意努めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

最後に、第二苗畑の県工業団地における町独自の隣接整備の考えについてのおたかしであります、当該用
地に関連する道路整備事業について答弁申し上げます。

初めに、当該用地の北側に面する既存道路、町道舘沢・田内線につきましては、国道4号からひらが斎苑ま
での延長1,160メートル区間について、歩道整備を含めた道路改築が完了しております。

現在は、ひらが斎苑から東北縦貫道西山橋までの延長264メートル区間について、歩道整備を含む道路改築
を計画しており、本年度、整備に先立ち事業説明会を実施しております。

来年度以降につきましては、現地測量、実施設計を進め、平成31年度の供用開始を目標に整備を予定して
おります。

次に、新規路線である町道井戸尻・堰の上線につきましては、企業立地促進法に基づき承認された福島県県
南地域基本計画の重点促進区域内に位置し、工業団地化指定の矢吹テクノパーク工業団地から第二苗畑を隣接
地とし、町道舘沢・田内線を結ぶ延長約840メートルの新規の幹線道路であります。

本路線は、既存工業団地への幹線道路としての機能を有していること、さらに、開発が予定されている第二
苗畑へのアクセス道路として、平成24年度に基本計画を策定しており、県が進める復興・再生に向けた工業団
地整備の基本方針による復興工業団地の計画に合わせて、道路等のライフラインの整備を進める予定であり
ます。

今後、町といたしましては、町道舘沢・田内線の西山橋から先の区間及び町道井戸尻・堰の上線の2路線の
整備について、県と連携を密にしながら、町にとって大きな経済効果が得られる第二苗畑の復興工業団地計画

の進捗に沿った整備を検討してまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

以上で、10番、角田議員への答弁とさせていただきます。

○議長（熊田 宏君） これより、二度目以降の質問に入ります。

角田議員は一問一答を選択されておりますので、質問された大項目の3点のうち、1点目について質問していただき、そのまま町長から答弁をいただく。これを繰り返し、1点目についての質問が終了した時点で、大項目2点目、同様に大項目3点目というふうに進めさせていただきますので、よろしくお願いします。

角田議員、質問はございませんか。

角田議員。

○10番（角田秀明君） それでは、1つ目の線量の問題について質問いたしたいと思います。

先ほど、町長のほうから答弁いただきましたが、当初は北田池も線量が高かった。しかし、実際に線量をはかったならば、北田池は線量が低いために、これは除かれるということでございますけれども、なぜ線量が高かったかというような、そういった疑念もあるのではないかと思いますけれども、私なりに、地区のことでございますので、概要を申し上げたいと思います。

やはり当初、原発事故が起き、線量が高いというようなことで、農地の除染をやっていたというときに、町に線量をはかっていただいたときに、あの地区は大変線量が高かったわけでありましてけれども、そういった中で、私もかなり心配をしておりました。しかし、水田をつくり、米を出荷したときに、線量が高くなく、大変、町から田んぼの除染をやっていたようなことで、地区の皆さんも大変感激をしておりましたけれども、そういった中で、ふくしま森林再生も、田内地区、柿の内地区をやっていただきまして、ことしは堰の上から中畑地区のほうまでということで、町の考えを、当初予算の中でやっていたことを私も知りましたが、そういった中で、徐々に線量が、池も高かったところが低くなったのかなという半面、北田池に関しては、私は地域のことでございますので把握しておりますが、あの池には、田内住民の方がタナゴを飼って、あそこに泳がせているわけなんですね。そういった形で、そういった観点から、池の線量が低いのかなということだと思いますけれども、今、県の検査の結果というようなことを見ましたならば、水の上水のところでやっているということでございますので、そういった観点から、やはりその中でタナゴが泳いでいるために線量が低いのかなというふうに、素人なりに考えておりますけれども、その中にいるタナゴをちょっとはかっていただけたらいいのかなというような観点も思います。

だから、池の水が線量が低いというんじゃなくて、そこにいる魚が、そこにいるために、水に泳いでいるために、雨が降ったりなんかしたときに、線量の高い水が池から出て流れ出るために低いのかなと思ったり、そういった素人の考えでございますけれども、そういった観点から、北田池が低いのかなというようなことで、もう少し北田池に関しても、町のほうで何らかの対策をとっていただければということを今、再度思っているところでございます。

そんな中で、どういうふうな結果、同じ地区に、そして並んでいる池が、その1カ所だけが低いということとは決してあるわけではないと思いますので、その辺、何か答弁をいただければと思います。

○議長（熊田 宏君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） 角田議員の再質問、ため池の線量の件について、答弁をさせていただきたいと思います。

先ほども説明をさせていただきました。平成25年、26年、27年と、それぞれ測定をしたわけでございますが、最終的に北田池については、線量が基準値を超えることがなかったというような答弁に終始するわけでございますが、他の池については、例えば長命池ですと、泥を採取、採泥を調査、採泥結果というものが出ているんですが、深さ15センチで8,300ベクレルということで、基準値を超えておりますし、子八清水池も15センチで8,800ということで、8,000ベクレルを超えております。

なお、入の沢池についても、10センチで既に9,200ベクレルということで超えております。じゃ、北田池はどうかということになりますと、北田池は、要するにお米を作付したときに影響のない30センチの深さまで泥を採取しないと、8,000ベクレルを超えるものがないと。つまり、作土と言われる25センチまで6,800ベクレルということで、そういったことで、今回は汚泥の除去については必要がないというような、そういう調査結果になっておりますので、そうしたことでご理解をいただきたいと思います。

なお、なぜそういうふうになったのかということで、角田議員はタナゴの例をとって説明していましたが、私もこれらについて、専門家の、具体的になぜこういうふうになったかというような説明、私自身、専門性がなくて、それに対する知見もなくて説明できません。この件について、もし担当課の課長のほうで知り得るのがあったら答弁をさせますが、課長、どうですか。なぜこういうふうになったかということ、ある。わかん。

〔発言する者あり〕

○議長（熊田 宏君） 必要なときは、角田議員から質問していただければと思います。

○町長（野崎吉郎君） はい、わかりました。

適切な説明ができず、大変申しわけないんですが、こうしたことで答弁とさせていただきたいと思います。

なお、北田池について、今後の扱いについて、どうしていくんだということについては、今後もモニタリング調査は継続して実施していきますので、そうしたことでご理解をいただければというふうに思います。

以上で、私からの再質問に対する答弁とさせていただきたいと思います。

ありがとうございました。

○議長（熊田 宏君） 続いて質問はございますか。

10番。

○10番（角田秀明君） 今、課長に答弁していただく前に、私、質問しますから。初めての経験なので、そういった形でやらせていただいて。

実は、先ほども質問の中で申し上げましたが、やはり北田には、そういった形で魚を養殖されている方もいたりしているものですから、そういった形で線量が低くなっているのかなと思いますので、あの地域のタナゴを養殖しているという方にちょっと配慮していただいて、線量をはかっていただくとか、そういうことをちょっとやっていただければ、地区の皆さんも安心するのかなと思いますので、その辺をよろしくお願ひしたいと思います。その答弁をよろしくお願ひします。

○議長（熊田 宏君） タナゴの測定についてということで、続いて答弁を求めます。

産業振興課長、佐久間一幸君。

〔産業振興課長兼農業委員会事務局長 佐久間一幸君登壇〕

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（佐久間一幸君） それでは、お答えいたします。

線量の年々低下したというふうな原因ではありますが、そこにつきましては、原因につきまして、今議員がおっしゃるとおり、タナゴ等、魚等の影響があるかどうかというのは、ちょっと確認はしていませんが、今後、その辺もあわせまして、またあと測定につきましても、飼っている方に配慮しまして、県を通じて国等に十分協議をしていきまして、今後の測定に向けて協議してまいりたいと思います。

なお、北田池もそうではありますが、モニタリング調査というものも続けて、町長が答弁しておりますが、そのとおり継続していきたいと思います。

以上でございます。

○議長（熊田 宏君） 続いて質問ございますか。

○10番（角田秀明君） 2番目に入りたいと思います。

○議長（熊田 宏君） 大項目の2点目どうぞ。

10番。

○10番（角田秀明君） 矢吹泉崎バスストップというバス停の整備事業について、先ほど町長から事細かく説明をいただきましたが、私、質問の中で、乗車券などはどのような形で求めたりするのかな、また、駐車場に対しては無料なのかな、また、有料なのかなというようなことで質問したと思ったんですが、そういった中で、無料ということになれば、大変、車を置いたというときに、バスに乗っている間は無人になりますが、そういった形で、駐車場のセキュリティーのようなものが大丈夫なのかなというような心配、また、例えを申し上げますと、福島空港の飛行場などは駐車場が無料なんです、あそこには警察がおりまして、自転車ですって、時間のあるときなど駐車場を見て歩いたりというようなことで、安心して車を置いていかれる方々がいるわけですけども、そういった観点で、今回、どれだけの乗車する方がいるかわからないんですが、駐車場の件もそういった形で、セキュリティーの問題なんかは、確実に安心して都会に行ったりできるような形にしていかなくはならないなと思うので、そんな質問。

そして、今、乗車券の問題について質問したということは、やはり高校生や大学生、そして、就職をしたりなんかで地方に、矢吹町に戻ってきたり、それから出発したりする人たちが買い求めるのに、どのような形で買ってあげればいいのかな、予約制なのかな、また、乗りたいときにすぐそこで乗れるのかなといった、そういう疑問もありましたので、質問したいと思います。よろしくお願いします。

○議長（熊田 宏君） 答弁を求めます。

企画総務課長、阿部正人君。

〔企画総務課長 阿部正人君登壇〕

○企画総務課長（阿部正人君） 角田議員の再質問にお答えいたします。

まず、乗車券についての買う場所等のご質問がありましたけれども、これにつきましても、促進協議会の中で話題になりました。基本的には、バス会社の営業所で購入ということになりますけれども、今時点では、パソコンあるいはスマートフォンでのネットでの購入ということが出来る、いつでも購入できるということであ

りますので、よろしくお願いいたします。

あと、乗りたいときに停留所に行けば乗れるかということも話題になりました。それにつきましても、可能ではありますが、ただ、満席の場合がありますので、あらかじめ予約をされたほうがよろしいのではないかと、いうバス会社の方のお話でありました。

あと、駐車場についてのご質問ですが、予定では無料ということにしております。それで、ご心配されておりますセキュリティー面につきましても、促進協議会の中で話題となりました。ぜひ、監視カメラを設置したほうがいだろうというお話をいただきましたので、そのようなことで検討してまいりたいと思います。

ただし、現時点では、駐車場に常駐するようなことは考えておりませんので、今後の課題とさせていただきますと思います。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（熊田 宏君） 続いての質問の発言を許しますが、一問一答なので、1問ずつ、すみません、よろしくお願いいたします。

10番。

○10番（角田秀明君） 今の件でもう少し質問したい、質問というよりも、これは要望になるかと思いますが、これも矢吹町で初めての、バスストップに対しては初めての事業ということでございますので、やっぱり町民に親しく広めていくのが大事なかなと思いますので、そういった形で、我々も当然町民の皆さんに、こういった形で、今度は矢吹町のところに高速バスがとまるんですよというような、これは宣伝もしていきますが、町のほうでも、やはりそういった形で、今私が質問したようなことも、やはり町民の方々に知らせるのが大事なかなと思いますので、これは要望だと思いますので、答弁は要りません。

それで、次に入ります。

最後の第二苗畑の件は、今、県議会のほうで調査費がついているとはいうものの、議会も終わっておりませんし、ここでもいろいろと質問するのも何かと思いますので。ただ、町のほうで考えている答弁をいただいたことに対しては、これからやはりそういった形で進んでいっていただきたいというような、これも要望になるかと思いますが、とにかく私が毎日通るところでございますので、常に監視をしながら要望しておきますので、よろしくお願いいたしますと思います。

終わります。

○議長（熊田 宏君） ありがとうございます。

傍聴席の皆さん、議長も議員も答弁者もなれておりませんので、お見苦しい点、お許してください。

以上で、10番、角田秀明君の一般質問は打ち切ります。

◇ 鈴 木 一 夫 君

○議長（熊田 宏君） 通告2番、6番、鈴木一夫君の一般質問を許します。

6番。

〔6番 鈴木一夫君登壇〕

○6番（鈴木一夫君） 議場の皆さん、こんにちは。よろしくお願いいたします。

それでは、通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

先ほど、同僚先輩の角田議員が最初の一問一答につきまして、模範の質問をされて、傍聴させていただきました。なかなか、私も初めての一問一答方式での質問になりますので、ふなれな点についてはご容赦をいただきたいというふうに思います。よろしくお願いいたします。

私は、大項目3点、なお、子育て支援については中項目3点について、一般質問をいたします。

29年度当初予算、一般会計の予算規模としては、71億5,000万円が示されました。

1点目、29年度当初予算編成（子育て支援）についてということで質問をさせていただきます。

失礼いたしました。先ほど申し上げましたように、一般会計予算規模71億5,000万円が示されました。その中で子育て支援について質問させていただきます。かなり範囲が広がるんですが、子育て支援につきましては、出産や育児に係る家庭の負担軽減、保育料の段階的軽減を図り、若い世代が結婚・出産・子育てに希望の持てる地域の実現を目指すとあります。

また、第6次矢吹町まちづくり総合計画前期基本計画（案）においても、「子どもを安心して産み育てることが出来るまちをつくります」とうたっております。

そこで、3点質問させていただきます。

今申し上げましたように、それらは今回の当初予算編成に当たって、どのように具現化されたのか。特に新規事業費について、それを具体的にお示しいただきたいというふうに思います。

中項目2番ですが、給食施設整備事業（給食センター建設）の現況について、現在どのようになっているのか、説明を求めます。

中項目3番、青少年児童サポート事業における支援活動は、現在までどのように推移してきたのか。また、その後どのように推移をしてきて、どのような成果が上がっているのか。問題点がどのようにあるのかという点についてお尋ねいたします。

次に、シロサギ、アオサギによる被害についてということで質問をさせていただきます。これは実は、議会において三度目の質問になります。

サギの飛来がもうすぐ始まります。ご存じのとおり、中畑の根宿地区なんですが、1回移っているんですが、別の場所から今の場所に移っているんですが、ご存じのとおり、ふん害、悪臭、あるいは、夜昼なく鳴き声です。近くの農産物、大きなたばこ農家が2軒ございまして、かなり被害は大きい。もちろん最近、ここ2年ぐらいなんですが、近くにありますライオンパッケージさん、山形印刷さんにおきまして、なかったんですが、ここ2年ぐらい、駐車場の従業員の方々の車にふんがかなりついていうこと。

そこで、住民の方々については、これは2回目の質問のときに説明をさせていただきましたが、洗濯物がなかなか、通常の青空の下では干せない。干せないというのは、屋根のあるところに干さざるを得ないということがございまして、非常に困っているというのが現状でございます。幾度となく、もちろん産業振興課を中心に、対策が検討・施行されてきましたが、なかなか根本的な対策にはなっておりません。

実際飛来してくるのは、もうすぐ春彼岸、それから、ずっと夏を過ぎまして、秋の彼岸までなんですが、非常に私も、これについては憂鬱な季節なんです。憂鬱な季節というのは、春になると、えっ、まだ解決していないんじゃないですか、秋になると、何とかしてくださいということで、非常に、住んでいる方はもちろん、

一番当面する問題ですので、あれなんです、いろんな部分で憂鬱な季節でございます。

ぜひ、さまざまな対策を打たれてきて、施行されてきたというのは存じておりますが、ぜひ、いろんな情報網を駆使していただいて、現状、これを県やいろんな団体に訴えていただいて、連携をして、何とか対応をお願いしたい。繰り返しますが、もうすぐサギの飛来が近づいてまいりましたといえますか、飛来してきていますので、早急な対応をお願いしたいというふうに思うわけでございます。

次に、3点目でございますが、生活道路の整備についてということでございます。

同僚議員も前回も、過去何度か、いろんなといいますか、同僚議員が質問されておりますし、要望されていると思います。いずれの地域に起きましても、なかなかまだまだ、生活道路の舗装という要望が多いことは周知の事実であろうというふうに思っております。

もちろん、予算面での優先順位、あるいは費用対効果、いろんなことを勘案されて工事をしているのでありますが、住民の皆様の要望は、今現在、既存の道路を改良拡幅ではなくて、優先は現道舗装でいいよ、簡易舗装でいいよと、とにかく何とかしてほしいというのが認識で一致しておりますので、現在、舗装で要望されているところについては、なるべく多くの生活道路と、生活道路です、多くの道路を整備していただきたい。現道舗装で結構です。簡易舗装で結構ですので、お願いしたいということでございます。

また、自助による、実は整備要望というのが3カ所ぐらいございまして、自助によるというのは、資格を持っている方が、自分で何とかしてもいいですかと。それはちょっと難しいのではないですかと、お話を申し上げているんですが、なかなか、なかなかというのは、何とも、自分でできる、例えば資材を提供することによる、大丈夫ですかというご意見もございました。それは基本的にやめてくださいという話をしているんですが、町としての対応は、こういうことにつきましてはどのようにお考えですかということで、まず1回目の質問を終わります。よろしくお願いします。

○議長（熊田 宏君） ここで暫時休議します。

（午後 1 時 4 7 分）

○議長（熊田 宏君） 再開します。

（午後 2 時 0 0 分）

○議長（熊田 宏君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） それでは、6 番、鈴木一夫議員の質問にお答えいたします。

初めに、若い世代が結婚し、子供を産み育てやすい地域の実現に向けて、平成29年度当初予算編成における子育て支援施策の具現化についてのおただしであります。第6次矢吹町まちづくり総合計画において7つの分野の一つ、「未来の矢吹を担う子どもたちを育てるため、子育てに適した環境を提供し、子どもたちが心豊かに学び成長するまちをつくり出す」の指針に基づき、45の事務事業を推進しております。

平成29年度の新規事業について、子育て分野においては、第3次幼稚園・保育園に関する基本方針に基づき、

平成30年度からのあさひ保育園民営化に向け、来年度は移管先法人で、現在、認定こども園ポプラの木を運営している学校法人聖和学園と町保育士による共同保育を開始いたします。これまでの町直営による運営から移管先法人へ委託することで生み出された財政効果により、保育サービス及び子育て支援策の充実を図ってまいります。

保育サービスの充実について、段階的な保育料の無料化の実現に向けた幼稚園保育料の第1子以降の無料化事業の実施や、障害児対応に必要な加配保育士を確保するため、国制度に上乗せした町独自の補助事業の拡充いたします。また、待機児童を解消する方策として、全国的な保育士不足により保育士確保が課題となる中、民間保育園等における新規採用者の獲得を支援するため、町内の民間保育園等へ就職する保育士に対して就職準備金の支給を行います。さらに、在職者定着の視点において、町内の認可保育園等に勤務する保育士等の子供の保育施設利用に際し、優先して利用できるよう整備し、育児休業明け等の職場復帰を支援することで保育士確保に努め、待機児童の解消を目指してまいります。

次に、子育て支援策の充実について、次代を担うお子さんの誕生を祝福するため、第1子に対する出産祝い品支給事業を行います。また、近年社会問題となっている児童虐待への対応について、児童福祉法の改正に伴い、国は市町村に在宅支援の強化を求めており、市町村が適切な相談支援を実施できるよう職員に助言を行うスーパーバイザーの配置事業のほか、要保護児童対策地域協議会へ専門職の配置を義務づけております。そこで、本町では強化支援員を配置し、本町から重篤な虐待事例が生じることのないよう体制を構築してまいります。

次に、保健・福祉分野においては、虫歯予防のための集団フッ素塗布事業ではありますが、子供の健やかな成長や疾病の予防、早期発見といたしまして、町では、ヘルスステーション健康・食育やぶき21計画（第2次）において、虫歯のない3歳児の割合を平成31年度までに90%とする目標を掲げております。

平成26年度の乳幼児虫歯有病率につきましては、全国は1歳6カ月児1.9%、3歳児17.7%、福島県は1歳6カ月児2.3%、3歳児26.5%に対し、本町は1歳6カ月児1.5%で、国・県より低い状況にあるものの、3歳児21.8%と、国と比較して高い状況となっております。さらに、虫歯有病率の増加傾向は顕著であり、平成27年度の本町の虫歯有病率は、1歳6カ月児1.9%、3歳児では30.1%となっており、平成26年度と比較しますと、1歳6カ月児0.4%、3歳児では8.3%と、いずれも高い状況となっております。

本町では、虫歯有病率が高いため、早い時期から虫歯予防を目的として、町内7カ所の歯科医院に委託し、個別にフッ素塗布を行っていましたが、現在も塗布率は30%前後と低く、集団でフッ素塗布事業を導入している県内の市町村においては高い塗布率、虫歯有病率の低下など効果が見られているため、本町においても町内の歯科医師と協議し、平成29年4月から乳幼児健診時に集団でフッ素塗布を実施することとしております。

次に、新生児聴覚検査の一部助成についてであります。先天性の聴覚障害を持つ子供は1,000人に1人から2人の割合で生まれ、聴覚障害を放置したまま成長すると、言葉の発達がおくれるなど、発育に影響が出るため、異常を早期に発見し、適切な療育を受けることが大切であります。妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援体制の整備事業といたしましては、現在、県主体で新生児聴覚検査の一部助成事業が行われていますが、平成29年4月より町が実施主体となるため、聴覚検査費用の一部を助成し、子供の健やかな発達を支援してまいります。

なお、平成28年2月末現在、矢吹町においては、新生児聴覚検査で異常が見られた乳児はおりません。

次に、産後ケア事業であります、現在、県の事業として行われておりますが、平成29年4月より町が事業主体となり、その費用の一部を負担することとなります。産後ケアの対象者は、産後、心身の不調または育児不安等があり、家族等の支援が受けられない産婦及び乳児であり、ケアの内容は、県内の助産所等を利用しながら、宿泊または日帰りで助産師の支援を受けることができ、産後の不安軽減につながるものと考えております。

次に、学校教育分野の学力向上対策事業につきましては、平成28年度から実施しております中学生を対象とした英語・数学・漢字の各種検定試験受講料の2分の1補助を拡充し、全額補助する事業及び、中学校の全学級に実施する学校生活アンケート調査を実施してまいります。学校生活アンケート調査につきましては、早稲田大学、河村茂雄教授が考案しましたhyper-QUよりよい学校生活と友達づくりのためのアンケートを実施し、生徒個々の意欲や満足感及び学級集団の状態を質問によって測定し、それを分析することで、よりよい学級集団をつくり、指導効果の評価・検討、いじめの発生予防など広く活用することができる調査であります。規律ある学級経営のもと、一人一人の生徒理解に努め、温かい人間関係を醸成していくことが学力向上につながるものと考えております。

次に、小学校施設長寿命化計画書策定事業につきましては、平成28年9月末に矢吹小学校大規模改修工事が竣工しましたが、他の3小学校の校舎は、耐用年数である50年を超えていないものの、電気・給排水等の設備の老朽化が進んでいる状況にあります。今後は、矢吹町公共施設等総合管理計画に基づき、学校教育施設について改修や建てかえの時期を定めながら、将来想定される児童数の減少を考慮した小学校の統廃合を含めた長寿命化計画を検討してまいりたいと考えております。

このように、各分野ともさまざまな新規事業を掲げ、子育て世代に寄り添う施策により切れ目のない支援策の充実を図り、若い世代が結婚・出産・子育てに希望の持てる矢吹町の実現に向け取り組んでまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、シラサギ、アオサギによる被害についてのおたかしであります、以前より中畑地区においては、サギのふん尿による悪臭や鳴き声による生活環境被害、ふんの付着による農作物の品質低下の被害等が報告されております。

サギの生態については、何種類かのサギが集団で繁殖地をつくり、4月から8月にかけて集団で繁殖を行い、繁殖が終了する8月下旬から10月にかけて南方に向けて渡っていく習性があります。対策については、野生の鳥類であるために、鳥獣保護法によって許可なく捕獲や駆除を行えないため、巣がある土地の地権者へ事情を説明し、理解を得て山林を伐採させていただき、サギの巣が再びつくられないよう対策を講じてまいりました。しかしながら、再び近隣の山林に巣をつくり、被害が報告されており、根本的な解決策がないため、対策に苦慮しているところであります。

町といたしましては、多くの方が被害に遭われていることから、県や関係機関と情報交換を行い、先進的な取り組みや効果的な対策として報道されている事例を積極的に採用し、サギの天敵である猛禽類のタカを利用した追い払いや、ロケット花火での追い払いなどの対策を進めてまいりました。

今後は、効果的な対策について継続的に実施するとともに、新たな対策として、サギが巣をつくる前の早い

段階において、これまでのロケット花火に加え、レーザーポインター等の対策を取り入れながら追い払いの対策を講じ、住民が安心して暮らせる生活環境の改善を図りますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

最後に、生活道路の整備についてのおただしであります。生活道路整備事業の中で、砂利道の解消を図る目的で進めている道路拡幅を行わない現道舗装工事につきましては、平成17年度から事業を開始し、11年が経過した現在においても、住民満足度の非常に高い事業であると認識しております。

これまでの道路整備要望件数は、平成28年3月末現在158路線の要望があり、そのうち、整備済み路線数は98路線、未整備路線数は60路線となっております。また、平成25年度より事業を開始した農村部を中心に整備を進めている農林水産省の補助事業、農業基盤整備促進事業につきましては、平成27年度までの3年間で11路線を整備しております。平成28年度におきましては、国の補正予算により1,620万円の事業費が採択となり、6路線の整備が図られることになりましたが、工事については平成29年度へ事業を繰り越し、整備してまいります。

また、生活道路を中心とする現道舗装工事につきましては、町の単独事業となり、平成28年度は1路線の整備でありましたが、平成29年度においては、新規路線2路線及び繰り越し事業の農業基盤整備促進事業と合わせて8路線の現道舗装工事を予定しております。

今後の整備方針につきましては、未整備路線の道路の利用状況、利用者数、特に緊急性を重視した目線から再度調査を行い、住民の皆様に安全で安心な生活環境を提供できるよう、限られた財源の範囲内とはなりますが、今後、基金の積み立てなどの検討も含め、計画的に進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、自助による整備要望への対応についてのおただしであります。近年、行政区活動支援事業や多面的機能支払交付金事業などにより、各行政区内の生活道路の舗装工事を直営で実施したいという相談を年間数件受け付けております。これらの協働による道路整備につきましては、道路舗装を行う上で必要な一定の基準を満たすことで道路整備の許可をいたしておりますので、各行政区において道路整備を実施する際には、都市整備課に相談していただければ、工事の申請や使用許可について対応してまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

以上で、6番、鈴木一夫議員への答弁とさせていただきます。

○議長（熊田 宏君） 答弁を求めます。

教育長、栗林正樹君。

〔教育長 栗林正樹君登壇〕

○教育長（栗林正樹君） 議場の皆様、こんにちは。

6番、鈴木一夫議員の質問にお答えいたします。

初めに、給食施設整備事業の現況についてのおただしであります。本町の小・中学校におきましては、それぞれに給食調理室を備え、各校で調理する自校方式により学校給食を提供しております。このうち、中学校を除く4小学校の給食施設につきましては、完全給食開始の昭和40年代後半からの稼働後30年から40年が経過しており、施設の老朽化や現行の学校給食衛生管理基準に示された施設や設備に適合していないという課題を抱えております。

議員ご承知のとおり、学校給食の調理方式には自校方式とセンター方式がありますが、自校方式では、子供たちにつくりたての食事を提供することができるなどのメリットがある一方、それぞれの施設や設備の維持管理等の経費が割高となるデメリットがあります。また、センター方式では、効率的な施設整備及び運営が可能となるなどのメリットがある一方、給食提供までに配送のため時間を要するなどのデメリットがあります。

教育委員会では、これらのメリット、デメリットを考慮した上で、施設の老朽化や学校給食衛生管理基準対策等の検討を重ねてきた結果、総合的に判断すると、現施設を自校方式として改修・改築するよりも、主に施設・整備や調理に係る経費削減、子育て支援策として幼稚園の給食導入等を実施できるといった理由で、給食施設については、新たにセンター方式を採用することが望ましいと考えております。

また、センター方式で給食施設を整備する場合、矢吹町単独で整備することのほか、近隣の自治体も本町と同様に給食施設の老朽化や学校給食衛生管理基準対策等の課題を抱えていることから、給食施設の広域的整備も視野に入れ、平成28年度から事務レベルで、給食施設の広域的整備について、可能性があるかどうか協議・検討を始めたところであります。平成28年度は、会議を5回開催し、事業スケジュール、建設規模、建設事業費、維持運営費、建設候補地、配送時間等についての検討を行い、平成29年度も継続し、食材の仕入れ先、食器の選定、給食費の徴収方法等について協議・検討を重ねる予定であります。

教育委員会では、給食施設の広域的整備により、安全・安心で質の高い学校給食を、財政的にも配慮しつつ効率的に提供できるよう、会議の中でシミュレーションを重ね、その可能性を見きわめてまいります。

また、センター方式による給食施設整備については、単独整備、広域的整備のいずれかを選択する場合でも、第6次矢吹町まちづくり総合計画に基づく他事業との兼ね合いもありますが、基本構想から基本設計、実施設計、建設工事、開設までを5年間の事業期間として想定しております。今後の給食施設の整備方針については、方向が固まり次第、議員の皆様にもお知らせしてまいります。

学校給食の安全・安心な提供は、児童・生徒の心身の健全な育成に深く寄与するものであり、給食施設整備については、総合的かつ慎重に検討してまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

最後に、青少年児童サポート事業についてのおただしであります。当該事業は、平成26年度に文部科学省の研究事業として、福島県からいじめ対策等生徒指導推進事業の委託を受けて、不登校の児童・生徒等の学校復帰や高等学校中途退学者及び中学校を卒業した後、進路が決まっていない青少年を対象に、社会的な自立を促すことを目的に、矢吹町青少年サポート連絡協議会を設置し、取り組みを進めてまいりました。今年度は、昨年度に引き続き、矢吹中学校の卒業生と在学学生について支援する事業として取り組んでおります。

特に今年度は、県の委託を受け、子供の貧困・ひきこもり問題に取り組んでいるNPO法人ビーンズふくしまに協議会へ加わっていただき、サポート対象となる生徒や家庭の掘り起こし及び専任の担当者による支援活動を実施しているところであります。

会議においては、中学校やスクールソーシャルワーカー、警察、民生児童委員等から該当生徒に関する情報をいただき、生活状況に関する情報を共有し、該当生徒の家庭訪問は誰がどのように行うべきかといった支援活動について協議しております。

まず初めに、保護者が前向きに子供の将来を考え、当該事業に同意していただくことにより、子供本人と担当者が話をする場をつくることができます。卒業後に、さまざまな家庭環境の子供たちと接点を持ち、子供が

担当者に対して心を開くまでには多くの時間を要します。こうした中で、今年度は、定期的に家庭訪問をし続けた結果、少しずつ家から戸外にできるようになったケースがあります。さらに、学校・家庭・関係機関との調整を行っているスクールソーシャルワーカーが、生徒を通して家庭にかかわり、該当生徒が就労訓練施設で働くことができたケースもあります。

今年度、卒業する矢吹中学校3年生は、1名が就職、ほかはお進学希望であります。在学中から休みがちな生徒や家庭環境等で心配な生徒については、中学校とも連絡を密にし、機を逸せずに青少年サポート事業連絡協議会で取り上げて、中学校教員やスクールソーシャルワーカーによる家庭訪問を継続しながら進めてまいります。

また、定期的に行っております矢吹の教育を考える会の夜間パトロール及び合同防犯パトロールでは、中心市街地、コンビニ、公園等での青少年の徘徊は見られなくなりました。しかし、多感な青少年の時期には、さまざまなトラブルや壁に出会い、1人では道が見えなくなってしまう若者も出てまいります。矢吹町の宝である子供たちを地域で見守り育てていくことをともに確認しながら、青少年児童サポート事業では、地域の皆様とともに、子供の夢の実現に向け支援活動を展開してまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

以上で、6番、鈴木一夫議員への答弁とさせていただきます。

○議長（熊田 宏君） 続いて、2回目以降の質問に移ります。

鈴木一夫議員も一問一答を選択されております。

質問ございますか。

6番。

○6番（鈴木一夫君） ちょっと順序は前後する場合がありますが、ご容赦をお願いしたいというふうに思います。

まず、子育て支援についてでございますが、町長答弁にありましたように、社会問題となっている児童虐待への対応について、児童福祉法の改正に伴い、国は市町村に在宅支援の強化を求めており、市町村が適切な相談支援が実施できるよう職員に助言を行うスーパーバイザーの配置事業のほか、強化支援員を配置し、本町から重篤な虐待事例が生じることのないよう体制を構築してまいりますというふうな回答をいただきました。

そうしますと、この点につきましては、前回の全員協議会の説明等にございましたが、これは、要保護児童対策事業、矢吹町の未来を担う子供に応援計画を実現していくための取り組みとして、スーパーバイザーによる虐待対応強化策支援ということで予算化されております。これについて、再度、もっと具体的に、新規事業でございますので、具体的にもう一度説明をお願いしたいというふうに思います。

○議長（熊田 宏君） 答弁を求めます。

子育て支援課長、山野辺幸徳君。

〔子育て支援課長 山野辺幸徳君登壇〕

○子育て支援課長（山野辺幸徳君） それでは、鈴木一夫議員の再質問についてお答えいたします。

まず、要保護児童対策地域協議会関係の質問でございますが、児童福祉法を一部改正する法律ということで、29年度4月から配置をするということでございます。

内容としましては、まず児童虐待対応のスーパーバイザーにつきましては、市町村の職員に対してアドバイ

スをするというのが1点。それと、要対協、地域協議会の虐待の対応支援としまして、家庭訪問やら要対協の実務ケースを管理するということで予算化をしております。

鈴木議員については、回答については以上でございます。

○議長（熊田 宏君） 続いて質問ございますか。

○6番（鈴木一夫君） はい。同じ項目について質問をいたします。

○議長（熊田 宏君） すみません、手を挙げて議席番号を言ってください。

○6番（鈴木一夫君） すみません、ふなれで申しわけありません。6番、鈴木一夫です。

○議長（熊田 宏君） 6番。

○6番（鈴木一夫君） もう一度、追加といたしますか、関連して質問させていただきます。

先ほど申し上げましたように、新規事業費が222万円でございますね。予算書でいきますと、222万円です。

これについては、主に助言を行うスーパーバイザーの配置事業云々で、主に人件費に充てられるわけですか。

○議長（熊田 宏君） 答弁を求めます。

子育て支援課長、山野辺幸徳君。

〔子育て支援課長 山野辺幸徳君登壇〕

○子育て支援課長（山野辺幸徳君） 再度ご質問にお答えいたします。

まず、スーパーバイザーの委託関係でございますが、こちらについても人件費、委託料としまして42万4,000円の計上でございます。また、要対協の虐待対応強化支援の部分につきましては、こちらも委託料としまして179万8,000円と、賃金によるものでございます。

○議長（熊田 宏君） 質問ございますか。

○6番（鈴木一夫君） この点については結構です。ありがとうございました。

○議長（熊田 宏君） 6番、鈴木一夫君。

○6番（鈴木一夫君） 新規事業ではありませんが、関連して、青少年児童サポート事業に22万2,000円というのがございます。青少年児童サポート事業22万2,000円というのがございます。ひきこもりや不登校等の児童・生徒、青少年に対する進学や就職に向けた支援活動、これについて、22万2,000円の予算が確保されておりますが、これについて、もう少し詳細を教えてくださいというふうに思います。

○議長（熊田 宏君） 答弁を求めます。

教育振興課長、佐藤豊君。

〔教育次長兼教育振興課長兼中央公民館長 佐藤 豊君登壇〕

○教育次長兼教育振興課長兼中央公民館長（佐藤 豊君） 鈴木一夫議員のご質問にお答えいたします。

予算については、会議等に係る経費等でございます。

この青少年サポート事業、多くの方々にご協力をしていただいて開催して、家庭訪問等実施しております。委員の構成につきましては、白河警察署生活安全課、あと、矢吹交番、あと、先ほど答弁ありましたNPO法人ビーンズふくしま、矢吹町のスクールソーシャルワーカー、民生児童委員、また中学校の校長先生、あと生徒指導主事協議会というところで、多くの方々がかかわっております。その会議などの報償費等の予算を計上しております。

以上でございます。

○議長（熊田 宏君） 続いて質問ございますか。

○6番（鈴木一夫君） あります。

○議長（熊田 宏君） 6番。

議事録の作成上、番号を言わないと誰かわからなくなるので、申しわけありませんけれども、ご理解お願いします。

○6番（鈴木一夫君） 議長、あと何分ぐらいありますか。

○議長（熊田 宏君） 20分ちょっとあります。

○6番（鈴木一夫君） わかりました。私のほうの質問、20分はないんですが、あと何点かお尋ねをしたいというふうに思います。

給食センターの建設についてお伺いいたします。

先ほど答弁にございましたように、給食センターにつきましては、主にセンター方式を採用することが望ましいと考えているということの答弁がございました。

今、実際、広域的整備について、可能性があるかどうか、協議・検討を始めたところですよということですが、実際的な話といたしますか、考え方として、今後、具体的に、まだ予算的にはそんなに計上されていないんですが、いずれ、子供の少子化も含めて、要するに、当町単独では難しいのではないかとというふうに考えるわけですが、そこら辺についてです。今後、今検討されている段階だというふうには思いますが、そこら辺について、もう一度お伺いしたいというふうに思いますので、答弁のほどよろしくお伺いいたします。

○議長（熊田 宏君） 答弁を求めます。

教育長、栗林正樹君。

〔教育長 栗林正樹君登壇〕

○教育長（栗林正樹君） それでは、ご質問にお答えいたします。

これまで5回ほど、事務レベルで、今後の給食センターをどのぐらいの大きさにしたらいいとか、それから、じゃ事業費はどのぐらいになるのかとか、維持運営費はどうなるのか、建設予定地はどこにしたらいいかというようなことを、これまで協議をしてまいりました。

29年度は、そういうことを詰めていきまして、そして、給食センターとして町単独で建設する場合は、どのぐらいの費用が発生するか。あるいは、近隣の自治体と共同の給食センターをつくる場合はどうかと。

今のところは、共同のほうが経費的には下げられるのではないかとということで、できれば共同の給食センターを設置したほうがよいのではないかとということで話し合いを進めているわけですが、では、実際、どこに建設をしたらいいかということになりますと、給食センターから各学校までの距離が、ある程度少なくといたしますか、短時間にしないと、当然、給食の安全な輸送に心配が出てまいりますので、そうしますと、一番いいのはどこかというようなことで、なかなか難しいところもございます。でも、これまでの協議の中では、何とかそういう候補地を見つけて、そして進めていったらいいのではないかとというふうに、事務レベルでは協議を進めているところでございます。

なお、今後、方針が固まりまして、建設予定地も、どの辺がいいかというような案なども検討するような段

階になりましたら、議会の皆様、あるいは、その段階、段階に応じて、町民の皆様にもお知らせしたりしながら、よりよい給食施設の建設に向けて努めていきたいというふうに考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（熊田 宏君） 質問ございますか。

6 番。

○6 番（鈴木一夫君） もう 1 点だけ、最後に質問させていただきます。

サギの件についてでございます。

一番最初の質問に申し上げましたように、春が近づいてまいりまして、非常に個人的にも、住民の皆さんにとりましても、非常に憂鬱な季節が来たなという感じを先ほど質問させていただきました。実際に、もうそろそろ来るのではないかというふうに思っております。

先ほど答弁にありましたように、もちろん当局としても、手をこまねているわけではないというのは重々承知しておりますが、これまでのロケット花火に加え、レーザーポインター等の対策を取り入れながら、追い払いの対策を講じるということでございますが、今現在、何が効果的であろうという試案、例えばレーザーポインターが効果的であるというのが確立されているのか、あるいは、効果があるのだろうかというレベルなのか。あるいは、そのほかにも何か対策を、いろんなところが、いろんな方式があるのかどうかをお伺いしたいというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（熊田 宏君） 答弁を求めます。

産業振興課長、佐久間一幸君。

〔産業振興課長兼農業委員会事務局長 佐久間一幸君登壇〕

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（佐久間一幸君） お答えします。

効果的な対策が確立しているのかというような話ではありますが、今現在、新たに取り組もうとしております、ロケット花火にレーザーポインターの新たな取り組みであります。こちらにつきましては、マスコミ等で、いろんな各地方の取り組みで、非常に効果の高いものということで報道されていたものでございます。ですから、とりあえず、確立されたことがないというふうなことでありますので、少しでも可能性の高いものがあれば、そちらのほうに取り組んでまいりたいと思いますので、今後ともよろしくお願いいたしますと思います。

以上でございます。

○議長（熊田 宏君） 続いて質問ございますか。

○6 番（鈴木一夫君） 自分で言ったことの責任を持ちたいと思います。ありません。

ありがとうございました。

○議長（熊田 宏君） 以上で、6 番、鈴木一夫君の一般質問は打ち切ります。

◇ 薄 葉 好 弘 君

○議長（熊田 宏君） 通告 3 番、5 番、薄葉好弘君の一般質問を許します。

5 番。

〔5 番 薄葉好弘君登壇〕

○ 5 番（薄葉好弘君） 議場の皆さん、こんにちは。また、傍聴席の皆さん、大変ご苦労さまです。

それでは、通告いたしました一般質問をさせていただきたいと思います。

3 項目ありますが、最初に、農業振興についてご質問させていただきます。

東日本大震災から 6 年が経過し、いまだに、まだまだ農産物の風評被害が続いているというふうな現状でございます。先ほど、同僚議員の回答の中でも全袋の検査の話が出ましたが、全袋検査、平成 24 年から 28 年まで 5 年間実施されております。私もちょっと調べてみますと、福島県全体では 5 年間で約 5,310 万点の検査をしたということでございまして、この中で、キログラム 100 ベクレル以上の基準値以上は、平成 24 年から平成 26 年の 3 年間で 101 点、平成 27 年、28 年は 1 点もございませんでした。

矢吹町も 5 年間で 118 万 9,000 点の検査をしておりますが、25 から 50 ベクレルの件数は 27 点ありました。これは、99.99% というふうな高い安全だというふうな率が出ておりますが、25 ベクレル未満の測定下限が、こういうふうな状況であるということでございます。ただ、これにしても、安全が確保されておりますが、安心がされてもらえないというふうなのが現状でございまして、いまだに全国平均の福島県の米の買入れ価格は、700 円以上はかの地区より安いというふうな状況でございます。

こういう状況の中で、町の主力産業であります農業の中で、特に町内産米の消費拡大に向けた取り組みについては、今後どのような取り組みを行っていくのかお尋ねいたします。

次に、学校給食における地場産物、特に町内産品の使用割合を含む活用状況についてもお尋ねをいたします。

あと、この項目の最後に、町の農産物の風評被害、先ほどありましたように、米なんか特に、安全が確保されているのにもかかわらず、安心はまだまだというふうなことで、これに向けて、風評被害の克服に向けた積極的な施策についてをお尋ねしたいと思います。

2 つ目でございます。

これにつきましては、除染について質問させていただきます。

最初に、町内の除染が全て終了したというふうなことでございますが、実際は実施されなかった住宅件数がまだあります。その住宅件数とその理由ですね。辞退者がほとんどだというふうなお話は以前にもありましたが、実態はどうかを再度お尋ねしたいと思います。

それと、実際に 0.23 マイクロシーベルト・アワー以上で辞退をした方の、その後の放射線量のモニタリングの対応については、どのように実施しているのかも含めて、お尋ねいたしたいと思います。

次に、仮置き場から中間貯蔵施設への汚染物質の運搬についてでございます。

矢吹町では、予定では 1 月の中旬から実施しているというふうなことで、2 カ月半の予定というふうなことでございます。この期間の予定どおりに終了するのかをお尋ねいたします。

次に、除染対策以外の道路等側溝堆積物の除去・処理の対応方針についてでございますが、除染対象以外の堆積物というふうなことでございますが、実質は放射性物質で汚染されている土壌でありますので、以前、線量低下活動支援事業というふうなことを行った経過がありますが、そのときのように、学校の通学路・公園などの子供が利用するような道路の側溝、また公共施設の周辺道路等の側溝、こういうところを最優先して対応するようなことを検討されているのかをお尋ねいたします。

最後に、3 項目めに、学校教育について質問させていただきます。

まず最初に、スクールソーシャルワーカーとスクールカウンセラーについてですが、新年度当初の予算にもスクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラーの費用が計上されておりますので、今年度も含めて、各小学校、中学校の今年度の相談人数についてお尋ねいたしたいと思います。

次に、不登校児童・生徒ですが、各小・中学校の不登校の現状と対応について、どのようにしておられるのかをお尋ねいたします。

あと最後に、ここ、先月、今月、テレビ、新聞等でも報道されておりますが、いじめについてでございます。

ことし1月に須賀川市で、いじめによる中学生の自殺があったというふうなことでございます。当町でも、いじめによる不登校と思われるような児童・生徒が各小学校、中学校であるのかどうか。いじめとして認知されている件数があるのかをお伺いいたしたいと思います。

以上3項目について質問させていただきますので、ご答弁のほう、よろしくお願いいたします。

○議長（熊田 宏君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） それでは、5番、薄葉議員の質問にお答えいたします。

初めに、町内産米の消費拡大に向けた取り組みについてのおたかしであります。今年度は、地方創生加速化交付金を活用し、三鷹市との姉妹市町元気創造交流プロジェクト事業として、従来の市民間での交流をさらに拡大し、地域間連携、農産物等のPR、販路の拡大を推進しております。

具体的に申し上げますと、三鷹市内の7つの住民協議会と連携を図り、三鷹市に出向いて各種イベントに6回参加したほか、矢吹町への買い物ツアーとして7回来町していただきました。また、矢吹産米をテーマにした情報誌を作成し、さらには三鷹中央通りの商店会主催のイベント、Mーマルシェに参加し、おにぎりの試食や新米の無料配布など、町内産米のPRや矢吹町や矢吹産の農作物等についてアンケートを行い、88名の方からいただいた回答では、矢吹町を知っている方は38名、知らない方は45名でありました。また、矢吹町の農産物や特産品を購入したいと思う方は74名、思わない方は1名であり、参加したいイベントでは、農業体験が24名、農家民泊が26名、星空ツアーが37名、農産物直売バスツアーが34名でありました。

このようなことから、来年度は、町内産米の消費拡大、販路拡大を目指し、農業体験やバスツアーにつながる事業として、矢吹町産米等販路拡大推進協議会が主体となり、新たに町内産米の酒米を使った新酒づくりなどの事業に取り組みたいと考えております。実施に当たっては、これまでのグリーンツーリズム事業の経験を生かし、地元と連携しながら、町内の造り酒屋である大木代吉本店に協力いただき、おいしくてロマンあふれる酒づくりを通して交流の輪が、町内はもとより首都圏まで広がるような取り組みを進めてまいりたいと考えております。

このような事業を展開することにより、地域の連携も深まり情報発信力が強化され、新たな販路の構築、矢吹産米の消費拡大につながっていくものと考えておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、学校給食による地場産物の活用状況についてのおたかしであります。毎年実施している小・中学校の学校給食における地場産物の活用状況調査において、矢吹町の地場産物の使用割合は、平成25年度10.5%、平成26年度14.1%、平成27年度11.4%、平成28年度14.2%であり、給食食材への地場産物の積極的な活用に取り

り組んでおりますが、使用割合については低迷している状況にあります。

先ほど申し上げました平成28年度の矢吹町の地場産品使用割合のうち、食品類の内訳を見ますと、穀類28.0%、芋及びでん粉類27.2%、豆類38.4%、緑黄色野菜類3.5%、その他野菜類20.7%であります。また、矢吹町産品で調達できなかった場合は、できる限り県産品を使用しており、平成28年度における県産品の割合は33.2%であります。その中で、特に穀類の米に関しましては、小・中学校とも100%矢吹町産米を指定し、米飯給食に使用しております。また、学校給食では、食育の一環として、学校給食週間行事の推進事業を実施し、県内の地場産品を活用した給食メニューにも取り組んでおります。

中学校では、平成27年度に県内をいわき・県北・県中・県南・会津の地方別としたふるさとシリーズ給食の提供を行い、平成28年度は福島県隣県シリーズ給食として、茨城県、宮城県等、隣接する県の郷土食を提供しており、この給食では、多様な食材利用や各地域における食材の生産・消費等を学ぶ食育の場を設けております。また、福島県農林水産部の学校給食地産地消推進事業を活用し、1人当たり食材費500円が補助される県内産食品を使った給食の提供を各小・中学校で行っております。

さらに、児童・生徒がみずから考えたメニューを学校給食の献立に提案するなど、楽しくおいしい給食になる工夫を図りながら、これからも矢吹町の地場産品を学校給食へ活用していただくよう積極的に取り組んでまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、町内産農産物の風評被害の状況と風評被害に対する施策についてのおただしであります。風評被害につきましては、震災から6年が経過し、改善傾向にはあるものの、依然として厳しい状況であると認識しております。

消費者庁が行っている風評被害に関する消費者意識の実態調査を見ますと、福島県産食品の購入をためらう人の割合が、2013年2月には19.4%であったものが、2016年8月には16.6%と減少傾向にあります。しかしながら、福島県産食品の購入をためらう人が少なからず存在するため、東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う風評被害は中長期的な対応が必要な問題と認識しているところであります。

現在、本町では、農産物の風評被害を払拭するために、三鷹市や東京農業大学等との連携による各種イベントの参加を初め、農産物をテーマにした情報誌の作成、販路拡大へ向けた事業展開を行っており、今後も粘り強く風評被害の払拭へ向けて、情報発信を強化しながら、継続的な取り組みを推進してまいりたいと考えております。

また、農産物の風評被害に係る損害賠償につきましては、昨年、東京電力福島第一原子力発電所事故による農林業の損害賠償について、平成29年1月以降は2年分一括で支払い、平成31年1月からは個別対応とするとの政府と東京電力の案が示されましたが、関係機関の対応もありますので、今後は農家の皆さんの不利益にならないよう状況を見守りながら、情報収集に努めてまいりたいと考えております。

東京電力福島第一原子力発電所事故により風評被害を受け、農産物の販売額減少などの損害が生じた場合、農家の皆さんは当然の権利として、東京電力株式会社に対し損害賠償請求をするべきものと考えております。町といたしましては、農家の皆さんからの相談に対応するとともに、農産物の風評被害の払拭へ向け、基幹産業である農業の振興に最大限努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、除染対策についてのおただしであります。町内の住宅除染の終了により実施されなかった住宅件数

の内訳と理由につきましては、除染が実施されなかった住宅件数が64件で、内訳は、辞退が49件、未同意が15件となっております。これらの住宅のモニタリングにつきましては、除染実施個所を特定するために行った詳細モニタリングの後は実施しておりません。

除染を辞退された住宅につきましては、1メートルの高さで毎時0.23マイクロシーベルトを超える放射線量が測定された箇所が敷地に隣接する山林側やとい下など、生活に及ぼす影響が低い場所が主であり、土地所有者や居住されている方に放射線量等のデータを確認していただいた上で、除染を辞退される意思を確認する確認書を提出いただいているほか、町外に居住されている方には除染実施案内を三度通知いたしました。平成28年2月19日までに意思表示をされなかった方は辞退扱いとなっており、今後、町で何らかの対応をすることは考えておりません。

また、未同意の15件につきましては、相続手続が未了のため所有者が確定できず、除染実施案内の通知ができないものや、町職員等が当該住宅を訪問し、不在票の投函などを平成27年度末までに5回ほど試みましたが、全く返事がないものなどであります。今後、この15件に関係する方からご相談があった場合は、これまでの経過を丁寧に説明し、除染の可否を含めて対応してまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、汚染物質運搬についてのおたかしであります。現在、平成28年度分の本格輸送として、1月24日から3月末までの日程で、堰の上仮置き場から2,127トンの汚染土壌等を搬出してあります。昨年度実施いたしましたパイロット輸送1,000トンと合わせますと3,127トンとなり、町内で発生しました汚染土壌等の全体数量である3万1,486トンに対する輸送進捗率は、3月末で9.9%になる見込みであります。さらに、平成30年度は、6,000トンの搬出量が矢吹町に割り当てられておりますが、平成31年度以降の搬出量が明示されていないため、輸送完了年度につきましては現時点では決定しておりません。

今後、全ての汚染土壌等が早期に搬出されるよう国と協議し、仮置き場のある行政区や地権者及び関係機関等と協議しながら、搬出計画を具体化してまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

最後に、除染対象以外の道路等側溝堆積物の除去・処理の対象方針についてのおたかしであります。東京電力福島第一原子力発電所の事故後、道路等側溝堆積物が放射性物質を含んでいることを理由に処分が困難になったことや、住民による清掃活動の中止等により道路等側溝の維持管理活動を中断している地域に対して、1回に限り、国が道路等側溝堆積物の撤去・処理を支援することにより、道路等側溝の維持管理活動を再開し、原子力災害からの復興・再生を加速化させることを目的とした道路等側溝堆積物撤去・処理支援事業が創設されました。

事業実施期間につきましては、平成28年度から平成32年度までの5カ年、財源につきましては福島再生加速化交付金で50%の補助、補助残については震災復興特別交付税で全額措置され、全て国の支援による補助金で実施される事業であります。事業の経過について申し上げますと、平成28年9月30日に除染対象以外の道路等側溝堆積物撤去・処理の対応方針が復興庁及び環境省から公表され、平成28年10月7日、復興庁主催による説明会が除染実施区域市町村を対象に福島市で行われました。その後、平成29年1月17日に、県南地区の該当市町村を対象に、県主催の側溝堆積物の撤去に係る会議が開催され、参加市町村の実情と今後の計画等の確認をしたところであります。

今回の事業は、道路等側溝に堆積している土砂のみが対象となり、撤去した土砂は仮置き場に運搬され、地区ごとに10カ所で試料を採取・測定した後、8,000ベクレル以下の場合は一時保管し、最終処分場へ搬出する作業となります。仮に8,000ベクレルを超える場合は、放射性物質汚染廃棄物扱いとなり、仮置き場で保管した後、国による中間貯蔵施設等への搬入が必要となります。

福島再生加速化交付金の実施要綱が昨年12月に制定され、現在、事業対象地区の設定や全体事業費、作業工程等について復興庁と協議を進めております。今年度は、全体事業計画の策定、地区割りの設定、交付金の申請を3月末までに実施し、平成29年度から現況調査及び一部土砂撤去を実施する予定で、平成32年度までの事業完了を目指しております。

今後も、復興庁等関係機関との連絡・調整を密にし、引き続き、計画的に効率よく事業が実施されるよう協議を進めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

以上で、5番、薄葉議員への答弁とさせていただきます。

○議長（熊田 宏君） 答弁を求めます。

教育長、栗林正樹君。

〔教育長 栗林正樹君登壇〕

○教育長（栗林正樹君） 5番、薄葉議員の質問にお答えいたします。

初めに、スクールソーシャルワーカーとスクールカウンセラーの各小・中学校の相談人数と内容等についてのおただしであります。スクールソーシャルワーカーにつきましては、スクールソーシャルワーカー緊急派遣事業の委託事業を活用し、1名、週2日の勤務体制により、主に不登校児童・生徒及び保護者の支援や家庭環境などの問題解決のため、小・中学校を初め、町福祉部局や児童相談所などの関係機関との連絡・調整など、専門的な役割を担っていただいております。

相談件数については、平成27年度の集計になりますが、学校別では、幼稚園・保育園9名、小学校29名、中学校33名、高校1名、特別支援学校1名、計73件であります。

相談内容につきましては、不登校10件、いじめ5件、児童虐待4件、友人関係11件、非行・不良行為12件、家庭環境の問題16件、教職員関係1件、心身の健康等に関する問題1件、発達障害に関する問題5件、その他9件であります。

具体的には、困っているがどこに相談してよいかわからないという保護者、また、学校や家庭だけでは解決できない問題を抱えた児童・生徒及び保護者に対し、相談を受け、内容に応じて、警察や病院、福祉行政などの関係機関につなぐ橋渡しを行っていただいております。昨年度は不登校1件を解消し、事案が好転した案件は、不登校1件、友人関係8件、非行・不良行為6件、教職員との関係1件の成果が上がっております。

次に、スクールカウンセラーにつきましては、スクールカウンセラー緊急派遣事業の委託事業を活用し、各小・中学校に1名のスクールカウンセラーを週1回の勤務体制で配置しております。主に、児童・生徒のカウンセリングのほか、保護者のカウンセリング、教員との相談などのコンサルテーションなどを行っております。

相談件数については、平成28年度は、矢吹小学校児童30名、保護者12名、善郷小学校児童23名、保護者19名、中畑小学校児童45名、保護者12名、三神小学校児童1名、保護者5名、矢吹中学校生徒39名、保護者14名であります。

相談内容につきましては、延べ件数になりますが、学校不適応128件、発達障害119件、人間関係103件、不登校86件、学業・進路についての相談が80件、その他203件、合計719件となっております。これらの相談が重大案件に発展しないように、さらに連携を密にしながら、今後もきめ細やかな対応をしてまいります。

児童・生徒が安心して学校生活を送るため、また、落ちついた家庭環境の核となるべき保護者の心の安定を図るなど、専門家であるスクールソーシャルワーカー及びスクールカウンセラーは欠かせないものであると考えております。落ちついた家庭環境を軸として、学校生活を楽しく、学習や活動に元気よく取り組むことができるよう、今後も支援を要する児童・生徒、保護者へ継続的にかかわり、個別の課題解消について努めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、各小学校、中学校の不登校の児童・生徒の現状と対応についてのおただしであります。教育委員会では毎月、各小・中学校から不登校児童・生徒に関する月別調査及び年2回の不登校児童・生徒に関する定期調査を実施し、不登校の実態把握に努めております。

今年度は、2月末現在、文部科学省が不登校として示している年間30日以上欠席者は、小学校で4名、中学校で18名おります。中学校における18名というのは近年になく多く、対応に心を砕いているところであります。

不登校の背景には、学業不振による無気力や友人関係のトラブル、家庭環境に関する理由などさまざまであり、諸般の事情が複雑に絡み合っております。小学校では、朝学校に行くことを嫌がっていても、一度教室に入れば何事もなく一日を過ごす児童もおり、また、中学校では、クラスとは別の教室で自学自習を行い、教科によってクラスで学習する生徒もおりますし、多くの生徒が帰った午後7時ごろ登校し、一、二時間指導を受けていく生徒もいるため、個別に丁寧な対応を行うことが求められております。

教育委員会では、全ての小・中学校にスクールカウンセラーを配置し、児童・生徒及び保護者が気兼ねなく学校生活等における悩みを相談することができる環境を整えております。また、担任する先生にも、児童・生徒との接し方についてアドバイスをしております。

なお、不登校の家庭が抱える悩み事については、専門家であるスクールソーシャルワーカーを活用し、家庭訪問等により、課題の解消や解決について必要な支援を行っているところであります。

中学校では、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーとの連携を図り、校内生徒指導委員会を毎月最低3回開催し、一人一人の状況に合わせた支援策を話し合っております。例えば、不登校が長期化する前に先生が家庭訪問し、児童・生徒や保護者と面会し、悩みの聞き取りや状況に応じて学校に来ることを促す対応や、本人や保護者の要望に応じて、別室登校や学校外で実施している適応指導教室で特別学習を行う対応をしております。それぞれの児童・生徒の状況に合わせ、子供の心の状態を確認しつつ、登校に向けて支援しているところであります。

先に申し上げましたとおり、不登校はさまざまな要因が重なって起きるため、児童・生徒の取り巻く状況を理解し、一つ一つ課題を解決し、経過を見ながら、支援・指導を続けていくことが重要であります。全ての児童・生徒が楽しい学校生活を送れるよう、小・中学校、保護者、地域の皆様と協力しながら、一人一人の心に寄り添った対応に努めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、いじめによる不登校と思われる児童・生徒の各小・中学校の認知件数についてのおただしであります

が、2月末現在の不登校のうち、いじめが原因の一つかと思われる不登校の事例は2例ありました。

不登校の原因がいじめであるとすれば、そのいじめの問題が解決すれば、不登校も解決するわけであります。しかし、不登校の原因・要因は、いろいろと複雑に絡み合っていることが多く、仲のよい友達にいじわるを言われたことから友達への不信感につながり、また、それが周囲の友達からは不信感を持って迎えられたり、それを家庭で支え切れず、「学校に行きなさい」と強く言うと、家族への不信となるなどの場合もあります。そして、学校でも担任教師やカウンセラー等が対応しようとしても、かたくなに拒否されると、解決まで長期間を要する場合も出てくるのであります。この2件につきましては、現在、別室登校等をしております。

また、小・中学校への今年度2回実施したいじめに関する実態調査では、中学校では6件、小学校では11件のいじめ事案の報告を受けております。調査項目としているいじめの内容は、重複する内容もありますが、「悪口や冷やかしを言われる」が12件、「仲間外れや集団による無視」が1件、「軽くぶつかるや遊ぶふりであたたく」が4件、「嫌なことや恥ずかしいことをさせられる」が1件、「金品隠しや盗み」が1件、その他で「遊びの仲間に入れてもらえなかった」「持ち物へのいたずら」「個人の無視」が4件であります。

これらの事案については、「解消した」が7件、「解消したが経過観察中」が7件、「解消していないが改善している」が1件、その他、別室登校など2件であり、継続して経過を見守りながら、解消の方向に向かっているか注視しているところであります。

なお、今後とも、いじめがもとで不登校になるなどのことがないように、各小・中学校では十分に注意しながら、いじめ調査などを定期的に、あるいは必要に応じて行い、早期発見、早期対応に努めるよう、校長や教頭を通して教職員に指導してまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

以上で、5番、薄葉議員への答弁とさせていただきます。

○議長（熊田 宏君） ここで、暫時休議いたします。

（午後 3時11分）

○議長（熊田 宏君） 再開します。

（午後 3時22分）

◎ 会議時間の延長

○議長（熊田 宏君） ここで、お諮りいたします。時間を延長して一般質問を続けたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（熊田 宏君） ご異議なしと認め、時間を延長します。

○議長（熊田 宏君） それでは、薄葉議員の質問に入ります。

薄葉議員も一問一答を選択されております。

薄葉議員、質問ございますか。

5番。

○5番（薄葉好弘君） それでは、1項目めの農業振興についての米の消費拡大で質問させていただきたいと思っています。

これは、昨年の10月にNHKで放送したというふうなことなのですが、茨城県にあります国の農研機構というような研究施設で開発された米をゲル状にしたもので、米ゲルというふうなことで呼ばれています。これは、材料は米と水だけで米をゲル状にしたもので、水のかげんで硬さを自由に変わることができるということで、さまざまな新商品が生み出されるというふうなことで期待されています。研究機関では、これまで30種類以上の食品を試作しておりまして、中には小麦粉を全く使わないシュークリームやうどんなどもありまして、小麦アレルギーの人も完全に食べられると期待されているようなものでございます。

このような米の加工をした6次化商品ですね。この間、道の駅のシンポジウムもありまして、町のほうでもそういうふうな商品を若干提供したような機運もありますが、実質、この米ゲルですと、先ほど言った30種類以上の食品ができるということで、大変これは食品メーカーからも期待されております。それで、こういうふうなものも含めた6次化商品によって、米の消費拡大の取り組みをしたらどうかと思われそうですが、町としてはこのような考えがあるかどうか、お尋ねいたしたいと思います。

○議長（熊田 宏君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） それでは、薄葉議員の質問にお答えさせていただきます。

農業振興対策としまして、米の消費拡大を通して、米を使った商品開発についてのおただしでございますが、今、大変貴重なご提案をいただきました。NHKで放映されたということでございますが、私、ちょっと、その放映については存じ上げていないわけでございますが、米ゲル、米と水による新商品、30種類以上の商品開発がされているというふうなことでございます。

道の駅でも、さまざまな特産品の開発ということも含めて、今、協議・検討中でございますので、そうした米の消費拡大に向けた6次化商品開発、これらについては、この後も検討を深めてまいりたいと、そのように考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

以上で答弁とさせていただきますと思います。

○議長（熊田 宏君） 続いて質問ございますか。

5番。

○5番（薄葉好弘君） 続いて、農業振興の3項目めにありました風評被害の積極的な取り組みの中で、ちょっと質問させていただきたいと思います。

三鷹市に行って、いろいろアンケート調査等を行ったというふうなことでございますが、かなりまだまだ風評被害が続いている状況でございます。農産物の価格や農業経営に詳しい福島大学の小松特任准教授のお話でございますが、原発事故の影響で、福島県産の米の多くが外食などの業務用に販売されるようになってきたというふうなことを指摘しておりまして、米は貯蔵に向いているということで、供給が過剰になりがちな品物で、一度産地の地位が落ちてしまうと戻るのは相当難しいと、農業者の希望の価格で買ってくれるような業者を探すなど、小さな努力の積み重ねが重要になってくるというふうなことを言っておられます。

先ほど、冒頭に私が話したように、実質5年間、全袋検査をいたしました、安全は確保されているが、安心がまだまだだというふうなことでございますので、こういう部分も含めて、現在のやはり全袋検査や基準以上の食品の流通がとめられているというふうなことが、なかなか国民に伝わってきていないのか、まだ現状があるのかなというふうに思われますので、こういうふうな安全対策を消費者に何とか伝えるような方法を、三鷹市のイベント等ではアンケート調査ですが、こういうふうな部分も実質アピールするような方法をとられているのか、あと、そういうふうなことを今後やるような予定はあるのかをお尋ねいたしたいと思います。

○議長（熊田 宏君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） それでは、質問にお答えさせていただきたいと思います。

米の風評被害の対策についてのおたしでございますが、三鷹市との間でさまざまな、野菜を含めて、米の消費拡大をさせていただいております。もちろんこれは、消費拡大とあわせて風評被害の払拭という、そういう視点に立って、そのような取り組みをさせていただいているところでございますので、安全・安心というものについて努力をさせていただいているということで、ご理解をいただきたいと思います。

今後におきましても、安全は確保されているものの安心ができないというような、そういう消費者の切実な声、そうしたものについて、できるだけ早期に払拭できるような対策を今後もとり続けてまいりたいと、そのように考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（熊田 宏君） 続いて質問ございますか。

5 番。

○5 番（薄葉好弘君） 続いて、2つ目の除染対策についてを質問させていただきたいと思います。

（1）で質問いたしました除染後、実質、住宅件数64件、辞退が49件、未同意、連絡がとれない15件ということで、64件については依然として実施されていないというふうな状況でございます。

今月の新聞に、除染の状況が福島県内、出ておりまして、この64件という数字は新聞報道されております。その中で、私は町民の方から聞かれました。実質、ここを辞退しても、0.23以上のマイクロシーベルト・アワーがあるから、当然除染をするということでございましたので、現実的に今どういうふうな状態になっているんだというふうなことを町民の方からお聞きされました。実質、そういうふうな部分でやっていないとすれば、ホットスポットになっているんじゃないかというふうなお話が出ておりますので、この64件、できればやっていただいて、安全確認ができるのだからどうかをやっていただきたいと思いますが、それについてご答弁をお願いしたいと思います。

○議長（熊田 宏君） 答弁を求めます。

まちづくり推進課長、氏家康孝君。

〔まちづくり推進課長 氏家康孝君登壇〕

○まちづくり推進課長（氏家康孝君） それでは、5 番、薄葉議員のご質問にお答えいたします。

先ほど、64件というお話をさせていただきました。うち、未同意の15件につきましては、結果的に未相続の

もの、あるいは連絡がつかなかったものもございます。そのほかに、雑種地扱い、宅地でないものもございます。それが3件。あと、未同意の中に、連絡がついて、最終的には辞退届を出された方が4件ございます。もう一つは、対象となっている土地が公営住宅で建設済みという土地が2件あります。ですので、未同意15件の中の6件の方については、まだ連絡とれていませんので、その部分につきましては、連絡というか、関係人から何か申し出があれば、経過を説明し、新たにモニタリングをしまして、基準値以上でしたらば、除染の可否を含めて対応していきたいというふうに思います。

そのほか49件につきましては、0.24から0.3前後のものであります。当然、先ほど言いましたように、家の裏が山林部分であったり、あと、とい下であったり、直接的に生活、直接その場所で生活する部分ではないので、私たちは辞退をしますということでありました。当然、セシウム134は半減期が2年となっております。6年たっておりますので、数値は低くなっているかと思いますが、除染につきましては、本人の同意がなければできないということで、特措法で規定されておる関係上、除染はその方の同意がなければできません。

今後につきましても、特に本人からの申し出がない限り、その除染がされなかった部分については、町で何らかの対応をするということは考えておりません。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（熊田 宏君） 質問ございますか。

5 番。

○5 番（薄葉好弘君） 何か、質問したのと答弁がちょっと違っているんですが、私は64件の中で、やっていないのはわかりますから、モニタリングはしないんですかということです。今ほどは、やっていないから、下がっているだろうの話ですから、実質除染しなくても、そういうふうなモニタリングの確認はしないのかどうかを質問したので、再度答弁をお願いいたします。

○議長（熊田 宏君） 答弁を求めます。

まちづくり推進課長、氏家康孝君。

〔まちづくり推進課長 氏家康孝君登壇〕

○まちづくり推進課長（氏家康孝君） 5 番、薄葉議員のご質問にお答えいたします。

モニタリングにつきましては、今後行いません。また、法的義務もございませんので、町としてはやる予定はございません、

以上です。

○議長（熊田 宏君） 続いて質問ございますか。

5 番。

○5 番（薄葉好弘君） それでは、2つ目の、仮置き場から中間貯蔵施設の汚染物質の運送について、ちょっと質問させていただきます。

矢吹町のは聞いたんですが、中島村の中間貯蔵施設、汚染物質の運搬ルート、これで、三神地区の明新地区から県道139号線、母畑・須賀川線から県道石川106号線を経由し、中野目地区の県道284号線、曲木・中野目線を通して玉川の国道118号線を抜ける約4キロメートル、このルートが中島村の中間貯蔵の運搬ルートになっております。これにつきましては、中島村では3月4日、先週の土曜日から運搬されるというふうなことに

なっているわけですが、まずは中島村から、町には何かこういうふうな部分で連絡が来たのかと、あわせて、矢吹町の地区住民には何も周知されていないように思われますが、周知をしていただきたいというふうなことがあります、町としてはどう考えているのかお尋ねいたします。

○議長（熊田 宏君） 答弁を求めます。

まちづくり推進課長、氏家康孝君。

〔まちづくり推進課長 氏家康孝君登壇〕

○まちづくり推進課長（氏家康孝君） 5 番、薄葉議員のご質問にお答えいたします。

中島村の輸送についてでございますが、近隣の町村の輸送につきましては、昨年度行いましたパイロット輸送開始前、いわゆる26年度までに、環境省の再生事務所と各市町村が調整をいたしまして、輸送ルートを決しております。当然、中島村、泉崎村につきましても、矢吹町同様、ここを通过这个形で輸送するというお話をさせていただいております。

中島村につきましては、極力、当時の協議上、矢吹町内を通らないように調整をしました。しかし一部、明新から中野目、中野目から川辺沖の無人駅ですかね、あそこを通過して玉川インターに入るルートでご協議がありまして、その部分については矢吹町も了承したところでございます。

しかし、矢吹町の輸送ルートにつきましては、一般の方には広報等でお知らせしましたが、中島村の輸送ルートについては、その部分については広報しておりませんでした。

以上です。

○議長（熊田 宏君） 続いて質問ございますか。

○5 番（薄葉好弘君） すみません、あと何分ございますか。

○議長（熊田 宏君） 14分です。

5 番。

○5 番（薄葉好弘君） 今も、私が質問した答弁になっていないんですけれども、私はそういうふうな状況で、矢吹町の地区の住民には中島村の配送ルートを周知してくれないんですかということを知っているんです。中島村では、こういうふうな配送ルート表を配っておりますが、ここでちゃんと、三神地区を通るというのは中島の村民にはわかっておりまして、これも明新・中野目地区から私、言われたんですけれども、矢吹町は何で、これだけの場所を通るのに周知してくれないのというふうなことを言っているの、そういうことの周知を地区住民の方にしてもらえないかどうか、それを聞いているので、再度答弁をお願いします。

○議長（熊田 宏君） 答弁を求めます。

まちづくり推進課長、氏家康孝君。

〔まちづくり推進課長 氏家康孝君登壇〕

○まちづくり推進課長（氏家康孝君） 5 番、薄葉議員のご質問にお答えいたします。

今ほどお話ありました該当地区、今回は明新、あるいは中野目地区の該当地区につきましては、今後早急に、輸送する場合にはチラシ、あるいは今、地図がありましたけれども、等を活用しまして、周知してまいりたいと思います。

以上です。よろしく申し上げます。

〔発言する者あり〕

○まちづくり推進課長（氏家康孝君） 失礼しました。中島村、あるいは近隣市町村で矢吹町を通る輸送の部分につきましては、該当する行政区に回覧等をしてまいりたいというふうに思います。

○議長（熊田 宏君） 続いて質問ございますか。

5 番。

○5 番（薄葉好弘君） では、最後に、教育行政について質問させていただきます。

先ほど、ソーシャルワーカー、スクールカウンセラーの件について説明がございました。それで、まず、ソーシャルワーカーもそうですが、スクールカウンセラーも、教育費の国庫補助金というふうなことで、緊急派遣事業というふうなことで実施されておると思います。

これ、委託事業というようなことでございますから、毎年、事業報告書を作成しているのかというふうに思われますが、何か教育委員会の委員会の議案を見ても、そういうふうな議案や報告も一切されていないようなことでございますが、実際、このような緊急派遣事業の問題、課題、どのような場所で精査されているのかをお尋ねしたいと思います。

○議長（熊田 宏君） 答弁を求めます。

教育長、栗林正樹君。

〔教育長 栗林正樹君登壇〕

○教育長（栗林正樹君） スクールソーシャルワーカー並びにスクールカウンセラーの委託事業についてでございますが、これについては、毎年度末、まず希望があるかどうかという調査がありまして、それについては、希望があるということで、委託事業を受けてまいりました。そして、また次の年度末には、その実績報告といえますか、そして、委託費が来ておりますので、その精査をして、正直言いますと、委託を受けていた委託金というか、それを使い切っておりませんので、それについては一部返還をしているという状況でございます。

そして、報告の内容につきましては、先ほど件数とか内容とか、そういうことについて、改善した、あるいは改善には至っていないということも含めまして、大まかに言いますと、先ほど答弁させていただいたような内容で報告をしております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（熊田 宏君） 答弁者の方々にお願い申し上げます。

質問者の内容と若干違っているのが散見されますので、質問者の内容を確認して、何々について、何々の内容について答弁させていただきますと。その時点で違うければ、議員さんのほうが違うと言っていただいて、時間を有効に使わせていただきたいと思いますので、その辺の質問内容の確認の徹底をお願いします。

質問ございますか。

5 番。

○5 番（薄葉好弘君） 今、報告書を作成されているというふうなことでございますので、そういうふうなことを作成されているのであれば、議員のほうにもぜひ配付していただきたいなと思います。

それと、私は先ほど、どこの場面で精査されているんだというふうなことでございますから、事務レベルで精査して終わっているのか、教育委員のほうにも目が通っていないみたいなので、どういうところで、先ほど

言ったように精査されているのかをお尋ねしたので、それをお願いしたいと思います。

○議長（熊田 宏君） わかっている方が答弁していただいたほうが時間を有効に使えますので、佐藤次長、もしわかっているならば、ご自分でご答弁いただければありがたいです。

答弁を求めます。

教育振興課長、佐藤豊君。

〔教育次長兼教育振興課長兼中央公民館長 佐藤 豊君登壇〕

○教育次長兼教育振興課長兼中央公民館長（佐藤 豊君） 5 番、薄葉議員のご質問にお答えいたします。

スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラーについて、どのレベルで精査しているのかということについてでございますけれども、当然担当、学校というところで、スクールソーシャルワーカー、カウンセラーが行って何をしたのか。それで、それに対して子供がどうしているのかというところは、私どもの課のほうで精査をして、その内容について県に報告しているというところでございます。

以上でございます。

○議長（熊田 宏君） 続いて質問ございますか。

5 番。

○5 番（薄葉好弘君） 今、答弁を聞きましたが、平成28年、昨年は、スクールカウンセラーの緊急派遣事業の委託事業は308万円ほどとなっております。平成27年度は310万2,000円、決算の確定では173万3,700円ぐらいの決算がされたというふうなことでございますが、報告書は作成され、精査が、何か教育委員会のほうで、教育委員の目にもとまっていないような状況でございますので、実質もうちょっと精査をしていただきたいと思いますが、平成28年度は308万円というふうなことでございましたが、決算見込みではどのぐらいの委託事業費で終わるのかを、わかればお答えしていただきたいと思います。

○議長（熊田 宏君） 答弁を求めます。

教育振興課長、佐藤豊君。

〔教育次長兼教育振興課長兼中央公民館長 佐藤 豊君登壇〕

○教育次長兼教育振興課長兼中央公民館長（佐藤 豊君） 5 番、薄葉議員のご質問にお答えいたします。

ただいま精査中でございまして、決算額幾らかというところの見込みは、すみませんが、今時点では把握しておりません。

以上でございます。

○議長（熊田 宏君） 質問ございますか。

○5 番（薄葉好弘君） まだ時間ありますか。

○議長（熊田 宏君） 5 分あります。

5 番。

○5 番（薄葉好弘君） 精査はまだされていないというふうなことでございます。

それで、今年度、先ほど同僚議員も質問したようですが、スーパーバイザー、虐待対応強化支援というふうな、これ、昨年の6月に改正された児童福祉法により、児童相談の体制強化に向けた取り組みというふうなことの説明もありましたが、現実的には児童相談件数がふえているのかどうかですね。当然、先ほど、カウンセ

ラーの金額もまだ確定していないというふうなことです。29年度の当初予算は300万円、スクールカウンセラーの報酬は283万8,000円ほど費用も手当てしておりますので、現実的に児童相談がふえているのかどうかをお聞きしたいと思います。

○議長（熊田 宏君） 答弁を求めます。

教育振興課長、佐藤豊君。

〔教育次長兼教育振興課長兼中央公民館長 佐藤 豊君登壇〕

○教育次長兼教育振興課長兼中央公民館長（佐藤 豊君） 5番、薄葉議員のご質問にお答えいたします。

相談件数、ふえてきているのかどうかについてでございますけれども、数値的なものは、すみません、ただいま、ちょっと持ってはきておりませんけれども、学校に行って、学校訪問しております。その中で、先生方に対するコンサルテーションという、先生方が子供に対して、どういった視点を持って対応したらいいのかという相談件数であったり、また保護者への相談、子供たちにする相談というところで、ふえてきているということでお聞きしているところでございます。

以上でございます。

○議長（熊田 宏君） 一問一答なんですが、関連して、子育て支援課長から答弁したいというんですけれども、要らない。

〔「いいです」と呼ぶ者あり〕

○議長（熊田 宏君） ほかに質問ございますか。

5番。

○5番（薄葉好弘君） 時間がないので、最後にしたいと思います。

最後に、いじめで、2件ほど認知されているというふうなことでございました。

私たち議員も、本日午前中、矢吹中学校の卒業証書授与式に参列いたしましたが、返事をしない子供がいたりして、私が見る限りでは、4名から5名ほど、出席されなかった中学3年生がいるように見受けられました。

現実的に、不登校で本日の矢中の卒業式を欠席しているかどうか、それを、不登校の子供、インフルエンザもはやっていますから、インフルエンザの可能性もありますが、現実的に不登校で、本日の卒業式も出席していなかったということがあるかどうかをお尋ねしたいと思います。

○議長（熊田 宏君） 答弁を求めます。欠席したか、あとは、欠席していないが会場にいなかったか、その辺を明確にお願いいたします。

答弁を求めます。

教育長、栗林正樹君。

〔教育長 栗林正樹君登壇〕

○教育長（栗林正樹君） 不登校のために、本日会場に出席していない生徒が3名ほどおりました。

それで、私は少しおくれて、校長室、ちょっと顔を出してきたんですが、そうしたら、既に2名は、これからその3名を対象に校長室で卒業式をやるということで、保護者と来ておりました。そういう状況であります。

以上で答弁とさせていただきます。

〔発言する者あり〕

○教育長（栗林正樹君） 失礼しました。それで、3名のうち2人がおりまして、あと1人はこれから来るということで、いずれにしても、本日中に卒業式、きょう来なかった者も校長室でやるというふうに聞いております。

以上でございます。

○議長（熊田 宏君） 時間切れのため、以上で5番、薄葉好弘君の一般質問は打ち切ります。

◇ 富 永 創 造 君

○議長（熊田 宏君） 通告4番、1番、富永創造君の一般質問を許します。

ボタンを押しながら、左手を挙げて言ってください。

1番。

〔1番 富永創造君登壇〕

○1番（富永創造君） 議場の皆様、こんにちは。

傍聴席の皆さん、遅くまで傍聴いただきありがとうございます。

まず、3月11日、東日本大震災、それによって亡くなられた方への黙禱と哀悼の意をささげたものであります。この3.11の大震災と、原発事故による深い悲しみ、無念と悔恨は消しがたく、忘れてならないと新たに決意した次第です。

こうした環境のもと、第6次矢吹町まちづくり総合計画で、復興は重要プロジェクトの一つになっております。その一つ、矢吹駅周辺地区土地再生整備計画事業があり、復興のシンボルとして、にぎわいづくりを目的に、この事業に取り組んでいるところでありますが、この実現によって、着実にこの町の復興が進み、そして、その総仕上げの段階に入っているというお言葉をいただいております。

ただ、一方で、目に見えない放射性物質、それに対しての福島への誤解、先ほど同僚議員も触れましたが、原発避難いじめによる偏見や差別が広がっている実態が明らかになっております。こうしたことから、まだまだ不安や心配を拭い去ることができないというのが現実であると私は思っております。

ただ、こうした現実を乗り越え、前向きに進むことができる希望、これこそ、私たちが求めることの、大震災からの真の復興であると私は考えております。更地に新しく建った建物が、または施設が、それが復興だ、それだけではないと思うわけです。やはり心の復興が必要であると、そう思っております。

そのためには、住民の合意が得られる、その努力はしているのであろうか。すなわち、今、複合施設等の事業計画を進めておりますが、最近、検討委員会が招集され、その場でいろんな話が出ております。その中では、新しい図書館を必要とする住民の声を聞いているのか疑問視する発言、それから、中畑・三神地区からは遠いところにつくられる、そういったことから来る不満の声、そして、この大プロジェクト全体のスケジュールになるかと思いますが、今の時期は複合施設の建設に、こうした否定的な不満のある、または消極的な声というのは、もう既に変化して、期待の声になっていなければならない段階ではないのだろうかと思っております。

ところが、さらにこんな声も聞きます。単に税金を使って、大型の施設開発を行えば、成長期ならいざ知らず、少子高齢化、人口減少が見えている現在では必ず失敗する。このままでは、使い勝手の悪い矢吹駅東側や駅舎と同じ、負の遺産と言われたまま、孫の代まで大きなお金の負担が続くといった危惧の声も聞こえます。

これは、複合施設が箱物を目的とした計画、単なる……

○議長（熊田 宏君） 富永議員、すみません、負の遺産という言い方がありますが、あなたの私見かもしれませんが、全ても、全て議決で可決されて実施されている事業であります。その辺の言い方を少し控えてください。

○1番（富永創造君） はい。では、控えさせていただきます。

さらに、複合施設が箱物を目的とした計画、単なるお化粧のみの計画なら、復興を利用しただけの表層的計画でしかないと考えてしまうものです。

すなわち、私には、どうもこの流れの中で、一番大切な基本計画が見えていません。つまり、国からの補助金にめどが立ち、中心市街地の活性、公共施設等総合管理計画を後ろ盾に、どんどん整備計画事業や道の駅事業を進めているという印象であります。

大切なことはこの点です。住民には説明するが、恐らく行政側のプランを説明しただけ説明して、検討委員会等の各委員会の結論を住民に押しつけ、納得してもらう、そういう印象が私はあります。

できたら、この施設を利用するプロの声、つまり住民の声です。さらに、ルールや仕組みをつくるプロ、行政の皆さんです。そして、デザイン設計のプロ、これが設計士です。この三者がしっかりと意識を共有して、そして基本計画をまとめ、この大プロジェクトに進むことがふさわしい進み方だろうと私は思っております。

そこで、これに関しての質問を3つほどさせていただきます。

1つ、矢吹町複合施設の検討委員会の目的と役割は何か。

2つ、公共施設等総合管理計画では、総合施設の延べ床面積の縮減を目指すとはありますが、大幅に拡張・拡大している。その計画の目的と矛盾していないか。

3つ目、矢吹らしさが漂う図書館や中央公民館的交流センターが創出されるためにも、図書館の基本構想・基本計画、交流センターの基本構想・基本計画が必要ではないのか伺います。

次に、大きな項目の2つ目の質問であります。

健康上の問題で日常生活が制限されることがない、これが健康寿命とのことで、適度な運動と食事で長生きできる、健康寿命が延びてくれればよいなと思っております。ただ、平均寿命は延びてはいますが、健康寿命が延びているわけではないと指摘する医師もいらっしゃいます。

また、心を患う子供たちや、先ほども触れておりましたが、発達障害、または心の疾患、さらに認知症が疑われる大人たちも含め、初期段階での医療機関や、町がそうした病状等の相談を受けて解決できるように、連携して支援できる環境が必要であると考えております。

さらに、精神疾患の初期段階で、本人が受診を拒否しているなどの場合は、医療機関との診察予約もできない、予約できても1週間や3カ月待ちとのことです。専門医に診察していただけるまでの間、親や身近な人たちは途方に暮れる、どうしていいかわからないといった気持ちが起きてしまうわけです。こんな場合、身近に相談に乗って、サポート支援できる環境になっていることは、この町に住んで、安心な生活を営む上で大切だと考えます。

そこで、質問を3つ。

1つ、男女の健康寿命を延ばすための取り組みへの課題は何か。

2つ、健康づくりのための適切な運動・食事などの医学的指導講習会、例えば健康講座、運動講座、食生活

改善や介護予防講座といったもの、そういった講習会をふやす考えはないか。

3つ目、心の健康不安を持つ当事者や、その対応や接し方に悩む当事者の肉親など、身近な人への支援・助言、相談に乗ってくれる環境がこの町にはあるのか。

最後に、3番目の質問に移らせていただきます。

大池公園では、長い年月をかけ、さまざまな昆虫や植物、そして樹木が生育し、美しい景観をつくり、良好な自然環境を維持しております。昨年、私たちの町民の財産でもあるその公園の柳14本が突然伐採されてしまいました。柳といえば、街路樹に使われたりしております。カエルと柳が印刷されたふるさと切手もございます。ほかにも、「やはらかに柳あをめる北上の岸边目に見ゆ泣けとごとくに」、石川啄木の歌です。西行の歌で、「道の辺に清水流るる柳陰しばしとてこそ立ちどまりつれ」といった、学生たちにもよく知られた歌にも柳は読まれております。趣のある植物だと私は思っております。

この町でも、あれだけ大きく成長した柳は、そう多くはありません。貴重な宝だと思います。それを、町民には何の周知やお知らせもないまま伐採できたことに問題があると考えております。

そこで、公園管理について質問を3つほど。

1つ、大池公園の14本の柳の伐採は誰の指示でなされたものか。

2つ、伐採された樹木はどう扱われるのか。

3つ目、これに関して、矢吹町さわやか環境条例はどのように機能しているのか。

以上であります。

○議長（熊田 宏君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） それでは、1番、富永議員のご質問にお答えいたします。

初めに、矢吹町複合施設の検討委員会の目的と役割についてのおただしであります。矢吹駅周辺地区都市再生整備計画については、第6次矢吹町まちづくり総合計画のスタートの年並びに矢吹町復興計画における復興期と位置づけた4年間の3年目である平成28年度において、震災からの復興、中心市街地の活性化を目的に、重点プロジェクトと位置づけ、平成27年度より事業着手をしております。

これまでも、まちづくり懇談会等による住民説明会、まちづくり団体による住民ワークショップ等を開催し、住民へ広く周知・説明を行い、意見集約を行ってまいりました。

本年度におきましても、基本構想について議員の皆様には説明を行い、中央公民館、図書館等の運営団体、利用者、各種団体の皆様に対しましても、昨年の12月に説明会を開催し、アンケートもあわせて実施してきたところであります。また、ことしの2月には、（仮称）矢吹町複合施設整備検討委員会を設置し、今後、具体的な複合施設の整備、運営方針等について検討してまいります。

議員おただしの（仮称）矢吹町複合施設整備検討委員会の目的と役割についてであります。整備予定の複合施設は、町の玄関口である矢吹駅近くの旧奥州街道に面する場所に位置し、中心市街地のみならず、本町の新たな核となる施設であることから、本委員会では、将来世代に複合施設を町の資源として確実に引き継げるよう、施設の整備や運営方針等について調査・検討を行い、基本計画や基本設計に反映させていくものであり

ます。

構成員につきましては、これまでも矢吹中学校の改築や矢吹小学校の改修について、さまざまなアドバイスをいただき、町の公共施設事業に深く携わっていただきました東洋大学名誉教授の長澤悟氏を初め、まちづくりや生涯学習に取り組んでおられる各種団体など12名で構成しております。

平成29年2月17日に行われました第1回の委員会では、委員長に長澤悟氏、副委員長に矢吹町区長会会長の大野康統氏が選出されました。今後、委員会を定期的に開催し、当面は基本計画策定について議論を深め、その後、基本設計、実施設計、工事施工の各段階で意見・提案等をいただきたいと考えております。

矢吹町のシンボルとなり、利用者に喜ばれる、愛される複合施設となるよう、今後もさまざまな機会や各段階で委員会を開催し、合意形成を図ってまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、複合施設の建設における延べ床面積についてのおたかしですが、平成27年度に策定された矢吹町公共施設等総合管理計画では、各公共施設やインフラが一斉に改修・更新時期を迎え、多額の更新費用が必要になると見込まれております。町が管理する公共施設は268施設に上り、今後の維持管理にかかる費用は40年間で970億円と試算されております。

一方、財政面では、人口減少等に伴う町税の減少や少子高齢化社会の進展に伴う扶助費等の社会保障費の増大により、財政状況が一層厳しくなると見込まれており、固定費とも言える公共施設の維持更新費をいかにして適正な水準に抑えていくかが課題であります。

こうした課題に対し、町民・行政・議会が一体となって解決に取り組み、まちづくりの将来計画を形づくるために、本計画を策定したところであります。

この結果を踏まえ、施設の適正配置や管理運営の効率化等、トータルコストの縮減を図り、財政状況に応じた施設更新サイクルを行う戦略的な施設経営に努め、今後の人口減少や人口構造の変化に対応した住民サービスの維持を図ることとしております。

これらを達成するために、全体方針として5つの柱を掲げ、その一つに施設の複合化と機能の集約・多機能化があり、その中でも中央公民館と図書館を含めた複合施設の整備については、早期に対応すべき課題とされております。

このようなことから、中心市街地の復旧・復興を目指した矢吹駅周辺地区都市再生整備計画が策定され、その核となる複合施設建設については、基本構想が昨年完成し、現在は基本計画の策定を進めているところであります。

複合施設の延べ床面積について、矢吹町公共施設等総合管理計画の目的と矛盾が生じているとの議員のご指摘につきましては、施設利用者からのアンケートを集計したところ、中央公民館の部屋数が少なく、思うように活動ができないとの意見が数多く寄せられるなど、施設の老朽化に加えて、利用者目線での検討項目が見えてきたところであります。今後も基本計画の策定を進める中で、各施設における利用実態の調査・分析・検証等を行い、効率的な施設配置をするなど、将来を見据えた計画にしていきたいと考えております。

こうしたことから、複合施設の延べ床面積については、基本構想で具体的な数値を示しておりませんが、建設に当たっては、利用者や町民のニーズ、各施設における利用実態の分析等を踏まえて、検討委員会の中で必

要とされる施設や面積について議論を重ね、基本計画、基本設計に反映させてまいります。

なお、矢吹町公共施設等総合管理計画では、公共施設全体を踏まえ、延べ床面積の縮減を図るものと認識しており、複合施設における延べ床面積の決定は、財政的な視点からの検討は当然のことながら、利用者や町民のニーズを考慮し、将来を見据えた計画づくりが重要であると考えておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、図書館及び交流センターの基本構想、基本計画についてのおただしであります。図書館及び中央公民館の今後の方針やあり方につきましては、町の最上位計画である第6次矢吹町まちづくり総合計画の「人」の分野に掲載されており、「生涯学習によって自己実現できるまちをつくります」を政策に掲げ、取り組んでいるところであります。

具体的な取り組みとしましては、中央公民館や図書館において、生涯学習の場の創出と支援のため、町民のニーズに応じて講座の内容の充実を図り、自己実現を支援し、全町民が生涯にわたって学べるよう、図書類の充実とともに、各種情報の積極的な発信や支援体制の充実を図ることとしております。

また、施設の管理運営面では、町民活動の場の提供を行い、活動の支援を行うほか、さらなる民間活力の導入を図り、複合施設整備を検討するなど、住民サービスの向上を目指して生涯学習基盤の充実を図ることとしております。

中央公民館を建築してから42年が経過し、老朽化が著しいことから、中央公民館、図書館等を含めた施設の今後のあり方について、統廃合に優先的に取り組む方針が矢吹町公共施設等総合管理計画において示されており、この方針に基づいて（仮称）矢吹町複合施設整備検討委員会においてご検討いただいております。

このように、第6次矢吹町まちづくり総合計画及び矢吹町公共施設等総合管理計画に基づき事業を推進しており、（仮称）矢吹町複合施設整備検討委員会の意見を反映させた基本構想、基本計画の作成に努めてまいります。

また、施設の運営、事業内容については、中央公民館や図書館等を複合化する際の課題や、今後の社会教育活動のあり方について整理を図るため、生涯学習推進計画を平成29年度中に策定する予定としております。

なお、公共施設の複合化は、単に経費節減のために複数の施設を一つの建物に統合させるというものではなく、異なる機能を持つ施設を一つの建物に集約することで、相乗効果が生み出され、町民の皆様の利便性向上につながるため、今後、検討委員会から複合施設について提言をいただくこととなっておりますので、これを踏まえ、本町の新たな核となる施設整備を進めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、健康なまちづくりの推進についてのおただしであります。本町は、第6次矢吹町まちづくり総合計画に基づき、「住む人みんなが健康で輝き、幸せを実感できるあたたかいまちづくり」を目指し、各種事業に取り組んでおります。

初めに、男女の健康寿命を延ばすための取り組みや課題についてのおただしであります。平成27年度に作成いたしました矢吹町データヘルス計画における国保被保険者の健康寿命によりますと、国は男性が65.2歳、女性が66.8歳、県は男性が64.9歳、女性が66.9歳、本町におきましては男性が64.5歳、女性が67.3歳であり、男性は国・県より低く、一方、女性は国・県より高い値となっております。

なお、健康寿命の算定方法につきましては、国勢調査の結果をもとに、性別、年齢、人口、死亡数、不健康

割合、対象集団の生命表と基礎資料等で算定されます。

本町の健康課題といたしましては、脳血管疾患、心臓病、糖尿病による死亡率が国・県と比較して高く、糖尿病、高血圧症、慢性腎不全による医療費の割合が高いことが挙げられます。平成27年度の特定健診受診率は51.5%であり、男女別の受診率は男性が45.5%、女性が57.9%で、男性が女性より12.4%低く、年齢層別で見ますと、40代男性が32.1%、50代男性が30.6%で、40代女性が35.9%、50代女性が50.8%と、男性の受診率が低い状況となっております。

これらの健康課題から、健康寿命を延ばすためには、特定健診の受診率向上と生活習慣病の予防が大変重要であると考えております。

今後、特定健診の受診率向上に向けて、広報紙の活用、未受診者へのダイレクトメールや保健事業訪問員による未受診者全戸訪問、また、40代・50代をターゲットに小・中学生の保護者へチラシの配付などにより、家族ぐるみで健康に関心が持てるよう、健康意識の高揚を図ってまいります。

また、生活習慣病予防の取り組みといたしまして、平成28年度はメタボリックシンドローム対象者215名に対し、健診結果を直接手渡すため、保健師が各地区に出向き、一人一人の体の状態について説明をしながら特定健康診査を行っており、現在105名の方が6カ月間の生活習慣改善に取り組んでおります。

なお、結果等につきましては、詳細がわかり次第報告いたします。

さらに、治療中断者や未治療者に対し家庭訪問等を実施するなど、重症化予防に努め、生活習慣病の予防可能な病気の発症を防ぎ、町民の皆様のクオリティ・オブ・ライフの維持向上を目指してまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、健康づくりのための医学的指導講習会をふやす考えはないかとのおただしではありますが、現在本町では、健康の保持増進及び生活習慣病の予防を目的として、ヘルスアップ教室を開催しております。この教室は、筑波大学が独自に開発した個別運動プログラムをもとに、個人の体力、年齢、性別に応じたプログラムの提供を行い、その結果を解析しながら、筋力及び体力の向上を目指した運動の実践に取り組んでおります。

対象者は20歳以上の町民とし、現在7コースを開設しており、平成29年2月末現在、105名の参加者がおり、今後も健康の保持増進及び生活習慣病の予防を目的とし、運動を楽しみながら継続できるよう取り組んでまいります。

また、今年度は新たに、国保被保険者を対象とした糖尿病予防・改善教室を9月から12月までの4回コースで実施し、40名の参加がありました。その中で、健康運動士による講義と実技、糖尿病専門医師による糖尿病のメカニズムと治療法についての講演、スポーツ栄養士による糖尿病予防の栄養学、管理栄養士による低カロリー・栄養バランスメニューについての講話と調理実習という内容で、より専門的指導が受けられる教室を実施いたしました。最終日に血液検査を行った結果、参加者40名中39名の方が健診時より血糖値が下がるという効果が見られました。

今後も継続して、健康の保持増進及び生活習慣病の予防を目的とした各種健康づくり教室を開催し、町民の皆さんが心身ともに元気で暮らせるまちづくりを進めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、心の健康不安を持つ方や周囲の方への支援・助言・相談できる環境についてのおただしではありますが、本人及び家族等より相談があった場合、保健師が直接相談に応じており、より専門性を有する場合は、県南保

健福祉事務所が月に1回開催しております心の健康相談を紹介し、精神科医より適切な助言指導を受け、必要に応じ医療機関の受診を促しながら、心の健康の不安軽減に努めております。

今年度の状況であります、本人及び家族からの相談件数は15件で、うち13件につきましては、町保健師が直接相談に応じ、残りの2件につきましては、県の心の健康相談を紹介しております。

また、受診につながらないケースにつきましては、町保健師等と県立矢吹病院が連携を図り、アウトリーチ、いわゆる訪問型診療を実施しております。矢吹病院で実施しておりますアウトリーチ事業の利用者は、平成27年度から2年間で8件となっており、現在は入院や外来治療、訪問看護等のサービスを利用しながら地域で生活しております。

現代社会におきましては、学校や職場、家庭等、社会生活を営むさまざまな場で生じる不安やストレスから、心の健康問題は近年多様化・複雑化しており、心の健康に問題を抱える人は増加傾向にあります。今後、心の病気について、正しい知識の普及啓発活動に取り組むほか、こころの相談窓口について広くPRし、地域で安心して生活できるよう県・医療機関などの専門機関等と連携を図り、町民に寄り添った支援、迅速な対応を図り、全ての町民が心身ともに健康で、地域で支え合って、安心して生活できるまちづくりの推進に取り組んでまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、大池公園内の柳の伐採についてのおたかしであります、大池公園は町の都市公園に指定されており、公園管理者である町が指定管理者制度により維持管理を行っております。

大池の周辺には、町の木であるアカマツや桜、最近ではハナモモやヒガンバナ、スイセンなども植樹・植栽され、緑が豊かな公園であり、早朝から日没まで、散策路を散歩する方や遊具で遊ぶ子供など多くの来園者がおります。町といたしましても、日ごろから来園者が安全・安心して利用できる環境づくりを最優先に、園内の枯れ木の伐採や枯れ枝の除去を行っております。

今回の柳の伐採につきましても、都市整備課職員が園全体を調査し、枯れ木・枯れ枝などの危険木並びに将来における危険予防のための樹木を確認し、昨年10月に公園管理者である町の判断で伐採を行いました。

伐採後、個人や団体から、伐採について数件のお問い合わせがあり、その中で、希少なチョウが柳の葉を食草として大池公園周辺に生息しているとの情報が提供されました。町はこれまで、既存施設の長寿化対策及び利用者の安全・安心を目的とした更新・修繕を行ってまいりましたが、こうした希少な動植物の生態系に対する認識が十分ではありませんでした。

今後、町といたしましては、協働による植樹・植栽事業が近年活発化してきたことや、希少動物の存在が確認されたことなどを受け、大池公園の将来像を映し出す全体構想が必要と考え、大池公園整備計画を東京農業大学と連携して、平成29年度内の策定を予定しております。

なお、東京農業大学との連携協定につきましては、農業振興、地域振興に関することを目的として、平成26年12月に福島県西白河郡矢吹町と東京農業大学農学部との連携に関する協定書を締結しており、これまで大賀ハス再生のための土壌調査や植えつけを行い、昨年の夏、十数輪の大賀ハスが開花いたしました。

本整備計画の策定においては、施設の更新・新設等の施設整備計画に合わせ、大池公園に生息する動植物の実態調査を含めた保全計画についても十分検討し、東京農業大学、まちづくり団体、大池公園の利用者、生態系に知見のある方及び町民の皆様とのワークショップ等を実施して、多くの皆様からご意見、ご提案をいただ

くこととしております。それらを反映させて策定する大池公園整備計画については、矢吹町都市計画審議会へ提案し、承諾をいただいた後に、皆さんに公表する予定であります。

全体構想の完成後は、構想で示される将来像実現のため、施設整備などのハード面と、それを活用したソフト面を連携させ、計画的に整備を推進してまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、伐採された樹木の取り扱いについてのおたしであります。通常は、伐採した木や枝は業者の責任のもと、処分をしております。今回伐採しました15本の柳については、虫が入っている木や枝等は処分し、後々利用が可能であると思われる直径が約50センチメートル、長さが約180センチメートルの木3本については、伐採した業者の敷地に保管しております。今後、どのような活用方法があるかを検討してまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

最後に、矢吹町さわやか環境条例についてのおたしであります。本条例は「さわやかな田園のまち・やぶき」にふさわしい、水のきれいな、空気の澄んだ、緑豊かなまちづくりを目指し、町民、事業者、所有者等及び町の責務を明確にしながら、一体となって取り組むべき事項を定めることにより、清潔で快適な環境の確保を図り、もって町民福祉の増進に寄与することを目的としております。

条例制定の背景としましては、家庭等から排出されるごみの量の急激な増加が大きな問題となっており、特に容器包装廃棄物は、家庭ごみ重量の約2割から3割、容積で約6割を占めることから、リサイクルの促進等により廃棄物の減量化を図るため、平成9年4月に容器包装リサイクル法が本格施行され、環境美化やごみ問題等への意識がこれまで以上に高まったところであります。

また、これらを踏まえ、白河地方広域市町村圏整備組合管内では、平成11年10月から分別排出、分別収集によるごみ処理の有料化が開始され、このことを機に、平成11年の第297回定例会において本条例が議員提案として提出され、制定に至っております。

条例の内容としましては、町の責務として、「環境美化の促進や美観の保護に関する施策を策定し、実施する責務を有する」としており、第6次矢吹町まちづくり総合計画では、「自然と共生した環境にやさしいまち」の政策のもと、「自然環境の保全」「生活環境・水環境の保全」を施策とし、各種事業に積極的に取り組んでおります。

特に町では、自然環境保全とリサイクルの推進を図るため、遺魂し運動を展開しており、毎年開催している全町クリーン作戦を初め、現在は、ごみゼロのまちを目指し、昨年12月に策定した矢吹町ごみ減量化推進計画に基づき、資源物回収ステーション事業や資源回収奨励金交付事業等、各種事業に取り組んでおります。

一方、美観の保護では、富永議員が主宰するこうすっぺ西側イメージアップ作戦の皆さんには、日ごろより限戸川沿線を初めとする西側地域の景観づくりにご尽力いただいておりますことを心より感謝申し上げます。

その他、各種まちづくり団体の皆さんや区長会、各行政区の皆さんの活動も非常に活発であり、花木の植樹等を通じ、町の美観の保護に取り組んでいただいております。また、町が管理する都市公園等におきましては、指定管理者制度により維持管理を行っておりますが、美観の保護はもちろんのこと、利用者が安全・安心に利用できるよう、日ごろから樹木の伐採や枝おろし、草取り等を実施しております。

このような取り組みは全て、矢吹町さわやか環境条例の趣旨・目的に基づき実施されているものであり、今後も協働の理念のもと、町民の皆さんとともに「さわやかな田園のまち・やぶき」にふさわしい、水のきれいな

な、空気の澄んだ、緑豊かなまちづくりを目指してまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

以上で、1番、富永議員への答弁とさせていただきます。

○議長（熊田 宏君） ここで暫時休議いたします。

（午後 4 時 3 2 分）

○議長（熊田 宏君） 再開します。

（午後 4 時 4 4 分）

○議長（熊田 宏君） 富永議員も一問一答方式を選択されております。

質問はございませんか。

1 番。

○1 番（富永創造君） 先ほど答弁していただいたやつで、矢吹駅周辺地区都市計画再生整備事業について、最初に復興推進室がまとめた中での、いわゆる複合公共施設の基本的な考え方によれば、たしか地域交流センター及び子育て支援センター、この2つだけだったと思います。それから、その後、矢吹駅周辺地区都市再生整備計画事業第1回変更において、それにさらに加わった施設ということで、観光交流センター及び図書館が加わっているわけです。

やはりこれは、財政の縮減とか、または延べ床面積等も考慮された計画ではなく、その都度、都度、変更しながら、施設内容をふやしていつてきていると。これは住民のアンケート、または、それまでの団体等で話された内容の結果、こういうふうになっているのでしょうか。

○議長（熊田 宏君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） 1 番、富永議員の質問にお答えさせていただきます。

矢吹駅周辺地区都市再生整備計画事業において、当初の計画よりさらに、その都度目的物が、目的とする内容が変わってきているということですが、その都度変更しながらというところにつきましては、先ほども答弁させていただきましたように、さまざまな団体からご意見等を頂戴しております。ご存じのとおり、中心市街地の再生プロジェクトチームや町職員、さらにはワークショップ、さらにはアンケート、その中で、さまざまな意見が出されております。

今回、復興計画において核となる、町のシンボルとなる、そういった複合施設をつくってまいりたいということですので、当然そのような形で、住民の意見を聞きながら、よりよいものにつくっていききたいというようなことで、計画が変更されてきているということで、ご理解をいただきたいと思います。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（熊田 宏君） 続いて質問ございますか。

1 番。

○1 番（富永創造君） そうしますと、現在、数年の期間をかけて、住民の意見、団体等の要望をまとめて、そ

して今の計画に移っていると、この計画を推進しているという段階だと。

そういった場合、この中で、検討委員会が最近、第1回目が行われました。それで、あと5回ですか、検討委員会。この複合施設関係に対して、基本計画の素案を検討委員会で了解するのか、検討委員会で素案をつくるのかどうなのか。ましてや、5回という回数で十分、住民の考え、すばらしい図書館になるのかなとか、そういうふうな方向づけをされた基本計画ができて上がるのかどうか、そこら辺をお聞きしたいと思っているんですけども、よろしくお願いします。

○議長（熊田 宏君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） 検討委員会で決められていることについて、素案に基づいて今、話し合いをしております。

ただ、これについては、あくまでも町のほうから、たたき台として素案を委員の皆様提示している。したがって、委員会でございますので、さまざまな意見がこの後、提案されるというふうに思っております。ですから、その素案が全てそのまま通るということではなくて、先ほどから申し上げましたとおり、住民の意見、さまざまなアンケート等を踏まえて、委員さんのそうした考えに基づいた、そうした計画づくりをしていくということでございます。

なお、5回で終わるのかということについては、予定としては5回としておりますが、もちろんこれが回数がふえるということについて、町のほうでは、そうしたことも想定しながら、今後、検討委員会を進めてまいりたいというふうに考えておりますので、ふえることも十分あるということで、ご理解をいただきたいと思っております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（熊田 宏君） 質問ございますか。

1 番。

○1 番（富永創造君） わかりました。

それで、基本構想に載っております整備スケジュール、これ現在、随分この構想からすれば、おくらしているのではないのかと私は思っております。もう既に、このスケジュールによれば、平成28年度は基本計画、12月ころにはもう、1月、2月ですか、そろそろできていなきゃならない。ところが、これからそれをつくると。これから業者に委託するんでしょうとも思うわけですが、そして、基本計画とともに同時に、もしかすると、基本設計、実施計画も同時に業者に委託されてしまうのか。

実は、ほかの地域では、例えば視察に参りました茂木町ですと、検討委員会が立ち上がって二、三カ月したら、基本計画等、業務委託されております。さらに1年後、基本計画プロポーザルが出され、その後ずれて基本設計業務委託と、こういうふうになっております。紫波町を見ますと、一つの基本計画の素案をしっかりと行政レベルでまとめ、そして、そこに民間の方も入り、プロの設計士も入り、先ほど言いましたように、利用するプロは住民です。それから、設計、デザインは設計士がプロです。そして、ルール、取り組みづくりは行政がプロです。そういった三者が一体となって素案をつくっている。その素案に対して、住民に対して、こう

つくりたいんだと、住民の合意を得る努力をされている。一方的に説明して、この説明に納得してくださいと、そういうふうなやり方はとっておりません。そして、紫波町は、約1年かけて基本計画を策定しております。その後、ちょっと、私の質問にありましたように、図書館関係、それから交流センター関係の基本構想及び基本計画を、それぞれのプロの方を頼んで、その方を中心に作成されております。

このように、プロジェクトに関して誠意を示し、住民のための施設づくりにいそしんでいるというのが、ほかの地域ではわかります。

それで、矢吹町の場合、整備スケジュール等を含めて、基本計画づくり、おこなっているのではないのかと。その点を質問させていただきたいと思っております。よろしくお願いします。

○議長（熊田 宏君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） 整備のスケジュールがおこなっているのではないのかというようなおたしでございますが、この件については否定するものではございません。諸般の事情、特に事務的な手続上の問題があっておこなっている。しかし、結論的には、先ほども答弁させていただきましたように、平成31年度に完成を目指すというようにすることについて、この目的、目指している年度については変わるものではございませんので、よろしくお願いいたしますと思います。

いずれにしても、今、富永議員が心配したとおり、今後、スケジュールがおこなっているといえども、焦ることなく、住民の意見を十分に聞き入れながら、一方的なやり方、これは言語道断でございますので、そうしたことなく、この委員会の中にも専門家が多数おりますので、委員会のこうした意見を取り入れながらの意見等々については、基本設計、実施設計に反映していく。そのような考えに変わるものではないので、そうしたことでご理解をいただきたいと思います。

今後も十分に、今のご意見も踏まえて前に進めていきたいと思っておりますので、ご支援、ご協力のほうもよろしくお願いいたします。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（熊田 宏君） 続いて質問はございませんか。

1 番。

○1 番（富永創造君） 先ほども若干触れてはいるんですけれども、この複合施設には、図書館、中央公民館のような機能を持ったものが入るというふうに説明を受けております。

それで、まず中央公民館の機能を導入した地域交流センター、それが設置されるであろうと私は思うんですけれども、もしそうであるとするならば、地域交流センターが望ましいという、そうした根拠は何なのか。

もう一つのほうでは、中央公民館は社会教育法にのっとりた施設です。しかし、地域交流センターはそれがありません。そういうことで、別々、中央公民館は中央公民館、それで、今度の施設の地域交流センターは地域交流センターとして、今計画している複合施設の中に入れると、この両方の選択が考えられたと思います。

そこで、なぜ一つにしたほうが望ましいとしたのか、その根拠をお聞かせください。

○議長（熊田 宏君） 答弁を求めます。

都市整備課長、福田和也君。

〔都市整備課長 福田和也君登壇〕

○都市整備課長（福田和也君） それでは、1番、富永議員の再質問にお答えいたします。

地域交流センターでございますが、基本計画上は地域交流センターという区分をしております。こちらについては、この事業につきましては、国交省の補助事業を活用する予定しております。国交省の補助メニュー上、地域交流センターという区分はしておりますが、機能につきましては中央公民館の機能を取り入れる予定でございます。

以上であります。

○議長（熊田 宏君） 質問ございますか。

1番。

○1番（富永創造君） 今の答弁に対して、今答弁していただいている、または我々にも答弁していただくのは、都市整備課が主なんです。中央公民館とか図書館というのは、管轄は教育振興課にあると思うんですけども、普通でしたら、これをスムーズに、迅速に進めるには、行政内で一つの組織として動いてもらったほうが、縦割りよりも横を串刺しにする、ちょっと言葉は悪いですけども、それを一つにして役割を担ったほうが、住民としてもやりやすいし、この施設を進めるに当たっても、スムーズに進むのではないかと思います、その点伺いいたします。

○議長（熊田 宏君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） 中央公民館をつくる、中央公民館の機能を設置するということで、そうした性格的なおたしだというふうに思いますが、中央公民館の機能をもちろん考えて、この施設をつくるわけでございますが、ハードの部分については都市整備課、中身については教育振興課、いわゆる町としましては、別々に考えるのではなくて、議員おたしのように、一つの組織、一つの機能を追求するために、各課が連携して、よりよい、そうした中央公民館の機能性を有したものをつくっていききたいということでございますので、そうしたことでご理解をいただきたいと思います。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（熊田 宏君） 残り2分です。

質問はございますか。

1番。

○1番（富永創造君） この公共複合施設に関して質問する場合に、教育課のほうに質問すると、都市整備課のほうに聞いてくれという、そういうふうな話をされます。そういうふうなことで、ワンストップではなくて、今そういう状態、ワンストップの状態ではないと。それでは、役場内の中で意識を一つにされていないんじゃないのかと、その点を危惧するわけです。ですから、その点で、一つにされたほうがいいのではないのかということで、町長の見解をお伺いいたします。

○議長（熊田 宏君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） ただいまの質問にお答えさせていただきます。

ある課に行けば、別の課じゃないですかというような言われ方をしている、そういう疑念を抱かせたとすれば、私から丁重に謝罪をさせていただきたいと思います。

こうした考え方は、町民の方も、多くの方も持っていないわけではないと。したがって、今の意見を受けて、今後そうしたことのないように、各課一緒になって物事に進んでいきたいと、そのように考えておりますので、そうしたことでご理解をいただきたいと思います。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（熊田 宏君） 残り27秒です。

質問はございますか。

1 番。

○1 番（富永創造君） 検討委員会、12名でお話ししていると思うんですけども、図書館及び中央公民館の機能を持った交流センター、これは機能的に大きなものですので、基本計画とか基本構想、そういうのをしっかりつくっていただければなと思っておりますが、その点どのようにお考えでしょうか。

〔発言する者あり〕

○議長（熊田 宏君） 一問一答を決めた初回から時間を破るわけにいきませんので、後で答えてくれるということでもありますので、担当課の阿部課長のほうに確認をお願いします。

〔「了解しました。どうもありがとうございました」と呼ぶ者あり〕

○議長（熊田 宏君） ありがとうございました。

以上で、1 番、富永創造君の一般質問を打ち切ります。

以上で、本日の一般質問は打ち切ります。

◎散会の宣告

○議長（熊田 宏君） 本日の会議はこれで閉じ、これにて散会いたします。

大変ご苦労さまでした。いろいろ不手際があつて申しわけありませんでした。

（午後 5 時 0 3 分）

平成 2 9 年 3 月 1 4 日（火曜日）

（第 3 号）

平成29年第402回矢吹町議会定例会

議事日程（第3号）

平成29年3月14日（火曜日）午前10時開議

日程第1 一般質問

日程第2 総括質疑

日程第3 議案・陳情の付託

議案第3号・第4号・第5号・第6号・第7号・第9号・第10号・第11号・第12号・第13号・第14号・第15号・第16号・第17号・第18号・第19号・第20号・第21号・第22号・第23号・第24号・第25号・第26号
陳情第1号・第2号・第3号

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（14名）

1番	富永	創造	君	2番	三村	正一	君
3番	安井	敬博	君	4番	加藤	宏樹	君
5番	薄葉	好弘	君	6番	鈴木	一夫	君
7番	青山	英樹	君	8番	大木	義正	君
9番	栗崎	千代松	君	10番	角田	秀明	君
11番	吉田	伸	君	12番	藤井	精七	君
13番	鈴木	隆司	君	14番	熊田	宏	君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	野崎吉郎	君	副町長	渡邊正樹	君
教育長	栗林正樹	君	企画総務課長	阿部正人	君
まちづくり推進課長	氏家康孝	君	税務課長	三瓶貴雄	君

会計管理者兼 総合窓口課長	小 針 良 光 君	保健福祉課長	泉 川 稔 君
産業振興課長 兼農業委員会 事務局 長	佐 久 間 一 幸 君	都市整備課長	福 田 和 也 君
教育次長 兼 教育振興課長 兼中央公民館 長	佐 藤 豊 君	子育て支援 課 長	山 野 辺 幸 徳 君

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局 長	梅 原 喜 美	主任主査 兼 次 長	角 田 哲 也
---------	---------	---------------	---------

◎開議の宣告

○議長（熊田 宏君） おはようございます。ご参集いただき、ありがとうございます。

ただいまの出席議員数は14名であります。

出席議員数が定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。

（午前10時00分）

◎一般質問

○議長（熊田 宏君） それでは、本日の日程に入ります。

日程第1、これより前日に引き続き、一般質問を行います。

◇ 吉 田 伸 君

○議長（熊田 宏君） 通告5番、11番、吉田伸君の一般質問を許します。

11番。

〔11番 吉田 伸君登壇〕

○11番（吉田 伸君） 皆さん、おはようございます。

また、議会を傍聴してくださる町民の皆さん、感謝いたします。ありがとうございます。

矢吹町議会も、この議会より一問一答制度を取り入れまして、きのうより開始されましたけれども、きのう議員席で聞いていますと、議員の質問並びに町長の答弁が大変わかりやすく感じられます。また、傍聴席で聞いている町民の皆さんも、より一層理解してくれるものと思っております。

でき得れば、案ずるよりは産むがやすしと、そういう言葉と同じくて、ちょっとべろが回らなかった。産み終わらないで終わってしまうのかと思いますけれども、そのほうがよかったのかと、そういうふうに考えている次第であります。

また、議長の進行も対応が大変スムーズであり、これまた議会の進行をより一層わかりやすくしているものと感じて、両方とも考えて、先ほどから言っているとおりで、もっと早くすべきであったのかという、私個人の考えであります。

私も一問一答で、これから町長に質問をかけますけれども、町長も心の広さと寛容を持って、でき得れば広く、わかりやすく、そして端的に私に答えていただきたいと思いますので、そのことをお願いして、和やかにやりませんかということなんですけれども、そういうことでひとつよろしくお願いいたします。

さて、私は、あの震災のあった後、ある銀行員の方に町で行き会いましたときに、ちょうど3年目ころだと思います。矢吹町はどうなるんでしょうかねと、こう言われました。あの震災で被害を受けた本町・中町通りの人があの現状を見たときに、恐らく金融機関の人は、この矢吹町の復興は大変なことだと思ったことと思います。

矢吹町には、東邦銀行、福島銀行、白河信用金庫、そして2つの信用金庫がありますけれども、あれだけの甚大な被害を受けましたらば、一番先に金融機関の方が心配したものと、そういう気持ちから出たんだろうと

思います。

的に、いずれ復興というのろしが上りますので、これは国も政策で考えておりますので、今どうなるこうなるということは言えませんが、あの当時は除染で苦労していましたから、いずれ19兆7,000億円という復興対策事業が出ています。阪神・淡路島、あの震災を受けても、年度が来れば、そういう姿がなお見えてくるんじゃないんですかというしか私は言えませんでしたから、そういうことで、そういう答弁しかできませんでしたが。

また、前の議会で、私は稼業が牛屋なものですから、トラック片手に岩手県、宮城県のほうへ行きますものですから、除染のなかった岩手県の復興並びに宮城県の復興が、恐らく福島県は10年おくれると、そういうふう感じておりましたので、この間も宮城県の登米市のほうに行ってきましたけれども、海岸の復興はまだですけれども、大分内陸部は進んでおりまして、形が見えて、今、そういう形からすれば、福島県は10年おけると、そういうふうな思いは当たっていたのかなという感じがします。

この町も除染という形が終わりまして、これから町長の言う、復旧が終わった、復興に入ということで、そういうふうな決意を昨年度、議会で聞いたわけですが、いろんな施策を出しておりますけれども、私は、4号線の4車線化を国に要望すると同時に、この町長の施策が、恐らく西側の開発も、今までは東側だけが重点的に進んでおりましたけれども、西側の開発も伴って一緒にいけるんじゃないかと、そう考えておりました。

特に、先ほど、町長の施策の方針ですが、施政方針ですね。矢吹病院の、これは新聞報道ですが、いろんなことがありましたけれども、県のほうで新しくつくるという案が出されております。

7年か8年前だと思えますけれども、当時、大和久の十文字議員が一般質問で、第一苗畑の払い下げを願って、あそこに工業団地をつくってもらいたい、工場の現場をつくっていただきたいという一般質問をしたことがあります。

あわせて、私は、町長はそのとき、同じことだったと思えますけれども、第一苗畑の払い下げをお願いして、ぜひとも今、ちょうど冬場だったんですけれども、カヤとか雑草の巣ですから、何とかここを、でき得れば担当課長をつくってもらって、そして、国有地の払い下げを願って、企業進出の形にさせていただいたらどうかということで、町長のほうで対応していただいて、今のレンゴー(株)とアイダ運輸、きちんとした姿を見せてもらって、5年と猶予を、法人税の免税という形が終わりまして、今恐らく、町の財政のためには貢献していただいていると思っております。

ですから、改めて申しますが、第二苗畑は県の開発局だと思えますけれども、やっておりますけれども、これも恐らく西側開発になりますし、矢吹町の復興になってくるだろうと感じております。ですから、一点的なものでなく多面的なもので考えていただきたいと、そういう願うものであります。

それでは、そういうところから、町長は、本町・中町通りのにぎわいを取り戻すと、そういうことで、あそここの、あわせて石川街道の通りを復興していくというふうでございますけれども、そろそろ町長のきちんとした姿を、方針ですか、それをぜひとも教えていただきたいと。

きのうの同僚議員の答弁で、ある程度の筋はわかりましたけれども、なぜそういうことを言うかといいますと、私は、須賀川市で並木町から岩瀬病院まで電柱を排除して、そして歩道を整備して、同じような趣旨だと

思いますけれども、旧高取邸の後に交流館をつくって、あの現場を見させていただいたとき、やはりシャッター街を何とかしなきゃならない。そして、市・町・村の中心部に人を集める努力をしなきゃならないというふうな発想だと思います。

考え方は、この矢吹町も同じだと感じるものでありますから。白河市についても同じです。白河市も、市街地の復興のためにコミネスをつくり、図書館をつくったものだと思います。これも現場に行ってみて見させていただきました。

やはり、行動しなければ物事は変わりません。もちろん、裏づけには財政がありますけれども、この間、私たちの産業民生常任委員会で行きましたけれども、茂木町になぜ私は行くかという、あそこに地方自治体の1万2,000人の人口のところで、担当課の課長が説明しましたけれども、町の大通りに人が集まっていなかったものが、図書館目掛けて月1万人の人たちが、そして、茂木町だけじゃなく、他の市町村からも利用しに来ると。そして、あそこには茂木高校という、旧茂木藩なんですけれども、そういうふうな藩校が恐らくあったろうと思いますし、教育は熱心だったろうと考えております。

よって、人材も、そういうふうな教育をする関心があったらろうと考えますし、その中に、我が茂木町も、古町町長、この方は、私、16回行っているんですけれども、今もって行き会ったことはありません。きょうはどこへ行っているんですかという、宇都宮県庁です。時を置きまして、また行きますと、きょうはどこへ行っているんですかという、霞が関です。よく、忙しい人だと思って感心しておりましたけれども、何回目で行き会えるのか、これからも楽しみにしていると考えております。

ですから、町長の言う、私は矢吹町の将来を考えるならば、やはりこの、先ほど申したとおり、19兆7,000億円の復興資金がありますので、これで私は、神戸のあの燃え上がった残骸がきちんとなったという、これは地方都市ではできるわけがありません。やはり国が責任を持つべきだし、こういう大災害のときには国が進める、当然のことだと私は思っております。

そして、それと同調と言ったらおかしいでしょうけれども、利用していただいて復興を進めていく。また、それを基盤として各市町村、前に行くものだと思っております。

福島県においては、28年度、来年の予算はわかりませんが、今年度でも1兆7,000億円から8,000億円の復興資金も合わせて予算がついております。中通りは泉崎村、矢吹町、鏡石町、須賀川市、この4市町村が地震でやられております。ですから、中通りを忘れないためにも、ぜひとも町長には頑張っていただきたいというふうに考えております。

あわせて、質問は2項目ほどありますけれども、その点を考えて答弁していただきたいと思っております。

余り長くしゃべっていると時間がなくなりますので、この点についてはやめます。

○議長（熊田 宏君） 吉田議員、通告に載っていても、議場で発言していただかないと議事録に載らないので、全項目言ってください。お願いします。

○11番（吉田 伸君） じゃ、議長の指導を受けましたので、もう一度やらさせていただきます。

1点目、須賀川市の現状を見学してきたが、我が矢吹町の将来像を伺います。

2点目、各審議会の現在の進行状況とあわせて、矢吹町民の方の、住民ですね、その考え方を伺うということで、よろしくお願いいたします。

2 点目に入ります。

須賀川市の六軒から中畑の澄江寺ですか、あそこまで県道矢吹・須賀川線が走っております。ここも復興事業で、大分工事が進んでおりますけれども、今後の展開。私は、中畑ですから、寺内でバイパスをつくっていただきたいという要望で、測量までは終わっているということですが、何かしら前に進まない事情があるのかと思ひまして、それなりに下の話は聞いておりますけれども、いかんせん、あそこでストップしていたのでは事業が前に行きませんので、それと関連して、沢尻、大畑、あと寺内のあれですか、子供の安全通学ということで、歩道の申請も出ているはずなんですけれども、一つがとまると。

先ほど申したとおり、恐らくこれも復興資金でやっているんでしょうから、現在は三城目の成田線ですか、歩道整備をしておりますけれども、県道ですから町の管轄ではありませんけれども、やはり産業道路とあの県道線は、現在のところ、4号線の4車線化がもう少しで、来年度かもしれませんけれども、久来石まで来て、矢吹町と泉崎村が現状のままだとすれば、恐らく我が町と泉崎村はつながると思いますので、車の身動きがとれないと。そういう状況でしたらば、東側の人は産業道路並びに、先ほど言った六軒から成田経由、中畑のほうに入ってくればいいわけで、交通事情の渋滞の緩和並びに、そういうふうな事故に遭わないようにするためにも、こちらは、でき得れば早く、きちんとした歩道対策、そういうものを、あと安全対策をしていただいて、大分進んでおりますけれども、そういうふうな要望を県のほうにも上げていただきたいと。これは福田課長のほうだと思いますけれども、なるべく進めていただきたい。

道路ができれば、交通事情がよくなりますので、これに関連した対策を次は考えるべきでありますし、そういうふうな事案があったならば、ひとつ教えていただきたいということで、よろしくお願いしたいと思います。

じゃ、次、3点目に移ります。

矢吹中学校の立志式についてお尋ねしたいと思います。

リードやぶきで、矢吹中学校で立志式というふうな行事が行われておるということを聞きまして、私なりに考えましたところ、中学生の方でしょうか、2年生ですか。以前、そういうふうな新聞報道を、私はそれで、若松だったと思いますけれども、ちょうど行く機会があったものですから、同僚議員の方と行って、わざわざそこに、どういうふうなことなのかということを聞いてきたわけですが、ちょうど高校3年生で、大体が人生の進路が決まります。ある方は就職ですし、ある方は大学で上を目指します。また、いろんな諸般の事情で、今は少ないでしょうけれども、そのまま社会に出て働くという方もおります。

よって、中学2年生あたりで、14歳ですか、将来の自分はこういう方向に行きたいんだ、自分はこういうふうな考え方、そういうときには、一番　そういうふうな考え方を教えてもらいましたが、同じようなことを矢吹中学校でもやっておられるということで、4年目になるということを迎えておりました。

よって、教育長さんに伺いますけれども、立志式がどういうものか、ひとつ教えていただきたいとします。

それと、先ほど申したとおり、会津若松市の中学校でも同じようなことが、あそこは会津藩のあれですから、恐らく、以前の元服とか、そういうところから来ているのかなと、考え方が。そういうふうな、そちらは考えたんですけれども、そこまでは矢吹町は考えていないでしょうから。

ただ、私は、先ほど申したとおり、ある面、今ここに大分移っていますけれども、私はこう生きたいんだとか、こうしたいんだというふうな、自分の大人になるための、それで、社会に出ていくための方針を決める一

つの区切りになっているんじゃないかというふうな考え方をするものですから、それは私の考えですから、教育長さんの、ここまで来る趣旨をお尋ねしたいと思っております。

以上で第1回目の質問を終わりたいと思います。

よろしくお願いいたします。

○議長（熊田 宏君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） 議場の皆さん、おはようございます。また、傍聴者の皆様には大変ご苦勞さまでございます。

それでは、11番、吉田議員の質問にお答えいたします。

初めに、中心市街地の復興に向けた町の将来像についてのおたかしであります。本町では、平成23年に発生した東日本大震災からの復旧・復興に向け、第5次まちづくり総合計画を上位計画として、目指す将来像の実現に向けた復旧・復興の取り組みを体系化し、第5次及び第6次まちづくり総合計画を補完するものとして矢吹町復興計画を平成24年に策定し、それをもとに早期の復旧・復興を目指して総合的に推進しております。

復興計画において、特に早急に取り組まなくてはならない5つの課題については、最重点課題と位置づけ、優先的な取り組みを行っており、中心市街地については、中心市街地・復興・街づくり推進事業とし、街路及び景観形成、空き店舗、空き地の利活用などの整備を行い、にぎわいの創出と活性化を図ってまいりました。

これまで、国からの補助金を活用して、中町には災害公営住宅3棟及び第1区自治会館を建設し、本町においては大正ロマンの館が完成し、奥州街道の景観形成も含め、町なかのにぎわい創出という目標に向け、着実に進捗していると認識しております。

さらに、今後、複合施設やポケットパーク等が完成した後は、これらの相乗効果により、計画目標である魅力とにぎわいのある中心市街地としての再生が図られると考えており、奥州街道にかつてのにぎわいが創出されるものと確信しております。

町といたしましても、吉田議員の思いは同じであります。復興のシンボル事業であり、最優先に取り組んでいくためにも、財政シミュレーションによる検討を重ね、これらの事業を計画的に、かつ確実に推進されるよう努力してまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、検討委員会の進捗状況及び町民からの意見集約についてのおたかしであります。富永議員への答弁と一部重複いたしますが、（仮称）矢吹町複合施設整備検討委員会は、今回整備される複合施設が町の玄関口である矢吹駅近くに位置し、旧奥州街道へ面する場所に建設され、中心市街地のみならず、本町を代表する新たな核となる施設であることから、子や孫などの将来世代に町の資源として確実に引き継げるよう、複合施設の整備、運営方針について調査・検討を行い、基本計画や基本設計に反映させていくものであります。

委員につきましては、矢吹中学校の改築や矢吹小学校の改修について、さまざまなアドバイスをいただくなど、町の公共施設事業に深く携わっていただきました東洋大学名誉教授の長澤悟氏を初め、まちづくりや生涯学習に日夜取り組んでおられる各種団体の代表の方々など合計12名で構成しております。

先月行われました第1回の検討委員会では、委員長に長澤悟氏、副委員長に矢吹町区長会会長の大野康統氏

が互選され、委員の皆さんからは、建設に当たっての課題や要望が出され議論を深めました。今後も委員会を定期的に開催し、町民及び利用者の代表として意見を集約し、本町のシンボルとなり、利用者に喜ばれ、そして愛される複合施設を目指し、完成まで携わっていただくこととしております。

なお、本事業の進捗状況等につきましては、随時、議会全員協議会や公共施設等調査特別委員会の機会を通して報告・説明をさせていただき、あわせて、町ホームページや広報やぶき等において随時お知らせしてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、県道須賀川・矢吹線についてのおたかしであります。同路線につきましては、議員おたかしのとおり、須賀川市から国道4号線及び矢吹インターチェンジまでを結ぶアクセス道路として、町はもとより、県南地域にとりましても非常に重要な幹線道路であると認識しております。

昨年度、県道石川・矢吹線と交差する沢尻地区の交差点改良工事が完成し、大型車両の往来が増加傾向にあります。県事業の整備促進につきましては、毎年2回、福島県県南建設事務所主催の事業調整会議が開催され、私から直接、福島県県南建設事務所長及び県幹部職員に対して、町内の県関連事業に対しての整備促進及び早期の事業化、予算の確保について要望を行っております。

今年度につきましては、昨年5月16日に事業調整会議が開催され、鈴木秀彦福島県県南建設事務所長に対して要望を行いました。このほか、県道の歩道の整備、道路の拡幅、交差点改良等について個別の要望を行っており、今年度は道路関連11カ所、河川関連2カ所、急傾斜地関連1カ所の要望を行いました。

これまでの要望・要請により、当該路線につきましては、三城目浄化センター付近の交差点改良を含めた道路拡幅事業及び国馬歯科医院付近の歩道整備について、今年度事業が完了し、既に供用が開始されております。

また、東長峰地区の道路改良事業及び寺内地区のバイパス化事業につきましては、既に事業着手しており、今年度は用地買収及び物件補償が行われており、東長峰地区については、平成29年度、一部区間において道路拡幅工事に着工する予定であります。

議員ご指摘のとおり、県道の整備促進については、地域間の連携や地域経済活性化を図る上でも非常に重要な事業であると認識しております。今後も福島県及び関係機関との連携を図り、当該路線はもとより、県関連事業についても、早期事業推進の要望活動を実施してまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

最後に、歩道対策事業についてのおたかしであります。道路整備事業において、歩道整備促進につきましては、児童・生徒及び歩行者の安全確保を図る上でも必要不可欠であり、整備の優先順位は非常に高いものと認識しております。

当該路線の歩道整備につきましては、住吉地区、神田西地区の2カ所について、先ほど答弁させていただいた事業調整会議においても最優先で要望しているところであります。

去る3月3日、寺内区長及び関係役員の方々から、バイパス整備とあわせて、現在の寺内集会所前から中畑の澄江寺までの区間の歩道整備及び安全施設の設置についての要望書が提出されました。本要望につきましては、今年度中には、事業主体である福島県県南建設事務所長に要望書の進達をする予定としております。また、平成29年度の事業調整会議においても、当該路線の歩道整備について、要望活動を継続的に行ってまいりたいと考えております。

このように、県としても計画的な整備を図っているところでありますが、議員おたかしのとおり、危険な箇

所があることも事実であります。早急な事業実施が望まれる未整備の箇所・区間につきましては、警戒標識の設置、路面表示による注意喚起等の方策を含めた安全対策についても要望を行い、歩行者の安全を確保し、万全を期してまいりたいと考えております。

今後も、事業主体の福島県及び関係機関との連携を図りながら、歩行者の安全確保を最優先に考え、要望箇所の事業推進及び早期事業化について要望活動を実施してまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

以上で、11番、吉田議員への答弁とさせていただきます。

○議長（熊田 宏君） 答弁を求めます。

教育長、栗林正樹君。

〔教育長 栗林正樹君登壇〕

○教育長（栗林正樹君） 議場の皆様、おはようございます。

11番、吉田議員の質問にお答えいたします。

初めに、矢吹中学校における立志式の内容についてのおただしであります。中学校では立志式を、2学年の生徒全員を対象に平成25年から行っており、平成28年12月16日に第4回立志式を取り行いました。

立志式は、古来の元服にならい、15歳を迎える前の中学2年生の時期に志を立て、自分の将来に向けて精神的な支えにしようという儀式であります。

多感な時期に将来に目を向けることは、今の幸せな生活を感じることや厳しい現実を乗り越えていく上で、大切なことであると考えております。また、我が国では、14歳から大人とほぼ同じ判断ができる人間とみなされ、少年法が適用となり、個人の自覚と責任が問われるという意味を子供たちに考えさせることも必要であり、大人に育っていく準備段階の機会として捉え、行っているものであります。

立志式では、校長先生の式辞、PTA会長からお祝いの言葉、生徒代表による立志誓いの言葉を、ふだんとは違う厳粛な空気の中、整然と行われたところであります。立志式の後、生徒一人一人が立志の誓いについて作文を書き、大人への第一歩を踏み出していくことになります。

矢吹中学校では、今後も一つの人生の節目として、継続して実施することとしておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

最後に、立志式への考え方についてのおただしであります。議員ご指摘のとおり、県内においては、会津若松市を含め伊達市や桑折町、近隣では棚倉町、西郷村などで、節目となる中学2年生を対象とする同様の行事が行われております。

矢吹中学校は、教育目標として、志を高く持ち、学び・磨き・鍛え続ける生徒を掲げております。中学2年生がこれまでの自分自身を振り返り、家族や地域の人たちに思いをはせ、改めて感謝の気持ちを持つこと、将来の自分について考え、夢や希望を持ち、目標を定め、現在の自分を見詰め直すことや、最高学年を前にこのような機会を持つことは大変有意義なことであります。

中学2年生は、多感な時期でもあり、心の中で考えていることを親や教師に素直に話すことができるかという、なかなかできないものであります。しかし、立志の誓いの作文により、将来の夢、今考えていることなどを生徒自身が言葉で表現すること、また、それらを教員が読み、生徒の心の一端に触れられることも、大変

望ましいことだと考えております。

目標を持ち日々努力を積み重ねること、挑戦し決して諦めないこと、支えてくれる多くの人に感謝すること、立志式において自分なりに自分自身を振り返って考え、このような思いが生徒の心に残っていくとすれば、素晴らしいことであります。

今年度、4回目を迎えた矢吹中学校の立志式であります。中学2年生が自分を見詰め直す絶好の機会でもありますので、教育委員会といたしましても、中学校の教職員とともに、生徒の成長を支え、志を高く持ち、一人一人が自分の夢や希望の実現のため、挑戦していくことができるよう応援してまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

以上で、11番、吉田議員への答弁とさせていただきます。

○議長（熊田 宏君） これより、2回目以降の質問に移ります。

吉田伸君も一問一答を選択しております。

質問はございませんか。

11番。

○11番（吉田 伸君） それでは、まちづくりのほうから、きのう同僚議員の方が質問しておりますので、ある程度のことは理解しておりますので、形を変えて聞きたいと思います。

以前、町長から答弁をもらっております。石川街道と、そして4号線と新町でつながりました。あれが町の進入線となって、大分楽になっております。でき得れば、町長に努力してもらって、北町のほうにももう1本入れていただきたいというような気がしますけれども、これは後の課題だと思っております。

よって、北町線を、以前構想があったそうですけれども、産業道路までつくっていただければ、開通していただければ、これは矢吹町のあの大通りに、本町・中町通りに入れる、そういうふうな。町長の言う、今は車の交流社会ですから、道路は動脈です。この矢吹町が便利だということは、学校の先生方、退職した方々並びに住んでいる方が多いということは、矢吹町に住めばどこにでも通勤できるという、そういうふうな有利性があるからです。

田島町に住んでいた方が古殿町の方と、これは牛飼いの話で申しわけありませんけれども、旦那さんは古殿町で500頭ぐらいの牛飼いをやっております。古殿町ですから、教育に不便だということで、石川町に住宅用地を求めました。矢吹町でその、今の都市整備課ですが、あそこの前の分譲を図ったはずです。そこに、お名前を言っても構わないと思いますけれども、町民ですから。古殿町から、石川町から、そして矢吹町に住んでいる方がおります。

旦那さんは、阿武隈自動車道を通って平田村に抜けて、平田村から古殿町に通っております。毎日です。従業員は二人使っておりますけれども、一応は使っている身ですから、通勤して40分だそうです。それで、もとの住宅はその近くにありますが、それができるんです。ですから、この矢吹町は本当に便利だと、そういうふうに思います。その便利さが、身近にいるとわかりません。

ですから、私は、先ほど来、高速道路、4号線、そして産業道路、あとは県道矢吹・須賀川線の話もしましたが、左に行けば会津街道に行きます。高林から、もっと便利につくっていただければ、会津の方が磐越自動車道に乗らなくても、郡山市に出なくても、勢至堂を通れば矢吹町に真っすぐ来ます。これで40分は短

縮できます。

ここから、水戸街道も石川街道も空港道路も、そして会津街道も、白河市よりも便利です。申しわけありませんけれども、言葉を出して。あのインターの有利性というのがわかるんです。4号線と近いですから、特に便利です。

ですから、もう一度、阿部課長にはそういうことも考えて、今後、何を矢吹町で考えていくのか。また、どうやったら、全体像から将来像をつくっていただきたいと思います。それは今でなくても結構ですから。そういう有利性がここにはあるんです。

ですから、恐らく、前に言ったかも知れませんが、石川郡とか、これも名前を出して申しわけありませんけれども、公共事業で をつくるとなると、その整地に予算の半分くらいは使っちゃうんです。この矢吹町は、ただおしただけですから、大体がおかですから。ですから、そういう感覚からいっても、将来像の違った発想ができると思いますけれども、それが東側の運動公園跡地なのか、またまたいろんな発想ができていくと思います。それが、矢吹町の将来を発展させるものだと思っております。

これはこれからの課題だと思いますので、そこら辺は町長のほうに、この6次でちょうど、形をつくっていくときのいいチャンスじゃないかと私は思っておりますので、改めて申し上げますけれども、10年、福島県の復興は、除染という形があるのでおくらせていますので、本年度で6年目が過ぎて、震災から7年目に入りますけれども、要するに10年おくれるということは、これから10年加算してできるということ、そういうふう逆に発想できるんじゃないかと思っておりますので、そこら辺の考え方を改めて、ごく簡単でいいですから、そういうふうな考え方を教えていただければ結構なものだと思います。よろしくお願いいたします。

あと、2点目の県道須賀川線については大体わかりました。

ですから、この点については、本線道路は大体できておりますので、あの流れでいくものでありますから、歩道の整備とか、あとは、長峰地域は基盤整備が残っておりますし、道路用地も確保しているわけですから、この線もきちんとしていただければ、先ほど申したとおり、インターの脇から出ておりますので、大変便利だと思いますし、我が矢吹町のためにもなる県道だと思って考えておりますので、でき得れば進めていただきたいと、ただその一言でございます。これも町長の考え方を伺っておきたいと思っております。

3点目ですけれども……

○議長（熊田 宏君） 吉田議員、一問一答なので、すみません、もう一度再確認ですね。質問1個だけにしてください。それから答弁させますので、お願いします。

○11番（吉田 伸君） わかった。申しわけない。

○議長（熊田 宏君） もう一度確認します。

今お聞きしたい質問を一つだけ、再度言ってください。お願いします。

○11番（吉田 伸君） わかった。もとに戻すから。

じゃ、先ほどの……

〔「全体的な道路……」と呼ぶ者あり〕

○11番（吉田 伸君） そうそう。道路じゃなく復興。

○議長（熊田 宏君） 確認で、もう一度質問を言ってください。執行部に伝わっていないので、か、反問権を

使っていただいて、聞いてもらっても構いませんが。

じゃ、反問権の練習にもなりますので。

○11番（吉田 伸君） どうぞ、やってください。私には私の考えがあるから。

○議長（熊田 宏君） では、お座りいただいて。

答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） それでは、吉田議員の質問にお答えさせていただきます。

復興に当たって、道路の重要性が非常に重要だというようなご質問の趣旨だと思いますが、その趣旨に沿った形で、私のほうから答弁させていただきたいと思います。

さまざまなご提案をいただきました。以前に、道路マスタープラン等含めて、町のほうではさまざまな道路計画を予定しております。その道路計画に基づいて、今、吉田議員のほうから、こうした路線を整備していただければという、その路線の重要性・必要性も含めてお話があったわけでございます。

こちらの中身については、この後、吉田議員のほうともう少し協議をしまして、具体的にどの路線なのかを特定させていただきながら、その必要性・重要性に鑑みながら、優先順序を勘案した上で、計画的な整備を図っていきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いします。

矢吹町は、国道、県道、地方道、非常に多くの路線が張りめぐらされていることについてはご案内のとおりでございます。住民の質、そして生活の利便性、さらには経済の活性化、そうしたものを考えると、道路の整備については待たなしというところもございます。

いずれにしても、こうした町の有利性をいかんなく発揮し、矢吹町の復興、そして、次の発展期に向けた矢吹町の方角性を定める上では、道路の整備については必要不可欠だという認識については疑うものではないと思います。認識も同じでございます。

したがって、この後、道路の公共インフラのかなめというような位置づけのもとで、住民生活等々を含めて、クオリティー・オブ・ライフ、そうしたものを追求しながら、計画的に道路整備を進めていきたいと考えておりますので、よろしくお願いします。

個別具体的な説明、答弁をできなくて、大変恐縮なんですけど、前段で話したとおり、今後協議を深めていきたいと思いますので、ぜひその際には、お話し合いに応じていただくようにもお願いしたいと思います。

なお、県道須賀川・矢吹線にご理解をお示しいただいたことに感謝申し上げまして、質問に対する答弁とさせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（熊田 宏君） 残り時間11分余りあります。

質問はございますか。

11番。

○11番（吉田 伸君） じゃ、教育長さんのほうにお願いしたいんですけども、以前、矢吹小の完成式ですか、あそこに行ったときに、語先後礼という言葉が書いておりました。これは教育長さんの指導だと思います

けれども、いい言葉を考えたと思います。

私は、矢吹中の校長先生に、矢吹中の改築は約束どおり、議員皆さん並びに執行部のほうで、皆さんの要望に応じて、あのような学校をつくりましたと言ったことがあります。そのとき、形はつくりましたから、今度は身を入れてもらえませんか、そういうふうに言った覚えがあります。それは私たちではできませんので、学校の先生方並びに教育委員会並びに教育長さんの指導のもとだと考えておりますと言って、先ほどの立志式の説明を受けましたけれども、やはり自分で自分のことが自覚できる。私は中学生のときに、そういう自覚する頭がなかったものですから、わけがわからなくなっちゃったんだと思いますけれども、そのときにそういうふうな、なるほどという考え方ができれば、もっと違った人生を歩めたのかと考えております。

ですから、やはり形じゃなく、そういうふうな教え方が、やはりその人の、相手方の、そういうふうな形になるんじゃないかと今思っております。

よって、そこら辺もあわせて、教育長さんには、教育の今とこの先をどのように考えているか、教えていただければありがたいと思います。

以上です。

○議長（熊田 宏君） 答弁を求めます。

教育長、栗林正樹君。

〔教育長 栗林正樹君登壇〕

○教育長（栗林正樹君） 吉田議員の質問にお答え申し上げます。

初めに、語先後礼というお話がございましたが、これは、小・中学校で挨拶をするときに、まず先に言葉、そして、その後、礼をするということを共通して指導していきましょうということで、小学校から始まりまして、中学校も、子供たち、中学校へ行ったら、そういうふうにする子も出てきましたので、小・中学校でそういう指導をしております。これは、矢吹の教育を考える会でも取り上げまして、みんなで語先後礼と。

学校に行きますと、いきなり子供たちからそういう挨拶をされて、驚いたことがあります。といいますのは、私たちの前といいますか、廊下ですれ違う子供が、いきなり気をつけをして、おはようございますと大きく言葉を出して、その後に丁寧に礼をされました。ああ、これが語先後礼かと。余りきちっとやられて、こちらがむしろ緊張してしまったこともありますが、でも、徹底すると、そういうふうになるのかなというふうにも思いました。

余り、どこでもそうやると、何か、かた過ぎるのではないかというようなご意見もあるかもしれませんが、とにかく語先後礼を小・中学校で指導していきましょうということで実施しております。

続いて、矢吹中学校の改築、本当にいい中学校をつくっていただきましたので、吉田議員ご指摘のとおり、すばらしい学校ができたわけですので、その中で、生徒の育成というのは、あとは教育委員会並びに中学校の職員の仕事でありますので、これは懸命に、そのように指導を重ねていきたいというふうに思っております。

それで、その一つが立志式ということで、生徒の心をしっかりと、立派な学校で学ぶうれしさといいますか、すばらしさということは、どの生徒も感じております。

そのことをもとに、矢吹町はこういう中学校を自分たちのためにつくってくれた。それはもちろん保護者のお力も大きいわけで、そういうこと、あるいは部活をするにしても、日々の学習ができるについても、それは

お父さんやお母さんの恩ということは当然あるわけですので、そういうことをなかなか、じっくりと振り返ってみる機会がそうそうは、道徳の時間等ではやっていないわけではありませんけれども、そういうことで、中学校では、特に中学2年生というのは、中学1年生は入学式があつて、3年生は卒業式がある。ところが、2年生対象のそういう儀式的なものはないので、そこで一つ、2年生の後半にそれを入れて、そして、あなたたちは間もなく3年生になると、そういう意識を持たせてやっていくと。

それから、昨日のリードやぶきにも載っておりましたが、小学校では2分の1成人式というのも行っております。

そういうことで、子供たちに、日ごろの生活を反省すると同時に、将来の夢をしっかりと持って進んでいこうと。そういう意識を持たせて、中学校生活をさらに充実させたいということでございます。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（熊田 宏君） 残り4分ございます。

質問はございますか。

11番。

○11番（吉田 伸君） 教育長さんの人柄があらわれているような、そういうふうな答弁だと思います。

やはり、一言で言ったら、子供は宝と言いますけれども、やはり、何がおもしろいかといえ、人を育てるほどおもしろいことはありません。子供たちが大人になったときに、どのような形でそういうふうになっているのかと思うと、これほどおもしろいことはないと思いますので、そういう、私の考え方が多少変わっているかもしれませんが、そういうことで、ひとつよろしく願いいたします。

以上で終わります。ありがとうございました。

○議長（熊田 宏君） 質問ではなくて、お礼でしたね。

ありがとうございました。

以上で、11番、吉田伸君の一般質問は打ち切ります。

ここで、暫時休議します。

（午前10時58分）

○議長（熊田 宏君） 再開いたします。

（午前11時10分）

◇ 藤 井 精 七 君

○議長（熊田 宏君） 続いて、一般質問を続けます。

通告6番、藤井精七議員は一括方式を選択されています。

藤井精七君の一般質問を許します。

12番。

〔12番 藤井精七君登壇〕

○12番（藤井精七君） 議場の皆さん、こんにちは。また、傍聴席の方々、本当にありがとうございます。

それでは、通告に従いまして、順次、一般質問をいたします。

生活支援、子育て支援について質問いたします。

町民の方々より、ごみ袋は高過ぎる、もっと安くできないかとの声が寄せられています。引き下げの努力をということで質問いたします。

よく町民の皆さんから、ごみ袋代は高過ぎるのではないかと、もっと安くできないのかという声が聞こえます。乳幼児や介護の必要な家族がいる方々、これは本当に、紙おむつなどの処分に大量のごみ袋が必要になってきます。

こうした声をぜひ町政に反映していただきたいと思います、質問いたします。

矢吹町では、白河市、西郷村、泉崎村、中島村との5市町村共同で、白河地方広域市町村圏整備組合の西白河クリーンセンター、西白河リサイクルプラザ、西郷埋立処分場でごみ処理を行っております。

ごみ袋の販売価格には、原価に加えて、全てで販売手数料が上乗せされ、そして、資源として再生できない燃えるごみと燃えないごみは、さらにごみ処理手数料が上乗せされております。処理手数料は、焼却時の有害ガス除去や破碎設備の維持補修、最終処分費の一部などに充てられておりますが、しかし、こうした中で、ごみ袋代に転嫁した手数料だけでは処理費用を補えないのも実情でございます。そのため、各市町村は、ごみの排出量などに応じて、組合に分担金を出しております。

ごみ袋代にごみ処理手数料を転嫁し、住民に負担を求めることでなく、もう少し分担金をふやし、各市町村が負担をすれば、指定ごみ袋の値段を下げることは可能です。それでは町の負担が大きくなって、結局は町民にしわ寄せが来ると思う方もいるかもしれませんが、介護や子育てをしている現役世代を初め、全ての住民がごみ袋代に使うお金をほかのものに使い、そうした地域に循環し、暮らしやすい町として、矢吹町のPRにも大いになります。

こうしたごみ袋の負担、矢吹町でも1億6,177万円、これを負担しておりますが、この負担金を少しでも下げ、最低でも介護や乳幼児のいる、そういう家庭に1袋でも2袋でも無償配付、そういうできないものかと今考えております。

決して、こういう政策は害にはなりません。本当に益になります。そうした引き下げの努力ということで、町長に伺います。

次に、県内でも子育て支援の給食費の無料化、また、助成を行っている自治体がふえております。町での取り組みの見直しはということで伺います。

学校給食って何か、学校になぜ給食があるんだろうかと改めて聞かれると、多くの人は戸惑うのではないのでしょうか。親も子供も毎日、当たり前のように給食を食べてきました。そうであっても、人々は食べることに無関心ではありません。しかし、その関心度も格差化している中で、公共的な給食の意味が増します。

この20年間の間に、個食、孤食、固食、小食、粉食、濃食、庫食など、いろいろな「コ食」の傾向が広がっております。1人で食べる、また、かたいもの、また、余り食べない、やわらかい粉食のもの、濃い味のもの、そして、倉庫や冷蔵庫などに積まれております、そうしたレトルト食品、そういう食品が入っています。それは、大きく言えば、飽食と食の貧困化とが混然一体化した社会問題と言えそうです。

こうした中で、学校での食育、食べる教育でございますが、食教育がきょう今日、やはり大きな課題ともな

っております。

こうした流れの中で、2005年に食育基本法が制定されております。食育は、知育、徳育及び体育の基礎となるべきものであるとしました。食育、食教育こそ、人間の学びの基礎というわけでございます。この2008年の改正学校給食法は、いわば学校における食育基本法であります。

しかし、残念ながら、今現在、6人に1人が貧困化と言われる社会の中、子供たちの食に対する、これも大きく変化しております。そうした中で、各自治体では、こうした貧困の子供を少しでも手助けするために、学校給食費の無料化や助成などが大きく広がりつつあります。

福島県でも、現在16町村が、この給食費の無料化、また助成を行っております。これは全国的なものとなっております。ぜひ、子育て支援という一つの政策であります給食費の軽減、そうした引き下げの努力をしていただきたいと思います。取り組み、見通しを伺います。

次に、町民の健康支援ということで、国民健康保険の広域化に伴い、本年は税額の試算が行われることになっているが、町の状況と課題を伺います。

2018年、来年度から、国民健康保険、国保の運営主体が市町村から都道府県に移ります。高過ぎる保険料、国保料、国保税を抑えるため、市町村が行っている一般会計から繰り入れができなくなり、保険料の大幅な引き上げなど、そういうつながりになると懸念されております。

国保は自営業者や年金生活者、非正規社員が多く、1世帯当たりの所得は年平均112万3,000円、これは課税標準額ですが、加入者の減少もあり、15年度の国保財政、全国の国保財政ですが、2,848億円の赤字になっております。

市町村が独自に実施している一般会計から国保特別会計への繰入金、前年度比73億円増の3,856億円となりました。繰り入れは、高過ぎる保険料の軽減などのために行われております。国保の都道府県化に伴って、国は15年度に国保財政に1,700億円支援をしましたが、これは各自治体が負担する繰入金の半分程度にしかありません。

都道府県化による保険料については、今、標準保険料などの指標が示されておりますが、この今試算、町はどのような状況にあるのか。そして、独自の繰り入れを、保険料を軽減している自治体に対して、これは市町村管理から県に移る軽減対象、保険料のアップという、こういう懸念も出ておりますが、現在の町の健康保険に対する取り組み状況、そして試算、どのように行われているか、また、課題はないのか伺います。

きのう、同僚議員から、3月のシロサギ・アオサギの飛来シーズンになると、ちょっと憂鬱になるというように同僚議員の声もありましたが、私も野火の煙を見ますと、ああ、またそういう水商売の季節が来たなということ伺います。それら、農業振興対策。

農地の不耕地の増大が今後進んでくと思うが、町はどのように捉えているのか、対策はどのように考えているのか伺います。

昨年、3年連続の日照りという水不足で、本当に苦労した年でした。そうした中で、1960年製造という揚水ポンプも故障してしまいました。

私が担当する矢吹原第3水系は面積も多く、何回も言っていますが、本当にポンプの台数が多いところでございます。慢性的な水不足のため、こうしたポンプの故障と同時に、いろいろ考えた末、これはこの際、土地

改良区から脱退して、そして、普通の農地、畑にしたほうがいいんじゃないかという箇所も多く見られます。

私たちが役員でアンケートをとりましたが、かなりの人が今後つくらないということになりますと、やはり、私はこれ、耕作放棄地とはまだ言っていませんが、不作農地、こういう農地がふえてきております。

こうした水田、少しでも水がよく回るよう、今、そうした考えで第3水系は取り組んでおりますが、しかし、その中で、10人のうち8人、9人は作付しないという方がいますが、やはり田んぼなんだ、昔からの、何だい、田んぼなんだから、田をつくって悪いのかいという声もあります。そうした声にどう応えていくかも、今苦慮しているところでございます。

また、私ごとになりますが、こうした不作農地、考えます。息子は、絶対田んぼなんてつくらない、そう言われると、私も覚悟を決めて、あそこここは多分、将来荒れてしまうんじゃないかな、今のうちに何とか手を打っておかないとだめだなというような、そういう考えでおります。

だから、私がそう思いますから、多分そういう方々も周りにもいると思いますし、そういう援助をきちんと、やっぱり町自体でも、農協でもですが、把握していかなければならないと思います。今からそういう準備をしていかなければ間に合わない、そういう時期に来ていると思います。

自分の部落を見ても、80に近い人、ばりばりやっていますが、そういう70歳後半、80代近い人でも田んぼはつくっておりますが、あと先何年ということを本当に思えば、やはり必死というか、この不作地、そして耕作放棄地、これがふえていくのが現在の姿と思います。「日本三大開拓地 さわやかな田園のまち・やぶき」、こうしたキャッチフレーズも崩れかねない、そういうふうに私は今思っております。

こうした不作農地、耕作放棄地を少しでも防ぐため、町でも真剣に考えなくてはならないと思っておりますが、そうした対応・対策はどのように考えているのか伺います。

○議長（熊田 宏君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） それでは、12番、藤井議員の質問にお答えいたします。

初めに、ごみ袋の価格引き下げの努力についてのおたかしであります。本町のごみ処理につきましては、ご承知のとおり、白河市と西白河郡の4町村で構成される白河地方広域市町村圏整備組合で行っております。

議員おたかしのごみ袋につきましては、現在管内では、燃えるごみ、燃えないごみ、資源ごみの3種類のごみ袋を販売しております。このうち、燃えるごみ、燃えないごみの2種類のごみ袋販売収益の約7割がごみ処理手数料となっており、燃えるごみの受け入れ処分施設であるクリーンセンター及び燃えないごみの受け入れ処分施設であるリサイクルプラザなどの維持管理や運営経費に充てられております。

このように、ごみ袋の販売価格は、ごみ処理に係る経費に直結していること、また、一定額を引き下げた場合、構成市町村の分担金に影響するため、ごみ袋の価格引き下げは課題となっておりますが、資源ごみ袋につきましては、利用者の利便性の向上及び費用負担の軽減を図るため、平成29年4月より、現行の4種類から1種類に統一することとなり、販売価格も大袋が370円から307円、小袋が247円から234円と、それぞれ引き下げられることになります。

一方で、ごみの減量化・資源化の推進は重要な取り組みであることから、白河地方広域市町村圏整備組合及

び本町では、さまざまな取り組みを行っております。

資源化推進の取り組みとしましては、白河地方広域市町村圏整備組合で、平成27年10月より資源物地域回収ステーション事業を実施しており、組合から貸与されたコンテナを行政区が集会所敷地などの空きスペースに設置し、新聞紙・雑誌・段ボール類、アルミ缶、ペットボトルなどの資源物を回収して業者に買い取っていただき、その収益金を行政区の運営資金として活用していただくという事業で、今年度、1区、2区、3区及び5区の4つの行政区が取り組んでおります。

また、町独自の取り組みとしましては、平成28年12月に策定された矢吹町ごみ減量化推進計画に基づき、平成29年度より、資源物回収コンテナ貸出事業の実施を予定しております。このような取り組みにより、ごみの資源化率の向上はもとより、地域の課題を地域の皆さんで取り組む姿勢は、共助の理念そのものであり、協働のまちづくりに資する活動であると考えております。

町といたしましては、ごみ減量化計画の最終年度である平成32年度までには、ごみ減量化10%を目標とし、町民の皆さんとの協働により、さまざまな資源物の回収、ごみ排出の抑制を検討し、さらなるごみの資源化・減量化を図ってまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、国民健康保険の広域化に伴う税額の試算と町の状況・課題についてのおただしであります。国民健康保険事業の広域化につきましては、昨年6月の第396回議会定例会での安井議員の一般質問、また、昨年12月の第400回議会定例会での藤井議員の一般質問に対し答弁いたしました。平成30年4月より、福島県内全市町村の国民健康保険の財政運営の責任主体が福島県となりますが、町はこれまでどおり、資格管理、保険給付や保険税の賦課・徴収などの業務を行うこととなります。

町としての取り組み状況であります。福島県市町村国保広域化等連携会議の構成市町村として連携会議及び同会議のワーキンググループに出席し、議論を重ねてきております。今年度は7回の会議が開かれ、県の国民健康保険運営方針策定のため、事務の標準化に向けた取り組み等について協議を行っております。

また、将来的な保険料負担の平準化のため、予定収納率を考慮した標準保険料率と福島県へ納付する国民健康保険事業費納付金につきましては、県の試算が昨年11月に始まり、平成29年度の本算定に向けた検討がされておりますが、結果については公表されておられません。本算定による標準保険料率が平成30年1月ごろに示される予定であり、その標準保険料率をもとに、町で実施する保険事業の費用を考慮して保険税率を算定することとなります。

議員おただしの税額の試算結果や広域化に向けた取り組み等、内容が決定され次第、皆様にお知らせいたしますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

最後に、農地の耕作放棄地の増大についてのおただしであります。2015年農林業センサスによりますと、町の耕地面積は約2,372ヘクタールあり、そのうち、水田が約1,630ヘクタール、畑が約742ヘクタールとなっております。

本町の農業の現状は、高齢化による労働力不足や後継者不足による農業者の減少、それに輪をかけるように米価の下落、東京電力福島第一原子力発電所の事故による風評被害等により、農業人口の減少や耕作放棄地の増加が懸念されております。

平成28年9月に実施した町農業委員会による農地パトロールの調査結果を見ると、人力や農業用機械で整備

することにより直ちに耕作が可能な農地面積は、水田が約42ヘクタール、畑が約84ヘクタール、合計で約126ヘクタールであり、森林・原野化しているなど農地に復元することが困難と見込まれた農地面積については、水田が約14ヘクタール、畑が約40ヘクタール、合計で約54ヘクタールとなっており、これらの農地を合わせた約180ヘクタールが町の耕作放棄地面積となっております。

また、羽鳥ダムの用水不足の影響により、平成28年産米が生育不良となった受益者に対しては、矢吹原土地改良区において、地区除外も含めた農家意向調査を実施し、現在集計中ではありますが、複数名の方々が地区除外の検討をしていると伺っておりますので、さらに耕作放棄地の増加が懸念されます。

本町の基幹産業は農業であり、第6次矢吹町まちづくり総合計画においては、「農業が元気なまちをつくります」の施策を掲げ、積極的に農業に対する支援を実施しておりますので、耕作放棄地の増大は極めて重要な問題であると考えております。

具体的な対策といたしましては、次の3つの対策を検討しております。

1つ目は、経営所得安定対策への加入であり、例えば水稻の作付が困難な場合において、転作作物の大豆等を作付することにより交付金を受けることができますので、耕作放棄地の増加を抑制しつつ、農家の所得向上を図ることも可能となります。

2つ目は、日本型直接支払交付金事業の実施であり、現在、町内24組織において農地の維持、資源向上など多面的活動に取り組んでおります。この事業は農業振興地域が対象で、原則、このエリア内に耕作放棄地がある場合は、解消することが条件となっております。

また、この事業は、農地ののり面の草刈りや水路の泥上げ、農道の砂利補充等の共同活動を支援する農地維持支払交付金と、水路やため池等の軽微な補修や植栽による地域の景観形成整備等の共同活動を支援する資源向上支払交付金の2つの交付金制度の活用により、農家の所得向上を図りながら耕作放棄地を抑制し、農村の多面的機能向上を図る事業となっております。

3つ目は、国の耕作放棄地再生利用緊急対策交付金事業の活用であり、一定の条件はありますが、耕作放棄地を借り受け、農地に再生して5年以上営農を行う農業者や組織が対象となり、障害物の撤去や整地等の農地の再生作業に対し、10アール当たり5万円の支援が受けられる事業であります。

このように、複数の事業を推進しながら、国及び県、町内2つの農業協同組合や関係機関と連携し、農家の所得向上を図り、耕作放棄地の解消に向けて対策を講じてまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

以上で、12番、藤井議員への答弁とさせていただきます。

○議長（熊田 宏君） ちょっとすみません、質問事項の2番目の町民の健康支援のところ、状況と課題の質問があります。状況が公表されていないから課題が見えないということなのか、その辺確認をしてください。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） ただいま議長のほうからありましたように、情報の公開がされていないために課題が見えてこないということで、国民健康保険税の質問に対して、追加的に説明をさせていただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○議長（熊田 宏君） あと、ごみ袋の無料配付についての答弁がなかったものですから、それについてもご答

弁をお願いします。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） 子育て世帯や介護世帯へのごみ袋の無料配付の予定はないかとのおただしが、子育て支援の中でございました。この内容等について、答弁が漏れておりましたので、答弁をさせていただきたいと思っております。

子育て世帯、そして、介護世帯へのごみ袋の無料配付の予定につきましては、現時点では予定はしておりません。子育て世帯、介護世帯への負担軽減の視点については、大変重要ではございますので、今後検討してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

以上で追加の答弁とさせていただきます。

○議長（熊田 宏君） 答弁を求めます。

教育長、栗林正樹君。

〔教育長 栗林正樹君登壇〕

○教育長（栗林正樹君） 12番、藤井議員の質問にお答えいたします。

給食費の無料化助成についてのおただしであります。学校給食費については、学校給食法第11条に、学校給食の運営経費は設置者の負担と定められ、施設整備費や人件費以外の食材費については保護者が負担すべきことと定められており、学校生活で使用する教材などの諸経費と同様に、学校給食費も保護者の皆様にご負担をいただいているところであります。

本町では、一定の収入基準内の保護者を対象にした平成28年度の就学援助制度において、学校給食費、学用品、通学用品費等7項目について、年額約6万4,000円から13万6,000円を小・中学校合わせて約200名に給付しております。このうち、学校給食費については、合計で約837万7,000円、就学援助費全体では約1,349万7,000円を給付しております。

近年、県内においては、就学援助とは別に、学校給食費の完全無料化、2分の1補助、3分の1補助や第3子を対象に無料化を実施するなど、自治体によりさまざまな取り組みが行われております。

現在、町では、町立小学校の学校給食施設の老朽化が著しいことから、新たに給食施設の整備を検討しており、給食提供が現在未実施となっている町立幼稚園を加えた、幼稚園から中学校まで給食提供が可能な施設を設置すれば、さらに充実した子育て支援につながると考えております。

また、学校給食におきましては、給食指導とともに内容の充実にも取り組んでおり、矢吹町の地場産品を季節ごとに積極的に使用しながら、給食メニューに児童・生徒がみずから考えた献立を採用するなど、給食の内容にも工夫しながら、児童・生徒に安全・安心な給食を提供しておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

以上で、12番、藤井議員への答弁とさせていただきます。

○議長（熊田 宏君） 残り時間は、質問者が6分余り、答弁者16分余りです。

再質問はございませんか。

12番。

○12番（藤井精七君） 2つほど再質問させていただきます。

国民健康保険関係でございますが、国保の積立金、それは今後、どのように資金を活用していくのか。再度、町長に伺います。

それから、農業振興対策について伺います。

先ほど言いましたように、なかなかきれいごとでは済まないのが農業の現状と思います。格好いい答弁でしたが、やはり現実を見て、町長さんもかなりの大百姓ですから、多分、田んぼを誰かに貸して、つくってもらっておると思いますが、そうしたつくる方も、なかなかいなくなるような現状です。

やはり、つらい仕事ですが、将来の矢吹の、多分耕作放棄地になるだろうという、そういう予想地図、マップを作成して、まだまだふえていきますから、現実的には格好いい答弁だけじゃだめですから、やっぱり現実を見ながら、きちんとそういう考えを持って取り組んでももらわないと、決して町の農業の維持、「三大開拓地 さわやかな田園のまち・やぶき」、なかなか維持できないと思いますから、そうした将来見通し、予想される、そういう町の農地の全面図というか、そういう地図も作成していかなければならない、そういう時期が来ていると思いますが、町長の考え方を伺います。

○議長（熊田 宏君） 2点について答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） 12番、藤井議員の再質問にお答えさせていただきます。

1点目の国民健康保険特別会計の中の積立金、いわゆる支払準備基金等について、今後、平成30年に町から県に移行することで、どういう扱いになるのかというようなおたかしでございますが、ご案内のとおり、基金は町の財産でございます。今後も、藤井議員が心配されるようなことで、県のほうに移管するということはございません。したがって、この後も町の基金として、ずっと維持管理をしていきたいというふうに考えております。

なお、2点目の農業振興、もっと真面目にというようなことでございますので、もっと真面目に、町の耕作放棄地の将来の動向も踏まえて、今現在も耕作放棄地のマップはつくっておりますが、将来予想も含めて真摯に検討し、今後の対応策についても、農家の方にきちっと説明できるような、そんなことを考えていきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いします。

いずれにしても、今、農業を取り巻く環境は非常に厳しいものがございます。矢吹町、農業を基幹産業とする町ということで、そうしたことで標榜したまちづくりを行っておりますので、そうしたまちづくりの基本的な方針、そうしたものについて、具体的に、より農家の方に安心できるような、そんな農業政策、農家に対する支援事業も含めて事業を展開してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げ、さらに一層のご支援、ご協力もお願い申し上げまして、私から再質問に対する答弁とさせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（熊田 宏君） 残り時間は、質問4分、答弁14分です。

再々質問はございませんか。

なしということで、以上で、12番、藤井精七君の一般質問は打ち切ります。

ここで、昼食のため休議いたします。

(午前11時54分)

○議長(熊田 宏君) 再開いたします。

(午後 1時00分)

◇ 三 村 正 一 君

○議長(熊田 宏君) 引き続き、一般質問を続けます。

通告7番、2番、三村正一君の一般質問を許します。

2番。

〔2番 三村正一君登壇〕

○2番(三村正一君) 議場の皆さん、こんにちは。そして、傍聴席の皆様、お忙しい中、傍聴ありがとうございます。

そしてまた、3.11東日本大震災から6年が経過しましたが、亡くなられた方々のご冥福と、被災された皆様が一日も早く復興されることをご祈念申し上げます。

また、最近では、福島県民はばかだ、奴隷だとか、いじめが非常にマスコミで取り上げられております。そういう中で、非常に憤りを感じておりますけれども、一日も早い終息を願うものであります。

それでは、通告いたしました質問をさせていただきます。

1つ目は、新町の西側開発についてお伺いいたします。

私は、国道4号線と、あゆり大橋のある県道棚倉線と、矢吹小学校から北浦に伸びる道路に囲まれた新町の西側区域については、矢吹町の産業の振興・活性化のためにも、元気なまちづくりのためにも重要な地域と認識しております。過去には、ダイエーのパチンコ店があり、撤退後はダイニューエイト等の進出計画がありました。

このような地域の地権者から、東日本大震災の翌年、平成24年に、一つは、町の復興計画に新町地区開発計画を位置づけてほしいという要望、それと、2つ目に、新たな開発道路を町道整備計画として位置づけることを要望されて、矢吹・新町エリア開発計画の案が添付された陳情があり、24年5月に採択されたと聞いております。

そこで、質問でございますが、平成27年度の新町道路、新町西線道路の整備事業において、道路の用地買収が行われましたが、道路整備計画はどのようなものかお伺いいたします。

2つ目でございますが、この地域、西側地域の開発予定者について、先ほど申し上げましたけれども、以前はありましたが、現在も開発の予定者があるのかどうか。

それと、3つ目に、現在までにどのぐらいのお金が投資されているのかということをお伺いいたします。

2番目でございますが、羽鳥用水の幹線水路の用地の整備でございます。

「さわやかな田園のまち・やぶき」の礎となっている羽鳥ダムの水、町の農業発展になくてはならないものであります。平成23年に、町内の幹線水路が開渠の水路から暗渠のバイブラインになされ、その上部用地を管理者である矢吹原土地改良区より矢吹町が借り受けをして整備を図っておりますことは、承知しているところ

でございます。

そこで、お伺いいたしますが、管理者である矢吹原土地改良区との借地の契約の内容について、期間、面積、賃料、利用の制限、管理の責任等についてお伺いいたします。

2つ目でございますが、町から矢吹原土地改良区への助成関係、助成というよりも補助関係ですね。助成関係について、あるのかをお伺いいたします。

3つ目でございますが、羽鳥用水幹線水路用地の整備事業の整備計画の内容については説明ございましたが、現在の進捗状況と今後の予定について、お尋ねを申し上げたいと思います。

3つ目でございますが、幼稚園・保育園の事業について、子ども・子育て関係でございます。

第6次まちづくりの総合計画の基本構想で、平成28年、1万7,984人の人口を目標人口、7年後、平成35年で1万7,361人以上とする計画でございますが、ちょっときのうインターネットでとりまいたらば、平成29年2月1日現在の福島県の統計値では1万7,298人となっており、7年先の目標値を63人下回っているような状況になっています。人口対策の必要性を強く感じております。

この人口の取り扱いにつきましては、3月1日の町の集計でございますと、1万7,683人ということでございますが、どちらも正しい数字だと思います。それで、人口をふやすには、定住人口の増加対策、企業誘致が喫緊の課題であると考えております。

定住人口の増加対策には、子供を産んで育てるなら矢吹町が一番だと、若い世代に選ばれる子育て支援や教育の充実が肝要であると考えます。そのためには、若い世代のニーズに合った適切な対応が必要であります。

隣の泉崎村では、20年定住した場合に住宅を贈与するというような政策をとったり、中学校に入学する児童に対して、全員にランドセルをプレゼントして、一つの定住促進策をとっておるところでございます。また、中島村では、幼稚園・保育園ともに無料化を実施して、若い世代を呼び込んでおります。当町としても、待機児童のない子育て支援の充実を図ることで人口増加対策を行うまちであるということで、若者から選ばれるような政策はできないものかと考えております。

そこで、質問でございますが、ちょっと民営化の関係での質問をいたしたいと思います。

町と民営化されるあさひ保育園との契約内容について、事業、財産、事業の継続等について、どのような内容となっているのかを質問いたしたいと思います。

2点目でございますが、幼稚園の定員割れ、園児数と定員の関係でございますが、これの経緯をお示いただくということで通告をさせていただいていました。それらに対して、現状に対する認識と対応についてのお考えをお示しいただきたいと思います。

3つ目でございますが、保育園の民営化後の町とのかかわりと事務の報告についてということで質問させていただきました。

このことは、民営化された後の保育園の事業内容とか、そういったものが、情報開示がなされていないんじゃないかということでの質問でございます。これは、ひかり保育園がどのような運営をされているのかというのわからないというようなことも一つございますので、私の近くでございますが、そんなこともありまして、そういった意味での質問いたしますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（熊田 宏君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） 議場の皆さん、こんにちは。

それでは、2番、三村議員の質問にお答えいたします。

初めに、新町西線の道路整備計画についてのおただしであります。新町西線につきましては、平成24年5月17日に議会に対して、新町地区地権者会から提出があった新町エリアの開発計画の促進に関する陳情が採択され、平成26年度から平成30年度を事業期間として、現在、工事を進めている路線であります。

本路線は、矢吹町の用途地域の南端に位置し、県道棚倉・矢吹線と主要町道新町・弥栄線を結ぶ路線で、国道4号からアクセスがしやすいこと、大型店舗の進出計画があること、道路整備後の宅地開発が見込めることなど、矢吹町西側地域の活性化に資する重要な幹線道路として、また、企業誘致誘導の政策的道路として、その整備効果が高いと判断し、社会資本整備総合交付金を受けて事業着手した路線であります。

事業の概要は、全体延長約360メートル、車道2車線の幅員5.5メートルに片側歩道2メートルを有し、側溝・路肩を含めた全幅9.5メートルの道路であり、平成29年度は、今年度に引き続き、継続した道路改良工事を進める予定でありますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、地域の開発予定者についてのおただしであります。議員おただしの以前計画された開発である新町地区土地区画整理事業の対象地域となっている新町地区は、矢吹町の用途地域指定区域の南端に位置しており、国道4号やJ R東北本線を高架橋でまたぐ主要町道棚倉・矢吹線に隣接した、交通環境に恵まれた立地条件にあります。

本事業は、将来の人口増加や産業立地需要に対応した安全で快適な都市環境を有した市街地の形成を期待し、平成7年度より調査に着手いたしました。平成9年度には、新町地区周辺開発推進委員会が設立され、事業化に向け計画が進められてまいりましたが、町の財政状況、地区の事情などにより、平成11年度に事業を断念しており、現在、開発計画はありませんので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、現在までに投資した金額についてのおただしであります。新町西線道路整備事業につきましては、平成26年度より事業に着手し、これまで道路設計に必要な測量設計業務委託費、用地買収費、工事請負費等、合計で約5,600万円の事業を行っております。

議員おただしのとおり、新町地区は町の活性化を図る上で、非常に重要な地域であると認識しております。町といたしましても、一日も早い道路供用開始に向け整備を進めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、矢吹原土地改良区との契約内容についてのおただしであります。契約は土地改良施設他目的使用契約書により、矢吹原土地改良区と矢吹町が平成22年9月17日に契約を締結し、使用料につきましては免除であります。

契約期間は、平成32年3月31日までの10年間であり、その後、異議がないときは10年間延長し、以後同様の内容となっております。

使用区間につきましては、矢吹大橋から町道本町3号線までの延長1,520メートル、面積は1万7,318平方メ

一トル、使用の制限につきましては、平成22年9月17日付で幹線水路の上面利用に関する協定書の締結により、幹線水路の保護から大型車両の通行規制に十分注意をして使用すること、維持管理についても、矢吹町が道路法の規定に従い管理するものとして条項が定められておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、矢吹原土地改良区への助成関係についてのおたかしであります、道路利用に関しては、公益性が高いことから、土地改良施設他目的使用契約書において、使用料を免除することとなっております。今回の契約は、お互い合意の上、取り交わしているため、土地使用に対する矢吹原土地改良区への助成等はありませんので、ご理解とご協力をお願いいたします。

最後に、羽鳥幹線水路復興道路整備事業についてのおたかしであります、初めに、矢吹駅東口に南北から至る町道は、中心市街地であることに加え、通勤及び通学路として普通車両や自転車、歩行者で混雑しておりますが、整備されていない状況にあります。

本事業は、羽鳥幹線水路の上面を利用し、中心市街地の歩行者・自転車等の安全を確保するコミュニティ道路として整備することに加え、善郷小学校の通学路として、交通安全プログラムでも危険な箇所に位置づけられていることを踏まえ、本路線と平行して走る田町・大池線の歩行者及び自転車の安全な通行に資する効果が期待できること、駅周辺整備事業で整備した施設の利便性向上を図ることを目的とし、平成21年度から社会資本整備総合交付金事業により着手した事業であります。

事業の概要は、矢吹大橋から町道本町3号線まで、延長1,520メートル、車道幅員4.0メートル、片側歩道2.0メートルを有する計画であります。パイプライン保護のため、一本木29号線と駅東口の交差点部2カ所を除き、全線大型車両通行禁止の規制をかけております。

事業期間は、平成21年度から平成30年度までの整備計画であり、進捗状況につきましては、平成27年度までに、始点部の矢吹大橋から100メートル区間、駅東口から町道本町3号線までの延長480メートル区間の改良工事、さらに、街路灯につきましても12灯の設置を完了しております。

事業進捗率は、事業費ベースで約40%となっており、今年度は駅東口から鏡石町方面へ向かい、本町3号線付近までの延長480メートルの舗装工事を完了します。また、八幡町・善郷内線は、町が進める道路整備事業のほか、住民と行政の協働による植樹活動も行われており、今年度は約500本のツツジが植栽されております。

議員おたかしの住みよい安全なまちづくりのためにも、町民から一日も早く工事の完成が望まれている町道であることを十分認識し、事業を進めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

以上で、2番、三村議員への答弁とさせていただきます。

○議長（熊田 宏君） 傍聴席の方に再度お願い申し上げます。

携帯電話の電源はお切りいただくようお願い申し上げます。

続いて、答弁を求めます。

教育長、栗林正樹君。

〔教育長 栗林正樹君登壇〕

○教育長（栗林正樹君） 2番、三村議員の質問にお答えいたします。

初めに、あさひ保育園の民営化移管先との契約内容についてのおたかしであります、議員おたかしのとおり、平成30年度から、現在、認定こども園ポプラの木を運営している学校法人聖和学園に、あさひ保育園の運

営を移管いたします。その前段として、平成29年4月より、町と学校法人聖和学園による共同保育を1年間実施し、民営化するに当たり、円滑な移行を図るための取り組みを実施いたします。

このような趣旨に基づき、4月に締結する契約の内容については、まずは現行のあさひ保育園で実施している保育や行事等をそのまま継承することを基本とし、保育サービスのさらなる拡充の提案を求めるなどの内容としております。

そのため、町の保育士を3名配置し、聖和学園の雇用する保育士と共同保育を実施することとしており、また、保護者・町・法人との三者による矢吹町立あさひ保育園における三者協議会を設け、入所する児童や保護者が戸惑うことなく、スムーズな民営化を図るための協議を行っております。

さらには、児童の人数当たりの保育士の配置最低基準や個人情報保護等の各種法令の遵守、災害発生時等のマニュアル作成や苦情解決の体制整備といった危機管理体制の構築等、これまで公立保育園として築き上げてきた信頼性を損なうことのないよう、万全な運営を実施し得る内容といたします。

なお、契約は、共同保育をする1年間に限り締結するものでありますが、平成30年度以降の移管後においても、保育内容等については保護者と十分協議し、理解を得た上で実施することとし、保育環境の急激な変化が生じないように覚書を交わしております。また、移管に当たっての財産の取り扱いについては、土地は無償貸し付け、建物は無償貸与、備品は無償譲渡とする考えであります。

重ねて申し上げますが、現在入所している、あるいは今後入所する児童が安心して生活でき、保護者も安心して子供を預けることができるあさひ保育園であり続けられるよう、民営化後も町が積極的に関与してまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、幼稚園の定員割れの経緯、現状に対する認識と対応策についてのおたかしであります。過去10年間の定員に対する入園率は、平成19年度から22年度までの期間は、定員が4園合計で610名であり、約45%から50%の間で推移しておりました。平成23年度からは定員を470名に削減したため、一時的に60%まで達しましたが、その後少しずつ減少し、今年度は約50%となっております。

園児数についても、平成19年度の312名から減少傾向にあり、今年度は236名となり、10年間で76名減少したことになります。

なお、幼稚園の定員設定については、入園者数の現状と合っておらず、将来的には見直す必要があると認識しております。小学校1年生のクラス配置基準は30名であり、これを年長・年中クラスに当てはめ、年少クラスについては20名の基準とし、子供たちの発達段階に合わせ、一人一人に対応した教育の充実を図り、改定してまいります。

一方、保育園の入園者数は、ここ数年間で増加し続けており、平成29年度には入所児童数が319名に達して、幼稚園児数を逆転し、年度当初から23名の待機児童が発生する状況ですが、その解消に向け、園児の割り振りや保育士確保、小規模保育施設の認可等の取り組みを行っております。こうした現象は、少子化傾向である中であっても、核家族の共働き世帯は増加していることが要因であり、待機児童解消のためにも、幼稚園もこうした就労世帯にとって、子供を預けやすい環境にしていくことが必要であると認識しております。

既に実施している預かり保育制度は、最大で朝7時30分から夕方6時30分まで児童を預けることができます。ただし、通常の保育料のほかに、月額で最大6,000円負担することとなり、さらには、お弁当も持参しなけれ

ばならない点が課題となっております。

そこで、平成29年度からは、議員の皆様へもご案内のとおり、町内の幼稚園保育料を無料化する予算案を今議会で上程いたしました。この取り組みは、幼稚園ニーズを高める大きなきっかけになるものと期待しております。また、園児への昼食の提供については、現在、整備に向けて検討を進めております給食センターにより、将来解決できるものと考えております。

このほかにも、より効果的なカリキュラムを編成することにより、教育という観点からも幼稚園をより魅力あるものにすることも大変重要な方策であり、こうした取り組みを積極的に進めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

最後に、保育園民営化後の町とのかかわりについてのおたしであります。平成28年9月定例会の折に議員の皆様へ配付しております事務報告には、公立の4幼稚園、そして、町立のあさひ保育園の園児数や事業実施状況が記されております。しかしながら、議員おたしのとおり、ひかり保育園については記載されていません。事務報告は、前年度の町の事務事業執行状況をお知らせするという観点から、ひかり保育園については、平成21年度を最後に記載していません。

ただし、保育施設の運営には、国が定めるルールにのっとりた形ではありますが、町の税金が使われていることは確かであります。そのため、2年に一度、福島県が実施する監査については、町が立ち会うほか、園の運営費負担金を毎月支払う際には、園児の状況や園児数をその都度把握するとともに、随時現地に足を運び、保育状況を確認するなどし、町の子供たちの健やかな成長を図るため、緊密に連携をとっております。

そのほか、ひかり保育園では、地域の方や保護者、学識経験者等で構成されるひかり保育園運営委員会がありますが、その委員の1人に町職員が委嘱され、園の保育事業について情報共有を行っております。

また、町教育委員会が主催する定例の校長・園長会を年3回実施し、指導・助言を行っております。さらに、私を初め、教育振興課、子育て支援課の両課長や指導主事とともに、年3回現地訪問しており、保育現場を定期的に見せていただいております。加えて、年8回開催している定例園長会にも今後参加していただく考えであります。

このように、町と園は現在、十分にかかわりを持っております。ただし、園児数やどんな行事を実施しているか等については、これから子供を預けようとする保護者のもとより、地域の皆さんもお知りになりたい情報であると認識しております。

民間施設につきましては、事務報告はしていませんが、今般ご指摘いただきましたことを踏まえ、園児数、職員数や主な行事等についての基本的な情報については、何らかの方法でお知らせすることを今後検討してまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

以上で、2番、三村議員への答弁とさせていただきます。

○議長（熊田 宏君） これより、三村正一君の再度の質問に入りますが、ここで一問一答について説明させていただきます。

今議会より、一問一答か一括方式かの質問方法が選択できるようになりました。一問一答方式とは、議員が質問を一つして、答弁者が一つ答えるということを繰り返して、60分の時間内で進めていくということであり、ます。

三村正一君、質問ございますか。

2 番。

○2 番（三村正一君） それでは、質問させていただきます。

先ほど、新町地区の開発について、道路の規格のご説明がございました。全幅9.5メートル、全長360メートルというような内容でございましたが、これは何を基準になされたのかをお伺いしたいと思います。

本来ならば、もっと大きな道路とか、どのような利用形態を想定して行われたのかということについてをお伺いしたいと思います。

○議長（熊田 宏君） 答弁を求めます。

都市整備課長、福田和也君。

〔都市整備課長 福田和也君登壇〕

○都市整備課長（福田和也君） それでは、2 番、三村議員の再質問にお答えいたします。

新町西線の道路規格でございますが、こちらにつきましては、道路構造令に道路の規格がございまして、3 種 4 級という規格となっております。

規格につきましては、想定交通量によって幅員であつたりが決定されますが、今回こちらの路線につきましては、交通量1 日当たり500台から1,500台、こちらを想定した道路規格となっております。

以上であります。

○議長（熊田 宏君） 質問ございますか。

2 番。

○2 番（三村正一君） ご答弁いただいた中で、大型店舗の進出計画があるというようなことが最初の答弁でございましたけれども、そういった内容については、いつごろが計画達成の時期なのかということでお伺いしたいと思います。

○議長（熊田 宏君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） 大型店舗の進出計画があるのかということでございましたが、議員もご案内のとおり、以前はございました。現在のところございません。

以上です。

○議長（熊田 宏君） 質問ございますか。

2 番。

○2 番（三村正一君） ここの地域、商業地域、住宅地域、いろんな可能性があるということで、道路をつくられたというような答弁がございましたが、主に想定される、町で計画されている開発計画というものは、町自体でやる考えはあるのか、それとも、民間でこんなことを想定してやっているというようなことで考えて計画を進めているとすれば、土地利用計画の用途区域の変更とか、そういったことがなされているのかどうかもお尋ねしたいと思います。

○議長（熊田 宏君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） 今現在、新町西線の整備区域内については用途区域内でございます。もちろん、商業振興地域、さらには住居地域というのが、そうした視点に基づいて、人口減少対策を含めて考えている地域でございますので、そうしたことでご理解をいただきたいと思います。

○議長（熊田 宏君） 質問ございますか。

2 番。

○2 番（三村正一君） 町主導で開発するような計画があるのかをお尋ねいたします。

○議長（熊田 宏君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） 現在、町が開発するか、民間の業者が開発するか等々の具体的な方針は定まっておりません。ただ、この西側開発というのは、非常に大切な視点でございますので、今後、町、そして民間事業者ともども、どんな開発ができるかというような、そうした開発計画についても検討を加えていきたいと思います。

以上です。

○議長（熊田 宏君） 質問ございますか。

2 番。

○2 番（三村正一君） 緊急性というようなことで、ちょっとお尋ねしたいんですが、生活道路の整備の陳情とか採択されて、未整備のものが60件を超えていると言われております。

これらに優先して、今、この道路をつくるということについては、直接、現在のところ、受益者がいないというようなことで、ぜひ新町西線の道路整備、優先的に進める理由について何うわけでございますが、これらについては、計画とともに、必要な道路ならどんどん先に進めて、企業なり住宅団地なりを整備すべきであるというふうに考えますので、その辺についてのお考えをお尋ねいたします。

○議長（熊田 宏君） 傍聴席に来られた方々にお願い申し上げます。

携帯電話をお持ちの場合は電源をお切りいただくようお願い申し上げます。

では、答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） 新町西線を優先的に事業化した考え方ということでございますが、道路に限らず、今、矢吹町は限られた財源の中で、どうした事業を優先するかというものにつきましては、緊急度、重要性、投資対経費、そうしたものを含めて、総合的に勘案しながら、事業のほうの優先度を決めております。

そうしたことの優先度合いを総合的に勘案した結果、この新町西線の道路の整備事業について着手したということでご理解をいただきたいと思います。

○議長（熊田 宏君） 質問ございますか。

2 番。

○ 2 番（三村正一君） 新町の開発については以上で、次に、羽鳥の用水路の関係でお尋ねいたします。

町長は、矢吹原土地改良区の理事長をしておりますので、十分承知しているわけでありますが、羽鳥用水の幹線水路のパイプライン化については、農家組合員より、1反歩当たり10万円、1町歩で100万円の特別賦課金が課せられております。毎年、水利事業の賦課金と利用料とは別にとられているものでございます。

多くの農家組合員は、農産物価格の低迷によって収入減などで、非常にこの賦課金に苦しんでおり、1円でも安くしてほしいと願っているところでございます。

そこで、ご答弁にありました借地料の無料というのは、正常な商慣習に照らしては、不当な契約になるのではないかと、土地改良区に不利益を与えているのではないかと思うが、正当な対価を支払うべきでないかというようなことでのお考えをお聞かせいただきたく存じます。

○議長（熊田 宏君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） それでは、三村議員の質問にお答えさせていただきます。

羽鳥幹線の上部道路の件でございますが、羽鳥幹線用水路については、パイプライン化をして、莫大な費用、300億円を超える投資をしております。それに伴って、事業負担金ということで、農家の皆さんが負担する負担金についても莫大な金額、あわせて、通常の賦課金についても、水を供給する分も含めて賦課金を徴収されている。農家にとっては負担が大変厳しい状況にあることについては、十分に承知しているところでございます。

したがって、三村議員がおただしのように、道路を町道として利用している町から借地料ということで払うのは当然ではないかというようなおただしでございます。

この借地料というか、道路を使用するに当たって、無料に至った経緯については、平成22年9月17日にこの事業を採択し、始まったときに、土地改良区と矢吹町で幹線用水路の上面利用に関する協定を結んでおります。その際に、使用料等については、お互いにとらないということで合意に至っております。この合意の内容等については、国のほう、要するに農林水産省のほうに、そうしたことで確認をいただいております。

農水省との間では契約は結んでいないんですが、こうした協定書に基づいて、お互いが合意したことを国が認めた。そういうことに基づいて、使用料をとらないということになって、現在に至っている最中でございます。

おただしのように、使用料を払わないことについてはどうなんだというようなおただしがありますが、お互い誠意・真実を持って、このような協定書を取り交わしたと、なおかつ、あのまま町が道路として利用しないということになれば、当然、その後の管理については土地改良区が担うようになります。

したがって、沿線に住む住民の利便性の向上が図られるという町民にとっては願ってもないこと、さらには、土地改良区にとっては管理をしなくてもいいこと、お互いのそうした相互の利益に結びつくということも含めて、使用料をとっていない。そして、町では払っていないということでもありますので、ご理解をいただければというふうに思っております。相互の利益に結びついているということでご理解をいただければと思います。

以上です。

○議長（熊田 宏君） 質問ございますか。

2 番。

○2 番（三村正一君） 私は、あそこの土地を町民の皆さんがいろんなことで使うことについては大賛成ですね。ですから、ただで使うのはちょっとおかしいんじゃないのかというようなご意見を申し上げたわけです。

そのただというのも、前段に申し上げましたとおり、理事長と町長が話し合いをして、同じ人が話し合いをして決定するというのは、やはりこれ、公正・妥当とは言い難いんじゃないのかなと、このように感じましたので、ぜひ、10年間の契約はしてしまったわけですので、10年後には正当な対価を払って、町民の福祉のために最大のサービスができるような、あそこの土地の利用をお願いしたいと思います。返事は要りません。

それで、ここの土地は、先ほども言いましたように、私が12月の議会で、善郷小の通学路の整備をしてくれというような話をした際に、今、石川道を優先にやっているの、その後でということで、今は最善の安全対策をするというようなご答弁をいただいたところでございますが、ここの道、八幡町から駅までのあそこの用地につきましては、ちょうど善郷小の通学路とダブったりしているということで、先ほどの答弁にもございましたが、ぜひそういった面の通学路、それから、わざわざ大池まで行って運動しなくても運動ができるような、キャッチボールができるような、そういった親子でキャッチボールしたり、子供らが遊べるような、そういうような公園化というか、皇居の周りみたいな感じのそういった整備が図られれば、非常にありがたいんじゃないのかなというふうに思うところでございまして、これは大型車の乗り入ればかりでなくて、一般車両についてもある程度制限をして、利用者の安全を図っていただけるように考えておりますが、その辺のお考えについて、今後、住民の要望を聞きながら、そういったちょっとした変更ができるのかをお尋ねいたします。

○議長（熊田 宏君） 答弁を求めます。

都市整備課長、福田和也君。

〔都市整備課長 福田和也君登壇〕

○都市整備課長（福田和也君） それでは、2 番、三村議員の再質問にお答えいたします。

今回の羽鳥幹線上部の道路でございしますが、大型車が進入できないということで、車道幅員は4メートルということで抑えております。そういう中で、歩道については片側歩道でございしますが、2メートルをしっかり確保しております。

さらに、駅前、あとは改良区の土地の残地がございします。そちらについては、一部公園化といいますか、ポケットパーク化について、今後検討していきたいというふうに考えております。ですので、こういった通行される方、あとは周回される方にとって利便性の高い道路となるよう、今後整備を図ってきたいというふうに考えております。

現時点でのスケジュールでございしますが、平成31年度完成を目指して、現在整備を進めております。

以上であります。

○議長（熊田 宏君） 福田課長、一般車両の制限についてということ。

〔都市整備課長 福田和也君登壇〕

○都市整備課長（福田和也君） 車両の制限でございしますが、こちらは土地改良区との協議によりまして、大型車の通行は制限されております。ですので、14トン以下の車両の通行での規制となっております。

以上でございます。

○議長（熊田 宏君） 質問ございますか。

2 番。

○2 番（三村正一君） 14トン車以下は通行大丈夫なんだというようなことでのご答弁をいただきましたが、万一パイプラインに故障が生じた場合、その場合、上部の管理者というか、借りている町のほうで直すのかどうか。やはり、余り下の埋設物というか、パイプラインに刺激を与えないような、そういった使い方をしてほしいと、私ら組合員はそう思う方々も多いわけですので、ぜひその辺のことを考慮に入れて、今後整備を図る上で、そういったことを検討する考えはないか、もう一度お尋ねいたします。

○議長（熊田 宏君） 契約の現状と今後の計画ということで答弁いただければと思います。

答弁を求めます。

都市整備課長、福田和也君。

〔都市整備課長 福田和也君登壇〕

○都市整備課長（福田和也君） それでは、2 番、三村議員の再質問にお答えいたします。

まず、パイプラインの強度でございますが、協議の中では、14トンの荷重に耐えられる設計になっていると、そういった管の強度があるということでの協議がなされております。

協定の中で具体的に、災害復旧に関しては、上部については町、暗渠部に関しては土地改良区ということで、きちっとうたっておりますが、通常の管理上のそういった損傷であったり、そういった部分については、具体的な記載はございません。その時点、時点での協議によつての負担であったり、そういった対応になるかというふうに考えております。

以上であります。

○議長（熊田 宏君） 残り時間10分です。

質問ございますか。

2 番。

○2 番（三村正一君） 町とあさひ保育園との民営化移管先との契約内容についてご答弁ございましたが、学校法人聖和学園が選定されましたが、なぜ経営実態のない新法人設立予定者が選ばれたのか。

今、国会で話題になっているのも、そういったことじゃないのかというようなことで、これについて、選定の際には、選考委員には十分説明なされたのかをお伺いいたします。

○議長（熊田 宏君） 答弁を求めます。

教育長、栗林正樹君。

〔教育長 栗林正樹君登壇〕

○教育長（栗林正樹君） 三村議員の再質問にお答え申し上げます。

経営実態のない法人への移管ということでございますが、学校法人聖和学園は、ごく最近、名称が学校法人聖和学園となりました。といいますのは、これまでの聖和幼稚園、聖和保育園、あわせてポプラの木というふうに、あるいは学校法人栄光学園という、そういう法人がこれまで運営していたわけですが、その栄光学園から聖和学園は、独立したような形で、そして、聖和幼稚園、聖和保育園を今後運営していくと。

その聖和学園が、あさひ保育園を今回受託したということになったわけでございまして、決して経営実態がないということをございせんので、誤解のないようにご理解をお願いいたします。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（熊田 宏君） 質問ございますか。

2 番。

○2 番（三村正一君） 申請するときに、法人外というんですかね、そういった際には、その法人の登記簿謄本なり、そういったもの等が提出されて、審議なされるのではないのかとは考えますが、その点については、口頭で、栄光学園から聖和幼稚園になりますからということで、移管先の選考のテーブルに上げたのかどうかお尋ねいたします。

○議長（熊田 宏君） 答弁を求めます。

教育長、栗林正樹君。

〔教育長 栗林正樹君登壇〕

○教育長（栗林正樹君） 実は、栄光学園がこの申し込みをする前に、県に栄光学園から離れて学校法人聖和学園とするという申請をしております、そのことは町も、私どもも了解をしておりました。

ですから、申請時点では栄光学園でありましたが、県の認可を受ければ聖和学園になるということを承知しておりましたので、受託した時点では栄光学園であっても、現在は聖和学園というふうに名称を変更し、そして、栄光学園の中の聖和幼稚園、聖和保育園の園長は岡村園長先生でして、その方があさひ保育園の園長になるということでもございますので、ご理解をお願いいたします。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（熊田 宏君） 2 番。

○2 番（三村正一君） 選考過程が質問されて明快になるように、ぜひそういった進め方をお願いしたいと思います。

次に、幼稚園の定数割れの件でございますが、40%台から50%台しか幼稚園には入る人がいないというような中でご答弁いただきましたが、このまま放っておくわけにもいきませんので、ぜひ子育て世代の夫婦が安心して子育てができるような支援ということで、空き保育園をもっと、そういった人たちのニーズに応えられるようなことで、前にも認定こども園とか、そういった話ございましたが、ぜひそういった考えをいち早く取り入れて、先ほども私、申し上げましたが、矢吹町は待機児童がない町だから、ぜひ進んでくれと言われるような政策をするような考えがないかお伺いいたします。

○議長（熊田 宏君） 答弁を求めます。

教育長、栗林正樹君。

〔教育長 栗林正樹君登壇〕

○教育長（栗林正樹君） 今回の民営化に当たりましては、受託した法人については、将来の計画として、認定こども園をつくることを条件の中に加えておりますので、その新しい法人によって、将来的には認定こども園ができるというふうに思います。

そのように進めて、議員からもご指摘ありましたように、待機児童のない矢吹町にしていきたいと思います。

ので、よろしくお願いいたします。

○議長（熊田 宏君） 残り 2 分弱です。

2 番。

○2 番（三村正一君） 私、質問したのは、4 つの幼稚園のうち、定員割れが非常に多いと。だから、4 を 3 にして、3 のうちの一つを町として認定こども園というような衣がえが、一つぐらいはできないのかというような質疑でしたので、何か別な、民営化した後の認定こども園というような回答をいただきましたが、そうじゃなくて、町として先に取り組んではどうかと、今現在足りないのというような、そんなことでの質問でしたので、もしご回答いただければ、お願いしたいと思います。

○議長（熊田 宏君） 答弁を求めます。

教育長、栗林正樹君。

〔教育長 栗林正樹君登壇〕

○教育長（栗林正樹君） では、お答え申し上げます。

町として認定こども園をつくる計画は、今のところございません。それはなぜかと申しますと、町で認定こども園なり保育園なりを新しくつくると、あるいは改築することになりますと、その改築なり新築することについて、国等の補助は大変少なく、ところが、私立といいますか、そういう法人等がつくる場合には、国は 2 分の 1 を補助することになっておりまして、町と県が 4 分の 1 補助をすると、そういうことにもなっておりますので、町としての負担は非常に、町立の場合は余りにも大きいので、そういうことでなく、民間の方をお願いしたい。それについて、町は助成をしていきたいということでございます。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（熊田 宏君） 以上で、2 番、三村正一君の一般質問は打ち切ります。

ここで、暫時休議します。

（午後 2 時 0 0 分）

○議長（熊田 宏君） 再開します。

（午後 2 時 1 0 分）

◇ 安 井 敬 博 君

○議長（熊田 宏君） 通告 8 番、3 番、安井敬博君の一般質問を許します。

3 番。

〔3 番 安井敬博君登壇〕

○3 番（安井敬博君） 議場の皆さん、こんにちは。傍聴席にお越しの皆様、大変ありがとうございます。

それでは、通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

まず、1 点目といたしましては、新町西線の整備についての質問をさせていただきます。同僚議員と重なるところもあると思いますが、私なりの質問をさせていただきます。

まず、新町西線、棚倉・矢吹線から 4 号線にぶつかる交差点の途中、新町地内の今田んぼになっているよう

なところですが、その中を通る町道が新たに整備される計画についてでありますけれども、この新町西線の用地買収に伴いまして、そのうちの所有者の1名の方、これは新町の農地の所有者ということでした。その方と、その農地内にある庭石や人工的な盛り土の移転のため、補償契約を結び、その土地が農地であったため、町が負担するのは不適切だったとして、所有者の方とも契約解除に応じていただいて、その所有者からは、補償金については返金に応じているということでした。

このことは、町の全員協議会でも町長からもご説明があり、また、その翌日に新聞報道もされましたので、このとおりのことであると思います。

しかし、もちろん農地であったところに構造物がある、庭石ですとか盛り土がある。そういったことも問題でありますでしょうし、そのことに補償契約を結んだということも問題であったとは思いますが、これについては、関係課長の処分等もされているということです。また、謝罪等もされているということですが、私は、これとはまた別の問題で、問題があるんじゃないかなと思うんです。

といいますのも、単なる盛り土や、私なりの見解で、単なる盛り土と申しますけれども、これや庭石の移転に対して、何で500万円もの、約508万円ですけれども、こういった見積もりがなされ、一旦支払われてしまったのか。その根拠がこういったものだったのかをまず伺いたいと思います。

続きまして、新町西線についてですけれども、先ほど同僚議員からも質問がありましたけれども、現在の開発の必要性という観点からいうと、沿線に今、家などは建っていない。予定する道路についても、貫通する場所は今、畑や田んぼでありまして、この道路が通ることによって、通行量、実際に車がどれぐらい通るのかですとか、人はどれぐらい通るのか、そういったものによっては、道路の開発というのにも必要な場合もあると思いますが、こういった検討がなされているのかどうか。具体的数値なども含めて示していただきたいと思います。

続きまして、同じく新町西線の整備に関してですけれども、昨日の同僚議員の質問に対する答弁にもありましたとおり、今、議会に対して、道路舗装の陳情が町内各地域から上がっておりまして、陳情採択されていても残されている、まだ舗装がされていないようなところというのは60カ所あるわけです。60陳情残されているわけです。

これは、当然ながら、陳情が出されたからといって、その順番に従って舗装がされるというものじゃないということは私も承知はしておりますが、先ほども申した理由で、現状では新町西線の舗装を優先する理由というのはどういったもので、60路線も陳情が残る中、されているのか。そういった理由ですとか、あとは、ほかの路線の舗装の見込みは今後どうなるのかということについて、お伺いしたいと思います。

第2点目の質問といたしましては、総合窓口初年度の総括についてという質問であります。

これについては、さきの議会でも、総合窓口での評価もあれば、ちょっと困っているというような声もあるということで一般質問させていただいて、その改善等についても、今後していただくというような回答もされてきました。

1点目の小さな質問としましては、昨年の4月の役場組織改編で総合窓口課が新設され、1階に総合窓口が設置されました。そして、これ、間もなく1年になるということで、利用者からのいろんな要望がたくさん出ていると思います。さきの議会でも、私もその例示をさせていただきました。

その中でも、初年度1年間たつということで、窓口の運用に関して総括もするということでしたので、どのような総括されているのかをお示しいただきたいと思います。

関連いたしまして、住民票、戸籍交付手数料などの減免措置について、どうも総合窓口で、そういった措置がされていることがわからないで手数料を払ってしまう、納めてしまうケースがあるんじゃないか、こういったことがまだ残っているんじゃないかと思うんです。といいますのも、さきの議会でも、その改善策というようなことを検討いただくということで、例えば申請書類にその旨、こういった場合には減免されますよですか、あとは、何か掲示するようなものもいただくとか、現状でも案内はされているということでしたけれども、それについても、もうちょっとわかりやすくしていただくようなことで、ご答弁もいただいていると思いますが、そのようなケース、具体的に4月から、そういったものがされるのかどうかということをお尋ねしたいと思います。

また、総合窓口に関連いたしまして、まだまだ、前回質問させていただいた後も、まだ数件、同じようなケースで、私のほうにお話があることがありまして、といいますのは、やはり総合窓口で一旦目的のお話をさせていただくんですけれども、その後また、例えば税金でしたら税務課などというように、保健福祉の相談でしたら福祉課というように引き継がれると思います。引き継がれた後も、最初のお話した内容を、またその窓口の担当者に伝えるケースもあるということがあります。全てではないにしても、そういうことがあるということはまだ聞いております。

また、そこでも話がわからない場合には、窓口の上司の方が出てきて説明を行っているというふうなことも聞いております。全てではないということを先ほど申しましたが、そういったケース、まだまだ見受けられるんじゃないかということがあります。

また、ある町民の方からは、そういったトラブルを目にしたということを聞いております。窓口で担当者の方と大きな声でやり合っている。そういったこともちょっと、ほかの窓口に行った人からすれば、その辺も、役場の中でそういったことが行われていることは、どうも、どっちが悪いのかわからないけれども、ちょっと問題じゃないかというふうなことも出ておりますので。

例えばですが、解消策の一つとして、他の自治体でも採用されておりますように、現在、再任用制度ということがあります。定年退職をされた方がおりますけれども、そういった方、1年、2年は再任用できるわけですから、例えば課長さんなどで退職された方でしたら、役場の窓口業務、全部精通していると思いますので、そういった方がまずコンシェルジュのような形で総合窓口の前に立っていただいて、困っているような方を見かけたら、そういう案内をまずしていただければ、引き継ぎもスムーズにいくのかと思いますので、そういった考えもないかということもお聞きしたいと思います。

3点目の質問といたしまして、環境保護等も踏まえた都市公園等の管理についてを質問させていただきます。

まず一つは、先ごろ大池公園の利用者より、倒木被害防止のためとして柳の木が伐採されたということで、それを目にした方が、柳の葉を食草とするチョウチョウがいるということで、その保護のためには柳の再植樹が必要なんじゃないかということで、町にも要望が出されたということですが、その後、その柳、倒木被害防止のために切ったということですから、やはり柳の木も必要だと思いますので、その植樹の見通しはどうなっているのかをお聞きしたいと思います。

また、同じように、柳を食草とするチョウチョウだけではなくて、ほかにも希少なトンボですとか、また珍しい動物、ほかの地域とか都会にはないような動物、植物、鳥などもたくさん、大池公園にはいるんじゃないかということで要望を受けて、これについても、町のホームページでも目にしました。

東京農業大学によって、大池公園内の動植物の調査をするために、無人のカメラを設置しているということを聞いておりますが、このような調査の進捗状況ですとか、また、内容がどのようなもので行われるのか。今後、また、公園管理計画というものも、同僚議員への同じような質問に対する答弁でも、今後つくっていくというようなこともありましたけれども、そういったものが反映されるのかどうかという見通しをお示しいただきたいと思います。

また、都市公園等の管理についてですけれども、これは今回、チョウですとか、いろんな知見を持った町民の方がいるということが、要望書を出していただいたことで明らかになりました。

大池公園のように、町内外を問わず多くの方々の憩いの場である場所、これは大池公園だけではないと思います。ほかにも町内に公園ですとか、あと、代表的なところでいいますと、滝八幡にあります史跡公園とか、そういったところもあります。こういったところに関しては、やはりこういう知見を持った方、町民の方で、例えば何か大学の先生とか、そういったことではないと思いますけれども、それでもいろんな知識を持った方がいらっしゃいます。歴史に関しても知識を持った方もいらっしゃいますし、そういった方も、広く利用者の間から、そういう方も入っていただいて、こういう変更計画、伐採ですとか植栽の変更する、そういった場合には、広く広報・広聴する必要があるかと思えます。

また、大池公園に関していえば、大池公園だけではありませんけれども、ほかの農村公園ですとかも、今回、4月より指定管理者がかわりますけれども、指定管理者、それから監督する課、それから大学ですとか、あとは、こういった町民の方にも入っていただいて、計画を進める、立てていくということも必要ではないかと思いますが、その辺について見解をどう思われるか、お示しいただきたいと思います。

以上、3点について、よろしくご答弁のほどお願いいたします。

○議長（熊田 宏君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） それでは、3番、安井議員の質問にお答えいたします。

初めに、新町西線の用地買収に伴う物件移転補償契約についてのおただしであります。三村議員への答弁と一部重複いたしますが、物件移転補償の考え方につきましては、道路拡幅により支障となる物件がある場合、土地収用法により、物件の移転料を補償し、支払う必要があります。今回のケースは、所有者の同一敷地内に移転可能であったため、構内移設補償により補償費の算定を行っております。

補償費の算定に当たっては、専門的業者への外部委託を行い、調査・積算による成果を得ており、積算単価の根拠については、東北地方6県の公共・公益事業者により構成される東北地区用地対策連絡協議会が発刊する補償金算定基準書により補償費の算定を行っております。

なお、補償対象の工作物については、コンクリート柱1本、人工的な盛り土によって造成された山、約918立方メートル、庭石1つ、立木9本、その他、土のう、照明設備、防水シート等の動産で、委託により算定さ

れた金額は総額507万9,746円となっております。

先ほども説明申し上げましたが、補償費の算定に当たっては、いずれも補償金算定基準書に準じた積算方法により適正な価格で算定しておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、新町西線の必要性についてのおたしであります、三村議員への答弁と一部重複いたしますが、新町西線につきましては、平成24年5月17日に、議会に対して新町地区地権者会から提出があった新町エリアの開発計画の促進に関する陳情が採択され、平成26年度から平成30年度を事業期間とし着手した路線であります。

本路線は、矢吹町の用途地域の南端に位置し、県道棚倉・矢吹線と主要町道新町・弥栄線を結ぶ路線であり、国道4号からアクセスがしやすいこと、大型店舗の進出計画があること、道路整備の宅地開発が見込めることなど、矢吹町西側地域の活性化に資する重要な幹線道路として、企業誘致・誘導の政策的道路としてその整備効果が高いと判断し、現在、国の社会資本整備総合交付金を活用し、事業を進めております。

新町西線は、先ほども申し上げたとおり、道路整備後の効果は非常に高く、大型店舗の進出など企業の立地により、交通量の大幅な増加が見込まれる重要な路線であると認識しております。このことから、将来の1日当たりの計画交通量を1,000台に設定し、車道については2車線を確保し、あわせて、歩行者の安全対策も踏まえた道路整備計画として路線決定をしておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、新町西線の整備理由についてのおたしであります、町の道路整備事業につきましては、第6次矢吹町まちづくり総合計画に基づく実施計画書により、羽鳥幹線水路復興道路整備事業、主要町道道路整備事業、一般町道整備事業、農道整備事業、生活道路整備事業など、道路の用途に応じた事業種別により、計画的に整備を進めております。

新町西線につきましては、平成24年度の議会陳情により事業が採択され、平成26年度に一本木32号線、大町16号線と同時に、国の社会資本整備総合交付金事業の決定を受け、主要幹線道路整備事業に位置づけし、道路改築事業として整備を進めております。

道路改築事業については、新町西線のほか、白河信用金庫矢吹東支店前の一本木32号線を進めております。同じく、主要幹線道路整備事業の中で、歩道整備などの防災安全事業で整備を進めている路線については、三神小学校の通学路である神田西線、旧県道矢吹・天栄線で、現在は町道である大町16号線、ひらが斎苑から東北縦貫道西山橋までの歩道が未整備区間の舘沢・田内線、羽鳥幹線水路復興道路整備事業で進めている八幡町・善郷内線も同様の事業であります。

さらに、平成28年度より事業に着手しました一本木29号線、いわゆる石川街道につきましても、平成29年度より、防災安全事業にて本格的に事業を進める計画であります。主要幹線道路整備事業の中で、復興道路として位置づけし、整備を進めておりました大町16号線につきましては、平成28年度、歩道整備を完了し、供用を開始しております。ただいま答弁させていただいた路線につきましては、平成29年度以降も継続して整備を進めてまいります。

そのほか、平成29年度は、臨時地方道路整備事業債で進める一般町道整備事業が3路線、拡幅を伴わない現道舗装工事の生活道路整備事業が2路線、国の交付金による農業基盤整備促進事業6路線について整備を進め、合計18路線の道路整備を実施してまいります。このように、町は震災以降、復興道路として位置づけした路線を含めて、多くの道路整備を進めております。

新町西線は、先ほども説明したとおり、矢吹町西側地域の活性化に資する重要な幹線道路として、その整備効果が高いと判断し、整備を進めておりますが、新町西線が他の路線に先んじて、多くの道路整備事業を重点整備ということではなく、道路の用途に応じた事業種別により、計画的に進めていることについて、ご理解願いたいと考えております。

道づくりは、今後の町発展のため、重要な手段であります。今後につきましても、現在継続している事業を進める路線に重点を置いた整備を進め、新規路線につきましては、道路の利用状況や緊急性を重視した目線から、十分な事前調査を行い、住民の皆様へ安全・安心な生活環境を提供できるよう計画してまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、総合窓口初年度の総括についてのおたかしであります。平成28年12月定例会の一般質問において答弁しておりますが、総合窓口課は平成28年4月より、窓口手続と税使用料の納付のワンストップサービスを目指し、丁寧で簡易な受け付け業務、約60項目の総合窓口課の業務として集約したものであります。組織機構改革に合わせ、役場全体のサイン計画やカウンターの配置を見直し、つり下げ式看板の設置や利用者の相談に対応するため、受付ブースに大型の間仕切りを設置するなど、施設の充実を図っております。

また、昨年8月には、待合フロアにキッズスペースを新設し、子供を同伴しての手続が容易に行えるよう、施設の改善も実施いたしました。開設当初、課名看板や課ごとのカウンターの設置について、一部の利用者から、課ごとの窓口番号を指定してほしいとの要望がありましたが、総合案内を充実させ、カウンターへの町民誘導の徹底を図ったことにより、このような課題については解消されているところであります。

町民の利便性を向上させるため、定期的に総合窓口会議を開催し、全庁を挙げて検証や継続的な協議に取り組んでおり、総合窓口を集約した業務の一部で、申請者からの聞き取り項目が多く、時間を要するものについては、担当課職員による聞き取りに変更するなど、業務改善を図っております。

本町における総合窓口は、1カ所で住民が行政サービスを受けられる窓口と定義しており、各種手続を総合窓口で行うことを可能にした今回の組織機構改革は、待ち時間の短縮や行政サービスの効率化が図られたと考えており、今後もワンストップサービスの改善に取り組んでまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、住民票、戸籍交付手数料などの減免措置を知らずに手数料を納めるケースの対策についてのおたかしであります。総合窓口では住民票関係、印鑑登録証明書、戸籍に関する証明書交付申請書について、使い道を具体的に記入する項目を設けており、職員がきめ細かく丁寧な聞き取りを行うことにより、減免措置を知らずに手数料を納めるケースを抑止しているところであります。

また、本定例会に提案しております矢吹町手数料条例の改正は、昨年新たに国外犯罪被害者弔慰金等の支給に関する法律が施行され、この法律に戸籍の無料証明の項目があり、市町村で条例を定め、迅速に対応する必要があることから、所要の改正をするものであります。

現在運用している矢吹町戸籍等の無料証明に関する条例は、国民年金法や健康保険法といった個別法を規定していることから、新たな法律が施行されたり、法律が変更された場合、迅速に条例に反映させるため、矢吹町手数料条例の減免規定に「法令の規定により条例で定めるところにより戸籍に関し無料で証明することができる」という条文を追加し、法律で規定されるものを一括で条例に適合させる内容となっております。

ますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、総合窓口から目的の窓口への引き継ぎについてのおたかしであります、総合窓口では来庁者に対して、第一に、来庁された目的や要件、担当課の名称などを伺うことにより、該当する受付窓口を特定し、聞き取りした内容については各担当課へ引き継ぐといった対応を基本としているところであります。

さきの答弁でも触れたとおり、1カ所で住民が行政サービスを受けられる窓口を目指していることから、来庁者に各課に移動していただくことなく、受け付け内容が変われば、担当する職員が入れかわり対応することになっております。総合案内で伺った要件が1つで、総合窓口課に集約した約60項目の業務であれば、そのまま受け付けを行い、これ以外の業務であれば、伺った要件を担当課へ引き継ぎを行います。

また、一部の来庁者に当たっては、複数の要件を総合窓口で聞き取り、要件ごとに担当課へ引き継ぐことにより、同じ説明を繰り返すかのような印象を来庁者へ与えてしまうこともあるのではないかと考えております。役場の窓口は、区長会、消防、国保、除染、福祉、介護、税務、戸籍といった広い範囲の業務を取り扱っていることから、来庁者の要件に応じて専門性を持った職員が対応することにより、きめ細やかで正確な受け付けを行うためであります。

次に、総合案内の充実、適切な引き継ぎの解決策として、定年退職者の再任用制度を活用し、総合窓口で役場業務に精通した職員を配置することについてのおたかしであります、総合窓口課では総合的な案内役として、フロアマネジャーの設置を検討しており、先進自治体の事例や具体的な業務等について調査・検討を進め、総合窓口業務の充実を図ってまいりたいと考えております。今後も、親しみやすい役場、町民の皆さんが利用しやすい総合窓口を目指し、住民サービスの向上を図ってまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、柳の葉を食草とするチョウの保護のための再植樹についてのおたかしであります、富永議員への答弁と一部重複いたしますが、大池公園内の柳の伐採については、来園者の安全・安心を目的に、危険木、危険予防木として、昨年伐採を行いました。伐採後、個人や団体から、伐採の賛否について数件の問い合わせがありました、その中で、希少なチョウが柳の葉を食草として生息しているとの情報が提供されました。

今回、平成27年度から大池公園の大賀ハス再生プロジェクトに携わっている東京農業大学に相談したところ、数種については希少なチョウであるとの回答をいただきました。町といたしましても、そうした貴重なチョウの生育環境を保全するため、現在、大池公園の動植物の生態調査を行っております。今後、生態系保全のための手法を十分に検討し、植樹の必要性を含め、時期や場所、本数、樹種について、東京農業大学やチョウに詳しい町民の意見・提案をいただきながら、保全計画を取りまとめていきたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、東京農業大学による動植物調査の内容と進捗及び今後の公園整備計画への反映についてのおたかしであります、富永議員への答弁と一部重複いたしますが、これまでの大池公園の施設整備につきましては、施設の更新等を中心とした長寿命化計画に基づく既存施設の長寿命化対策や利用者の安全・安心を目的とした更新・修繕を行ってまいりました。町といたしましては、共同による植樹、植栽事業が近年活発化してきたことや、希少動物の存在が確認されたことなどを受け、誰もが見てわかる大池公園の将来像を映し出す全体構想として、大池公園整備計画が必要であると考え、東京農業大学と連携し、平成29年度中の策定を予定しております。

す。

本整備計画の策定に当たっては、施設の更新・新設等の施設整備計画に合わせ、大池公園に生息する動植物の実態調査を含めた保全計画についても十分検討し、また、東京農業大学とまちづくり団体、大池公園の利用者、生態系に知見のある方々及び町民の皆さんとのワークショップ等を実施するなど、多くの皆さんからの意見・提案をいただくこととしております。それらを反映し、策定する大池公園整備計画については、矢吹町都市計画審議会へ提案し、承認をいただいた上で、町民の皆さんにも公表し、全体構想で示される将来像の実現に向け、施設整備などのハード面と、それらを活用したソフト面を連携させ、計画的な整備に努めてまいります。

さて、議員おただしの東京農業大学につきましては、平成26年12月に福島県西白河郡矢吹町と東京農業大学農学部との連携に関する協定書を締結し、本町の農業振興、地域振興を目的とし、自然環境・農業等に関することの連携分野の一つとして、各種取り組みを行っております。これまでの取り組みとしましては、大池公園内の大賀ハス再生に向けた土壌調査や植えつけ等を行っており、昨年夏には十数輪の大賀ハスが開花したところであります。今年度も、引き続きハス苗の補植を行うなど、継続して大賀ハスの再生に取り組んでいただいております。

また、今年度は、新たに動植物の生態調査を実施しているところであり、冬から春の動物調査を行うため、2月22日に公園内の松林に1カ所、約1カ月の予定でカメラを設置いたしました。また、植物調査として、3月7日から東京農業大学の学生により、公園内のアカマツの本数や太さ、生育分布状況などの実態調査を開始し、アカマツ保全に向け、継続して調査をしているところであります。今後も、夏の動植物調査等、実態調査を進め、大池公園に生息する動植物の状況を把握し、あわせて、東京農業大学とまちづくり団体や地元行政区、町内の動植物に詳しい方々と意見交換の場を設け、ハード・ソフト両面から見た整備計画を策定してまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

最後に、大池公園等の施設管理のあり方についてのおただしであります。さきの答弁と重複いたしますが、町といたしましても、大池公園は町民の財産であり、大池公園の将来像をお示しするためにも、東京農業大学、まちづくり団体、大池公園の利用者、生態系に知見のある方々及び町民の皆様とのワークショップ等を実施して、多くの皆様からのご意見、ご提案をいただくこととしております。それらを反映させて策定する大池公園整備計画については、矢吹町都市計画審議会にて提案し、承認をいただいた後に、町民の皆様へ公表する予定であります。

また、指定管理者については、今回の議会でご提案させていただいておりますが、平成29年度から新たな団体が管理運営を行う予定となっており、現在管理している団体からの引き継ぎを徹底させ、町との情報共有、報・連・相についても徹底を図ってまいります。それとあわせ、公園利用者が公園の整備や管理の状況を容易に把握できるよう、町ホームページや広報誌にて幅広く広報活動に努めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

以上で、3番、安井議員への答弁とさせていただきます。

○議長（熊田 宏君） これより、安井議員の再度の質問に移りますが、従来の一括方式にあわせまして、この3月議会から一問一答方式が導入・試行されております。

従来は、一般質問、答弁、再質問、答弁、再々質問、答弁の3回で終わりでしたが、今議会からの一問一答は、今のように一度目の質問と合わせての答弁、この後は一問一答ですので、一つ聞いたら一つ答えるということを繰り返し、何度も何度もやらせていただいて、60分間で終了ということになりますので、前回と違いますので、ちょっと注意してお聞きいただければと思います。

では、質問に移ります。

安井議員、質問ございますか。

3番。

○3番（安井敬博君） ご答弁ありがとうございます。

それでは、1番目の新町西線の整備について質問させていただきます。

ただいま、盛り土ですとか、そういった補償内容についてですけれども、これについては、東北地方6県の公共・公益事業者により構成される東北地区用地対策連絡協議会が発刊する補償金算定基準書により補償費の算定を行ったというご答弁でした。対象の工作物については、コンクリート柱が1本、人工的な盛り土等々含まれておりますけれども、そのうちの、それが合計されて507万9,746円の算出をされたということ、また、こういった基準書によって算定されているものであるということ、適正なものであるということでしたけれども。

私、議員としてもそうですけれども、一般の町民の方からしても、それぞれのコンクリート柱が1本幾らですとか、立木が1本幾らなのかとか、そういった細かいところがわからないわけです。そして、町民の方が特に気になっているのは盛り土ですよ。富士山のような形をした山と記憶しておりますけれども、それについて一体幾ら払われているのか、そういったことなんです。個別の数値を示していただきたいと思いますが、よろしく願いいたします。

○議長（熊田 宏君） 答弁を求めます。

都市整備課長、福田和也君。

〔都市整備課長 福田和也君登壇〕

○都市整備課長（福田和也君） それでは、3番、安井議員の再質問にお答えいたします。

町長答弁にもありましたように、全体で約500万円でございます。この詳細の部分でございますが、こちらにつきましては、既に契約解除とはなっておりますが、個人の資産の部分、あとは契約の詳細については、一部は個人情報に触れる部分があるという判断がございますので、申し上げることはできません。

以上であります。

○議長（熊田 宏君） 傍聴者の皆さん、申しわけありません。皆さんの思いを受けて一般質問されている議員の一般質問の妨げとなりますので、いろいろ不満はございますでしょうけれども、お静かに傍聴ください。

ほかに質問はございますか。

〔発言する者あり〕

○議長（熊田 宏君） 再度申し上げます。

これ以上発言をされますと、退場を命じますのでご注意ください。

安井議員、ごめんなさい。

3番。

○3番（安井敬博君） ただいま、個人の情報も含まれているということで、答弁されないということでしたけれども、造成された山ですね、盛り土が何立方あったのか。そして、何立方掛ける単価のようなものが、補償金算定基準書には基準として明記されていると思うんですけども、そういったことは、私は個人情報ではないと考える、思うんですが、そのあたりの見解も含めて、個人情報に触れない部分で構わないので、きょう出ないのであれば、後ほどでも結構ですので、大体土の部分が幾らほどかどうか、そういったものが示されないのか、再度お尋ねいたします。

○議長（熊田 宏君） 個人情報に触れない範囲で結構なのでということです、答弁を求めます。

都市整備課長、福田和也君。

○都市整備課長（福田和也君） それでは、3番、安井議員の再質問にお答えいたします。

先ほど申し上げました金額の部分、個々の金額の部分につきましては、実は顧問弁護士のほうと事前に相談をさせていただきました。細かい部分については、やはり個人の情報であるという部分がございますが、どの部分まで情報開示ができるかにつきましては、再度顧問弁護士と相談した上で、公表できる分については公表していきたいというふうに考えております。

以上であります。

○議長（熊田 宏君） 要するに、今の点は、公表できる部分は資料にて全員配付ということでよろしいでしょうか。

○3番（安井敬博君） はい、結構です。

○議長（熊田 宏君） 続いて、質問ございますか。

3番。

○3番（安井敬博君） 続きまして、新町西線について、続いて質問をさせていただきます。

この新町西線、同僚議員の答弁、それから、先ほどのご答弁にもありましたとおり、これまでさまざまな開発計画等もあった、そういった中で、長年の陳情ですとか地域の要望等もある。また、町の将来像も考えて、この道路を通すというような趣旨のご答弁だったと理解はしました。であったと思います。

しかし、現在のところ、やはり1,000台の通行量があるということで、これちょっと、それほどあるのかなと。もちろん将来の開発ですとか、住宅地にする、また、ショッピングセンターなりを再度誘致する、そういったことであれば、それは可能であるかもしれないと思うんです。しかしながら、現在の状況では、いまだ田んぼの真ん中に道を通すということ、そこで1,000台もの通行量があるとは思えない。

そういった状況からすると、もう少し後回しでも可能なんじゃないか。また、具体的に今後、都市の整備計画等もこれから出てくると思いますが、そういったものとあわせながら、町民の方に示していただいたほうが理解されると思うんです。ただ、今の状況では、1,000台もの車が通行するというのは、なかなか難しいんじゃないかと思います。

その辺を踏まえて、もう少し計画の重要性について、ここでご説明がいただけるのであれば説明をいただくということで、ご答弁お願いいたします。

○議長（熊田 宏君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） 新町西線の道路の重要性、1日1,000台、果たして通行量があるのかと、後回しにする考えがないのかというようなことでございますが、これについては、具体的な、今現在、企業等の進出計画はございませんが、ただ、進出したいというような意向を漏らしている、そういった企業がないわけでもない。したがって、オーダーメード、そうしたことで、町に進出したい、その後に道路整備を、後からと、後づけということになると、また計画が頓挫しないとも限らない。そうした緊急性を要するということに、それだけ魅力のある地域だということをご理解をいただきたいと思いますし、また、棚倉・矢吹線の高架橋から4号線に通行する際に、安井議員も非常にあの道路が混雑することは、ご案内のとおり。

したがって、迂回路、その後の商業地域、住宅地域の開発等を考えれば、そうした車の台数については、当然1,000台以上あるものというふうに私たちは理解しております。

以上で答弁とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（熊田 宏君） 残り18分あります。

質問ございますか。

3番。

○3番（安井敬博君） ただいまご答弁いただいた件に続いて質問させていただきますけれども、もちろん迂回路としてあれば、4号線の混雑、また、矢吹大橋からおりてくる車、こういった混雑の解消にもなるというのもわかります。しかし、あの場所自体を考えると、矢吹大橋から急角度で車が進入してくる、その中で今、右折レーンも設けられていて、ちょうどその右折レーンの始まるのところあたりに、この道路、新しく計画されるわけです。そうすると、そこに、またさらに左折をする車が連なるということでは、逆に渋滞を助長するのではないかと。そういったことも考えられるわけですが、そういった検討も行っているのか。

また、追突防止なども必要になるかと思いますが、そうすると、また信号なども設置しなくてはならない。そういったことも考えられておられるのか。町民からもそういう危険性を指摘する声も出ておりますので、その点について、計画の中で検討されているのか、ご答弁をお願いいたします。

○議長（熊田 宏君） 今、2点ありましたけれども、特別。

答弁を求めます。

都市整備課長、福田和也君。

○都市整備課長（福田和也君） それでは、3番、安井議員の再質問にお答えいたします。

まず、棚倉・矢吹線との接続部でございますが、こちらにつきましては、4号線から大橋のほうに向かって、今回の新町西線に入れるかといいますと、そちらについては、右折の規制、ポールによる規制が条件となっておりますので、右折はできないような道路の構造となっております。

以上であります。

〔発言する者あり〕

○都市整備課長（福田和也君） 交差点に関しましては、道路の計画もございますが、最終的には白河警察署との交差点協議の中で決定されております。交通量であったり、右折、左折の安全性を判断した上での交差点計

画となっております。

以上であります。

○議長（熊田 宏君） 今のようなことになるので、一問一答をお願いしますね。

質問ございますか。

3 番。

○3 番（安井敬博君） 新町西線の危険性、そういったものについては検討されているということでしたので、そういった内容についても、町民に周知していただくということが必要であると思います。その辺は、質問ではありませんので、お答えは要りませんけれども、違った観点でいいますと、今回の整備、同僚議員にも答弁されていますけれども、60路線もの舗装の陳情が採択されていて、それが積み残されている。そういった中で、これが先んじて行われているということに対して、やはり町民の間、一般の方からは、まだ納得いかないものもあるのではないかなと思います。

ただ、今年度は、その中でも現道舗装が、昨年件数が全くなかったものが、採用されなかったものが、それも含まれておったりですとか、歩道の整備等も含まれておりますので、徐々にそういった整備もされていくものと思われま。

やはり、マスコミの報道の中でも、この新町西線の用地には、野崎町長ご自身の土地もかかっていたということも書かれておりますし、そういったことで、もちろん、町長の土地を町が買収して、町の公共のために道路をつくったりする、こういったことは何ら違法ではないですけれども、町民からすれば、そういったことも優先されるのじゃないか、そういった疑問を持つ方もいますので、しっかりと開発の必要性や路線の選定経緯等、それを説明する必要があると思います。

また、この60路線もの、やはり積み残されている現道舗装等についても、今後、毎年少しずつでもいいと思います。やはり優先度もあると思いますけれども、その辺をしっかりと町民に示すような、わかりやすいものです。都市計画とか、そういった難しい書類ではなくて、そういったものを今後示していただくお考えはないか、お伺いいたします。

○議長（熊田 宏君） 答弁を求める前に、安井議員、現道舗装が全くなかったわけではありませんので、間違いの発言は……

〔発言する者あり〕

○議長（熊田 宏君） 先ほど、現道舗装が全くなかったというふうに発言がありましたので、町民の方に間違った情報を与えるのはやめてください。

〔発言する者あり〕

○議長（熊田 宏君） 現道舗装が全くなかったという発言だったので、すみません。

答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） それでは、安井議員の質問にお答えさせていただきます。

まず、その前に今、安井議員のほうから、マスコミを通じて疑問を持たれているというような言い方があり

ましたが、これは全く私には身に覚えはない。仮定の話で、議会の場で議員がそうした発言をしていいのかどうかを、まず議場の皆さんに問いかけたい、1点。それから答弁させていただきたいと思います。

○議長（熊田 宏君） 暫時休議します。

（午後 3 時 0 2 分）

○議長（熊田 宏君） 再開します。

（午後 3 時 1 2 分）

○議長（熊田 宏君） ただいまの安井議員の質問について、議会運営委員会を開催し、協議をさせていただきました。その議会運営委員会の協議結果について報告を求めます。

議会運営委員会委員長、6 番、鈴木一夫君。

〔6 番 鈴木一夫君登壇〕

○6 番（鈴木一夫君） 先ほど再質問がありました安井議員の質問について、臨時の議会運営委員会を開きました。その結果についてご報告をさせていただきます。

結論から申し上げます。

先ほどの安井議員の質問については、撤回をするということで、議会運営委員会の意見がまとまりましたので、報告をいたします。

以上です。

○議長（熊田 宏君） では、安井議員の一般質問に戻ります。

質問ございますか。

3 番。

○3 番（安井敬博君） それでは、現道舗装について、改めて質問させていただきます。

今、現道舗装、整備要望が60路線残されているということもありますので、その辺も今後、整備計画等をわかりやすい形で町民に知らせていただく、こういったことも、さまざまな整備に関しても役に立つと思いますので、その点をされるお考えはないか、再度質問させていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（熊田 宏君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） 現道舗装についてのご質問でございます。

陳情件数が158件、整備件数が98件、今残されている未整備の路線が60路線、これについては計画的に、そして、住民の方にわかりやすく説明をしながら、整備を急いでまいりたい。

現道舗装の有効性については、もう既に議員の皆様も、町民の皆様も、そして要望されている皆様もご存じの内容でございます。財源が厳しい中であって、住民に寄り添った、そうした道路の整備、これらについては、今後努力を傾注してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

なお、具体的な整備の計画につきましては、今後の予算のつき方等も含めまして、平成29年度二次補正があ

るのかどうか、また、平成30年の国の補助のあり方等の方向性も見きわめながら、また、さらに予算が獲得できるように、国または福島県選出の国会議員を通じて、要望をさらに強めてまいりたいというふうに考えておりますので、よろしくお願い申し上げて、質問に対する答弁とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（熊田 宏君） 残り時間9分余りです。

質問ございますか。

3番。

○3番（安井敬博君） それでは、2点目の総合窓口初年度の総括について、改めてまた質問をさせていただきます。

これ、12月の議会でも、先ほども言いましたとおり、要望等出させていただいて、それについても答えていただけるようなこと、進められているようなご答弁がされていると思います。ただ、具体的に申しますと、減免措置について、やはり役場の窓口の職員の方が案内していただくということだけではなくて、他の自治体などでは、具体的にこういったケースでは減免されることがありますとか、あとは、具体的に記述がないにしても、減免の適用を受けられる場合がありますというような文言が申請用紙に入っているわけです。そういったことも必要ではないかなと考えます。

周知が必要ではないかということの趣旨なので、続けさせていただきますけれども、ホームページにそういった記載をしたりですとか、窓口にも案内をするですとか、あとは申請用紙にも記述すること、こういったことも必要じゃないかなと思いますが、周知の方法について、改めてご質問したいと思います。

○議長（熊田 宏君） 周知の方法について、答弁を求めます。

総合窓口課長、小針良光君。

〔会計管理者兼総合窓口課長 小針良光君登壇〕

○会計管理者兼総合窓口課長（小針良光君） それでは、3番、安井議員の質問にお答えいたします。

まず、様式の改正についてですが、さきの12月定例会でも町長答弁しましたとおり、様式の見直しを今検討しているところでございます。前回、具体的には社会福祉協議会云々という部分で、町長が特に認める者というものの、近隣町村の実態を確認しておりまして、58自治体の全容が今できているものですから、その辺を踏まえて、様式の改正のほう、全面的に検討したいと思っております。

あと、表示については、項目が多いので、かなり掲示すると、小さくて見づらいんですが、その点についても、12月議会で町長のほうが答弁しているものですから、うちのほうでいい方法ということで、調整して進めたいと思っております。

以上です。

○議長（熊田 宏君） 質問ございますか。

3番。

○3番（安井敬博君） 調整をしていただけるということで、前向きなご回答いただいたと思います。ぜひその辺は、今後いろんな要望が出てくるとしますので、その要望のたびに関係会議も開いているということで、よりよい方向にしていきたいと思いますと思っております。

この窓口減免についてなんですけれども、今、12月の議会の中で、具体的な掲示に対するご答弁もありまし

たけれども、そのことで確認したいこともありまして、今回、条例の改正によって、適用される減免の対象が明確化されるのではないかなと思いますが、具体的に言いますと、条例の文言にあるのが、官公吏が職務上の必要で請求したものについては減免の対象になるというふうなものがあります。そういったことでいいますと、12月の議会で私が具体的な例として挙げさせていただいた福祉資金の小口貸し付け、これについても、窓口が社会協議会とはなっておりますけれども、実際には、その判定をするためには、官公吏というところが値するのではないかなと思いますので、そういったことも含まれているのかどうかをお尋ねしたいと思います。

ここで具体的にわからないということであれば、後ほど議員にお知らせいただいても結構です。よろしくお願いいたします。

○議長（熊田 宏君） 答弁を求めます。

総合窓口課長、小針良光君。

〔会計管理者兼総合窓口課長 小針良光君登壇〕

○会計管理者兼総合窓口課長（小針良光君） 3 番、安井議員の質問にお答えいたします。

先ほどの質問の中で、条例的には手数料条例の一部改正になります。それらについては、第 3 条要件を細分化して表現するものでありますが、今議会、議案第 6 号の中で手数料改正条例を提案しておりますので、その委員会の中で詳細を説明するというようなことで考えておりますので、よろしくお願いいたしますと思います。

○議長（熊田 宏君） 残り約 4 分です。

質問ございますか。

3 番。

○3 番（安井敬博君） それでは、環境保護等も踏まえた都市公園等の管理についてに関して、再度質問させていただきます。

柳の木を食草とするチョウがいるということ、それについてはご理解をいただいて、今後の植樹計画等も進めていくというようなことであつたと思いますけれども、これ実際に、チョウ自体は、柳の葉っぱがなくなっちゃうと食べるものがなくなってしまうので、この辺が、実際調査が終わって 1 年ぐらいかけて、いろんな計画も立てていくというか、ご答弁ありますけれども、その前に植樹する必要があるのかなと考えております。

それも予算等があると思いますし、その辺も考えまして、ただ、いつごろになるかというのは、具体的にはお示しするのは難しいと思うんですけども、いつごろになるかというようなことも、要望されている方とか、チョウが死滅することを心配している方もおりますので、その点も踏まえてご答弁いただきたいと思います。

○議長（熊田 宏君） 答弁を求めます。

都市整備課長、福田和也君。

〔都市整備課長 福田和也君登壇〕

○都市整備課長（福田和也君） それでは、3 番、安井議員の再質問にお答えいたします。

柳の木の補植についてでございますが、こちらにつきましては、早期の補植が必要かどうかも含めて、早急に結論は出したいというふうに考えております。

以上であります。

○議長（熊田 宏君） 約 2 分ございます。

質問ございますか。

3 番。

○3 番（安井敬博君） ご答弁ありがとうございます。

早急に結論を出したいということでありましたけれども、重ねて言いますけれども、やはり食草がなくなってしまうと、死滅してしまったり、どこかよそに行ってしまいますので、その辺も踏まえた、早急という言葉を使っただいて、それしかご答弁いただけないというのは十分承知の上ですが、その辺も踏まえて、ぜひ検討していただきたいと思います。これ、質問ではありませんので、ご答弁はいただかなくて結構です。

以上をもちまして、終わりたいと思います。

○議長（熊田 宏君） 以上で、3 番、安井敬博君の一般質問は打ち切ります。

ここで暫時休議します。

再開は議場の時計で午後 3 時 35 分でお願いします。

（午後 3 時 25 分）

○議長（熊田 宏君） 再開します。

（午後 3 時 35 分）

○議長（熊田 宏君） ここで、お諮りいたします。時間を延長して一般質問を続けたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（熊田 宏君） ご異議なしと認め、時間を延長します。

◇ 青 山 英 樹 君

○議長（熊田 宏君） 通告 9 番、7 番、青山英樹君の一般質問を許します。

7 番。

〔7 番 青山英樹君登壇〕

○7 番（青山英樹君） 通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

きょう、一般質問最後を務めさせていただきます。傍聴席にお越しの皆様方、本当にありがとうございます。心より敬意を払い、また感謝申し上げます。ありがとうございます。

それでは、通告に従いまして、大問でもって 3 点ほどございますが、まず 1 点目としましては、民意の集約と町民との共有、そして町政への反映ということについてお尋ねしたいと思います。

二元代表制という中にありまして、町長、そして議員も、ともに町民から選ばれるわけですが、その選ばれる中であって、選ぶ町民の皆様の意思というものが、どういうふうに反映されるのかということでございますが、町長との質問を通していきますと、どうも私は、二元代表制をしながら、そのまあいっているの

かということで、対極にあるような気がしております。

特に、町民に寄り添う町政という標榜をしております町長でございますが、町民からは、町民の知らないところで進められる町政といった声が聞かれるわけでございます。

ことは、従来行われていました町民参加による町民懇談会が開催されませんでした。また、町民に数ある説明会がございますが、ポケットパークの説明会では、一般町民の参加は7名でございました。財政が厳しい中にありまして、大きな事業がめじろ押しに計画されております。これらの事業は、町民の理解を得られ、町民との合意が十分に図られた上での事業としての認識か、お伺いいたします。

2点目としまして、町の将来像というものが掲げられております。矢吹町は「未来を拓く日本三大開拓地 さわやかな田園のまち・やぶき」と掲げられておりますが、多くの町民からは、この将来像というものがどのようなものなのか、具体的にわからないといった声が聞かれます。三大開拓地というふうに申されても、余り関係ないとおっしゃる町民の方も多く、町民に目に見える形でお示しいただければありがたいということでございますので、お示しいただければ、お願い申し上げます。

そして、次に、町民の要望、疑問、それらへの対応についてお尋ねいたします。

選択と集中というものを旗印に、町政運営に取り組んでおられる町長でございますが、細かい部分とはなりますが、日々の暮らしの中で町民の皆様方からは、歩道の段差があつてつまずいてしまうとか、そういったものの、細かい部分の解消をお願いしたいとか、生活道路の舗装をもう少しふやしてほしい、あるいは、側溝、排水路のたまり水によって害虫等が発生して、夏場には非常に苦しい、嫌な思いをしてしまうと。できれば、大型事業ばかりではなく、そのような身近な住民の要望が置き去りにされているように感じてしまうので、何とか解決していただけないかといった、そういう声が聞かれるわけでございます。

そしてまた、この30年来というものは、新聞、テレビ、マスコミでも報道されておりますが、社会変化というものが一つにあるといいますのは、デフレを通じながら、なかなか経済成長が見えてこない。そういう中にあつて、今町が行っている事業等、開発等に関しましては、町民の思いとは差異があるのではないかとといった意見が聞かれます。その点におきまして、所感をお尋ねするところでございます。

そして、新年度事業におきましては、町道のインフラ整備に幾つかの道路整備事業が挙げられております。同僚議員の質問と重複いたしますが、それら数ある町民が要望する町道整備の中で、新町西線道路整備事業について、その必要性和事務というものに関して、町民が疑問を投げかけているところでございます。そして、新聞報道もなされたわけですが、そういったものに対しての説明というものが詳しくはなされておらず、町民に事のてんまつというものは説明されないのかをお伺いしたいと思います。

そして、財政運営について、最後の質問となりますが、新年度では財産処分をしまして、1億9,000万円の歳入が見込まれているということでございます。どのようにお使いになるのかなということで、お尋ねをするところでございます。

そしてまた、借金の中には、いつも申されておりますが、交付税措置される借金であるからということの説明がございまして、交付税措置されるということは、結局、基準財政需要額というものに算入されるわけであつて、それが現金としてもらえて、つまり先払いしながら、それを後でもらえるということで、借金のうちには入らないというようなイメージ、ニュアンスがあるのですけれども、そういったお金だから問題ないという

こと、そういう印象を受けますが、中身を詳しく尋ねたいと思います。

そして、最後になりますが、特別会計の借金残高は固定しているがということでございますが、これはちょっと私の勘違いでございまして、この10年では10億円ぐらいは減っておりました。大変申しわけなく思います。ただ、それでもまだ45億円という、特別会計におきましては、残高が非常に高い数値が残っておりまして、今後の見通し等について、その点についてお尋ねしたいと思います。

以上、ご答弁のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（熊田 宏君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） それでは、7番、青山議員の質問にお答えいたします。

初めに、町民とのコンセンサスについてのおたかしであります。今年度からスタートしました第6次矢吹町まちづくり総合計画では、住民参加による計画づくりとして、矢吹町の将来計画と復興に関する住民アンケートを初め、子供ワークショップ、まちづくりワークショップ等を開催するなど、幅広く丁寧に町民の皆様の意見等を反映し、住民本位、議会が一体となった計画づくりに努めてまいりました。

また、本計画では、総合計画を中心としたまちづくりを目指すこととしており、基本計画の追加・変更を議決案件とすることで議会との政策形成の合意を図り、本計画書をまちづくりの手引書として、町民・行政・議会が一体となったまちづくりを推進しております。

議員ご指摘の町民懇談会につきましては、平成27年度までまちづくり懇談会という名称で開催しておりましたが、平成28年度は行政区長意見交換会として内容を一部変更し、本年1月に開催しております。第6次矢吹町まちづくり総合計画では、自助・共助・公助の考え方、協働のまちづくりをまちづくりの理念として掲げており、矢吹町区長会の皆さんが、地域のことは地域みずから考え行動するという、まさしく共助・協働の考え方のもとに本会を企画されたものです。

本会では、地域づくりの先頭に立たれている行政区長の皆さんが、地域の悩みや各行政区の活動について意見交換等を行い、参加者への事後アンケートでは8割以上の方が、参加してとてもよかった、またはよかったと回答しており、次年度以降の区の活動の参考にしたいとの意見も多く寄せられております。

また、第6次矢吹町まちづくり総合計画では、地域の皆さんのこのような主体的なまちづくり活動に対し、町は積極的にサポートする必要があると示しており、平成29年度は各地域に担当職員を割り当てる行政区サポーター制度を予定しております。これらの取り組みを通じて、協働のまちづくりはもとより、地域課題の解決や住民ニーズの適格な把握に努め、住民に寄り添ったまちづくりが可能になるものと考えております。

このほかにも、各行政区総会の折には行政区懇談会を開催させていただいており、私自身も地域に積極的に出向き、町民の皆さんからご意見を伺っているところであります。このように、私の町政執行の基本は、対話のまちづくりとして、より多くの機会に町民の皆さんの意見をいただくことにより、住民ニーズを的確に捉え、本町の特性を生かしたまちづくりに努めることであります。

一方、町長として町民の負託に応えるためには、強い信念を持ち、まちづくりの方向を決して間違えないよう、確実に遂行することが当然の責務であります。現在、東日本大震災からの復興、そして、町民の皆

さんが将来へ希望の持てるまちづくり「矢吹創生」へ向け、全力で取り組んでおりますが、重点プロジェクトを初め、多くの事業が今後も予定されておりますので、町民の皆さんとともに協働の理念のもと、全員参加で「矢吹創生」を合い言葉に、新たなまちづくりに努めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、町の将来像についてのおたかしであります、第6次矢吹町まちづくり総合計画では、東日本大震災からの復興を最大の使命とし、また、町民の皆さんが将来へ希望の持てるまちづくり「矢吹創生」へ向け、町民・行政・議会が一体となったまちづくりを目指しております。町の将来像、キャッチフレーズにつきましては「未来を拓く日本三大開拓地 さわやかな田園のまち・やぶき」と掲げ、矢吹町の特徴として、日本三大開拓地を前面に出すことにより、人・暮らし・子供・仕事・支え合いが有機的に連携し、誰もが住んでよかった、今後も住み続けたいと思える理想のまちを目指しております。

このように、新たなまちづくりの実現に向けては、町民・行政・議会の協力なくして進展はありません。そのため、今後のまちづくりにおいては、町の将来像を明確にし、ビジョンを共有することが重要となり、その旗印となるキャッチフレーズには、一つ一つの言葉に意味を持たせております。

「未来」とは子供たちの未来、矢吹町の未来のこと、「拓く」とは、復興へ向けて町をつくり上げる、開拓精神でまちづくりを行う強い意志のこと、「日本三大開拓地」とは、青森県十和田市、宮城県川南町、福島県矢吹町、この日本有数の開拓地を町の特徴として打ち出すこと、「さわやかな田園のまち」とは、第1次矢吹町総合振興計画から続く矢吹町の普遍的な理念であり、矢吹町のよりどころとして、これからも守り続けること、これらの言葉がつながることで、「未来を拓く日本三大開拓地 さわやかな田園のまち・やぶき」の将来像が浮かび上がり、具体的にイメージされた中で、町民・行政・議会が一体となったまちづくりが可能になるものと考えております。

本計画の計画期間である8年間は、震災からの復興はもとより、人口減少、少子高齢化といった大きな課題への直面、そして、それらの克服による地方創生へ向けて、社会が大きく変化しようとしております。このような変化に的確に対応しながらも、目指すべき方向性を見失うことなく、新たなまちづくりを進めるために、町の将来像は大変重要となりますので、今後もあらゆる機会を通じてPRしてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、30年来の社会変化にあって、町民との差異についてのおたかしであります、町政運営は、町民に寄り添い、住民福祉の向上を目指す基礎的自治体としての責務を果たし、主体的なまちづくりを展開していくことが重要であります。常に念頭に置いておりますのは、町民ニーズや社会情勢の見通しを適切に踏まえた上で、事業の優先順位をつけ、限られた財源や資源を必要な分野へ重点化しながら、施策の選択と集中のもと、費用対効果を最大限に発揮することです。

議員おたの町の民との差異についてであります、まちづくりに関する住民の評価を示すものとして、理想的なまちづくりを目指すため指標化した「『こんな町いいな』めざそう値」があります。項目の一つである「住民サービスが維持・向上している」の割合を見ますと、平成26年調査時は25.3%であり、平成22年調査時17.9%と比較し、7.4%改善しております。決して満足できる数値であるとの認識はございませんが、わずかではあります、ふえている状況にあり、特に東日本大震災を経て状況が改善しておりますので、この点は評価すべきと考えております。今後も、当該指標における各項目の目標値を目指し、町民満足度の高い行政運営

に取り組んでまいります。

いずれにしても、少子高齢化の進行や人口減少といった経済・社会構造の変化を背景とするさまざまな課題を克服しながら、経営資源を効率的かつ効果的に活用し、複雑・多様化する幅広い町民ニーズ、身近な要望にも適切な対応していく柔軟な行財政運営に努め、引き続き町民と行政、議会が一体となったまちづくりを進めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、新町西線道路整備事業についてのおたかしであります。三村議員、安井議員の答弁と一部重複いたしますが、新町西線につきましては、平成24年5月17日に、議会に対して新町地区地権者会から提出があった新町エリアの開発計画の促進に関する陳情が採択され、平成26年度から平成30年度を事業期間として着手した路線であります。

本路線は、矢吹町の用途地域の南端に位置し、県道棚倉・矢吹線と主要町道新町・弥栄線を結ぶ路線で、国道4号線からアクセスがしやすいこと、大型店舗の進出計画があること、道路整備後の宅地開発が見込めることなど、矢吹町西側地域の活性化に資する重要な幹線道路として、また企業誘致・誘導の政策的道路として、その整備効果が高いと判断し、事業に着手した路線であります。町の道路整備や第6次矢吹町まちづくり総合計画に基づき、羽鳥幹線水路復興道路整備事業、主要町道道路整備事業、一般町道整備事業、農道整備事業、生活道路整備事業など、道路種別に応じて事業を計画的に進めております。

新町西線につきましては、一本木32号線、大町16号線と同じく、平成26年度に社会資本整備総合交付金事業の決定を受け、これらの道路は主要幹線道路整備事業に位置づけ、道路改築事業として整備を進めております。道路改築事業には、新町西線のほか、白河信用金庫矢吹東支店前の一本木32号線も含まれております。同じく主要幹線道路整備事業の中で、歩道整備などの防災安全事業で整備を進めている路線は、三神小学校の通学路である神田西線、旧県道矢吹・天栄線で、現在は町道である大町16号線、ひらが斎苑から東北縦貫道西山橋までの歩道が未整備区間の舘沢・田内線、羽鳥幹線水路復興道路整備事業で進めております八幡町・善郷内線も同じ事業であります。

さらに、平成28年度より事業着手いたしました一本木29号線、いわゆる石川街道につきましても、平成29年度より防災安全事業にて、事業を本格的に進める計画であります。主要幹線道路整備事業の中で、復興道路としても位置づけし、整備を進めておりました大町16号線につきましては、平成28年度、歩道整備を完了し、供用を開始しております。

ただいま答弁させていただきました路線につきましては、平成29年度以降も継続して整備を進めてまいります。その他、平成29年度、は臨時地方道路整備事業債で進める一般町道整備事業が3路線、拡幅を伴わない現道舗装工事の生活道路整備事業が2路線、国の交付金による農業基盤整備促進事業で整備を進める6路線、各事業の合計18路線の道路整備を実施いたします。

このように、町は震災以降、復興道路として位置づけた路線を含め、多くの道路整備を進めております。新町西線は、矢吹町西側地域の活性化に資する重要な幹線道路として、その整備効果が高いと判断し、整備を進めておりますが、新町西線のための重点整備ではなく、道路の用途に応じた事業種別により計画的に整備を進めております。

議員ご指摘の、町民に対し新町西線道路整備事業のてんまつにつきましては、3月1日に開催されました議

会全員協議会においてご説明させていただいたとおり、新町西線道路整備事業に係る用地取得に伴う物件移転補償において、公平性を欠く一部不適切な事務処理があり、町民の皆様及び議員の皆様にご迷惑をおかけしたことについて、町民の代表である議会議員の皆様方に対し、私からおわび申し上げたものでございます。また、同日、全員協議会終了後には、町民に対し広く周知する必要性を鑑み、各報道機関に対し情報提供させていただき、翌日各紙に、町の対応含め、おわび申し上げたという記事が掲載されたところでございます。

今回の事案は、組織内部における横の連携、情報共有がなされさえすれば、リスク発現を予測し、合理的に解決することができたものと思われまふ。再発防止策としては、今後は組織の内部統制を強化し、管理監督職の連携、一体感を醸成し、少しでも疑義があれば、関係課同士の協議により、今回のようなリスク事案を回避すること、町民の信頼を損なうことがないよう、町民目線での行政執行に努めていくよう組織強化を図ることについて、職員に示達したところであります。

今回の件は、幸いにして結果的に損害を出さずに済んだわけではございますが、組織連携不足による公平性を欠く事務処理により、町民の信頼を損ねかねない事案であったことを深く肝に銘じ、気を引き締めて今後の町政運営に努めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、新年度における財産処分により見込まれる約2億円の歳入の使途についてのおただしであります。平成29年度当初予算では、財産収入として1億9,062万6,000円を計上しております。内訳は、墓園貸付収入1,530万円、建物貸付収入208万1,000円、各種基金利子収入92万5,000円の財産運用収入として1,830万6,000円、土地売却収入1億7,231万9,000円と、財産売却収入として1億7,232万円であります。自主財源である財産収入は、財源の根幹である町税を初め、使用料及び手数料と合わせて貴重な財源の一つであり、これら自主財源の確保は、持続可能な財政運営を図る上で重要な施策であります。

議員おただしの、これら歳入の使用目的については、主に貸し付け対象施設の維持管理費、各種基金積立金の財源として有効に活用するほか、剰余金として昨年度に創設しました公共施設等整備基金に積み立てを行い、今後見込まれる公共施設等の更新、統廃合及び長寿命化を計画的に行うための財源とするなど、必要な財源措置を図ります。

いずれにしても、財政の健全性の確保として、行財政改革の視点を踏まえ、未利用となる財産の売却や貸し付け等、効果的かつ効率的な資産運用を行い、限られた財源や資源を最大限に活用することで自主財源の確保を図り、健全な財政運営に取り組んでまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、交付税措置される起債の具体的な事例と内容についてのおただしであります。地方交付税制度は地方交付税法第1条において、地方公共団体間における財政力格差を解消するための財源調整機能と行政の計画的な運営のための財源保障機能により、地方自治の本旨の実現と地方公共団体の独立性の強化を目的とする旨の定義がなされております。交付税措置される起債とは、地方交付税制度の目的の一つである財源保障機能であり、地方債の元利償還金に対する交付税措置として基準財政需要額へ算入されることで、地方公共団体の将来における財政負担を軽減するものとなっております。

さて、平成27年度の一般会計決算において、元利償還金総額は7億8,180万5,000円でありましたが、このうち約4億6,000万円が元利償還金に対する交付税措置として、事業費補正や公債費、密度補正の項目で算出さ

れ、基準財政需要額へ算入されました。

交付税措置される起債の具体的な実例を挙げますと、公債費総額及び基準財政需要額への算入額のいずれにおきましても、多くの比率を占めている臨時財政対策債であります。平成27年度の元利償還金は2億2,381万5,000円で、これに対する基準財政需要額への算入額は2億1,978万4,000円となり、元利償還金総額7億8,180万5,000円の約29%を占めております。臨時財政対策債の元利償還金相当額は、その全額が後年度の普通交付税の基準財政需要額に算入されるものであり、財源保障がなされております。

また、借り入れの際には、政府資金と民間資金との比較により、低利率での借り入れを行うとともに、据置き期間の短縮、さらには元金均等償還とするなど、利子総額の抑制を図り、総額での財政負担軽減となるように努めております。今後も地方交付税制度の財源保障機能による行政運営のための必要な財源として、将来の財政負担軽減を図りながら、町民主体のまちづくりを目指して、効率的かつ効果的な財政運営に努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

最後に、特別会計の地方債残高についておたしであります。公共下水道事業特別会計、農業集落排水事業特別会計の2会計についてお答えいたします。

まず、公共下水道事業特別会計の地方債残高の推移であります。平成18年度末で37億1,197万8,000円、平成23年度末で34億1,813万9,000円、平成27年度末で30億1,037万5,000円、平成28年度末は29億2,943万8,000円の見込みであります。平成18年度末と平成28年度末見込みの地方債残高を比較しますと、7億8,254万円減少しており、順調に償還が進んでいることがわかります。

今後の公共下水道事業の見通しですが、既存下水道施設を維持するための更新計画を策定し、老朽化施設の更新や延命化事業、公共下水道未整備地区の新設管路整備事業等への投資を計画しておりますが、補助事業を効果的に活用し、不足する財源については地方債を有効活用することにより、計画的な事業推進を目指してまいります。

公共下水道事業は、将来にわたり安定した経営を持続するため、経営戦略を策定中であり、本計画においても、計画的な投資のため、新たな地方債の借り入れを見込んでおりますが、将来的には地方債残高を低減していく内容で、本計画の目標年度である平成38年度末の地方債残高を19億5,931万1,000円と想定し、平成28年度末見込み29億2,943万8,000円と比較して、9億7,012万7,000円の減少を見込んでおります。

次に、農業集落排水事業特別会計の地方債残高の推移であります。平成18年度末で20億4,602万9,000円、平成23年度末で17億8,330万6,000円、平成27年度末で15億881万3,000円、平成28年度末は14億6,229万6,000円の見込みであります。平成18年度末と平成28年度末見込みの地方債残高を比較しますと、5億8,373万3,000円減少しており、公共下水道事業と同様に順調に償還が進んでおります。

農業集落排水事業は現在、大和久地区、本村地区、三城目地区、寺内地区、松倉地区の5処理区で事業運営をしております。今後の農業集落排水事業の見通しですが、平成28年度から平成32年度までの期間で、本村地区において、老朽施設の更新や維持費用の削減等を目的とした機能強化対策事業を予定しております。また、平成29年度から平成32年までの期間で、三城目地区においても同事業を予定しております。これらの事業により、新たな投資が予定されますが、公共下水道事業と同様に、補助事業を活用し、計画的な事業推進を目指してまいります。

農業集落排水事業は、国から経営戦略の今年度内の策定は求められておりませんが、将来、大和久地区と公共下水道事業との接続や、使用料体系の一元化、経営の一本化等を検討する必要があり、密接に関連しますので、今回の公共下水道事業経営戦略策定に合わせ、経営戦略を現在策定中であります。本計画も、公共下水道事業の更新計画と同様に、将来的には地方債残高を低減していく内容で、本計画の目標年度である平成38年度末の地方債残高を9億2,931万3,000円と想定し、平成28年度見込み14億6,229万6,000円と比較して、5億3,298万3,000円の減少を見込んでおります。

これら2会計の地方債残高合計を平成18年度末と平成28年度末見込みについて比較しますと、10年間で13億6,627万3,000円減少しております。また、今後の見通しについても、平成28年度末見込みと経営戦略の目標年度である平成38年度を比較しますと、15億311万円の減少を見込んでおり、地方債残高を着実に低減する計画であります。

公共下水道事業及び農業集落排水事業につきましては、将来にわたり安定して事業継続していくため、さらなる経営改善に努めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

以上で、7番、青山議員への答弁とさせていただきます。

○議長（熊田 宏君） これより、青山議員の質問へ移ります。

なお、青山英樹議員も一問一答方式を選択されています。

青山議員、質疑はございませんか。

7番。

○7番（青山英樹君） ご答弁ありがとうございます。

順次、一問一答でさせていただきます。

まず、民意の集約ということに関してですが、複合施設の検討委員会が2月17日にあったかと思いました。私、傍聴いたしました。そうしましたら、出てくる意見としましては、何か前向きに複合施設をつくるような意見ではなかったんですね。これは、今回の議会の全員協議会の中でも、こんなふうな意見が出てきて大丈夫かというふうに、同僚議員の中でも心配される声が出たわけでありまして、いわゆる、町長さんがおっしゃるような各種団体さん方からの要望の意見とかというものを、私は聞いているというふうに町長さんはおっしゃるんですが、その場にいた検討委員会の意見、あるいは、私どもも町の中を歩いた意見、あるいは電話等でもって寄せられている意見を聞きますと、決してそうでもないような意見が多いと。

その辺というのは、町長さんというのはご存じなのかどうか。把握している度合いというのは、そういう声というのは聞かれなくて、町長さんには全くゴーのサインが出るような意見ばかりの意見の集約なのか、確認します。

○議長（熊田 宏君） 質問が3つぐらいに感じられましたが、うまく答弁していただきたいと思います。

答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） 質問にお答えさせていただきます。

民意の集約、複合施設の整備事業について、2月17日の検討委員会も含め、前向きな意見ばかりではなかつ

たと。これについては、さまざまな意見があることは私も承知しております。特に、複合施設検討委員会におきましては、忌憚のない意見をいただきたい。つまり、是々非々で、最初から構築するような、そんな意味合いを含めて、このとおりにやりますよということであれば、検討委員会の存在価値というのは全くないんだろうというふうに思っております。

したがって、さまざまな意見を聞くということについては、私自身も歓迎していることでございますので、そうしたことで、今後、検討委員会から出てくる意見等については、楽しみにしているところでございます。さまざまな意見があることについても承知しております。

以上です。

○議長（熊田 宏君） 質問ございますか。

7 番。

○7 番（青山英樹君） あわせて、去年行われました、年末に行われました、中央公民館を利用されている方々からの意見の集約もございました。町の中に今、中央公民館がございまして、これが移るということに関しては、否定的な意見が多かったというふうに聞いております。

それについても、町長が町民の意見として集約する中にあっては、当然把握されているのか。または、町長の中ではどのような、そういった意見に対しては整合性があるのかということで、その意見に対してのご判断をお願いいたします。

○議長（熊田 宏君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） 中央公民館の意見集約、アンケートの中で、否定的な意見ということがありましたが、私は、そういう受けとめ方もあろうかと思いますが、期待する声の裏返し、そういう受けとめ方もあるのではないかと。先ほども答弁させていただきましたように、さまざまな意見、そして、そうしたものができるのであれば、やはり苦言というものも、きちっと耳に受けとめさせていただいておりますし、そうしたことも頭に入れながら、今後検討を重ねていきたいと、そのように考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（熊田 宏君） 残り22分余りです。

質問ございますか。

7 番。

○7 番（青山英樹君） ただいまの中で、中央公民館利用者の声として、町の中央公民館という、中央という名前もあり、あそこがやっぱり今ある位置がいいと。そこで何とか土地を広げるなりして、やはり中央というその名のとおりに、三神・中畑地区からも遠くならず、そこで何とかできないのかという意見がございしますが、それについて、町長さんはどのように思われるか、お聞かせください。

○議長（熊田 宏君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） 中央公民館の位置についてのおたしでございますが、今ある位置がいいという、既にあるものについて移すことについては、さまざまな意見があるんだろうとっております。ただ、基本構想を策定する中であって、さまざまな中央公民館の課題も出てまいりました。その中であって、一つは駐車場が狭いというようなことで、多くの催しを実施する場合においては、駐車場の確保ということも一つの大きな課題、その課題解決に向けての駐車場の確保ということで、最適な場所ということで、現在の位置に定めたという経緯もありますので、そうしたこともご理解をいただきたいと思います。

以上です。

○議長（熊田 宏君） 質問ございますか。

7 番。

○7 番（青山英樹君） ご理解いただきたいということで、また町民の皆様方との意見交換等を推進されることを望みまして、次の質問に移らせていただきたいと思います。

次にお聞きしたいのは、1 番目と2 番目とちょっと関係してくるところなんですけど、いわゆる30年余りでもって、大分社会情勢が変わったということですね。一応、まず私の意見として申し上げまして、それに対する意見をお聞きしたいと思うんですが、いわゆる、この30年余りでもって、日本のGDPというのは1.5倍しか成長していないんです。アメリカとかというのもやっぱり、イギリス、アメリカも4.1%、4.9%ぐらいなんです。非常に低迷している状況です。

いわゆる昔、本当に私たちが若いころ、あるいは今の団塊の世代の方々が本当に働き始めたころというのは、月々の給料が8,000円とかそれぐらいであっても、二、三年後には2万円とかとなったというような時代がございました。そういう時代とは変わってしまったというような環境がございます。

このように、一つには、経済状況が変わり、なおかつ、資本主義社会の構造も変わりました。いわゆる製造業等が今度変わって、サービス業等が非常に大きくなったと。そういう中であって、町民の方々、住民、国民の暮らしも変わってきているだろうというのがございます。

今、町の中のある方々が非常に頼もしいことを言ってくれておりまして、いわゆる昔ながらの箱物とか、そういう経済の今の国の指導よりも、子育て・介護、最後のとりで矢吹町というふうに言ってくれまして、そういうまちづくりをしてはいかがなのかと。そういう状況を、今に合った時代、しかも、今も災害公営住宅というのは、同じ時期に3棟ほどつくりました。そして、当然そういったものも、また更新するときは、またぞっと費用等がかかってくるのが同じ時期に来るだろうと。そういった将来的な運営というものを考えた場合には、ちょっとライフスタイルとかそういったものも、将来の負担にならないことを考えながら、おつくりしてはどうかというような、そういう30年の中での変化があるわけです。

そこに関しまして、町長さんの政治姿勢としまして、その辺は町長さん、今進んでおられる部分とはちょっと差異があるというふうに私は思うんですね。そこについて、時代的な歴史的な変化のもとに、矢吹町という船を運営していく中であって、今町民が申されました、子育て・介護、最後のとりで矢吹町、そういうようなまちづくりをしてほしいというものに関しての所感をお尋ねしたいと思います。

○議長（熊田 宏君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） 子育て・介護、最後のとりで矢吹町、全く私も同感でございます。そのような意識の中でまちづくりを進めているようですが、青山議員初め町民の皆様の中には、まだそうしたことが理解されていないというところもあります。

いずれにしても、まちづくり総合計画、さらには地方創生総合戦略等々において、子育て・介護、これについては、政策として大きく掲げさせていただいているところでございまして、7つの分野、16の政策、34、215、バランスのとれた中で、特に矢吹町では近年、子育て・介護、住民の健康医療に力を入れていきたいということで、今、努力を傾けさせていただいておりますので、もし理解がまだされていないということで、周知が不徹底ということであれば、さらに周知を徹底し、理解を深めていきたいと考えておりますので、よろしくをお願いします。

決してそういう事業に、手を抜いたり、軽視したりということはない。これはもう十分、青山議員も本当は知っていることだろうというふうに思っていますけれども、青山議員もぜひPRに一役買っていただくようにお願いしたいと思います。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（熊田 宏君） 質問ございますか。

7番。

○7番（青山英樹君） 殊さら、町民の皆様が今懸念されているのは、複合施設、あるいは道の駅等、箱物等、大きな大型事業ですね。こういったものをするによって、介護の部分では、老人ホーム等が置き去りにされていくんじゃないのかといった心配、懸念があるわけなんですね。そういったものが具体的にぽんと出てくる前には、そういう箱物事業ばかり出てしまうので、ちょっと心配していると、そういう懸念があるんです。

ですから、具体的に、介護であれば、この部分が確かに町としては必要なもので、これはいついつまでにこういう計画、具体的にやりますよというものがあってほしいと思うんです。そういったものをぜひ、町長みずからが発信していただければ、具体的にお出しいただきたいと思います。

○議長（熊田 宏君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） 質問に対する答弁をさせていただきます。

決して複合施設、それから道の駅、総合公園の運動公園用地の利活用促進、この大型の3つのプロジェクトだけを前面に打ち出してやっているわけではございません。先ほどから答弁を繰り返しておりますように、第6次まちづくり総合計画によく目を通していただければ、7つの分野、さらには16の政策、34の施策、215余りの事業、これ、全てに網羅された事業計画となっております。この計画に基づいて、町は、その3つのプロジェクトを含めて、老人ホーム等々についても、ぜひ矢吹町で整備をしていこうというようなことで計画を立てて、前に進めているわけでございます。

昨年、大変残念な結果にあつて、特別養護老人ホームが頓挫してしまったということでございますが、これについては引き続き、県との協議も踏まえて、実は本来ならば、町の福祉計画というものもあるんですが、それを6期から7期をつくったときに、老人ホームをさらにその時点で整備していくような事業計画であるんですが、第6期の中でそれを継続して、平成29年度も期間を置かずには業者の選定を図っていこうということで、今、業者の選定のための公募をしている最中でございまして、いい結果が報告できれば大変ありがたいなと思っておりますので、よろしくお願いします。

具体的なものについては、介護保険の計画書ができておりますので、その中にきちっと、町が考えている将来性、町はこういう形で介護福祉事業を進めていくということについては掲載されておりますので、そうしたことも含めて、町民の皆様にもまた徹底を図っていききたいと……失礼しました、介護保険事業計画ということでございます。今後についても、できるだけ早く前に進めていきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いして、質問に対する答弁とさせていただきますと思います。ありがとうございました。

○議長（熊田 宏君） 質問ございますか。

7 番。

○7 番（青山英樹君） なかなか具体的に、形の見える施設等、老人ホーム等に関しても、そういったものが目に見えないと、なかなか安心できないというような町民の方もおりますが、時間の関係で先に進めさせていただきます。

まず、同僚議員からの質問とかなり重なりますが、新町西線道路整備事業に関しまして、その必要性和事務というものに関して、町民の方々からいろいろ疑問がございます。

まず、一つずつお聞きしたいと思います。必要性としましては、この道路ができることよっての効果・効能、活性化とかに役立つという要望がございましたが、必要性というものは、いつごろどんな需要があったのかということをお聞きしたいのですが、説明にありましたのは、24年5月17日でしたか。要望、陳情といたしますか、上がってきたということですが、それ以前というものはなかったんでしょうか。必要性に関して、その以前にあったのかなかったのかお尋ねします。

○議長（熊田 宏君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） 新町西線の必要性について、どういう経過をたどったのかということでございますが、新町西線は、先ほどから答弁を繰り返しておりますように、西側開発は町にとっても大きなテーマでございました。かつて議員さんのほうから、西側開発ということで大きな提案をされて、それに基づいて、町は開発計画を立てながら、新町の西側を開発していこうという計画もあつて、その中でも多少図面ができたりはしたんですが、その後、それが頓挫してしまって、新たにまた新町の地権者のほうから、平成24年度に議会のほうに陳情書を出しながら採択を受けて、西側の開発について早急に進めたいということを受けて、平成26年からこの事業に着手したというような答弁をさせていただきました。

なぜ新町西線が必要かということについては、先ほども答弁の中にありましたように、進出してくる企業があつたと。進出してくる企業について、矢吹町に進出する場合には、県のまちづくり推進条例というものがご

ございました。今でもあります。つまり、企業側は1万平米とか1万2,000平米とか、大型のショッピングセンターとか、そうした建物を想定しているんですが、実際には県のほうで、6,000平米以下でなければ矢吹町については進出することができませんよということで、実はそこに道路を入れることによって、矢吹町のマイナス、負の部分、大型店舗が進出するに当たって進出しやすいようなというような、そういう必要性もございました。

なおかつ、先ほどから答弁を繰り返させていただいておりますように、高架橋からおりてきて4号線に抜ける場合には混むと、そうすると、そうした二次的な効果もあるだろうと。そして、将来的にまた、今西側が人口減少が甚だしいということで、住宅団地の造成ということも先々のことを考えて、そういうことも考えなくちゃいけないだろうと。商業地域であって、なおかつ住居地域。そうしたことで、産業振興と人口増加というものを結びつけて、そうしたことの必要性を鑑み、総合的に勘案した結果、新町西線については整備を進めているところでございます。

以上です。

○議長（熊田 宏君） 残り7分です。

質問ございますか。

7番。

○7番（青山英樹君） 同僚議員への答弁の中でも、平成9年に市街地計画等があつて、11年に断念して、開発計画がないということでございましたが、その後というのは、24年まではなかったんでしょうか。

○議長（熊田 宏君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

○町長（野崎吉郎君） 新町西線については、西側開発ということで、平成9年に計画が着手されて、しかし、事情によって、平成11年にこれを廃止したという経緯がございました。それ以降、平成24年までの間については、さまざまな進出計画があったことも事実でございます。ただ、いろいろな条件が重なって、具体的に進出には至らなかったと、そういう経過がございました。

具体的な店舗名を出すことについては控えさせていただきますが、かなり著名な、そうした大型店舗が進出したいということで、そのときもありましたし、先ほどからも言わせていただいたように、今現在いろんな形で引き合いもありますので、そうしたことで、この必要性を強く認識しているわけでございます。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（熊田 宏君） 続いて質問ございますか。

7番。

○7番（青山英樹君） 必要性というものについて、いろいろお尋ねいたしました。といいますのも、実は平成18年に、この新町西線の道路を通る地権者の方々が、複数名おりますが、同じ日に3名でもって分筆をしていると。その2週間後に、ほかの地権者も分筆をしておりますと、これが右側のラインが一直線にできているわけでありまして、それが今回、全くその上をきれいに通っていると。そうしますと、計画がなかったのに、事前に計画がない中で、平成18年ですから、その段階でそういったことが意図的に行われたのかと。何か根拠がなければ、そういうことは起こらなかったんじゃないかということをやちょっと思うので、それに対する客観的

な所感でもよろしいですから、お答えいただければと思います。

○議長（熊田 宏君） 個人の土地の分筆について、町長が答弁すべきがどうかというのは疑問がありますので、町長、町に対する施策並びに施政方針について一般質問をしてください。

7 番。

○7 番（青山英樹君） 個人的なものの、別に誹謗中傷でも何でもなく、路線としてそういうふうになっているということに関しては、町長はどう思われるのかなと思ったので、それを聞いたかったです。

○議長（熊田 宏君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

○町長（野崎吉郎君） 新町西線の件について答弁をさせていただきます。

この新町西線の路線の位置について、決まったのは平成26年でございます。これについては、先ほどから答弁をしておりますように、さまざまな専門的な方の話を経て、なおかつ白河警察署、あとは白河警察署公安委員会、交差点の位置と新町西線の道路位置、そうしたことも含めて、最終的にそうした話し合いに基づいて決定している位置でございますので、そうしたことで改めてご理解をいただきたいと思います。

以上です。

○議長（熊田 宏君） 質問ございませんか。

7 番。

○7 番（青山英樹君） ただいまの質問に加えますが、町長としてコメントいただけるか、いただけないかで結構です。その2点でよろしいです。どちらかでよろしいです。

客観的に事実があって、道路ができてしまったというところが、たまたま平成18年、たまたまなのかわかりませんが、そういう路線上がもうでき上がっているということがうかがえるわけです。それについて、町政執行者としてコメントがあればいただきたいと思います。なければならないで結構です。

○議長（熊田 宏君） 再度申し上げます。一般質問としてふさわしくない質問ですので。個人の土地の分筆について、一般質問はあくまでも施政方針や施策について質問するものでありますので、土地の分筆の件の話ですよね。

〔「土地じゃないです、路線が……」と呼ぶ者あり〕

○議長（熊田 宏君） それを前提に話をされているので、一般質問としてはふさわしくありません。

〔「そんなことないでしょう。言っていることが私は理解できん……」と呼ぶ者あり〕

○議長（熊田 宏君） 二度申し上げましたので、もう申し上げません。

7 番。

○7 番（青山英樹君） 何分でしょうか。

○議長（熊田 宏君） 2 分です。

○7 番（青山英樹君） わかりました。

それでは、話題を変えまして、交付税措置について申し上げます。

交付税措置は費用単位も、2000年前後では97円、それが今65円まで下がってきている。なおかつ、交付税措置というものは、いわゆる後から基準財政需要額に入れるものであって、残業代を出しますが、本給の部分は

下げますよということで総額的に下がってしまう、その給与体系と同じなんです。そこでは全く、財政的なプラスになる要素があるかという、決してそうではないということについて、町長はどのように考えるかお尋ねします。

○議長（熊田 宏君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） 交付税についてのおたしでございますが、こうしたことで単価が下がっていることについては、町の財政にとって決してプラスにはならないというふうに理解しております。

以上です。

○議長（熊田 宏君） 残り50秒です。

質問ございますか。

○7番（青山英樹君） 終了いたします。

○議長（熊田 宏君） 以上で、7番、青山英樹君の一般質問は打ち切ります。

休議せずに続けたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

◎総括質疑

○議長（熊田 宏君） 日程第2、これから町長から提出された議案に対する総括質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（熊田 宏君） 質疑なしと認め、これにて総括質疑は終結いたします。

◎議案・陳情の付託

○議長（熊田 宏君） 日程第3、これより議案・陳情の付託をいたします。

お諮りいたします。議案第14号、第15号、第16号、第17号、第18号、第19号については、7名の委員をもって構成する第1予算特別委員会を、議案第13号、第20号、第21号、第22号、第23号、第24号、第25号、第26号については、6名の委員をもって構成する第2予算特別委員会をそれぞれ設置し、これに付託の上、審査することにしたと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（熊田 宏君） ご異議なしと認めます。

よって、第1予算特別委員会、第2予算特別委員会を設置し、付託の上、審査することに決しました。

ただいま設置されました予算特別委員会の委員の選任につきましては、議長において指名したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（熊田 宏君） ご異議なしと認めます。

よって、議長において指名いたします。

事務局長に構成委員名を朗読させます。

事務局長、梅原喜美君。

〔事務局長朗読〕

○議長（熊田 宏君） ただいま事務局長朗読のとおり指名いたします。

お諮りいたします。議案第3号、第4号、第5号、第6号、第7号、第9号、第10号、第11号、第12号については、お手元に配付の議案付託表のとおり、所管の常任委員会に付託することにいたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（熊田 宏君） ご異議なしと認めます。

よって、議案付託表のとおり委員会に付託することに決しました。

次に、3月3日までに受理した陳情は、会議規則第92条の規定により、お手元に配付の陳情文書表のとおり所管の常任委員会に付託いたします。

◎ 散会の宣告

○議長（熊田 宏君） これで、本日の日程は全部終了いたします。

本日はこれにて散会いたします。

まことにご苦労さまでござい……

〔「すみません、ちょっとお待ちください」と呼ぶ者あり〕

○議長（熊田 宏君） これで、本日の日程は全部終了いたしました。企画総務課長より発言を求められておりますので、これを許します。

企画総務課長、阿部正人君。

〔企画総務課長 阿部正人君登壇〕

○企画総務課長（阿部正人君） 貴重な時間をいただき、ありがとうございます。

発言を求めましたのは、今お配りしておりますけれども、平成29年度当初予算説明書、予算書の厚いほうなんですけれども、そちらにあります水道事業会計予算に関する説明書の訂正についてでございます。

説明書の210ページから219ページ、平成28年度矢吹町水道事業予定貸借対照表から平成29年度の矢吹町水道事業会計キャッシュ・フロー計算書の219ページ、このページにおきまして、複数、誤表記や表示金額の参照すべき項目が誤ってございましたことなどによる錯誤修正ということでお願いいたします。この210ページから219ページを、今配付したものを差しかえたとして扱っていただきまして、修正としていただけるようお願いいたします。

水道事業会計予算に関する説明資料につきましては、水道会計システム受託者に資料作成を委託しておりますが、当該会計の所管課であります都市整備課と受託者との連携不足や、予算を総括しております企画総務課における精査、確認作業も不十分であったと反省しております。今後は、このようなことが起こらないよう、今まで以上に注意いたしますので、ご理解とご協力をお願いいたします。大変申しわけありませんでした。

○議長（熊田 宏君） 本日は、これにて本当に散会いたします。
お疲れさまでした。

（午後 4 時 4 1 分）

平成 2 9 年 3 月 2 1 日（火曜日）

（第 4 号）

平成29年第402回矢吹町議会定例会

議事日程（第4号）

平成29年3月21日（火曜日）午後1時開議

日程第 1 議案第3号・第4号・第5号・第9号・第10号

陳情第1号

審査結果報告 総務教育常任委員会委員長 質疑・討論・採決

日程第 2 議案第6号・第7号・第11号・第12号

陳情第2号・第3号

審査結果報告 産業民生常任委員会委員長 質疑・討論・採決

日程第 3 議案第14号・第15号・第16号・第17号・第18号・第19号

審査結果報告 第1予算特別委員会委員長 質疑・討論・採決

日程第 4 議案第13号・第20号・第21号・第22号・第23号・第24号・第25号・第26号

審査結果報告 第2予算特別委員会委員長 質疑・討論・採決

日程追加の議決

日程第 5 同意第 1号 副町長の選任につき同意を求めることについて

日程第 6 発議第 1号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書（案）

日程第 7 閉会中の継続調査の申出について

日程第 8 議員の派遣について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（14名）

1番	富	永	創	造	君	2番	三	村	正	一	君	
3番	安	井	敬	博	君	4番	加	藤	宏	樹	君	
5番	薄	葉	好	弘	君	6番	鈴	木	一	夫	君	
7番	青	山	英	樹	君	8番	大	木	義	正	君	
9番	栗	崎	千	代	松	君	10番	角	田	秀	明	君
11番	吉	田		伸	君	12番	藤	井	精	七	君	
13番	鈴	木	隆	司	君	14番	熊	田		宏	君	

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長 野 崎 吉 郎 君	副 町 長 渡 邊 正 樹 君
教 育 長 栗 林 正 樹 君	企画総務課長 阿 部 正 人 君
まちづくり 推 進 課 長 氏 家 康 孝 君	税 務 課 長 三 瓶 貴 雄 君
会計管理者兼 総合窓口課長 小 針 良 光 君	保健福祉課長 泉 川 稔 君
産業振興課長 兼農業委員会 事 務 局 長 佐 久 間 一 幸 君	都市整備課長 福 田 和 也 君
教 育 次 長 兼 教育振興課長 兼 中央公民 館 長 佐 藤 豊 君	子 育 て 支 援 課 長 山 野 辺 幸 徳 君

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 梅 原 喜 美	主任主査兼 次 長 角 田 哲 也
----------------	----------------------

◎開議の宣告

○議長（熊田 宏君） 皆さん、こんにちは。ご参集ありがとうございます。

ただいまの出席議員数は14名であります。

出席議員数が定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。

（午後 1 時 0 0 分）

◎議事日程の報告

○議長（熊田 宏君） それでは、去る3月7日の本会議において各常任委員会、第1及び第2予算特別委員会に付託いたしました案件を議題といたします。

審査結果を各委員長から順次報告を求めます。

◎議案第3号、第4号、第5号、第9号、第10号、陳情第1号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（熊田 宏君） 日程第1、これより、議案第3号、第4号、第5号、第9号、第10号及び陳情第1号を一括議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

総務教育常任委員会委員長、5番、薄葉好弘君。

〔5番 薄葉好弘君登壇〕

○5番（薄葉好弘君） 議場の皆さん、こんにちは。また、傍聴者の皆さん、大変ご苦労さまです。ありがとうございます。

それでは、総務教育常任委員会の審査結果を報告いたします。

総務教育常任委員会審査結果報告書。

第402回矢吹町議会定例会において、当委員会に付託されました案件につきまして、審査が終了したので、矢吹町議会会議規則第77条の規定により報告いたします。

1から7までは記載のとおりでございます。

8、審査結果。

当委員会に付託されました議案第3号、議案第4号、議案第5号、第9号、第10号及び陳情第1号の審査結果は、次のとおりであります。

議案第3号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例。

本案は、「地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」の一部が改正され、働きながら育児や介護がしやすい環境整備を図るため、民間及び人事院勧告等を踏まえた国家公務員に係る規定の改正内容に準じて、地方公務員の育児支援、介護支援に係る規定の改正がされたことから、関係する条例の一部を改正するものであります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第4号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例。

本案は、地方公務員法第24条第1項に規定する職務給の原則を徹底し、職務と責任に応じた処遇を実現することにより、職員がその地位と職責を全うし得る人事給与制度を構築するための条例改正案であります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第5号 矢吹町税条例等の一部を改正する条例。

本案は、消費税率を現行の8%から10%へ引き上げる時期が平成31年10月1日に延期されたことに伴い、「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律等の一部を改正する法律」において地方税法の一部が改正されたことから、関係する条例の一部を改正するものであります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第9号 督促手数料の廃止に伴う関係条例の整備に関する条例。

本案は、納付期限までに納付されない町税並びに町税以外の分担金、負担金及び使用料等の各種徴収金において、督促をした際に徴収している督促手数料を廃止するため、関係する条例の改正をするものであります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第10号 第6次矢吹町まちづくり総合計画の一部変更について。

第6次矢吹町まちづくり総合計画において、平成29年度事業実施計画の策定に当たり基本計画に変更が生じたことから、議会の議決を求めるものであります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

陳情第1号 矢吹町歴史民俗資料館建設に関する陳情。

本件は、郷土の歴史的文化財産の公開展示、収集・収蔵、整理分類を行う体制づくりと歴史民俗資料館の建設を求める陳情であります。

現地調査及び審査の結果、全委員異議なく採択すべきものと決しました。

以上のとおり報告いたします。

○議長（熊田 宏君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（熊田 宏君） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（熊田 宏君） 討論なしと認め、これにて討論は終結いたします。

これより議案第3号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（熊田 宏君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第3号は委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第4号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（熊田 宏君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第4号は委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第5号 矢吹町税条例等の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（熊田 宏君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第5号は委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第9号 督促手数料の廃止に伴う関係条例の整備に関する条例を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（熊田 宏君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第9号は委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第10号 第6次矢吹町まちづくり総合計画の一部変更についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（熊田 宏君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第10号は委員長報告のとおり可決されました。

これより陳情第1号 矢吹町歴史民俗資料館建設に関する陳情を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は採択であります。

本案を委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（熊田 宏君） ご異議なしと認めます。

よって、陳情第1号は委員長報告のとおり採択されました。

◎議案第6号、第7号、第11号、第12号、陳情第2号、第3号の委員長報告、質疑、討論、
採決

○議長（熊田 宏君） 日程第2、これより議案第6号、第7号、第11号、第12号及び陳情第2号、第3号を一括議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

産業民生常任委員会委員長、11番、吉田伸君。

〔11番 吉田 伸君登壇〕

○11番（吉田 伸君） 皆さん、こんにちは。傍聴席の町民の皆さんには感謝いたします。

それでは、産業民生常任委員会審査結果報告書。

第402回矢吹町議会定例会において、当委員会に付託されました案件につきまして、審査が終了されましたので、矢吹町議会会議規則第77条の規定により報告いたします。

1から7までは記載のとおりでございます。よって、割愛させていただきます。

8番、審査結果。

当委員会に付託されました議案第6号、第7号、第11号、第12号及び陳情第2号、第3号の審査結果は、次のとおりであります。

議案第6号 矢吹町手数料条例の一部を改正する条例。

本案は、国外犯罪被害者弔慰金等の支給に関する法律が平成28年11月30日に施行され、弔慰金申請に必要な戸籍については、同法第19条において戸籍事項の無料証明が規定され、市町村条例で手数料の無料について定めることが必要であることから、関係する条例の一部を改正するものであります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第7号 矢吹町介護保険条例の一部を改正する条例。

本案は、消費税率10%への引き上げ時期が変更されたことに伴い、介護保険料について、所得段階が第1段階に区分される65歳以上の第1号被保険者に対する国による軽減措置の期間が延長になったことから、所要の改正を行うものであります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第11号 矢吹町農村公園の指定管理者の指定について。

本案は、三城目農村公園、神田農村公園、田内農村公園に係る指定管理業務の指定期間が今年度で満了することから、その制度の継続と、これまでどおり各地区行政区による指定管理について、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第12号 矢吹町公園の指定管理者の指定についてでございます。

本案は、都市公園6施設、その他の公園3施設に係る指定管理業務の指定期間が今年度で満了することから、その制度の継続と指定管理について、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

陳情第2号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出の陳情についてでございます。

本件は、国・県の関係機関に、福島県の最低賃金を政府が掲げる方針に沿った引き上げと、その早期発効に

ついて意見書の提出を求めるものであります。

審査の結果、全委員異議なく採択すべきものと決しました。

陳情第3号 善郷内368—3の道路・舗装の陳情書であります。

本件は、私道の寄附及びその舗装についての陳情であります。

現地調査及び審査の結果、執行部からの説明のとおり、町に対する私道の寄附要件をまだ満たしていないため継続審査とすべきという意見があり、全委員異議なく継続審査とするものに決しました。

以上のとおり報告いたします。

○議長（熊田 宏君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

委員長、降壇ください。

〔「議長、質疑が終わってから」と呼ぶ者あり〕

○議長（熊田 宏君） 議会の進行は重いものですので、撤回できませんので申しわけありません。

質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

1番。

〔1番 富永創造君登壇〕

○1番（富永創造君） 議場の皆さん、こんにちは。傍聴席の皆さん、お疲れさまです。

議案第12号 矢吹町公園の指定管理者の指定について、反対の意見でお話しさせていただきます。

この大池公園の柳の件とかかわるわけですが、これは柳1本であっても我々住民の財産であります。町の財産であります。それが15本、安易な伐採と思えるような印象を受けて、伐採されてしまいました。

この点の反省を検証し、利用者や住民の意見を聞いた公園管理のための環境ガイドライン、こういったものをつくられる考えがあるのかどうか。どうもそこら辺が、反省点が十分生かされないまま、この大池公園の指定管理者が決定されようとしております。

その点、この点に関して私はこのまま黙認はできないという立場から、反対の討論をさせていただきます。

以上であります。

○議長（熊田 宏君） ほかに討論の発言はございませんか。

10番。

〔10番 角田秀明君登壇〕

○10番（角田秀明君） 私は議案第12号に賛成の立場で討論をさせていただきます。

実は、いろいろと産業常任委員会でも問題は提起されましたが、やはり執行側もこれから町民の声に耳を傾けながら、そういった形も注意しながらやっていく、そして、よりよい公園づくりをしていきたいというような執行側の説明があったということで、私たちも納得をしたわけでありますけれども。そういった形で確かに皆さんいろいろ反対があったと思いますけれども、これからやはり執行側のほうに対しては、町民の声に耳を傾けながら執行するというようなことで我々も賛成しましたので、私もその執行側の答弁に対して賛成した

わけでありますので、今回の12号に対しては賛成の立場から討論をさせていただきましたので、皆さんの同意をよろしくお願い申し上げまして、賛成討論にかえさせていただきます。

○議長（熊田 宏君） ほかに討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（熊田 宏君） 討論なしと認め、これにて討論は終結いたします。

これより議案第6号 矢吹町手数料条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（熊田 宏君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第6号は委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第7号 矢吹町介護保険条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（熊田 宏君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第7号は委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第11号 矢吹町農村公園の指定管理者の指定についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（熊田 宏君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第11号は委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第12号 矢吹町公園の指定管理者の指定についてを採決いたします。

この採決は、起立により採決いたします。

委員長報告のとおり可決することに同意する諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（熊田 宏君） 起立多数であります。

よって、本案は委員長報告のとおり可決することに決しました。

これより陳情第2号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出の陳情を採決いたします。

お諮りいたします。本件に対する委員長報告は採択であります。

本件を委員長報告のとおり採択することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（熊田 宏君） ご異議なしと認めます。

よって、陳情第2号は委員長報告のとおり採択することに決しました。

次に、陳情第3号 善郷内368-3の道路・舗装の陳情書について、委員長報告は継続審査であります。

◎議案第14号、第15号、第16号、第17号、第18号、第19号の委員長報告、質疑、

討論、採決

○議長（熊田 宏君） 日程第3、これより議案第14号、第15号、第16号、第17号、第18号及び第19号を一括議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

第1予算特別委員会委員長、5番、薄葉好弘君。

〔5番 薄葉好弘君登壇〕

○5番（薄葉好弘君） それでは、第1予算特別委員会審査結果報告書。

第402回矢吹町議会定例会において、当委員会に付託されました案件につきまして、審査が終了したので、矢吹町議会会議規則第77条の規定により報告をいたします。

1から6までは記載のとおりでございます。

7、審査結果。

当委員会に付託されました議案第14号、第15号、第16号、第17号、第18号及び第19号の審査結果は、次のとおりです。

議案第14号 平成28年度矢吹町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）。

本案は、既定の歳入歳出予算にそれぞれ56万4,000円を追加し、総額を23億6,660万4,000円とするものであります。

歳入の内容は、国庫支出金198万3,000円、県支出金153万1,000円をそれぞれ増額し、繰入金295万円を減額するものであります。

歳出の内容は、総務費5,000円、保険給付費167万5,000円、共同事業拠出金46万4,000円をそれぞれ増額し、保健事業費158万円を減額するものであります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第15号 平成28年度矢吹町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）。

本案は、既定の歳入歳出予算からそれぞれ1,354万9,000円を減額し、総額を5億8,274万2,000円とするものであります。

歳入の内容は、諸収入484万円を増額し、繰入金1,398万9,000円、町債440万円をそれぞれ減額するものであります。

歳出の内容は、総務費899万9,000円、事業費170万円、公債費285万円をそれぞれ減額するものであります。

次に、地方債補正の主な内容につきましては、公共下水道整備事業費の減額により公共下水道事業債440万円を減額するものであります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第16号 平成28年度矢吹町介護保険特別会計補正予算（第3号）。

本案は、既定の歳入歳出予算からそれぞれ34万8,000円を減額し、総額を13億6,942万円とするものであります。

す。

歳入の内容は、保険料805万6,000円、県支出金149万3,000円をそれぞれ増額し、国庫支出金153万6,000円、支払基金交付金805万9,000円、繰入金30万2,000円をそれぞれ減額するものであります。

歳出の内容は、総務費34万8,000円を減額するものであります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第17号 平成28年度矢吹町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）。

本案は、既定の歳入歳出予算にそれぞれ22万8,000円を追加し、総額を1億5,710万円とするものであります。

歳入の内容は、後期高齢者医療保険料52万7,000円、諸収入4万7,000円をそれぞれ増額し、繰入金34万6,000円を減額するものであります。

歳出の内容は、後期高齢者医療広域連合納付金42万1,000円、諸支出金4万7,000円をそれぞれ増額し、総務費24万円を減額するものであります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第18号 平成28年度矢吹町水道事業会計補正予算（第3号）。

本案は、収益的収入については、既定の額に1,857万3,000円を増額し、収入予算総額を4億3,373万4,000円とし、収益的支出については、既定の額から58万4,000円を減額し、支出予算総額を4億5,901万6,000円とするものであります。

収入の内容は、営業収益58万5,000円を減額し、営業外収益1,915万8,000円を増額し、支出の内容は、営業費用58万4,000円を減額するものであります。

また、資本的収入については、既定の額から61万9,000円を減額し、収入予算総額を4,034万3,000円とし、資本的支出については、既定の額から800万円を減額し、支出予算総額を2億757万9,000円とするものであります。

収入の内容は、負担金61万9,000円を減額し、支出の内容は、建設改良費800万円を減額するものであります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第19号 平成29年度矢吹町一般会計予算。

本案は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ71億5,000万円とし、あわせて債務負担行為、地方債、一時借入金及び歳出予算の流用について定めるものであり、平成28年度当初予算と比較して2.0%の増額となっております。

討論に入り、青山委員から、人口減少がとまらないなど社会情勢が変化している。以前のような交付税措置は望めないと考える。地方交付税額も減少してきており、20年前の数値まで落ちてきている。今回の予算案は大型の箱物建設が入っており、町民が望む予算配分になっていないため本案に反対する意見。さらに安井委員から、一昨年、消費税や介護保険料が値上げされており、国民、町民の所得がふえていない状況であり、町民の暮らしは厳しい状況である。今回の予算案は、箱物重視の予算案になっている。国保基金、財政調整基金などを活用しながら国保料、介護保険料の低減に努めるべきと考え、本案に反対する意見。一方、鈴木隆司委員から、今回の予算案は第6次矢吹町行財政改革大綱に基づいており、限られた人・予算の中で町民の目線に立った町民サービスの重視を第一に考えた予算であるため、本案に賛成する意見。さらに、富永委員から、本予

算案は、第6次まちづくり総合計画に基づいて3大プロジェクトに大きな事業予算を注ぎ込むことになっている。これから基本計画が策定されると聞いている。復興とそれに対する希望が形になっていく。そのような予算編成になっているため本案に賛成する意見があり、挙手採決の結果、賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上のとおり報告いたします。

○議長（熊田 宏君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（熊田 宏君） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

3 番。

〔3 番 安井敬博君登壇〕

○3 番（安井敬博君） 議場の皆さん、こんにちは。傍聴においでの方皆さん、ありがとうございます。

それでは、議案第19号 平成29年度矢吹町一般会計予算に反対の立場で討論をさせていただきます。

一昨年の消費税率5%から8%への値上げ、それに続く介護保険料の値上げなどによって、町民の生活は大変厳しい状況が依然として続いております。そのような中、今回の予算については箱物重視の予算編成になっており、国保基金、財政調整基金などを活用して国保料や介護保険料の低減に努めるべきであると考えます。

幼稚園の保育料、そして森林除染など、一部評価できる点もありますが、町民の生活を考えるとその辺が十分ではない、そういったことから、本案に反対の立場で討論をさせていただきます。同僚議員の皆様のご賛同をよろしくお願い申し上げます。

○議長（熊田 宏君） ほかに討論はございませんか。

13番。

〔13 番 鈴木隆司君登壇〕

○13 番（鈴木隆司君） 議場の皆さん、こんにちは。

私は、議案第19号 平成29年度矢吹町一般会計予算について賛成の立場で討論をいたします。

平成29年度当初予算編成につきましては、矢吹町復興計画の復興期最終年度として、新たなステージとなる発展期に向け、震災以前、以上の活気あふれるまちづくりを目指す予算編成となっております。

なお、全ての予算において健全財政を基本とし、行財政改革大綱の基本理念に基づきながら、自主財源の確保、経費の抑制、後世への負担となる地方債の縮減に十分考慮したものとなっております。

よって、議員の皆様のご賛同をお願いいたしまして賛成討論といたします。よろしくお願いいたします。

○議長（熊田 宏君） ほかに討論はございませんか。

1 番、富永創造君。

〔1 番 富永創造君登壇〕

○1 番（富永創造君） 議案第19号 平成29年度矢吹町一般会計予算の討論に対して賛成の立場で申し述べたい

と思います。

この予算は適正な配分であると思います。それゆえ賛成という立場ではありますが、この予算に対して3点ほど問題提起をさせていただきます。

1つは、補助幹線道路新町西線整備工事であります。この必要性、有効性に大きな疑問があると私は思っております。

2つ目、先ほどの大池公園の件であります。

そして3つ目、これは複合施設の基本計画素案を検討委員会の意見を反映させて作成するとのことでありまして、基本計画策定のスケジュールは現在、半年おくれてはいますが、8月中旬までに5回ほど整備検討委員会が開かれ、そしてその中で子育て支援センター、観光交流センター、地域交流センター、図書館が入る複合的な機能を有する施設をつくるのに、その施設のあり方に対して2回の開催、そして施設設計に対して2回ほどの開催ということではありますが、この最重要プロジェクトの基本計画に対して、基本計画の素案ができ、そして報告、提案されると聞いております。このようなスケジュール内容で、復興と震災の深い悲しみを乗り越えるための希望がどういう形で出てくるのか楽しみであります。そして、複合施設の基本計画をぜひ期待して待つものであります。住民に説明はするが、行政側のプランを説明するだけ説明して委員会の結論を押しつけ、納得してもらおうということがないようにと私は考えております。

図書館の利用者、年間10万人とか20万人とかを実現している茂木町や紫波町、岩手県の紫波町ですね、のプロジェクトと比べると、専門的な機能を持つ図書館や地域交流センターのそれぞれの運営、そのあり方といったソフト面づくりが重要視されると考えられます。基本計画によっては、年間利用者が2万、3万の話ではなく、10万、20万になる可能性もあるわけです。ぜひ、そのような内容を持つ基本計画の策定を望むものであります。そう実現できるよう、現在準備していると思いますし、この最重要プロジェクトに対し執行部が一丸になって取り組んでいるとも考えられます。もう進んでおります。例えば話ですけれども、高級乗用車だけ1台どんと住民の前に用意され、しかし運転手はいない。乗る人もいない。ただ高いローンだけが住民に残されるといったことだけは、そういうことは避けていただけるであろうと思います。

こういう問題点を指摘させていただきましたが、総合的観点からこの予算配分に対して、私は賛成という立場でお話しさせていただきました。同僚議員の賛成をいただくものであります。

以上であります。

○議長（熊田 宏君） ほかに討論はございませんか。

7番、青山英樹君。

〔7番 青山英樹君登壇〕

○7番（青山英樹君） 議場の皆様、こんにちは。傍聴にお越しの皆様方、心よりお礼を申し上げます。ありがとうございます。

それでは、議案第19号 平成29年度矢吹町一般会計予算に関しまして反対の立場で討論をいたします。

まず、反対の理由としましては、やはり社会情勢というものが大きな理由になります。特に、高齢化で亡くなる方が多い、広報やぶきを見てもそのようなことにある中で、生まれる子供が少ない。そのような自然減が非常に目立ってきております。人口は右肩下がりであり、住民が少なくなると経済が停滞し、税収も減って住

民サービスは低下してくるという傾向にあります。そして、若者は仕事を求めて都市へ向かい、さらに住民が減る。こうした悪循環があちこちで起きているのが現状でございます。

2点目としまして、やはりこの30年余り、日本のGDPはわずか1.5倍であります。非常に低調を来している。そして、資本主義社会の構造も、いわゆる空間的なものが多くなり、日本企業も海外に行っては安い人件費等で生産をしていくと、日本国内においては、やはり停滞の兆しがあるということでございます。

そのような中、そして我が町政におきましては、この29年度予算も大型箱物事業がめじろ押しに進まれる計画となっております。この公共施設等というものの維持管理におきましては、一般的に言われているのが、その箱物の生涯的に見て建設費の4倍から5倍の維持管理費等がかかるというふうに試算されております。このような中であって、財源的には地方交付税が非常に少なくなってきたとあります。23年前の平成6年の基準にまで落ちてきており、なおかつ国としましては、財政の縮小あるいは人件の削減等を旗印として、成果主義そしてトップランナー方式という方式を取り入れて交付税を減少していく方向にきております。

このような中にありまして、住民の皆様方の望みというのは、本当の豊かさとはどういうものなのか、昔の右肩上がりの経済成長ではなく、今のこの状況にあつてのこの変化を捉えた中では、本当の豊かさというものを求めていきたいという町民の声が多く聞かれます。そこには、子育て、介護、最後のとりでとしての矢吹町を模索し、願う町民が多いわけでございます。このような観点に立てば、今、29年度もやはり転換期の一つではないかというふうに考えまして、そのような予算配分になるような予算を求めるものでございます。

以上を理由としまして、議案第19号に反対をいたします。同僚議員のご判断をよろしくお願いいたします。

○議長（熊田 宏君） ほかに討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（熊田 宏君） 討論なしと認め、これにて討論は終結いたします。

これより議案第14号 平成28年度矢吹町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（熊田 宏君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第14号は委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第15号 平成28年度矢吹町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（熊田 宏君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第15号は委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第16号 平成28年度矢吹町介護保険特別会計補正予算（第3号）を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（熊田 宏君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第16号は委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第17号 平成28年度矢吹町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（熊田 宏君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第17号は委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第18号 平成28年度矢吹町水道事業会計補正予算（第3号）を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（熊田 宏君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第18号は委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第19号 平成29年度矢吹町一般会計予算を採決いたします。

お諮りいたします。この採決は起立により行います。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり可決することに賛成する諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（熊田 宏君） 起立多数であります。

よって、議案第19号は委員長報告のとおり可決されました。

**◎議案第13号、第20号、第21号、第22号、第23号、第24号、第25号、第26号
の委員長報告、質疑、討論、採決**

○議長（熊田 宏君） 日程第4、これより議案第13号、第20号、第21号、第22号、第23号、第24号、第25号及び第26号を一括議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

第2予算特別委員会委員長、10番、角田秀明君。

〔10番 角田秀明君登壇〕

○10番（角田秀明君） 第2予算特別委員会審査結果報告書。

第402回矢吹町議会定例会において、当委員会に付託されました案件につきまして、審査が終了したので、矢吹町議会会議規則第77条の規定により報告をいたします。

1から6までは記載のとおりでありますので、よろしくお願いします。

7、審査結果。

当委員会に付託されました議案第13号、第20号、第21号、第22号、第23号、第24号、第25号及び第26号の審査結果は次のとおりであります。

議案第13号 平成28年度矢吹町一般会計補正予算（第7号）。

本案は、既定の歳入歳出予算からそれぞれ8,338万9,000円を減額し、総額を74億495万4,000円とするとともに、繰越明許費の補正を行うものであります。

歳入の主な内容は、繰入金183万8,000円、諸収入360万9,000円をそれぞれ増額し、使用料及び手数料531万1,000円、国庫支出金1,125万9,000円、県支出金5,811万9,000円、財産収入1,500万円をそれぞれ減額するものであります。

歳出の主な内容は、農林水産業費が塩化カリ肥料等の消耗品費等により1,832万1,000円の増額、公債費が震災関係事業に係る元金償還金の確定等により4,251万5,000円の増額、総務費が人件費の精査等により1,997万8,000円の減額、民生費が小規模保育園改修等支援事業補助金等により2,469万7,000円の減額、衛生費が放射線対策事業に係る住宅除染の完了等により5,290万4,000円の減額、土木費が公共下水道事業特別会計の公債費等の確定に伴う繰出金等により3,559万9,000円を減額するものであります。

繰越明許費補正の内容につきましては、個人番号カード交付事業等の7事業について、年度内完了が困難なことから総額1億4,823万1,000円を追加し、また、矢吹駅周辺地区都市再生整備計画事業については増額変更するものであります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第20号 平成29年度矢吹町国民健康保険特別会計予算。

本案は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ23億5,305万9,000円とし、一時借入金及び歳出予算の流用について定めるものであり、平成28年度当初予算と比較して2.5%の増額となっております。

歳入の主な内容は、国民健康保険税4億4,050万1,000円、国庫支出金4億8,456万2,000円、療養給付費交付金3,966万円、前期高齢者交付金4億2,992万円、県支出金9,266万5,000円、共同事業交付金5億8,564万3,000円、繰入金2億7,836万7,000円となっております。

歳出の主な内容は、保険給付費13億4,913万3,000円、後期高齢者支援金等2億4,335万3,000円、介護納付金1億335万8,000円、共同事業拠出金5億6,762万4,000円となっております。

討論に入り、藤井委員からは、平成30年度から広域化され、平成29年度は町が運営する最後の年である。国保基金が3億円あり、町民の負担軽減をすべきであり、反対する意見。一方、鈴木一夫委員から、厳しい財政状況の中、適切でバランスのよい予算となっており本案に賛成する意見があり、挙手採決の結果、賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第21号 平成29年度矢吹町公共下水道事業特別会計予算。

本案は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ5億7,625万5,000円とし、債務負担行為、地方債及び一時借入金について定めるものであり、平成28年度当初予算と比較して3.4%の減額となっております。

歳入の主な内容は、使用料及び手数料1億1,790万7,000円、繰入金2億4,922万7,000円、町債1億6,540万円となっております。

歳出の主な内容は、総務費1億4,156万2,000円、事業費1億3,699万4,000円、公債費2億9,669万9,000円と

なっております。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第22号 平成29年度矢吹町土地造成事業特別会計予算。

本案は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ56万8,000円とし、一時借入金について定めるものであり、平成28年度当初予算と同額となっております。

歳入の内容は、繰越金56万8,000円となっております。

歳出の内容は、一般管理費56万8,000円となっております。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第23号 平成29年度矢吹町農業集落排水事業特別会計予算。

本案は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2億9,012万4,000円とし、債務負担行為、地方債及び一時借入金について定めるものであり、平成28年度当初予算と比較して14.8%の増額となっております。

歳入の主な内容は、使用料及び手数料2,662万7,000円、繰入金1億2,976万2,000円、町債1億170万円となっております。

歳出の主な内容は、維持管理費4,964万6,000円、事業費8,384万6,000円、公債費1億5,633万2,000円となっております。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第24号 平成29年度矢吹町介護保険特別会計予算について。

本案は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ13億9,346万円とし、一時借入金及び歳出予算の流用について定めるものであり、平成28年度当初予算と比較して4.0%の増額となっております。

歳入の主な内容は、保険料3億554万円、国庫支出金2億9,840万2,000円、支払基金交付金3億6,250万3,000円、県支出金1億9,780万1,000円、繰入金2億2,214万5,000円となっております。

歳出の主な内容は、総務費4,489万円、保険給付費12億5,771万円、地域支援事業費8,065万8,000円となっております。

討論に入り、藤井委員から、一昨年度から介護保険料が値上げされ、町民の生活を鑑み、負担を軽減する何らかの方策をとるべきであるため反対する意見。一方、大木委員から、要介護者が増加している状況で、町では低所得者への支援体制を構築しており、国、県との負担割合も定められているため、それを崩すとひずみが生じるおそれがある。よく取り組んでおり評価できるため、本案に賛成する意見があり、挙手採決の結果、賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第25号 平成29年度矢吹町後期高齢者医療特別会計予算。

本案は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億5,763万5,000円とし、一時借入金について定めるものであり、平成28年度当初予算と比較して0.9%の増額となっております。

歳入の主な内容は、後期高齢者医療保険料1億808万2,000円、繰入金4,912万5,000円となっております。

歳出の主な内容は、総務費860万6,000円、後期高齢者医療広域連合納付金1億4,862万7,000円、諸支出金40万1,000円となっております。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第26号 平成29年度矢吹町水道事業会計予算について。

本案は、収益的収入については、総額4億3,149万1,000円とし、主な内容は、水道使用料を主とする営業収益3億7,655万9,000円、他会計負担金を主とする営業外収益5,493万円となっております。

収益的支出については、総額4億5,387万円とし、主な内容は、受水費1億6,057万1,000円、減価償却費1億4,510万6,000円、企業債利息2,590万7,000円となっております。

資本的収支については、収入が出資金3,042万6,000円など、総額5,492万9,000円に対して、支出の総額は2億330万6,000円となり、差し引き不足1億4,837万7,000円は過年度分損益勘定留保資金などで補填するものがあります。

資本的支出の主な内容は、工事請負費3,950万円、企業債償還金1億5,180万6,000円となっております。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上のとおり報告をいたします。

○議長（熊田 宏君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（熊田 宏君） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

12番、藤井精七君。

〔12番 藤井精七君登壇〕

○12番（藤井精七君） 議場の皆さん、こんにちは。また、傍聴者の方々、本当にありがとうございます。

私は、議案第20号及び第24号に反対の立場で討論をいたします。

議案第20号 平成29年度矢吹町国民健康保険特別会計予算に反対の立場で討論いたします。

2018年、平成30年度から国民健康保険の運営主体が市町村から都道府県、すなわち福島県に移ります。今後、保険料は市町村ごとに標準保険料率など支障が来ると思います。今その最中だと思いますが、29年度は町独自で予算を組む最後の年度になると思いますが、納税の申告時には、特に国保税の納入の苦勞の話がよく聞かれます。100円でも安くないかなという声です。納税者の切実な声、そういう声に応えるためにも、国保の基金の活用により軽減策を講じていただきたいと思います。そういった立場から、この議案第20号に反対するものです。

次に、議案第24号 平成29年度矢吹町介護保険特別会計予算に反対の立場で討論いたします。

高齢者の多くは、この年金の引き下げ、いつとまるか現在はありません。ますます生活が厳しくなっております。また、一昨年の介護保険の見直しにより保険料も値上がりが出て、大きな負担となっております。

町民の負担軽減と、そういう声に応えるためにも、町の負担軽減策をぜひともという考えで、私はこの平成29年度矢吹町介護保険特別会計予算に反対をいたします。

○議長（熊田 宏君） ほかに討論はございませんか。

6番、鈴木一夫君。

〔 6 番 鈴木一夫君登壇〕

○ 6 番（鈴木一夫君） こんにちは。

私は、議案第20号 平成29年度矢吹町国民健康保険特別会計予算について賛成の立場で討論をさせていただきます。

被保険者数が減少し、厳しい財政状況の中ではございますが、保険料率を変更することなく、予防医療としまして人間ドック、特定健診の実施、レセプト点検等の徹底及び医療費通知やジェネリック医薬品使用促進等の啓発活動により医療費の抑制に努めるなど、バランスのとれた適切な予算になっているというふうに思います。

よって、この案は、適正かつ安定した運営がなされていると考えますので、本案に賛成をするものであります。議員の皆様のご賛同をよろしくお願い申し上げ、賛成討論とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（熊田 宏君） ほかに討論はございませんか。

8 番、大木義正君。

〔 8 番 大木義正君登壇〕

○ 8 番（大木義正君） 議場の皆さん、こんにちは。また、傍聴においでくださいました皆様、ありがとうございます。

私は、議案第24号 平成29年度矢吹町介護保険特別会計予算について賛成の立場で討論いたします。

現在、団塊の世代が65歳以上となり、全国的に急激に高齢化が進んでおりますが、本町においても同様であり、要介護認定者数が増加し、介護サービスの利用も年々増加しております。このような状況の中で、平成29年度から地域支援事業として新たに介護予防、日常生活支援総合事業を実施するなど、介護予防事業に積極的に取り組む予算内容となっており、歳入歳出ともに適切に予算が組まれていることから、本案に賛成するものであります。議員の皆様のご賛同をお願い申し上げ、賛成討論といたします。

○議長（熊田 宏君） ほかに討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（熊田 宏君） 討論なしと認めます。これにて討論は終結いたします。

これより議案第13号 平成28年度矢吹町一般会計補正予算（第7号）を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（熊田 宏君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第13号は委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第20号 平成29年度矢吹町国民健康保険特別会計予算を採決いたします。

お諮りいたします。この採決は起立により行います

本案に対する委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり可決することに賛成する諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（熊田 宏君） 起立多数であります。

よって、議案第20号は委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第21号 平成29年度矢吹町公共下水道事業特別会計予算を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（熊田 宏君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第21号は委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第22号 平成29年度矢吹町土地造成事業特別会計予算を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（熊田 宏君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第22号は委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第23号 平成29年度矢吹町農業集落排水事業特別会計予算を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（熊田 宏君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第23号は委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第24号 平成29年度矢吹町介護保険特別会計予算を採決いたします。

お諮りいたします。この採決は起立により行います。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり可決することに賛成する諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（熊田 宏君） 起立多数であります。

よって、議案第24号は委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第25号 平成29年度矢吹町後期高齢者医療特別会計予算を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（熊田 宏君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第25号は委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第26号 平成29年度矢吹町水道事業会計予算を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（熊田 宏君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第26号は委員長報告のとおり可決されました。

以上で全ての審議は終了いたしました。ここで会期中に町長から追加議案の提出及び議員発議等がございましたので、提出議案等の概要説明による全員協議会を開き、そして引き続きその取り扱いについて議会運営委員会を開催するため、暫時休議いたします。

（午後 2 時 13 分）

○議長（熊田 宏君） 再開いたします。

（午後 2 時 39 分）

◎ 日程の追加

○議長（熊田 宏君） 本定例会に提出されました追加議案等の取り扱いについて、先ほど議会運営委員会において協議されましたので、その結果報告を求めます。

議会運営委員会委員長、6 番、鈴木一夫君。

〔6 番 鈴木一夫君登壇〕

○6 番（鈴木一夫君） ご報告をいたします。

会期中に、町長から提出がありました同意 1 件の追加議案が提出されました。また、議会運営委員会委員長から提出のあった閉会中の継続調査の申し出及び議員の派遣についての取り扱いについて企画総務課長及び議会事務局長から説明を求め、協議をいたしました結果、お手元に配付の追加議案日程表のとおり本日の議事日程に追加し、全体審議をすることに協議が成立しました。皆様のご協力をよろしくお願いいたします。

以上で議会運営委員会からの報告とさせていただきます。

〔発言する者あり〕

○6 番（鈴木一夫君） 申しわけありません。日程としまして、発議第 1 号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書が提出されております。それについて同様に今後の日程に組み入れ、議題とさせていただきます。大変失礼いたしました。よろしくお願いいたします。

○議長（熊田 宏君） 角田議員、ご指摘ありがとうございます。

お諮りいたします。ただいまの委員長報告のとおりこれを本日の日程に追加し、議題にしたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（熊田 宏君） ご異議なしと認めます。

よって、これを日程に追加し、議題にすることに決しました。

なお、追加日程については、お手元の配付資料のとおりであります。

◎ 同意第 1 号の上程、説明、採決

○議長（熊田 宏君） 日程第 5、これより同意第 1 号 副町長の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

事務局長に同意第 1 号を朗読させます。

事務局長、梅原喜美君。

〔事務局長朗読〕

○議長（熊田 宏君） 提出者の説明を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） 議場の皆さん、こんにちは。

それでは、同意第 1 号 副町長の選任につき同意を求めることについてであります。本案は、副町長の任期がこの 3 月 31 日をもって満了となり、渡邊正樹副町長が退任の意向であることから、新たに、矢吹町曙町 291 番地、藤田忠晴氏を副町長に選任いたしたく、地方自治法第 162 条の規定に基づき、議会の同意を求めるものであります。

藤田氏は、平成 28 年 3 月まで本町職員として 42 年の長きにわたり町政発展のため尽力されてまいりました。その間、教育委員会教育次長、企画経営課長、総務課長等を歴任し、町の重要な政策決定、職員の人材育成に携わるなど卓越した識見と誠実さを有し、人格高く、広く社会の実情に通じた人物であります。退職後の平成 28 年 4 月からは、企業誘致特任専門員として、任期つき職員の立場で精力的に企業誘致交渉等の職務にご尽力いただいているところでございます。今後は、私の補佐役として、また、私の補助機関である職員の監督者として豊富な行政経験と識見を生かし町政運営にご尽力いただきたく、ここに提案をいたしました。

皆様の満場一致のご同意をお願い申し上げまして、提案の説明とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

○議長（熊田 宏君） 本件は人事案件でありますので、質疑、討論を省略し、直ちに採決に入ります。

この採決は起立により行います。

同意第 1 号に同意することに賛成する諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（熊田 宏君） 起立全員であります。

よって、同意第 1 号 副町長の選任につき同意を求めることについては、同意することに決しました。

ここで、ただいま同意されました藤田忠晴氏を紹介するため、暫時休議いたします。

（午後 2 時 4 6 分）

○議長（熊田 宏君） 再開いたします。

（午後 2 時 4 7 分）

◎ 発議第 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（熊田 宏君） 日程第 6、これより発議第 1 号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書（案）を議題といたします。

事務局長に発議第 1 号を朗読させます。

事務局長、梅原喜美君。

〔事務局長朗読〕

○議長（熊田 宏君） 提出者の報告を求めます。

11番、吉田伸君。

〔11番 吉田 伸君登壇〕

○11番（吉田 伸君） それでは、福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書（案）。

最低賃金制度は、非正規労働者を含むすべての労働者の賃金の最低額を法律により保障するものであり、毎年、中央最低賃金審議会が作成する「目安額」を参考に各都道府県最低賃金審議会の審議を経て、地域別最低賃金を決定することとされております。

この最低賃金の引き上げについては、2013年に政府が決定した「経済財政運営と改革の基本方針」ならびに「日本再興戦略」において、引き上げの意向が示されるとともに、2016年 6 月に閣議決定された「ニッポン一億総活躍プラン」においても「毎年年率 3 %程度を目途とした引き上げにより全国加重平均1000円を目指す」との目標が掲げられております。

最低賃金の引き上げは、全労働者の 4 割にも達しようとしている非正規労働者の所得の向上に直結し、内需の拡大に寄与することから、日本経済がデフレからの脱却をはかり持続可能な経済の好循環に結び付けるためには、最低賃金の大幅な引き上げが必要不可欠であります。また、2019年10月に予定されている消費税率の引き上げが、非正規労働者に与える影響を考えた場合、最低賃金を持つセーフティネット機能を維持するためにも物価上昇と消費税率の引き上げ分を考慮した最低賃金額の引き上げが必要となります。併せて、福島県の復興を促進させるうえでも、最低賃金の引き上げにより、一定水準の賃金が確保されることは、県内の労働力の確保や若年層を中心とした労働人口の県外流出に歯止めをかけるうえで非常に重要な事となります。

現在の福島県最低賃金は、時間額で726円となっておりますが、政府が目指すとしている全国加重平均1000円には程遠い金額であり、その水準は2007年からの 9 年間全国水準で31位と低位にあるなど、県内勤労者の賃金水準や経済実勢などと比較しても極めて低く、一般的な賃金の実態に見合った十分な水準の引き上げが極めて重要な課題となっております。

よって、矢吹町議会は福島県の一層の発展をはかるため、最低賃金法の趣旨をふまえ、福島県最低賃金に関する、次の事項について強く要望します。

記

1、福島県最低賃金については、政府が掲げる「年率 3 %程度をめどに引き上げ、全国平均で1000円を目指す」との方針に沿って相応の引き上げを行なうこと。

2、福島県の復興促進、労働人口の県外流出に歯止めをかけることを踏まえ、上積みの改正をはかること。

3、中小・地場企業に対する支援策等を強化し、最低賃金の引き上げを行う環境を整備する。

4、一般労働者の賃金引き上げ時期を踏まえ、福島県最低賃金の改定諮問時期を可能な限り 早め早期発効に努めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成29年3月21日。

衆議院議長殿、内閣総理大臣殿、厚生労働大臣殿、福島労働局長殿。

福島県矢吹町議会議長、熊田宏。

以上です。

○議長（熊田 宏君） これより発議第1号に対する質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（熊田 宏君） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（熊田 宏君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。発議第1号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書（案）は、これを提出することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（熊田 宏君） ご異議なしと認めます。

よって、発議第1号の意見書は提出することに決しました。

◎閉会中の継続調査の申出について

○議長（熊田 宏君） 日程第7、これより閉会中の継続調査の申出を議題といたします。

お手元に配付した資料のとおり、議会運営委員会委員長から継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。議会運営委員会委員長の申し出のとおり、会期外の付託とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（熊田 宏君） ご異議なしと認めます。

よって、議会運営委員会委員長からの会期外付託調査の申し出のとおりとすることに決しました。

◎議員の派遣について

○議長（熊田 宏君） 日程第8、これより議員の派遣についてを議題といたします。

会議規則第122条第1項の規定により、別紙のとおり議員の派遣をいたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（熊田 宏君） ご異議なしと認めます。

よって、別紙のとおり派遣することに決しました。

これにて本日の議案審議は全部終了いたしました。

◎議長発言

○議長（熊田 宏君） 続きまして、私から、本定例会を最後に今月31日に退職とされます渡邊副町長さんへ、一言お礼の言葉を申し上げたいと存じます。

副町長、渡邊正樹さんにおかれましては、2期8年にわたり野崎町政を支えていただき、議会運営や審議に多大なるご尽力をいただき、感謝申し上げます。

今後は健康に留意され、これからの生活を十分に楽しんでいただきたいと思います。また、町政、議会活動に温かいご支援、ご指導、ご鞭撻をいただきますようお願い申し上げまして、お礼の言葉といたします。

最後に、副町長よりご挨拶をいただきたいと思います。

副町長、渡邊正樹君。

〔副町長 渡邊正樹君登壇〕

○副町長（渡邊正樹君） 発言の機会をいただき、お礼を申し上げたいと思います。

3月31日、任期満了をもって退任するに当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

議会議員の皆さんには、私の至らぬところを補っていただき、2期8年務めることができましたことに御礼を申し上げたいと思います。ありがとうございました。

矢吹町議会のますますのご発展と、議員各位のご健勝、ご多幸を心からご祈念申し上げて、御礼とかせさせていただきます。大変ありがとうございました。お世話になりました。

〔拍手〕

◎閉会の宣告

○議長（熊田 宏君） 以上で、本定例会の日程は全部終了いたしました。

会議を閉じる前に、先週13、14日に行われました一般質問におきまして、質問をした議員のほうから適切ではなかったということで撤回という発言がありました。これにつきまして、議事録より削除しますということを確認させていただきまして、議長からの報告とします。

以上で本日の会議を閉じます。

お疲れさまでした。

なお、引き続き議員控室及び第4会議室において全員協議会、議会広報委員会を開催しますので、ご協力、ご参集お願いいたします。

これにて、第402回矢吹町議会定例会を閉会といたします。

ご協力まことにありがとうございました。

（午後 2 時 4 9 分）

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成 29 年 6 月 19 日

議 長 熊 田 宏

署 名 議 員 安 井 敬 博

署 名 議 員 加 藤 宏 樹